資料3

国土強靱化
強くて、しなやかなニッポンへ
NATIONAL RESILIENCE

国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第8版）について

令和3年5月31日

内閣官房国土強靱化推進室

国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第8版）の主な改訂内容

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

【改訂の趣旨】

○地域の強靱化は、地域計画を策定すれば終わりではなく、「目指すべき将来の地域の姿」を念頭に、人命の保護を最大限図る等の明確な目標のもと、地域の活性化の観点も意識しながら、行政のみならず民間事業者や住民が主体的に行動し、連携・協力して、その実現に向けて取り組んでいくことが必要。

○このため、ガイドライン（第8版）では、策定済地方公共団体の地域計画に基づく取組の推進（実践）、地域計画の不断の見直し及び内容充実の一層の促進を図るための改訂を実施。

○また、不断の見直し、内容充実や策定の参考となるよう、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」における中長期目標の設定や地域計画策定済団体の実例等から得られた知見等を充実。

※なお、令和3年度末までにほぼ全ての市町村で策定完了となる見込みであるため、次回第9版は、取組の推進（実践）や不断の見直しを中心とした内容とする予定。

【主な改訂内容】

（1）地域計画の内容充実や実効性向上に資するよう、具体的な記載内容や不断の見直しの考え方を提示・充実

①地域計画に基づく取組の推進（実践）や不断の見直しの重要性、具体のポイントについて掲載
＜策定・改訂編66、84頁＞（本資料2頁参照）

②目標設定における中長期の視点に立った期間設定・目標検討の重要性の説明、5か年加速化対策における中長期目標一覧を掲載
＜策定・改訂編36頁＞（本資料3頁参照）

③個別の事業に係る実施内容（箇所、期間、総事業費等）を記載することの重要性の説明、実施内容の記載イメージを掲載
＜策定・改訂編25、26頁＞（本資料4頁参照）

（2）地域計画の不断の見直し・策定の参考となる、具体的な事例等を充実

①地域計画について不断の見直しを行った事例（見直しの実施内容）
＜策定・改訂編91、92頁＞（本資料5頁参照）

②地域計画の充実等を目的に中長期目標の設定や個別の事業を地域計画に明記した事例（地域計画への記載手法等）
＜策定・改訂編28～30、37頁＞（本資料6頁参照）

③実施主体（住民・民間事業者・行政）を地域計画に明記した事例、連携した取組の事例
＜策定・改訂編26、27頁＞（本資料7頁参照）

④地域計画策定の効果の事例（新規事業化等）
＜策定・改訂編81～83頁＞（本資料8頁参照）

（3）見直し、策定の参考となる、リスクシナリオごとの主な施策一覧を追加
＜資料編50～55頁＞（本資料9頁参照）

【参考】主な改訂内容（1）①関係
地域計画に基づく取組の推進（実践）や不断の見直しの重要性、具体のポイントについて掲載

1．計画の推進

地域の強靱化を着実に進めるためには、地域計画に基づく取組の推進が必要です。地域の強靱化の取組の推進に当たっては、以下の「推進体制」を構築した上で、基本法にあるように、国のみならず、地方公共団体・民間事業者・国民を含め全ての関係者の叡(えい)智を結集し、国家の総力をあげて取り組むとともに、地域の民間事業者、住民一人一人が主体的に行動し、実践することが求められます。行政・民間事業者・住民それぞれが連携・協力して、取組を実践していくことが重要です。　（略）

（1）推進体制の構築

（略）

〇構築した「推進体制」における情報共有等は、進捗管理の結果を次年度予算へ反映すること等を考慮して、時期を工夫することも重要です。（略）

2．不断の見直し

国土強靱化は地域計画を策定して終了ではありません。策定後にPDCAサイクルを回して取組を推進するとともに、策定した地域計画について、策定後に発生した自然災害や法改正、新たな制度の展開等の知見、取組の進捗状況等を踏まえ、不断の見直しを行うことが必要です。ここでは、見直しの際に必要となるポイントについて説明します。

まずは下記のチェックフローに沿って、毎年度自団体の現状を確認してください。Actionで確認するリストは次頁にあります。（略）

Action確認リスト（計画の推進）

視点		チェック項目 No.	チェック項目 内容	該当の欄に〇をつけてください	
①	首長のリーダーシップについて	1	地域計画に定めている施策やKPIの進捗状況について、首長と共有できているか。	できていない	できている
②	全庁体制について	2	地域計画の推進に際して、全庁での推進体制を構築できているか。	できていない	できている
③	多様な主体の連携・協力について	3	地域計画の推進に際して、自団体以外の主要な主体（地元組織、民間事業者など）、住民、専門家などの参加を得ているか。	得ていない	得ている
		4	自団体が国土強靱化の取組を進めていることを住民に知ってもらうための積極的な活動ができているか。	できていない	できている
		5	民間企業や住民、NPOなどと協定を結んだり、合同訓練を行ったりするなどの「共助」の体制を構築できているか。	できていない	できている

〇のついた項目について、推進体制の構築を検討してください。

引き続き取組を進めてください。

Action確認リスト（不断の見直し）

視点７		チェック項目 No.	チェック項目 内容	該当の欄に〇をつけてください	
④	最近発生した大規模自然災害について	6	全国で発生した災害と同様の災害が自団体に起こる可能性があるか、あるとして地域計画で想定しているか。 ・令和３年福島県沖を震源とする地震 ・令和元年山形県沖を震源とする地震 ・平成30年北海道胆振東部地震 ・平成30年大阪府北部を震源とする地震 ・令和2年7月豪雨 ・令和元年東日本台風 ・令和元年房総半島台風 ・令和元年8月の前線に伴う大雨 など	可能性はあるが、想定していない	可能性はない、又は想定している
⑤	策定後の知見について	7	策定後の知見を参照して地域計画の内容をチェックしているか。 ・法律改正 ・基本計画の見直し ・５か年加速化対策の策定 ・被災想定の改定　など	チェックしていない、又はチェックして見直しの必要あり	チェックして、見直しの必要なし
⑥	県内で発生した自然災害について	8	計画策定後に県内で発生した自然災害は、現地域計画で想定している想定災害に含まれていたか。	含まれていなかった	含まれていた
		9	計画策定後に県内で発生した自然災害による被害について、現地域計画で想定している「最悪の事態」に含まれていたか。	含まれていなかった	含まれていた
⑦	進捗の確認について	10	施策やKPIの進捗を確認するための仕組みを構築してあるか。 ・年次計画（アクションプラン）の作成 ・各種計画の進捗の共有　など	構築していない	構築してある
⑧	施策やKPIについて	11	施策やKPIで設定した目標値を達成したものについて、目標値を上方修正したり、新たな施策・KPIを設定したりする必要はないか。	必要がある	必要はない
		12	施策やKPIの目標値が達成できていないものは、施策の追加等の見直しを行う必要はないか。	必要がある	必要はない

※本表の視点・チェック項目は71頁の表の続きである

〇のついた項目について、脆弱性評価・対応方策などの見直しを検討してください。

引き続き取組を進めてください。

PDCAサイクル

【参考】主な改訂内容（1）②関係
目標設定における中長期の視点に立った期間設定・目標検討の重要性の説明、5か年加速化対策における中長期目標一覧を掲載

（7）KPIの設定
（略）

○市町村の目標設定においては、例えば、目標を短期と長期に分けて記載することや、短期的な目標については 国や都道府県が設定しているKPIを設定すること、地域の特性に応じた固有の数値指標 等を追加して 記載することが考えられます。また、個別事業についても、完成又は達成の目標年次について記載することも考えられます。

○目標設定においては、地域計画の計画期間に合わせる短期的な目標 だけでなく、「防災・減災国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定。以下「5か年加速化対策」という。）のように、中長期の視点に立った期間設定及び目標を検討する ことも重要です。

〔参考〕 5か年加速化対策における中長期の目標設定の例

・流域治水対策（河川）
　1級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率
　　現状：約65%（令和元年度）　中長期の目標：100%（令和27年度頃）
　2級河川における近年災害の洪水等に対応した河川の整備率
　　現状：約62%（令和元年度）　中長期の目標：100%（令和27年度頃）

・道路施設の老朽化対策
　地方公共団体が管理する道路の緊急又は早期に対策を講ずべき橋梁の修繕措置率
　　現状：約34%（令和元年度）　中長期の目標：100%（令和35年度）　等

・公立小中学校の老朽化対策
　全国の公立小中学校（約2.8万校）のうち、吊り天井等以外の非構造部材（天井材、照明 器具、窓ガラス、外装材、内装材等）の耐震対策実施率
　　現状：48.2%（令和２年４月）　中長期の目標：100%（令和10年度）　等

（5）STEP4　リスクへの対応方策の検討

（略）

○また、基本計画においては、計画の指針としての特性を考慮して、原則として、地域を特定した個別の事業については記載していませんが、地域計画では、その国土強靱化に係る指針性を考慮したとしても、地域計画の実効性を向上し、地域の強靱化を計画的に推進する観点から、いつまでにどこで何をするのか、一定の具体性を持たせることが重要になる場合もあることから、できるだけ地域を特定した個別の事業を記載するとともに、国や他の地方公共団体等の関係者と十分連携しつつ、自団体だけでなく国や他の地方公共団体等に係る個別の事業についても記載することや、個別の事業の実施内容（箇所、期間、総事業費等）についても合わせて記載することが重要です。

（略）

○ 加えて、地域計画の推進においては、行政のみならず民間事業者、住民も重要な主体であり、様々な主体の取組がどのように地域の強靱化に関わるのか、民間投資や住民の主体的な行動、連携・協力につなげる観点から、行政以外も含めた取組主体（行政・民間事業者・住民）の明記や、施策や個別の事業とリスクシナリオとの関連性を明らかにすることも重要です。

［参考］個別の事業の実施内容の記載イメージ

①地域計画の別表等に記載する場合

事業名	箇所	数量	期間	総事業費	実施主体	5か年対策関係	現況	5年後(2025年)の状況
○○川河川改修事業	○○～○○間	○km	2018～2028	○億円	県	該当	約○%（○年度）	約○%
○○地区ため池改修	○○市○○	1か所	2023～2027	○億円	市	該当	0%(2020年度)	約○%
県道○○バイパス道路	○○～○○間	○km	2017～2033	○億円	県		約○%（○年度）	約○%
○○中学校防災対策	○○中学校	○か所	2021～2022	○億円	市	該当	約○%（○年度）	約○%
○○小学校老朽化対策	○○小学校	○m2	2020～2021	○億円	市	該当	約○%（○年度）	約○%
国道○号線CCTV設置	○○市	○基	2022～2023	○億円	国	該当	0%(2020年度)	100%
当該地域の強靱化に必要な事業費合計　約○億円（うち、5年後（2025年）まで○億円）								

②地域計画で自団体の他の計画等を参照する場合

水産基盤整備事業：●●事業計画のｐ○～○参照　　児童養護施設耐震化事業：●●事業計画のp○～○の表○参照　　等

【参考】主な改訂内容（2）①関係
地域計画について不断の見直しを行った事例（見直しの実施内容）

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

［参考］策定済団体の例（地域計画の見直しについて）

・令和２年度における見直し実施都道府県と改訂内容

都道府県名（策定年度）	改訂内容							
	国の計画改訂に伴う見直し	リスクシナリオの見直し	指標・施策の見直し	施策分野の見直し	個別事業の見直し（設定・明記）	脆弱性の再評価	総合計画等の他計画との整合性のための見直し	アクションプランの作成
岩手県（平成28年２月）			○	○				
宮城県（平成29年4月）		○	○			○		
山形県（平成28年３月）	○	○				○		
茨城県（平成29年2月）	○	○	○	○				
栃木県（平成28年２月）	○		○	○				
千葉県（平成29年１月）	○				○			
新潟県（平成28年３月）	○				○		○	○
石川県（平成28年3月）	○							
三重県（平成27年7月）	○				○			
滋賀県（平成28年12月）					○			
京都府（平成28年11月）	○	○					○	
奈良県（平成28年５月）	○		○					
鳥取県（平成28年３月）	○	○	○			○		○
岡山県（平成28年２月）	○		○					
広島県（平成28年３月）	○							
徳島県（平成27年３月）	○							
高知県（平成27年８月）			○	○			○	
長崎県（平成27年12月）	○		○		○	○		

・令和２年度における主な見直し実施市区町村と改訂内容

市区町村名　（策定年度）	改訂内容						
	国及び都道府県の計画改訂に伴う見直し	リスクシナリオの見直し	指標・施策の見直し	個別事業の見直し（設定・明記）	脆弱性の再評価	総合計画等の他計画との整合性のための見直し	アクションプランの作成
北海道江差町（平成30年10月）	○				○		
北海道せたな町（平成30年10月）	○			○		○	
青森県むつ市（平成27年10月）	○		○	○		○	
静岡県浜松市（平成31年３月）			○			○	
愛知県名古屋市（平成28年３月）	○					○	
滋賀県近江八幡市（令和２年3月）	○		○	○	○		
滋賀県野洲市（令和元年12月）			○				
京都府宇治田原町（令和２年３月）						○	
和歌山県和歌山市（平成28年２月）		○	○		○		
和歌山県有田市（令和元年12月）				○		○	
和歌山県日高川町（平成30年3月）						○	
愛媛県西条市（令和元年12月）			○			○	
愛媛県大洲市（平成30年3月）				○			
愛媛県西予市（令和２年３月）	○		○	○			○

・令和２年度における主な改訂内容と具体例

改訂内容	具体例
国及び都道府県の計画改訂に伴う見直し	【都道府県】平成30年の国土強靭化基本計画の変更を反映 【市区町村】国や北海道の変更に伴うリスクシナリオ等を見直し、国の基本計画や県の地域計画の修正に準じて修正
リスクシナリオの見直し	【都道府県】国土強靭化基本計画の見直し（平成30年12月）や近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて「起きてはならない最悪の事態」を見直し、大規模災害と感染症のまん延が同時期に発生するなどこれまで想定されていなかったリスクを追加 【市区町村】土砂災害特別警戒区域の設定に伴うリスクを見直し、事業進捗状況等の見直しによりリスクシナリオを改訂、リスク想定に新型コロナウイルス感染症等の感染症を追加
指標・施策の見直し	【都道府県】重要業績指標等に関する目標年度・目標値を更新等 【市区町村】他自治体の計画等と比較し施策を追加・修正、改訂期までに発生した災害を考慮して施策を追加・変更、重点化施策を見直し・追加
施策分野の見直し	【市区町村】行政機構を踏まえた施策分野ごとの推進方針を見直し、新たに想定される施策分野を設定、脆弱性の分析・評価
個別事業の見直し（別表・別冊の整理等）	【都道府県】「国土強靭化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靭化の取組支援」に対応、地域計画に基づき実施する主な事業の一覧（別冊）を追加、個別事業リストを更新等 【市区町村】補助金等申請時における個別事業を追加、各個別事業の指標値の更新と目標値未達の事業についての原因分析等、予算の「重点化」「要件化」「見える化」への対応として事業名等を明記予定、施策項目別事業一覧の内容を更新（完了事業の削除、完成目標時期、計画期間事業費等の更新）、個別事業について別冊で取りまとめ
脆弱性の再評価	【都道府県】現行施策の対応力について再評価 【市区町村】計画期間経過に伴うPDCAサイクルに基づいた脆弱性評価等を見直し、施策プログラムの脆弱性評価
総合計画等の他計画との整合性のための見直し	【都道府県】県総合計画改定の反映（柱立ての整理等） 【市区町村】総合計画と整合をはかる必要があるため連動して見直し、地域防災計画との整合、総合計画と一体化するかたちで改訂、総合戦略と国土強靭化地域計画がより密接に連携・協力して取り組んでいけるように一体化の深化を図る
アクションプランの作成、アクションプランとの整合性のための見直し	【市区町村】アクションプラン編を延長、各所属で行うべき防災・減災の取組みを見直したアクションプランの修正内容を踏まえて改訂、年次計画（アクションプラン）の策定により計画本文も修正、推進方針に基づく「具体的な施策・事業」と「重要業績指標」を定めた「国土強靭化地域計画アクションプラン」を作成
その他	【市区町村】「国土強靭化策定ツール」を利用して再度全体的に見直し

【参考】主な改訂内容（2）②関係
地域計画の充実等を目的に中長期目標の設定や個別の事業を地域計画に明記した事例を掲載

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

〔参考〕策定済団体の例（中長期の目標設定について）

愛知県豊田市	雨水管渠改修延長　0.1km（2015）　→　1.4km（2038）
滋賀県彦根市	道路整備率（幹線市道、都市計画道路）　55.0%（R1）　→　59.1%（R9） 市民一人あたりの都市公園面積　12.9㎡（R1）　→　15.9㎡（R12）
茨城県大子町	住宅の耐震化率（推計）　54%（2018）　→　70%（2025）
石川県輪島市	1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物量を除く）　502ｇ（H30）　→　480ｇ（R9）
滋賀県日野町	上水道管路の耐震化率　1.7%（H29）　→　11.9%（R10）

〔参考〕策定済団体の例（中長期の目標設定について）

【豊田市国土強靱化地域計画（令和２年３月策定）の場合】
「別紙」で具体の事業を「重点化」「要件化」等関連施策一覧として、リスクシナリオごとに該当する国土強靱化予算、取組指標の現状値・目標値、事業期間、総事業費等を明記しています。
（強靱化予算の「重点化」「要件化」等関連施策一覧＜建設部関係以外＞）

リスクシナリオ	個別具体的施策名	施策内容	該当する国土強靱化予算	取組指標の現状値	取組指標の目標値	事業期間	総事業費（百万円）
1-1	ブロック塀等撤去奨励補助事業	ブロック塀等撤去補助	防災・安全交付金	件数44 件（ 2019 年度）	対策が必要なブロック塀等の減少75 件 (20 20 年度)	2020 ～ 2022 年度 ※以降も継続	12 (2020 年度)
	建築物耐震診断、耐震改修補助、解体補助事業	・木造建築物耐震診断、耐震改修補助、解体補助、耐震シェルター補助 ・非木造建築物耐震診断、耐震設計、耐震改修補助	防災・安全交付金	住宅の耐震化率 93.6%　(2019　年)	住宅の耐震化率9 5%　(20 20 年)	2016 ～ 2020 年度 ※以降も継続	219
	がけ地近接等危険住宅移転補助事業	がけ地に近接した危険住宅を移転する場合、移転等にかかる費用の一部補助	防災・安全交付金			2016 ～ 2020 年度 ※以降も継続	8
	住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業	土砂災害特別警戒区域に建っている住宅等の土砂災害対策改修に係る費用の一部補助	防災・安全交付金	土砂災害特別警戒区域指定箇所 5,468　箇所 (2019　年度)		2017 ～ 2020 年度 ※以降も継続	1
	小中特別支援学校校舎・屋内運動場の新増改築事業	小中特別支援学校校舎・屋内運動場の新増改築工事	学校施設環境改善交付金		中学校1校 (2019~2021年度)		
	地域・学校連携施設整備事業	他の文教施設や福祉施設等との複合化工事	学校施設環境改善交付金		中学校1校 (20 20 ～　2022年度)		
	防災機能強化事業	・建築非構造部材の耐震対策工事（保全改修工事） ・児童生徒等の安全を確保する上で必要な工事	学校施設環境改善交付金		小学校2校（ 2020年度） 小学校6校（ 2021年度）中学校3校（ 2021年度）		
	地震防災対策事業	構造上危険な学校建物の改築や補強工事	学校施設環境改善交付金		中学校1校 (2019　～　2021年度)		
	ブロック塀等撤去奨励補助事業	ブロック塀等撤去補助	防災・安全交付金	件数44 件（ 2019 年度）	対策が必要なブロック塀等の減少75件 (20 20 年度)	2020 ～ 2022 年度 ※以降も継続	12 (2020 年度)
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	市街地整備事業	土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業	防災・安全交付金	6 地区施行中(2019　年)	完了 (20 25 年)	2019~ 2023年
		消防防災施設整備事業	消防防災施設（耐震性貯水槽等）整備	消防防災施設整備費補助金	消防水利整備率78 .2%　(2019年)	消防水利整備率100% (2037年)	
		緊急消防援助隊設備整備事業	緊急消防援助隊設備（緊急消防援助隊登録車両及び各種資機材等）整備	緊急消防援助隊設備整備費補助金	緊急消防援助隊登録車両17 台	緊急消防援助隊登録車両17 台	

【参考】主な改訂内容（2）③関係
実施主体（住民・民間事業者・行政）を地域計画に明記した事例、連携した取組の事例を掲載

〔参考〕策定済団体の例（実施主体の明記）

【館林市強靱化計画
（令和２年３月策定）の場合】
自助・共助・公助の観点から各施策における主体を明確化するため、「市民」「事業者」「行政」のそれぞれについて、脆弱性の分析・評価を行うとともに、主な事業における直接の対象者を上記主体ごとに明記しています。

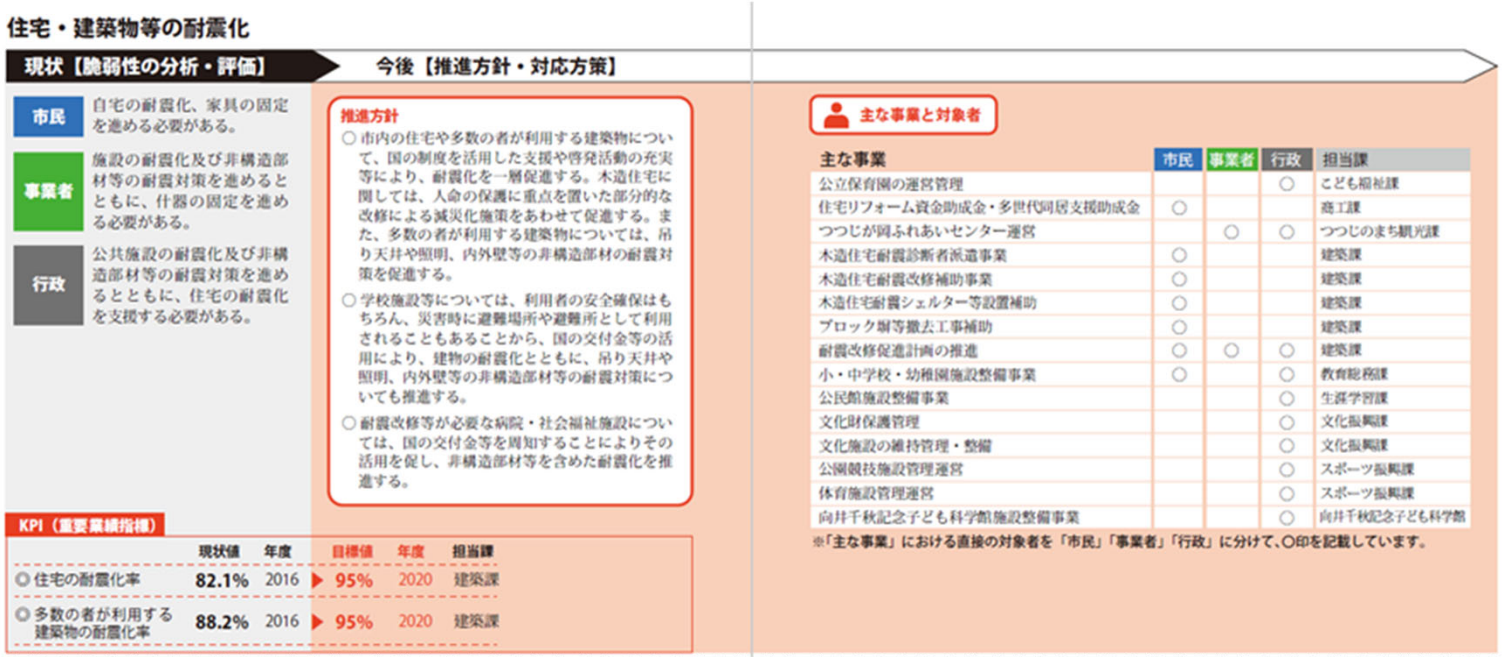

住宅・建築物等の耐震化

現状【脆弱性の分析・評価】

市民　自宅の耐震化、家具の固定を進める必要がある。

事業者　施設の耐震化及び非構造部材等の耐震対策を進めるとともに、什器の固定を進める必要がある。

行政　公共施設の耐震化及び非構造部材等の耐震対策を進めるとともに、住宅の耐震化を支援する必要がある。

今後【推進方針・対応方策】

推進方針
- ○市内の住宅や多数の者が利用する建築物について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実等により、耐震化を一層促進する。木造住宅に関しては、人命の保護に重点を置いた部分的な改修による減災化施策をあわせて促進する。また、多数の者が利用する建築物については、吊り天井や照明、内外壁等の非構造部材の耐震対策を促進する。
- ○学校施設等については、利用者の安全確保はもちろん、災害時に避難場所や避難所として利用されることもあることから、国の交付金等の活用により、建物の耐震化とともに、吊り天井や照明、内外壁等の非構造部材等の耐震対策についても推進する。
- ○耐震改修等が必要な病院・社会福祉施設については、国の交付金等を周知することによりその活用を促し、非構造部材等を含めた耐震化を推進する。

KPI（重要業績指標）

	現状値	年度	目標値	年度	担当課
○住宅の耐震化率	82.1%	2016	▶ 95%	2020	建築課
○多数の者が利用する建築物の耐震化率	88.2%	2016	▶ 95%	2020	建築課

主な事業と対象者

主な事業	市民	事業者	行政	担当課
公立保育園の運営管理			○	こども福祉課
住宅リフォーム資金助成金・多世代同居支援助成金	○			商工課
つつじが岡ふれあいセンター運営		○	○	つつじのまち観光課
木造住宅耐震診断者派遣事業	○			建築課
木造住宅耐震改修補助事業	○			建築課
木造住宅耐震シェルター等設置補助	○			建築課
ブロック塀等撤去工事補助	○			建築課
耐震改修促進計画の推進	○	○	○	建築課
小・中学校・幼稚園施設整備事業	○		○	教育総務課
公民館施設整備事業			○	生涯学習課
文化財保護管理			○	文化振興課
文化施設の維持管理・整備			○	文化振興課
公園競技施設管理運営			○	スポーツ振興課
体育施設管理運営			○	スポーツ振興課
向井千秋記念子ども科学館施設整備事業			○	向井千秋記念子ども科学館

※「主な事業」における直接の対象者を「市民」「事業者」「行政」に分けて、○印を記載しています。

〔参考〕策定済団体の例（民間事業者との防災協定の締結）

・山形県山形市は、株式会社ヤマコンが所属する山形県コンクリート圧送協会及び山形中央生コンクリート協同組合と協同で「災害時における消防活動応援に関する防災協定」を締結しています。

協定締結の経緯	上記組合から、東日本大震災原発事故や糸魚川の大規模火災においてコンクリートミキサー車等による消防活動業務が有効であったことから、大規模火災等の災害が発生した場合の消防活動への支援の申し出を受け、災害時の円滑な消防活動の推進と災害対策の充実強化を図るため平成29年７月27日に協定を締結するに至った。
平時の取組	毎年防災の日にが開催する合同訓練に参加し、地域の方や他団体と交流を深めるとともに、コンクリートポンプ車が消火活動等に対応できることを広く紹介 防災訓練において放水するコンクリートポンプ車
災害時の対応	・地震等により消火栓が使用できなくなった場合に貯水槽に給水を行うことや、消防車と協力して消火活動 ・コンクリートポンプ車は吸引も可能であるため、集中豪雨時の排水活動に貢献
地域計画への記載方法	「施策分野ごとの施策推進方針」において、民間事業者との連携強化を以下のように記載。 “災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、災害に関する応援協定を締結する団体と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を図る。”

策定済団体における地域計画策定の効果：⑧大阪府東大阪市（令和2年3月）

脆弱性評価により課題を抽出

・地域計画の策定において脆弱性評価を実施し、市施設としての備蓄倉庫、また市の物資集積拠点ともなり得る倉庫の必要性が顕在化してきた。

・東大阪市では第一次避難所（小中学校等）の備蓄倉庫以外に、民間施設の一部を主に備蓄倉庫として利用している。しかし、借用部分は１年更新であるとともに、元々倉庫としての建築物ではないため、部屋や通路の形状が荷物の搬入・搬出作業には不向きであった。

防災倉庫の整備検討を早期に実施

・地域計画の策定を受けて、市内において最大震度６弱が想定されている南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきていることも踏まえ、事業検討を早期に行うこととした。

・令和２年度に入り、防災倉庫の建設に向けた検討を始め、令和３年１月から防災倉庫の建設にかかる庁内会議を開始しており、今後も協議を重ね、速やかな事業の完了を目指している。

期待される効果

・現在の施設と比べて、物資の搬入・搬出の手間が各段に向上する。特に、物資運搬車が配置場所の近くまで進入できるようになるため、救援物資の荷下ろしや避難所等への物資配送の積み込み等にかかる時間も短縮され、被災者への迅速な物資提供が実現できる。

・市に一番大きな被害をもたらすとされている生駒断層帯地震が発生した場合、想定避難所避難者数である97,444人、そして在宅避難者や自治会館等地域での避難者を考慮した際、救援物資を受け入れる場所は現状の物資拠点以外の場所も確保する必要がある。災害時の受援を考えると当防災倉庫を物資拠点の候補（物資拠点に格上げもしくは代替場所）となることも想定できる。

（資料８） リスクシナリオに対応する対応方策の例

・国土強靱化地域計画は「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、関連する施策を洗い出し、取組状況を整理の上、今後の推進方針を整理することが求められます。以下は地域計画策定済団体における施策の記載事例であり、各市町村においてリスクシナリオごとに施策を整理する際の参考にしてください。

起きてはならない最悪の事態		施策例（代表的なもの）
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	住宅・建築物の耐震化の促進
		公共施設等の耐震化
		医療・社会福祉施設の耐震化
		多数の人が利用する建築物の耐震化
		災害時に防災拠点となる施設の耐震化の促進
		公営住宅の耐震化の促進
		緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化
		学校の室内安全対策
		建築物等からの二次災害防止対策
		避難路の通行確保対策
		空き家対策の推進
		無電柱化の推進
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	密集市街地対策
		大規模地震時の電気火災対策の推進
		感振ブレーカーの設置促進
		狭あい道路の拡幅整備
		消防設備等の維持管理
		初期消火力の向上
⋮	⋮	⋮

※ 計247施策を掲載

【参考】国土強靱化地域計画の策定状況

国土強靱化
NATIONAL RESILIENCE

令和3年5月1日現在の状況（政令指定都市含む）

1，741市区町村のうち、策定済み　　1，398市区町村　（約80%）

策定中（予定含む）　327市区町村

＜参考＞都道府県・政令指定都市：全団体で策定済み

都道府県別　策定済みの市区町村の割合（政令指定都市除く）

割合	都道府県数	都道府県名
100%	17	栃木県、石川県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県
90%以上100%未満	10	北海道、青森県、岩手県、福島県、岐阜県、愛知県、大阪府、高知県、長崎県、熊本県
80%以上90%未満	7	秋田県、山形県、茨城県、千葉県、福井県、静岡県、広島県
70%以上80%未満	5	宮城県、新潟県、富山県、山梨県、岡山県
60%以上70%未満	1	山口県
50%以上60%未満	1	長野県
40%以上50%未満	0	―
30%以上40%未満	2	群馬県、沖縄県
20%以上30%未満	3	埼玉県、東京都、福岡県
10%以上20%未満	1	神奈川県
1%以上10%未満	0	―

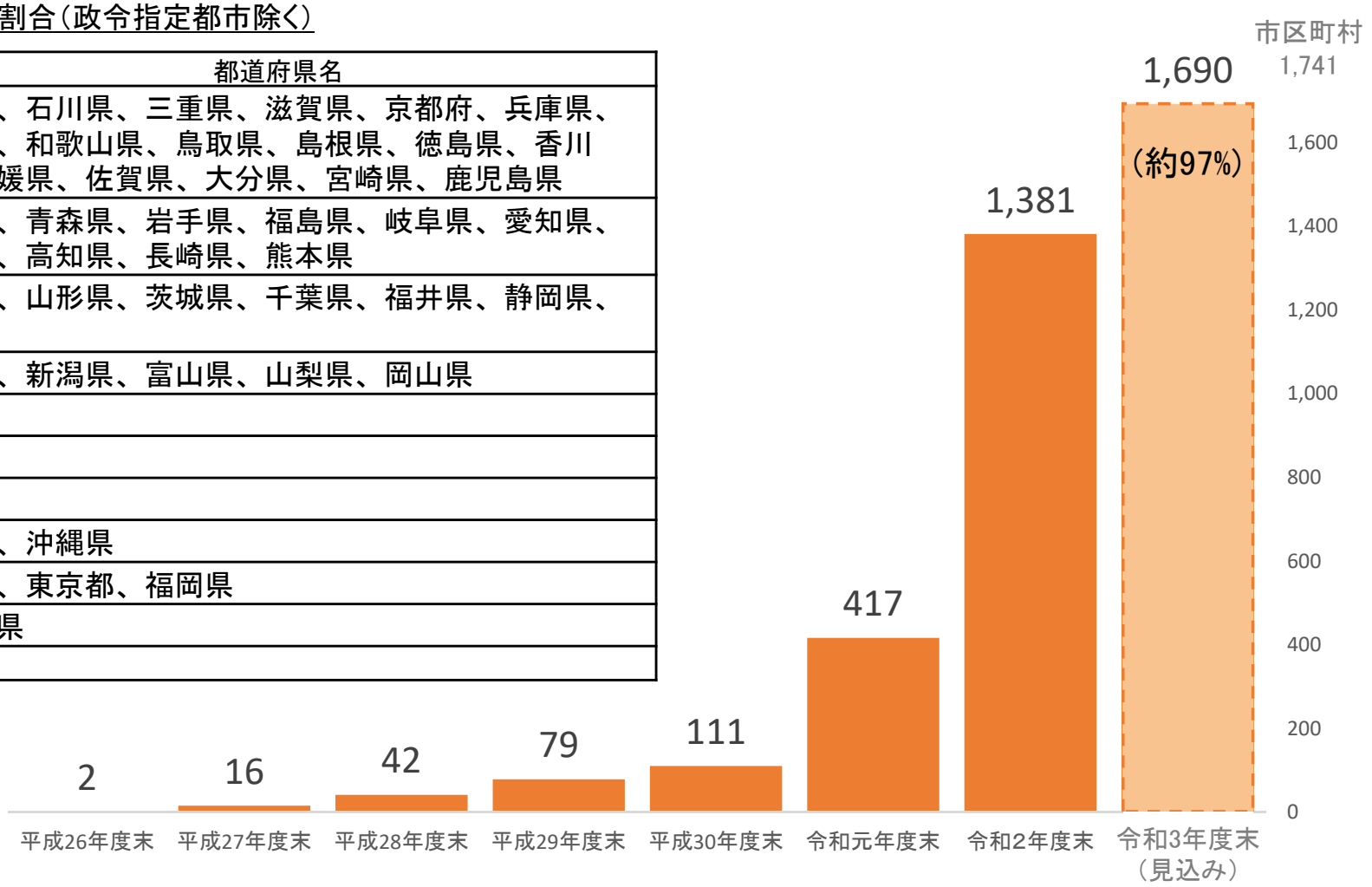

【策定済み市区町村数の推移と見込み（令和3年5月現在）】

国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第８版）
基本編（案）

令和３年●月

内閣官房国土強靱化推進室

目　次

（頁）

はじめに 3

Ⅰ　国土強靱化とは 5

１．　国土強靱化の理念 5
（1）　理念と基本目標 5
（2）　防災との違い 6
（3）　「わがまちの強靱化度」簡易チェックシート 8
（4）　国土強靱化地域計画策定の「七つ道具」 11
２．　国土強靱化を推進する上での基本的な方針等 13
（1）　基本的な方針 13
（2）　ソフト対策とハード対策の組み合わせ 15
（3）　「自助」、「共助」、「公助」の組み合わせ 16
（4）　平時における利活用 17
３．　基本的な進め方 18
（1）　PDCA サイクルの徹底 18
（2）　脆弱性の評価 19

Ⅱ　国土強靱化地域計画とは 20

１．　国土強靱化地域計画の位置付け 20
（1）　国土強靱化地域計画の性格 20
（2）　策定の必要性 22
（3）　国の基本計画との調和について 23
（4）　都道府県等の地域計画との調和について 24
２．　地域の強靱化を推進する3つの主なメリット 25
（1）　メリット1　事前の取組で被害を縮小 25
（2）　メリット2　施策（事業）のスムーズな進捗 26
（3）　メリット3　地域の持続的な成長 29
３．　国土強靱化地域計画の策定にあたって 30
（1）　定める事項 30
（2）　策定主体 31
（3）　計画の対象区域と取組 41
４．　他の計画との関係 42
（1）　総合計画等との関係 42
（2）　地域防災計画との関係 47

(3)　地方創生（地方版総合戦略）との関係 50
(4)　インフラ長寿命化基本計画（公共施設等総合管理計画）との関係 54
(5)　他の分野別計画との関係 55
５．　計画の推進と不断の見直し 56
Ⅲ　国への相談等 57
Ⅳ　国土強靱化地域計画関連 Q＆A 59

はじめに

我が国は、豊かな自然に恵まれた風光明媚な国で、春夏秋冬の四季、温泉、美味しい食べ物があります。豊かな自然は、地域の住民や来訪者等に多くの恵みをもたらし、地域の活力の源となっています。

一方、この豊かな自然は、台風、大雨、大雪等の気象災害や、地震、火山、津波等の地象災害の原因ともなり、地域、個人からそれまで培ってきた一切のものを一瞬にして奪ってしまうこともあります。

人間の一生の長さと大地震、火山噴火等大災害の発生間隔には隔たりがあり、現在の地域や住民単位でみれば災害経験がないと、ややもすると災害に対する警戒心が欠如しやすい場合もあるのではないでしょうか。しかし、気候変動により局所的短時間豪雨災害等はますます頻発化・激甚化することや南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の巨大地震の発生が懸念されています。

土砂災害、竜巻災害等市区町村内の一部の地域へ大きな被害を与える局所災害も毎年のように発生しています。こうした災害への対応は第一義的に市区町村に求められます。また、社会活動が複雑化している中、他地域での災害により、大きな影響を受けることも懸念されます。

人口減少、少子高齢化をはじめ、地域を取り巻く社会経済環境も大きく変化する中、災害が全国どこでも起こりうるとの認識のもと、安心・安全な地域づくりは、地方公共団体に課せられた最も重要な課題の一つではないでしょうか。

我が国は、東日本大震災において、未曽有の大災害を経験しました。この教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法 （平成 25 年 12 月 11 日法律第 95 号）」（以下「基本法」という）が制定されました。この中で、基本理念において、国土強靱化に関する施策の推進は、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策の総合的、計画的な実施が重要であり、国際競争力向上に資するとされています。また、地方公共団体の責務として、「第四条　地方公共団体は、(中略)国土強靱化に関し、（中略）地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」とされ、「第十三条　都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、（中略）国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」とされています。

このことから、地方公共団体が国土強靱化を進める第一歩として、国土強靱化地域計画（以下省略の際は「地域計画」という）を策定することは、その責務に鑑みても、合理的であり、意義あることではないでしょうか。想定外の事態をも想定して、いわば将来への投資として事前の備えを積み重ねていく、同時に、それを地域の活性化につなげていくというチャレンジが、国土強靱化です。法定計画である国土強靱化地域計画とは、どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるためのプランであり、強靱化に関する事項については、地域防災計画をはじめ、行政全般に関わる既存の総合的な計画に対しても基本的な指針となるものです。

国土強靱化施策は、新しい施策であり、地域計画策定も、多くのご担当者にとっては初めての経験になると思われます。そのため、国としても、本ガイドラインの提供、説明会の開催や出前講座などにより、計画の必要性や策定手法の周知を図っています。また、地域計画に基づく取組の推進に向け、関係府省庁において関連する交付金や補助金で支援しています。

本ガイドラインは、有識者を構成員としたワーキンググループのご指導をもとに第１版（平成 26 年６月）、第２版（平成 27 年６月）を作成し、その後、第３版（平成 28 年５月）、第４版（平成 29 年６月）、第５版（平成 30 年６月）、そして国の「国土強靱化基本計画」の改訂後、第６版（令和元年６月）、第７版（令和２年６月）を作成しました。

第８版は、令和２年度中に多くの市区町村[1]において策定が完了したことを受け、残る市区町村での策定を一層取り組みやすくするため、複数市区町村の合同策定・共同策定の事例や、策定済団体における地域計画の策定や地域計画に基づく取組の推進による効果事例を引き続き充実するとともに、策定済団体において地域計画に基づく取組の推進（実践）や不断の見直しが一層促進されるよう、その重要性に関する説明を追加し、地域計画の内容充実や一層の実効性向上の観点から記載が望ましい事項を提示するなどの改訂を行いました。

各地域において、本ガイドラインを参考に、地域計画の意義をご理解いただき、計画を策定して取組を推進し、不断の見直しも図ることにより、後の世代に誇れる豊かで安全・安心な地域を受け継いでいかれることを期待しています。

1 「区」は東京都特別区を意味しています。なお、本文では、基本法に合わせ、「市町村」と記述していますが、東京都特別区も含みます。

Ⅰ　国土強靱化とは

はじめに、国土強靱化に関する基本的な事項をご理解いただくために、「国土強靱化の理念」、「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」、「基本的な進め方～PDCA サイクルの徹底～」等について、国の「国土強靱化基本計画(平成 30 年 12 月 14 日閣議決定)」（以下「基本計画」という）をもとに説明します。

１．　国土強靱化の理念

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

ここでは、国土強靱化の理念と基本目標、また、今までの「防災」と何が違うのかについて説明します。

(1)理念と基本目標

基本計画においては、概ね以下の通り記載されています。

○我が国は、その国土の地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、数多くの災害に繰り返し、さいなまれてきました。そして、規模の大きな災害であればある程に、まさに「忘れた頃」に訪れ、その都度、多くの尊い人命を失い、莫(ばく)大な経済的・社会的・文化的損失を被り続けてきました。しかし、災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なります。

○大地震等の発生の度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図る、といった「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要です。

○東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害等への備えについて、**予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き**、従来の狭い意味での**「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応**を、いわば「国家百年の大計」の国づくり、地域づくりとして、千年の時をも見据えながら行っていくことが必要です。

○そして、この地域づくり、国づくりを通じて、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、地域、国の持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要があります。

○このため、いかなる災害等が発生しようとも、

① **人命の保護**が最大限図られること
② 国家及び社会の**重要な機能が致命的な障害を受けず維持**されること
③ 国民の財産及び公共施設に係る**被害の最小化**
④ **迅速な復旧復興**

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」（ナショナル・レジリエンス）を推進するものです。

(2)防災との違い

「国土強靱化」と「防災」は、災害への対策という点で共通しますが、以下のような違いがあります。なお、国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係については、後述します（47 頁）。

○**「防災」は**、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、**「そのリスクに対する対応」**をとりまとめるものです。したがって、例えば、防災基本計画では、「各災害に共通する対策編」を設けつつ、「地震災害対策編」「津波災害対策編」など、**リスクごとに計画が立てられています**。

○一方、**国土強靱化は、リスクごとの対処対応をまとめるものではありません。**それは、①**あらゆるリスクを見据えつつ**、②**どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこう**とするものです。そのため、基本計画では、事前に備えるべき目標として、以下の８つを設定しています。

ⅰ 直接死を最大限防ぐ
ⅱ 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
ⅲ 必要不可欠な行政機能は確保する

ⅳ　必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

ⅴ　経済活動を機能不全に陥らせない

ⅵ　ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

ⅶ　制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

ⅷ　社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

○つまり、**基本目標に掲げた人命の保護や維持すべき重要な機能に着目し、あらゆる大規模自然災害等を想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）[1]」を明らかにし、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチです。**国土強靱化は、そうした最悪の事態を起こさない、（重要な機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能とする）**強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくりを平時から持続的に展開していこうとするもの**です。そして、**そうした強靱化の取組の方向性・内容をとりまとめるものが、強靱化の計画**です。

○さらに、国土強靱化は、土地利用のあり方や、警察・消防機能、医療機能、交通・物流機能、エネルギー供給機能、情報通信機能、ライフライン機能、行政機能等様々な重要機能のあり方をリスクマネジメントの観点から見直し、対応策を考え、施策を推進するものです。実施主体も、地域においては、**地方公共団体内の関係部署・部局にとどまらず、自治会や住民、商工会議所等の経済団体や交通・物流、エネルギー、情報通信、放送、医療、ライフライン、住宅・不動産等に係る民間事業者など、広範な関係者と連携・協力しながら進める**ものです。

○このようにして、大規模自然災害時に、**人命を守り、経済社会への被害が致命的にならないようにする「強さ」**と、**受けた被害から迅速に回復する「しなやかさ」**を備えた国土、経済社会システムを平時から構築することを目指すものです。

---

[1] 基本目標や事前に備えるべき目標を達成できない状態を引き起こす、目標を妨げる事態。

(3)「わがまちの強靭化度」簡易チェックシート

そもそも、自地域はどのくらい強靭なのか理解することからはじめましょう。今まで十分に防災に取り組んできた市町村であれば、改めて強靭化に取り組む必要性を感じられないかもしれませんが、「わがまちの強靭化度」簡易チェックシートを使って、自らの取組は十分なのか、また、自地域の弱点はどこにあるのかを確認してください。

(1) 総論

チェック項目	該当の欄に○をつけてください			
自地域で起こった過去最大の災害を上回るような規模の災害の発生を想定したことがあるか	わからない	やっていない	ある程度やっている	十分できている
国土強靭化地域計画に基づく取組への国の支援リスト(補助金・交付金のリスト)を確認したことがあるか (資料編Ⅳ参照:問い合わせ先は資料9、支援リストは資料10)	わからない	やっていない	ある程度やっている	十分できている

(2) 各論(8つの事前に備えるべき目標ごと)

基本目標		チェック項目		該当の欄に○をつけ、その点を右に記入してください				点数	平均点
		No.	内容	わからない	やっていない	ある程度やっている	十分できている		
1	直接死を最大限防ぐ	1	自地域内の建物の耐震化率についてタイプごと(公共施設、一般住宅など)に把握し、耐震化を進める対策を行っているか	0点	1点	2点	3点		
		2	自地域での大規模自然災害を想定し、その災害に対応したハザードマップや避難計画を作成しているか	0点	1点	2点	3点		
		3	台風による水害・火山の噴火などの各災害に対し、堤防や砂防施設等の必要な施設の整備は行われているか	0点	1点	2点	3点		
		4	逃げ遅れなどを発生させないよう、多様な手法(防災行政無線や緊急メール配信など)を取り入れて、すべての住民・観光客等に対する防災情報の確実な周知が可能となっているか	0点	1点	2点	3点		

基本目標		チェック項目		該当の欄に○をつけ、その点を右に記入してください				点数	平均点
		No.	内容	わからない	やっていない	ある程度やっている	十分できている		
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	5	都道府県が定めている警察・DMAT 等の運用計画の内容を把握しているか	0 点	1 点	2 点	3 点		
		6	避難所、帰宅困難者向けの一時滞在施設などは、発生が予想される避難者・帰宅困難者の人数に対して十分な準備がなされているか	0 点	1 点	2 点	3 点		
		7	医療について、発災時の域外・域内の人員・物資の輸送や医療機能維持のためのインフラ整備・エネルギー確保対策を行っているか	0 点	1 点	2 点	3 点		
3	必要不可欠な行政機能は確保する	8	庁舎など行政機能の維持に必要な施設の整備（耐震化、耐水化等）は行われているか	0 点	1 点	2 点	3 点		
		9	BCP（業務継続計画）の策定は進んでいるか	0 点	1 点	2 点	3 点		
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	10	住民・観光客等への情報発信を確実に行うための対策を考えているか	0 点	1 点	2 点	3 点		
		11	テレビ・ラジオ等のマスコミ情報が途絶えた場合の情報収集のための対応策は考えているか	0 点	1 点	2 点	3 点		
5	経済活動を機能不全に陥らせない	12	自地域の企業に対して BCP 策定支援を行っているか	0 点	1 点	2 点	3 点		
		13	主要な交通ネットワークが寸断した場合の対応策（都道府県や建設業協会への要請等）は考えているか	0 点	1 点	2 点	3 点		
		14	自地域への食糧の供給が途絶えた場合の対応策（都道府県に対する緊急物資輸送の要請等）は考えているか	0 点	1 点	2 点	3 点		
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	15	発災時にも電力・ガス等の供給が途絶えないよう、関係事業者との協力体制の構築は進んでいるか	0 点	1 点	2 点	3 点		
		16	上下水道の耐震化対策は進んでいるか	0 点	1 点	2 点	3 点		

基本目標		チェック項目		該当の欄に○をつけ、その点を右に記入してください				点数	平均点
		No.	内容	わからない	やっていない	ある程度やっている	十分できている		
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	17	二次災害（沿線・沿道の建物倒壊による幹線道路の閉塞、津波や土砂災害による有害物質の大規模拡散など）への対策は行っているか	0 点	1 点	2 点	3 点		
		18	被害が拡大しないために、農地・森林の荒廃対策を行っているか	0 点	1 点	2 点	3 点		
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	19	被災後、大量に発生する災害廃棄物処理への準備（災害廃棄物処理計画の策定等）ができているか	0 点	1 点	2 点	3 点		
		20	早期に復旧・復興に取り組めるよう、緊急輸送道路等の橋梁等の維持管理を適切に行っているか	0 点	1 点	2 点	3 点		
		21	地域の強靭化や自助・共助に資する地域コミュニティ構築の取組（地区ごとの防災訓練、防災コーディネーターの育成など）を行っているか	0 点	1 点	2 点	3 点		

○上記で○を付けた点数について、１～８の目標ごとに平均点を算出して右端の欄に記入し、その平均点を下記のチャートに転記し点を結びます。八角形が大きいほど強靭化が進んでおり、小さいと強靭化が進んでいないということになります。

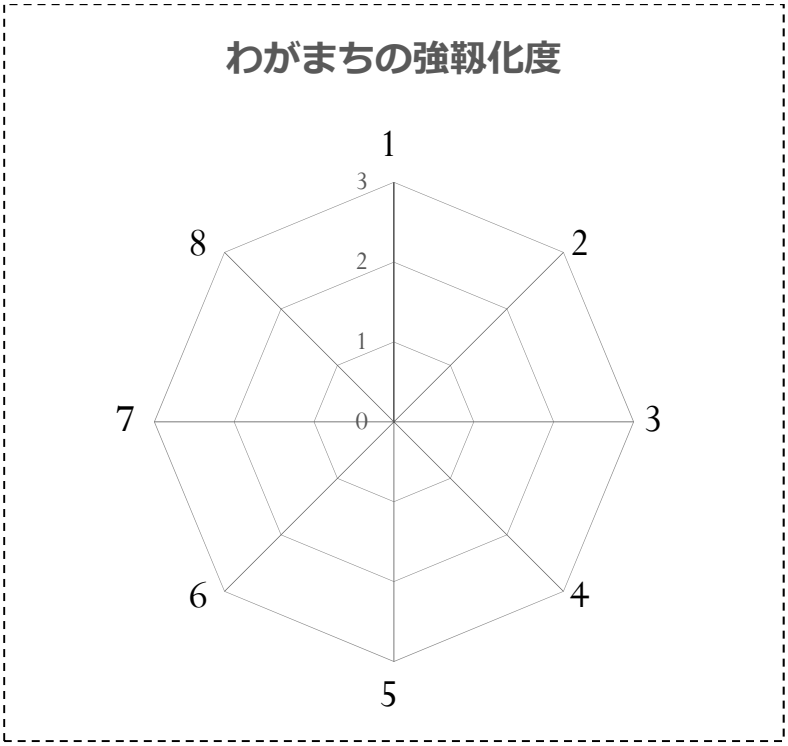

(4)国土強靱化地域計画策定の「七つ道具」

実際に国土強靱化地域計画を策定する際に参考となる情報源、資料等について記載します。

その一　本ガイドライン
基本的なことをコンパクトにまとめています。法律の抜粋等も記載しています。

その二　内閣官房のホームページ
国土強靱化に関する多様な情報を掲載しています。
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/

その三　出前講座
内閣官房職員が説明に伺います（57 頁参照）。
※出前講座の詳細は、内閣官房のホームページにおいて掲載しています。
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/202003_demaekouzapr.pdf

その四　国が策定した「国土強靱化基本計画」及び「国土強靱化年次計画（アクションプラン）」

その五　国土強靱化地域計画策定モデル調査事例集[1]
平成 26 年度、平成 27 年度のモデル事業団体の地域計画について、概要をまとめたものです。

その六　自団体の総合計画、地域防災計画等各種計画

その七　市町村の場合は都道府県の地域計画

なお、国で作成した「その四」及び「その五」は、冊子を地方公共団体に配布しておりますが、「その四」については上記内閣官房ホームページでも入手可能です。また、冊子について、余部があるものについてはご提供できますので、お問い合わせください。「その七」についても、上記内閣官房ホームページから各地方公共団体のホームページにリンクを貼っています。ご利用ください。

[1] 平成 28 年 3 月発行。各地方公共団体に配布済。

〔参考〕大災害の教訓

日本は、その地理的、地質的特性から、度重なる大規模自然災害により、様々な被害がもたらされてきました。

1923 年の関東大震災は、M7.9 の巨大地震が近代化した首都圏を襲った初めての大災害であり、広い範囲で被害が生じたことに加え、大規模火災が発生し、死亡者の約 9 割の方が火災で亡くなりました。

関東大震災での火災
（写真提供：国立科学博物館）

1959 年の伊勢湾台風（台風第 15 号）は、台風被害としては死者・行方不明者数が明治以降最多の 5,098 名に及ぶ被害を引き起こしました。

伊勢湾台風の被害状況
（写真提供：愛知県）

1995 年の阪神・淡路大震災は、観測史上最大の震度 7 の直下型地震が初めて大都市を直撃し、死者数の約 8 割が家屋の圧壊等によるものとなりました。また、密集市街地を中心とした大規模な市街地延焼火災の発生、高速道路の高架橋の倒壊等、多大な人的・物的被害が発生しました。

2011 年の東日本大震災は、観測史上最大の M9.0 の巨大地震と最大の遡上高が 40m を超える大津波が発生し、防潮堤などは津波を遅らせる等の効果がありましたが、完全に防ぐことができず、多くの方が死亡・行方不明となる大災害となりました。また、帰宅困難者の発生、ガソリン不足などが深刻な問題となりました。一方、「釜石の出来事」のように日ごろからの防災教育に基づいた避難行動が命を救った例もありました。東日本大震災は、これまでの「防護」という発想によるインフラ整備中心の防災対策だけでは、限界があることを教訓として残しました。

阪神高速道路の高架橋の倒壊
（写真提供：神戸市）

消防局職員と消防団員による行方不明者の捜索活動
（写真提供：仙台市）

このような大規模自然災害の歴史を顧みると、これまで種々の災害対策を講じてきたものの、「大規模自然災害の発生→甚大な被害→長期間にわたる復旧・復興」を繰り返してきました。この現実に目をつぶることなく、これを避けるためには、過去の教訓に学び、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土利用、経済社会システムを平時から構築しておくという発想が重要です。こうした発想に基づく持続的な取組こそがより安心・安全な国づくりに資するといえましょう。

２．　国土強靭化を推進する上での基本的な方針等

国が基本計画において定めた「基本的な方針」の概要と、その中の３つの方針「ソフト対策とハード対策の組み合わせ」、「『自助』、『共助』、『公助』の組み合わせ」及び「平時における利活用」について説明します。

(1)基本的な方針

１で述べた国土強靭化の理念を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりについて、東日本大震災や熊本地震、近年各地で発生する風水害など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の基本的な方針（ここでは全 17 の方針のうち主なものを記載。全項目は資料編Ⅳ資料２参照）に基づき国土強靭化を推進します。

(1) 国土強靭化の取組姿勢

・我が国の強靭性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
・短期的な視点によらず、強靭性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と EBPM（Evidence-based Policymaking：証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、 長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
・各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。

(2) 適切な施策の組み合わせ

・災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
・「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせ、国、地方公共団体、住民、民間事業者等が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

・人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。

・限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

・人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。

・女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。

・地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

○また、基本計画においては、この他に、官民連携の促進と「民」主導の取組を活性化させる環境整備の促進や地方公共団体等における体制の構築など「特に配慮すべき事項」（資料編Ⅳ資料３参照）についても定めています。

○各地域においては、これらの基本的な方針等との調和の確保に留意しつつ、地域の特性を踏まえ、地域の強靱化の基本的な方針を定めることが望まれます。

○なお、地方公共団体、特に市町村は、基本的な方針を定める際には、都道府県の地域計画との調和に留意が必要です。また、類似の地方公共団体の地域計画を参考とすることも有効です。

※基本計画及び各国土強靱化地域計画へのリンクは、内閣官房のホームページにおいて掲載（地域計画はリンク）しています。
（http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/）

(2) ソフト対策とハード対策の組み合わせ

基本的な方針にもあるように、国土強靭化はハード対策だけではなく、ソフト対策との適切な組み合わせが求められます。

○基本目標である人命の保護等のためには、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の**「ハード対策」のみではなく**、訓練・防災教育、国土利用の見直し等の**「ソフト対策」を、災害リスクや地域の状況等に応じて適切に組み合わせ**て効果的に施策を推進するものです。

○例えば、ハザードマップの作成や避難訓練といった「ソフト対策」は、限られた財政の中で、短期間に一定の効果を得るための有効な対策となり得るものです。一方、「ハード対策」は、堤防の整備や施設の耐震化のように、対策の実施や効果の発現までに長期間を要するものや、老朽化対策のように、時期を逸することなく着実に対応することが求められるものがあります。従って、**長期的な視野の下で、全体の工程を念頭に置きつつ、ソフトとハードを適切に組み合わせた多重防御の考え方により、計画的に施策を推進**していくことが重要となります。

〔参考〕水害・津波対策の例

○策定された地域計画では、実際にハード施策に加え、避難行動要支援者への配慮、自主防災組織の育成、消防団員の確保、風評被害対策、防災訓練の実施、防災教育の実施などの多くのソフト施策が盛り込まれています。

(3)「自助」、「共助」、「公助」の組み合わせ

国土強靭化においては、自助、共助、公助を適切に組み合わせることが求められます。

○大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靭な国づくりを実現するためには、基本法にあるように、国のみならず、地方公共団体・民間事業者・国民を含め、全ての関係者の叡智を結集し、国家の総力をあげて取り組むことが不可欠です。

○そして、連携と同時に、**地域における民間事業者、住民一人一人が**、行政任せではなく、自らの身は自らが守り、お互いが助け合いながら地域でできることを考え、**主体的に行動し、実践することが取組の基礎**となります。

○このため、**行政は国土強靭化が正しく理解され、民間事業者や住民の行動規範に広く浸透するよう努める**とともに、**行政・民間事業者・住民それぞれが、様々なかたちで周りと連携・協力しながら強靭化の取組を実践し、その輪を広げ、重ねていくことが重要**です。

○上記のような役割分担と取組を地域計画に反映させることが望まれます。

〔参考〕自助・共助・公助の概念

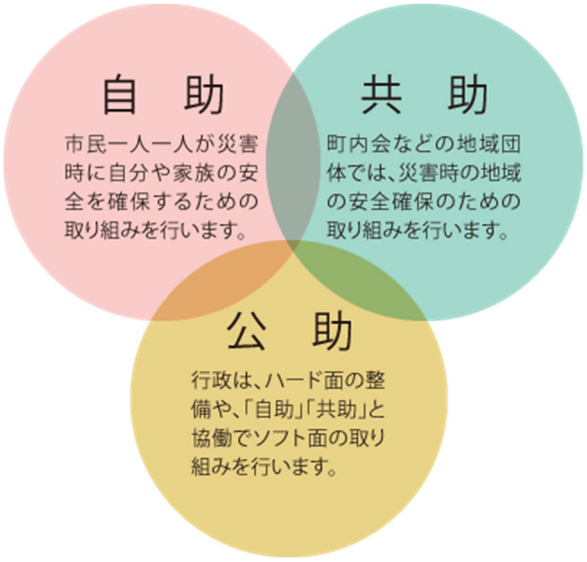

出典：仙台市

(4)平時における利活用

国土強靭化では、非常時に効果を発揮するのはもちろん、平時からの国土・土地利用や経済活動にも資する取組を推進します。

○例えば、無電柱化（災害時：電柱倒壊防止等、平時：景観向上等）や海岸防災林（災害時：潮害防備、津波エネルギー減衰等、平時：景観維持等）のように、**平時においても利活用等が図られ、住民にとっての利便性の増進が期待できるかという点**や、**自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮されているかという点について留意**することが必要です。

〔参考〕平時における利活用（延焼防止に資する緑地の確保の場合）

木造住宅が密集する地域において地震による倒壊と火災の発生が重なると、延焼により地域一帯に大規模な被害が生じる恐れがあります。そのような延焼を防ぐために、幅の広い道路や公園を整備したりする対策が取られています。このように、非常時を想定して幅広の道路や公園を整備することが、一方で、平時の市民生活を向上させるというような、相乗効果を狙った取組が望まれます。

３．　基本的な進め方

ここでは、国土強靱化の推進に重要な「PDCA サイクルの徹底」と「脆弱性の評価」について説明します。

(1)PDCA サイクルの徹底

国土強靱化は計画を策定して終了ではなく、策定後に PDCA サイクルを回して取組を推進していくことが重要です。

○基本計画では、国土強靱化は、いわば国・地域のリスクマネジメントであり、

① 強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
② リスクシナリオと影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
③ 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
④ 課題解決のために必要な政策の見直しを行うとともに、対応方策について、重点化、優先順位を付けて計画的に推進
⑤ その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善

という PDCA サイクルを繰り返すとともに、常に直前のプロセスに戻って見直すことにより、国全体の強靱化の取組を推進することとしています。

(2)脆弱性の評価

脆弱性の評価[1]は、国土強靱化の取組の中で最も特徴的と言えます。これを出発点とし、対応すべき課題を洗い出します。

○国土強靱化の取組は、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や国土利用・経済社会システムの現状の**どこに問題があるかを知る「脆弱性の評価」を行う**とともに、これを踏まえて、**これから何をすべきか、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行った上で推進することをプロセスに組み計画を策定し推進している**点に特徴があります。

○特に「脆弱性の評価」は、国土強靱化の取組、基本計画における最大の特徴と言えます。「脆弱性の評価」については、基本法の第九条第五号及び第十七条に定められています（詳細は資料編Ⅳ資料４参照）。なお、国の脆弱性評価においては、以下の手順で評価を行いました。

① リスクとして大規模自然災害を想定
② 施策分野について 12 の個別分野・５の横断的分野[2]を設定
③ ８つの事前に備えるべき目標と 45 の起きてはならない最悪の事態を設定
④ 起きてはならない最悪の事態を回避するための施策群を「プログラム」として整理し、現状の脆弱性を分析・評価
⑤ ④の分析・評価を踏まえ、施策分野ごとに現状の脆弱性を分析・評価

---

1 「起きてはならない最悪の事態」を避けるためにどのような施策を実施しているか・実施している施策は十分かについて、プログラムごと・施策分野ごとに評価すること。

2 地域計画において、部局横断的に取り組む必要のある施策分野を想定。また、将来にわたって取り組む予定である施策等を横断的分野に配しておいて、将来の地域計画の見直しの際に検討するなどの活用も考えられます。

Ⅱ　国土強靱化地域計画とは

国土強靱化地域計画とは、地方公共団体の策定する国土強靱化計画です。ここではその位置付け、計画を策定するメリット、定めるべき内容や地方公共団体の他の計画との関係などについて説明します。

１．　国土強靱化地域計画の位置付け

地域計画の法律上の位置付けや策定の必要性、国の基本計画との関係、市町村の場合には都道府県の地域計画との関係について説明します。

(1)国土強靱化地域計画の性格

地域計画は、基本法第十三条に規定されており、他の計画の指針となることが定められています。

○地域計画は、**国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となる**ものであり、国における基本計画と同様に、地域における**国土強靱化に係る計画等の指針（いわゆる「アンブレラ計画」（21 頁図））としての性格を有する**もの（以下「国土強靱化に係る指針性」という）です。

○すなわち、地方公共団体の各種計画等について、国土強靱化の観点から必要な見直しを行うものです。

> 基本法第十三条（国土強靱化地域計画）
> 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

○また、各種計画等における修正が地域計画の策定や見直しにつながる場合もあります。

〔参考〕国土強靱化に関する計画の体系

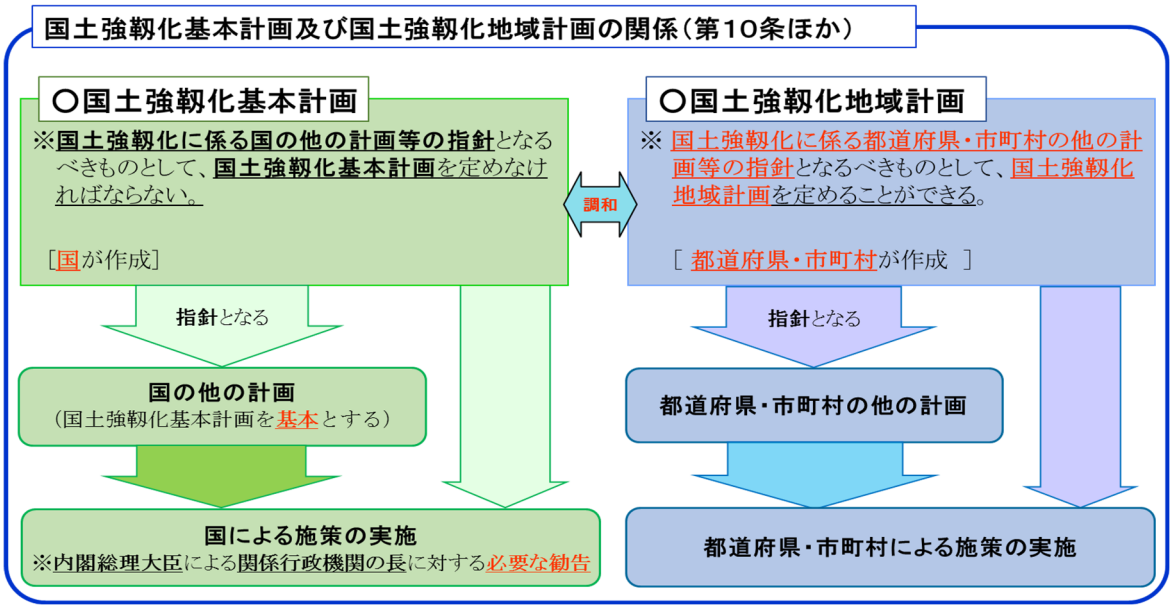

〔参考〕アンブレラのイメージ

国の基本計画の場合

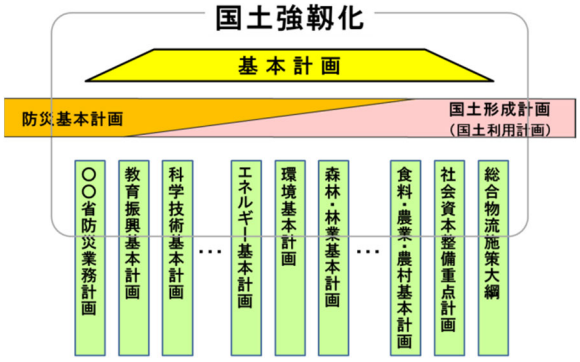

地域計画の場合①

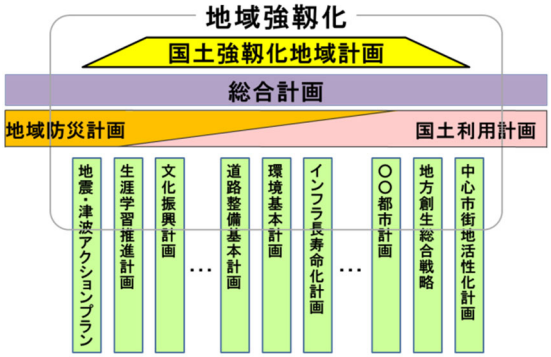

地域計画の場合②

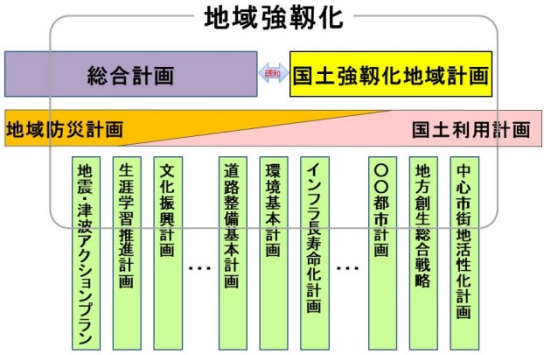

(2)策定の必要性

地域計画の策定は法律上、義務規定とはなっていませんが、地域の強靭化を総合的・計画的に実施することは、地方公共団体の責務として定められています。

○地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地方公共団体が地域の強靭化を総合的かつ計画的に推進することは、**住民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するもの**であり、極めて重要なものです。

○なお、地域強靭化を実効あるものとするためには、国における取組のみならず、**地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて積極的に取り組むことが不可欠**です。

○また、基本法においては、地方公共団体の**国土強靭化に関する責務として、**

> 基本法第四条（地方公共団体の責務）
> 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靭化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その**地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。**

とされており、**地域計画の策定はこの責務を果たす有効な手段**です。

(3)国の基本計画との調和について

地域計画は、基本計画との調和を求められているため、基本計画に定められている基本目標、基本方針などに留意する必要があります。

○基本法において、基本計画は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画であり、国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとされており、具体的には、

① 基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野
② 国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針
③ 国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

について定めるものとされています（基本法第十条第一項及び第二項）。

○そして、**基本法においては、地域計画は、国の基本計画との調和が保たれたものでなければならない**こととされています（基本法第十四条）。

○地域計画の策定にあたっては、特に、国の基本計画における下記事項について、**調和を保つよう留意**することとします。

① 「基本目標」

いかなる災害等が発生しようとも、

ⅰ 人命の保護が最大限図られること
ⅱ 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
ⅲ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
ⅳ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進する。

② 「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」、「基本的な進め方～PDCA サイクルの徹底～」及び「特に配慮すべき事項」

ただし、調和を保ちつつ、地域の状況に応じ地方公共団体の独自の目標の設定（追加）等を検討することも必要です（独自の目標の設定例については策定・改訂編Ⅰ３．(2)参照）。

(4)都道府県等の地域計画との調和について

市町村において地域計画を策定する場合は、都道府県の策定した地域計画を参考にし、調和を図っていくとより効果的です。

○基本法においては、地域計画間の調和規定は設けられていません。

○しかしながら、地域計画間の調和が図られれば、その取組もより効果的に推進されることが期待されます。

○基本法第六条の趣旨も踏まえ、**都道府県と市町村が十分に対話・相談を重ね、各々の役割分担を踏まえ十分な連携を図り、関係する地域計画相互の調和が確保されることが望まれます**。
特に、これから策定を行う市町村については、当該地域の都道府県が既に策定している地域計画を参考にし、調和を図ることが、効率的・合理的です。

○隣接する市町村の地域計画相互の調和の確保も同様です。

> 基本法第六条（関係者相互の連携及び協力）
> 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念（＝国土強靱化の基本理念）の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

〔参考〕策定済団体の例

● 札幌市の場合
「札幌市強靱化計画は、札幌市の総合計画である『札幌市まちづくり戦略ビジョン』で示す地域防災力が高く災害に強いまちを実現するための計画であり、様々な分野別個別計画の指針となるものです。また、札幌市の強靱化を北海道・国の強靱化につなげるため、『国土強靱化計画』及び北海道における強靱化推進の基本的指針である『北海道強靱化計画』と調和した国土強靱化地域計画として策定しています。」（札幌市強靱化計画より）

２．　地域の強靭化を推進する３つの主なメリット

地域計画を策定し、重点化・優先順位付けを行いながら計画的に強靭化を推進することで、主に(1)被害の縮小、(2) 施策（事業）のスムーズな進捗、(3)地域の持続的な成長の３つのメリットが考えられます。

(1)メリット１　事前の取組で被害を縮小

災害発生時の被害を小さくすることは、強靭化の取組の主たる目標であり、強靭化の取組の最大の効果です。

○発災前（＝平時）に取り組む施策を主たる対象に、防災の範囲を超えた総合的な対策を内容とする地域計画を策定し、当該計画に基づく取組を発災前に実践して地域が強靭化されれば、**大規模自然災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を、小さくできます**。また、被害を小さくできれば、より迅速な災害復旧・復興にもつながります。

〔〔参考〕策定済団体の例

● 地域の防災力強化
　防災人材の育成が進んだ／防災士が増加した／自主防災組織との連携・連絡が進んだ／防災メールの登録者が増加した、など
● 企業の BCP[1] 策定促進
　BCP 認定企業数が増えた／BCP を策定する企業が増えた／企業へ BCP 策定研修を実施した、など
● 民間事業者との連携促進
　民間事業者との災害時応援協定の締結件数が増加した／計画策定に際して設置した会議体に参画した民間事業者が、策定後に他の事業者との連絡窓口として協力してくれるようになった／継続性のある合同防災訓練を行うようになった、など

「国土強靭化地域計画策定効果に関するフォローアップ調査」より

[1] 事業継続計画（BCP: Business Continuity Plan）。災害等が起こっても速やかに事業を継続・復旧させることができるようにあらかじめ立てておく計画。地方公共団体の場合には「業務継続計画」ともいいます。

(2)メリット２　施策（事業）のスムーズな進捗

地域計画の策定、進捗を管理することによって、庁内の意識の共有や推進力の出現、関係府省庁の交付金・補助金の活用などにより、各種の施策（事業）のスムーズな進捗が期待できます。

○法定計画である地域計画を策定し、施策（事業）の優先順位を「対外的」に明らかにすることで、**国土強靭化に係る新規・既存の各種の施策（事業）が、より効果的かつスムーズに進捗**することが期待できます。

○地域計画策定の際には部局横断的に脆弱性評価や対応方策の検討に取り組むため、策定後は各部局が「強靭化」という共通の目標を意識しながら所管施策（事業）を実施できるようになります。また、部局間の相互理解や庁内の情報共有が進み、施策（事業）をスムーズに推進できるようになります（策定・改訂編Ⅰ３．(4)の策定済団体担当者の声参照）。

○関係府省庁においては、**『国土強靭化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の支援について』を決定**し、地域計画に基づく取組等に対して**関係府省庁所管の交付金・補助金による支援**が行われています（資料編Ⅳ資料１０参照）。支援の具体的な事例については、活用事例（資料編参照）を参照してください。

〔参考〕主な関係府省庁所管交付金・補助金の交付要綱等における記載（抜粋）

地方創生整備推進交付金：
「地方創生整備推進交付金の活用に向けた地域再生計画作成の手引き」（令和２年４月）
第一部Ⅱ２（１）、（２）、（３）
④　地域再生計画及び添付書類の記載に当たって留意すべき事項
（略）令和元年８月２日に開催された第21回国土強靭化の推進に関する関係省庁連絡会議での決定に基づき、国土強靭化地域計画に基づき実施される道、汚水処理施設、港の整備に対して、重点的な支援を行いますので、地域再生計画書の「５　地域再生を図るために行う事業【事業が先導的なものであると認められる理由】」に国土強靭化地域計画に基づき実施される路線、施設がある場合には、その旨を記載してください。

都道府県警察施設整備費補助金（警察施設整備関係）：
「都道府県警察施設整備費補助金交付要綱運用上の留意事項について」（令和３年３月３日付け事務連絡）
１　施設の整備における留意点
（略）当該施設の整備が「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条の規定に基づき策定した国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）に明記されたものである場合は、補助金交付の判断に当たって、重視することとするので、参考となる資料（地域計画の抜粋等、当該施設整備と地域計画の関連性が分かる資料）を添付すること。
なお、地域計画に明記された施策とは、補助金交付申請書に記載する事業の概要が地域計画上にも記載されていることを想定しており、例えば、「災害発生時の拠点機能を確保するため、県下警察施設の建替え、耐震化等を実施する。」等、国土強靱化に資する目的、その事業概要等が記載されていることを意味する。（略）

農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策：
「農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準」（令和３年４月１日付け２農振第 2719 号）
第１の２の（２）
ウ　別紙による優先採択ポイントについて、３ポイントを限度として加算する。
別紙　優先採択ポイントの考え方
７　国土強靱化施策
強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に規定する国土強靱化地域計画に位置付けられている事業であるもの

〔参考〕策定済団体の例

- 脆弱性評価の実施による課題や施策の整理
  災害リスクを整理することで問題点を洗い出すことができた／分野別の個別計画で整理されていた強靱化に係る課題や施策を全庁的に集約・整理することができた／今後も脆弱性評価を実施できる仕組みを構築できた
- 庁内での意識向上
  各担当部署においてやるべきことや課題等が明確になった／事業の担当部署が明確になった／庁内全体で共通課題が明確になった／他部署の事業への取り組み方針を把握しやすくなった
- 進捗管理方法の確立
  これまで進捗管理が曖昧であった事業についても明確になった／各担当部署のＫＰＩや進捗管理が明確になった
- 強靱化に係る施策の推進
  避難施設建設事業を実施することになった／ハード部門とソフト部門によるプロジェクトチームを創設した／各部局が防災・減災対策を取り入れるようになった

／施策の総合的な進捗管理及び推進が可能となった／国・県が実施主体となるハード事業で特に重要なものが明確となった／中長期的視点による防災の総合戦略が明らかになった／個別の事業を整理することで計画が具体化・充実化した／強靱化に資する事業の重点化が可能となったことから既存事業との連携を図る形で市域内の面的な強靱化が促進されることとなった／汚水処理機能を確保するための下水道施設や合併処理浄化槽の整備が計画的に実施できるようになった／計画的な実施により老朽管の更新率・耐震化率向上につながるようになった、など

● 優先順位の明確化

施策（事業）の重点化が図れた／議会等に必要性を説明しやすくなった、など

● 予算の確保

関係課が補助金・交付金の申請を行いやすくなった／補助金・交付金の活用について全庁的な意識向上につながった／補助金・交付金事業の採択及び予算配分がなされた／国庫補助事業において地域計画に位置付けた整備路線などの重点配分がなされた／対象となる工事などを優先的に進めることができるようになった／事業採択要件となることで事業地区の位置づけが明確となり事業の採択要求が明確となった／県が事業主体で市内において実施されている事業の推進や市実施の国庫事業における補助金交付での予算交付等の優遇などの効果が得られた／策定により令和３年度より住宅耐震化に係る総合支援メニューを運用することができた／補正予算など計画に絡めて予算要求の説明がしやすくなった／予算規模が大きいハード対策に着手できていなかったが計画に位置付けた耐震化診断を予算化することができた／地域高規格道路の未着手区間の予算配分がなされ新規事業化が決定した／これまで要望していた国による砂防事業の実施について、地域計画に記載し事業の重要性を明確にしたことが国による事業実施を決定する際の検討要素の一つとなった、など

● 重点配分された事例

道路整備事業において、前年度までは、交付金の別の分野での補助申請を行っていた。令和２年度から国土強靱化での整備路線と位置づけ、社会資本整備交付金内の国土強靱化分野において補助申請を行ったことで補助率、配分率ともに増加した、など

● 他機関との連携強化

県と市による合同ワーキンググループが立ち上がった／これまで個別に計画推進がされていた国の事業についても、地域計画において統一的に位置付けたことで他の行政機関と一体的な推進が可能となった、など

「国土強靱化地域計画策定効果に関するフォローアップ調査」より

(3)メリット３　地域の持続的な成長

強靱化の推進によって地域の防災力と災害対応力が高まることが、住民や民間事業者の地域に対する安心・安全感を高め、それが地域を成長させるという発想も重要です。

○地域の強靱化は、大規模自然災害等の被害の軽減のみならず、被災による様々な地域の変化に対する対応力の増進をもたらし、地域の持続的な成長も促すものです。さらに、地域計画及びそれに基づく取組を国内外に周知・広報することを通じて、当該地域が内外から適正に評価され、結果として投資を呼び込むことにもつながります。

○強靱化と地域活性化が連動し、相乗効果を上げることが期待されています。詳細と、地域計画と地方創生の関係については後述します（50 頁参照）。

○独自の施策分野として「地域振興」や「若者定住」などを掲げ、強靱化の取組と地域活性化の取組を併せて推進する市町村もあります（策定・改訂編Ⅰ３．(3)③参照）。

○強靱化の取組により地域が災害に強くなることは、地域住民や地域に展開する民間事業者にとっても有益となります。地域計画を策定した暁には、地域の内外へアピールしていくことも地域の成長にとって重要です。

〔参考〕策定済団体担当者の声

―地域産業のためにも強靱化を推進します―

「当市は農業生産額で県内 1 位、全国でも 5 位以内に入っています。そんな当市の農産物の販売先は主に首都圏です。当市に災害が起こったときはもちろん、首都圏に起こったときにも、当市からの農産物が滞りなく首都圏へ運ばれることが期待されていると思っています。そのため、輸送路の確保や津波避難道の整備など、有事の際にも交通網が維持されることを重点施策として実施していきます。それが消費者からの信頼につながり、地域産業の興隆にもつながると思っています。」

―防災への備えを地域経済の活性化につなげます―

「当県には、過去の災害経験や南海トラフ巨大地震への備えを通じて磨き上げてきた技術やノウハウがあります。これを地域の防災対策に活用するとともに、防災関連産業の創出へとつなげています。具体的には、地域で優れた防災製品を開発してそれを地域外へ販売したり、CLT 工法（Cross Laminated Timber。建材に向いていない木材でも活用でき、建物を軽量化できる）の普及による新たな木材需要の創出を図ることで、森林の荒廃を防ぎつつ林業の活性化につなげたりしています。」

３．　国土強靭化地域計画の策定にあたって

ここでは、地域計画の策定にあたって基本的な項目（定める事項、策定主体、計画の対象とする区域と取組）について説明します。

(1)定める事項

国の基本計画との調和を保ちつつ、地域特性を十分考慮することが望まれます。

○基本法においては、地域計画で定める事項について具体的に定められてはいません。

○しかしながら、基本計画については、基本法第十条第二項において、対象とする施策分野、国土強靭化に関する施策の策定に係る基本的な指針及び当該施策の総合的、計画的な推進に必要な事項について定めるものとされています。

○そこで、国の基本計画との調和が保たれるべき地域計画においては、地域の強靭化を推進する上で対象とする施策分野、当該施策の策定に係る基本的な指針及び当該施策の総合的、計画的な推進に必要な事項について定めることが考えられます。

なお、国の**基本計画との調和が確保される範囲内であれば、地域計画にいかなる事項をどの程度定めるのかについては、**例えば、施策分野にとどまらず、個別の事業についても具体的に定めるなど、**地域の特性を十分に踏まえ、策定主体が創意工夫を講じることが重要**です。

(2)策定主体

策定主体は、都道府県及び市町村です。複数の地方公共団体で策定することも可能です。

○**地域計画は、都道府県又は市町村が主体となり策定**します（基本法第十三条）。
なお、東京都特別区の各区も策定主体となります。

○南海トラフ巨大地震のように非常に広範囲に、あるいは、水害のように河川の上流の降雨により下流域に被害が及ぶことが想定される災害については、一の地方公共団体の枠の中だけでは評価や対策が完結しないことが想定されます。特に、このような場合には、例えば、国の地方支分部局と関係都道府県等が共同で基本的な方針等を検討する場を設けたり、既に方針等が出ていればこれを各地方公共団体の地域計画の検討に反映したりする等、**国の地方支分部局や関係する地方公共団体と相談、連携等を図る**ことが有用です。

○地域の状況等を踏まえ、**複数の市町村、又は一の都道府県と複数の市町村で一つの地域計画を策定**することが合理的な場合には、協議会を設けるなどにより、策定することができます（**合同策定**）。
その際、都道府県内の市町村をいくつかのブロックに区分けし、都道府県がリーダー役となってブロック内の市町村とともに地域計画の内容を検討するなど、**都道府県が市町村の地域計画の策定を積極的に支援**することが望まれます（策定・改訂編Ⅲ１．参照）。

○複数の市町村で一つの地域計画を策定（合同策定）する際は、その記載内容がすべての市町村に共通する場合と、一部の市町村に適用される場合があると考えられます。一部の市町村に適用される場合は、どの記述がどの市町村に関係するか明確に区分する必要があります。

○また、複数の市町村で最悪の事態の設定、脆弱性の評価、対応方策の検討などの策定作業を行い、市町村ごとに地域計画を策定することもできます（**共同策定**）。

〔参考〕策定済団体の例

- 合同策定の例（鳥取県西部 7 町村）
  鳥取県日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町が合同で「鳥取県西部町村国土強靱化地域計画」を策定（平成 30 年 3 月）。

①合同策定にいたった背景・経緯
西部 7 町村では、避難計画の共有や避難所設置訓練の合同実施等を通じて、防災担当者の連携が強く、防災・減災対策における広域連携の有効性について理解があった。また、平成 12 年の鳥取県西部地震を経験し、ライフラインや施設等を相互に補完しながら災害対応にあたった教訓が現在まで共有されていた。さらに、防災面以外でも、広域事務等において日常より連携があった。 こういった土壌を活かした地域計画の合同策定について県から提案を行い、防災担当者会議及び副町長会での合意を得て、策定に着手した。
②合同策定の手順
策定体制 テーマ（保健・医療分野、国土・交通分野、行政、住宅、産業）ごとに各町村の担当課長級が参加する WG において協議した。協議事項は、WG 後に、各町村に持ち帰り、それぞれの庁内で検討した。 リスクシナリオの設定 県全体の自然災害を網羅した県計画のリスクシナリオを活用し、各町村が自団体にあてはまるリスクシナリオを設定した。 脆弱性評価の実施 県が実施した脆弱性評価結果を援用し、各町村で実施した。 KPI の設定 県計画で設定している 227 の指標で、市町村で該当するものを県が抽出し、WG で町村に提供し、各町村はそれぞれの実態に応じ、これ以外の KPI も独自に設定した。また、県は保有データの提供を行った。
③合同策定による変化・効果（県及び町村担当者の意見）
他の行政機関との関係における変化・効果 ● 県の指導のもと、策定段階から近隣の町村と情報共有を行ったことで、連携・情報共有体制が強固になり、策定後も継続している。 ● 他町村と横並びで脆弱性評価を行うことで、より客観的な評価が可能となった。 ● タイムラインの共有や避難所運営訓練の合同実施など、連携可能な施策がより効果的に行われるようになった。 ● 関係機関との長期的な連携、目標共有について今後の取組のきっかけとなった。 庁内における変化、効果 ● 脆弱性を数値化することにより全部局での横断的な取組の促進ができた。 ● 各課で目標が明確化し、意識醸成のきっかけとなった。 ● これまで耐震化診断等は行えていなかったが、計画策定により必要性の認識ができたことで、優先的に着手しようということになった。 ● 計画策定を行ったことで、予算要求がしやすくなった。

鳥取県内ではこのほかに、東部の 4 町村（岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）、中部の 4 町村（三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町）でも、それぞれ合同で「鳥取県東部 4 町国土強靱化地域計画」、「鳥取県中部 4 町国土強靱化地域計画」を策定

● 合同策定の例（八戸圏域連携中枢都市圏）

八戸圏域連携中枢都市圏を形成する八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村及びおいらせ町が合同で「八戸圏域 8 市町村国土強靭化地域計画」を策定（平成 31 年３月）。

①合同策定にいたった背景・経緯

八戸圏域８市町村は、気候・風土を共有し、藩政時代から一体的なまとまりがある地域として歴史を刻み、通勤・通学や買い物、医療といったあらゆる面で結びつきがある。また、ごみ処理やし尿処理、消防や水道などさまざまな事務を共同で行ってきた。このような歴史的・日常的な結びつきを背景に、平成 21 年に定住自立圏、平成 29 年には連携中枢都市圏に移行し、その中で、危険空き家対策や福祉避難所の相互利用、ドクターカーなど、防災・災害対策に関わる取組を行ってきている。

近年は、自然災害が激甚化・頻発化する傾向にあり、圏域においても地理的なつながりから津波や洪水といった共通のリスクがあるため、８市町村がさらなる連携のもと災害対策に取り組むことが安全・安心な圏域の実現につながるという共通認識から合同策定にいたったもの。

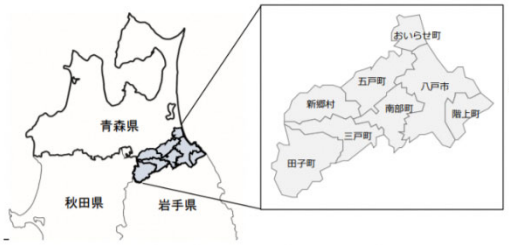

SCRUM 8 EIGHT 八戸圏域連携中枢都市圏 八戸都市圏スクラム8 エイト

②合同策定の手順

策定体制

専門的見地からのご意見等を聴取するため、外部有識者により構成される「検討会議（有識者）」を設置し、計画内容の検討を実施した。また、市町村担当課長会議を設け、市町村間の調整・連携を図った。各市町村の内部では、庁内策定会議を設置するなどして庁内での検討が進められた。

（検討会議）

（市町村担当課長会議）

リスクシナリオの設定

県全体の自然災害を網羅した県計画のリスクシナリオを活用し、各町村が自団体にあてはまるリスクシナリオを設定した。

推進方針の設定

各リスクシナリオに対する推進方針は、施策レベルの取組（住宅の耐震化など）を設定し、該当する市町村について、白丸で表記した。

「連携項目」の設定

八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づき実施している 10 項目（危険空き家対策のための合同研修会等の開催、福祉避難所の設置及び圏域での相互利用など）を設定した。

③独自の取組

「連携項目」の設定

圏域全体の国土強靭化の推進に向け、八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンに基づき実施している 10 項目（危険空き家対策のための合同研修会等の開催、福祉避難所の設置及び圏域での相互利用など）を設定した。

「協定に基づいて実施している取組」の設定

八戸・久慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援協定に基づき、大規模災害時における各市町村の相互応援体制の連携及び強化を図るため、支援要請の手順や情報伝達機器の使用方法等を確認する訓練実施を明記した。

「今後検討していく連携項目」の設定

近年の頻発化・激甚化する災害に対しては、これまで以上に広域連携で取り組んでいくことが有効であるという認識とともに、今後も各市町村において予算や人的な制約が強まっていくことが予想されている中で、類似事業の共同化や資源の相互補完等により効率化を図るという観点から、新たに「今後検討していく連携項目」として、12 項目を設定した。これらは、計画策定後に８市町村で検討していくこととした。

1. 避難体制の検証・強化
2. 住民向け防災研修会の開催
3. 外国人のための防災教室の開催
4. 合同防災訓練の実施
5. 防災教育の推進
6. 集落の孤立防止対策
7. 防災拠点の整備
8. 消防団員の確保に向けた広報・周知
9. 自主防災組織情報交換会の実施
10. 住民等への情報伝達手段の研究
11. 防災関係職員合同研修会の開催
12. 防災関連マニュアルの共有

③合同策定による変化・効果

他の行政機関との関係における変化・効果

【事務の軽減】

有識者会議の運営や市町村間の調整等を担った八戸市での事務負担増はあったが、それ以外の市町村では単独で策定するよりも事務の軽減が図られた。

【広域の視点で捉えることによる防災力の向上】

例えば、想定最大規模の洪水浸水想定区域について、単独の市町村で避難場所を確保できない場合には、８市町村で広域避難の検討を行うことも予定されており、広域の視点で捉えることによる防災力の向上につながる。

【顔の見える関係強化】
　計画を策定する過程及び今後 12 の連携項目を具体化していくにあたり、８市町村で何度も協議する機会を通じて顔の見える関係強化につながる。実際、令和元年東日本台風（台風第 19 号）の際、岩手県の久慈市や普代村に対し、「大規模災害時における八戸・久慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援協定」に基づく物資支援を実施したが、八戸圏域８市町村の対応を取りまとめるに際しても、平成 30 年度中の計画策定の過程で培われた顔の見える関係により、スムーズに役割分担が図られた。

【各市町村のノウハウ共有による災害対応力の向上】
　例えば、12 の連携項目の１つである「防災関連マニュアルの共有」について、それぞれの市町村が作成している避難勧告等の発令マニュアルを共有し、どのようなタイミングで避難勧告等を発令すればよいのかといったノウハウを共有することで、各市町村の災害対応力の向上につながる。
※令和３年の災害対策基本法の改正により避難勧告・避難指示の一本化等が行われたため、今後改正を踏まえた対応を予定

【安全・安心な圏域への貢献】
　計画に記載した 12 の連携項目の具体化と具体化していく過程で培われる信頼関係、それぞれの市町村が持っているノウハウが共有されることで「安全・安心な圏域への貢献」につながる。

庁内における変化、効果

【強靭化に向けた役割分担の明確化及び方向性の共有】
　計画策定の過程でそれぞれの課の役割分担が明確化されたことや、脆弱性評価及び対応方策の検討を庁内部局横断的に実施したことで、課題を共有するとともに今後の方向性を共有することができた。

● 合同策定の例（有珠山周辺地域１市３町）

伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町が合同で「有珠山周辺地域強靭化計画」を策定（令和２年３月）。

①合同策定にいたった背景・経緯

洞爺湖町、伊達市、豊浦町、壮瞥町はおおよそ２０年から３０年の周期で噴火を繰り返す有珠山の噴火災害をはじめとして地震や津波、豪雨による洪水、土砂災害といった自然災害リスクが存在している。

有珠山が噴火した場合には周辺市町のみならず影響が非常に広範囲に及び、ひとつの自治体のみで対策に当たることは非常に困難であることから、有珠山周辺市町及び防災関係機関等で構成する有珠山火山防災協議会において平素から防災・減災対策に取り組んでいる。

有珠山周辺地域は温暖な気候を活かした農畜産業や火力発電所や大規模なメガソーラーなど食料とエネルギーの供給地であり、北海道ひいては国の強靭化に大きく資するポテンシャルをもっているが、人口減少や高齢、安心安全な生活と地域活性化に不可欠なインフラ整備が十分進んでいないなど課題を抱えている。

地理的な面において共通する自然災害リスクや行政課題を有していること、平素からの連携の枠組みを活用して有珠山周辺地域全体の強靭化へとつなげるため、北海道強靭化計画と調和した「有珠山周辺地域強靭化計画」を策定した。

②合同策定の手順

策定体制

有珠山周辺地域国土強靭化地域計画に係る検討会議

構成　→　洞爺湖町【事務局】・伊達市・豊浦町・壮瞥町

リスクシナリオの設定

北海道全体の自然災害を網羅した道計画のリスクシナリオを活用し、各市町が自団体にあてはまるリスクシナリオを設定した。

推進方針の設定

各リスクシナリオに対する推進方針は、施策レベルの取組（砂防設備等の整備など）を設定し、該当する市町について、白丸で表記した。

KPI の設定

各市町毎に施策プログラム（付属資料）を作成し個別施策の目標値を設定した。

（令和２年　防災訓練の様子）

③合同策定による変化・効果

他の行政機関との関係における変化・効果

【共同で取り組むべき事業の明確化】

有珠山火山避難計画の策定、コミュニティ FM 活用事業、洞爺湖有珠山ジオパーク推進事業など、１市３町が共同で取り組むべき事業を整理することで、一体的な事業推進が期待できる。

【さらなる連携の強化】

有珠山噴火災害をはじめとする自然災害のリスクや人口減少・少子高齢化などの行政課題克服のための施策推進にあたり有珠山周辺地域市町間はもちろんのこと、国・北海道との連携強化が期待される。

● 共同策定の例（北海道檜山振興局管内）

北海道檜山振興局管内の江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町の７町が共同で策定作業に取り組み、７町それぞれで国土強靱化地域計画を策定（平成 30 年 10 月１日に全町で同日施行）

①共同策定にいたった背景・経緯

檜山管内７町は、1993 年（平成５年）に北海道南西沖地震を経験した地域として自然災害への意識が高く、近年、多発するゲリラ豪雨による土砂災害や台風・地震による被害の発生に加え、国・道による国土強靱化に向けた取組を機に地域計画の策定を検討することとなった。

地域計画の策定については、基本理念を町の施策に反映し、実施することで国土強靱化の取組が推進され、人命の保護など基本目標を達成するうえで効果的と判断。また、国の基本計画及び北海道強靱化計画との調和を図るとともに隣接する各町との地域計画とも相互に調整を図ることが地域の強靱化に必要と考え、檜山地域として統一的な計画とすべく管内７町で検討することとなった。

（上ノ国町内の夷王山上空から写真）

（江差町内のいにしえ街道の町並み）

②共同策定の手順

【北海道（振興局）が共通の課題・取組内容を提案】

北海道強靱化計画のうち檜山管内にも該当する部分をマーカーし、共通の課題・取組内容を提案した。

【地域計画の構成】

地域計画の構成については、管内７町に共通的、一体的に取り組む必要がある項目（共通項目）と各町独自施策を柔軟、効果的に実施するための項目（独自項目）で構成することとした。

また、地域計画の推進管理が効率的・効果的に行えるよう、町総合計画との一体化も視野に入れ策定することとした。

【リスクシナリオ等の選定】

北海道強靱化計画におけるリスクシナリオ等を活用し、檜山地域の実情に応じた内容により推進方針、脆弱性評価の考え方、リスクシナリオ等を抽出、各町にあてはまる項目を選定した。

【ＫＰＩの設定】

北海道強靭化計画における指標を参考に、町総合計画において定められている指標及び各個別計画における指標により各町それぞれの実態に応じ設定した。

③共同策定による変化・効果

【他の行政機関との関係における変化・効果】

- 北海道（振興局）の調整により、策定段階から管内各町と情報共有、議論を行ったことで、国土強靭化の取組はもとより、地域振興、地域課題への連携、情報共有体制が強まった。
- 檜山地域以外の自治体との協力の必要性について、日本、北海道全体としての必要性を考慮することができるようになった。

【庁内における変化、効果】

- 各リスクシナリオに対応する施策を抽出することにより、あらゆる分野（福祉・教育など）から最悪の事態を回避するための対策を検討する意識の醸成が出来た。
- また、最悪の事態を回避するため、各部署間の連携、協力体制強化のきっかけとなった。

● 広域で方針を共有していくことの重要性を地域計画に明記した事例（西三河防災減災連携研究会）

愛知県西三河地域の岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町の９市１町では、それぞれの国土強靭化地域計画において、広域で方針を共有することの重要性を地域計画に明記することとした。

①広域での共通した方針の設定にいたった背景・経緯
西三河９市１町で構成する西三河防災減災連携研究会は、西三河災害時相互応援協定の締結を機に設置され、名古屋大学の支援を受けながら、西三河地域広域で連携して防災活動を強化していく取組を行っている。研究会には 10 市町のほか、愛知県、名古屋大学、自動車会社、電力会社、ガス会社等が所属している。 西三河地域の中心的な産業は工業で、製造品出荷額等は西三河地域だけで全国の 8.3%（年間約 25 兆円）を占め、日本を代表する産業集積地である。こうした活発な産業活動を背景に 160 万人余り（令和 2 年 4月時点）が居住しており、製造業の従業員とその生活を支える第３次産業に携わる市民によりまちが形成されている。 そのため、大規模災害が発生した場合には、市民の生命財産を守るにとどまらず、早期の復旧復興を果たすことが西三河地域共通の使命であり、地域の強靭化や、国全体の強靭化への貢献に向けては、西三河地域で方針を共有し、連携を強化しながら取り組むことが重要となる。
②広域での取組の推進
西三河防災減災連携研究会での広域連携による取組を推進し、今後も、その成果を最大限活用することを目指している。

(3)計画の対象区域と取組

地域計画の対象区域は原則として当該地方公共団体の区域ですが、区域外との連携・協力もあり得ます。同様に、対象となる取組も他主体の取組との連携・協力があり得ます。そこで、これらの連携・協力を地域計画に明記することも可能です。

○地域計画は、策定主体となるそれぞれの地方公共団体の区域における住民や来訪者の生命・身体・財産の保護、住民生活・経済活動への被害等の最小化を図るものであり、この意味において、**地域計画の対象とする区域は、原則、当該地方公共団体の区域が基本**となります。

○一方、以下のようなケースでは、**当該地方公共団体の区域外も視野に入れて地域計画を策定することがあり得る**と考えられます。

ケース１　策定主体の行政機能のバックアップなど、重要な機能を、当該策定主体以外の区域に設ける

ケース２　策定主体の区域と、当該策定主体以外の区域を一体的に整備する必要のあるインフラの取組を推進する

ケース３　策定主体の区域を超えて事業活動を行っている大規模民間事業者の事業継続や策定主体の区域を越える大量の通勤・通学者の安全対策等に関する対策を行う

ケース４　策定主体の区域外で発生する災害（津波、火山噴火災害等）に起因する広域的な交通・物流ネットワークの途絶や食料・エネルギーの途絶などによる、策定主体の区域内における産業活動や住民生活への影響の低減に向けた対策を行う

○また、このようなケースにおいては、**関係する地方公共団体や、必要に応じ国等の関係機関とも十分に連携・協力しながら、地域計画を策定する必要**があります。

○地域の強靱化は、地方公共団体のみによって成し得るものではないことから、地域計画においては、地方公共団体の取組だけでなく、**住民、経済団体、民間事業者、他の地方公共団体、国等の関係者との連携・協力による取組についても取り入れる必要**があります。

4.　他の計画との関係

ここでは、地域計画と他の計画（総合計画等、地域防災計画、地方創生（地方版総合戦略）、インフラ長寿命化基本計画及び行動計画等）との関係について説明します。

(1)総合計画等との関係

地域計画と行政全般に関わる既存の総合的な計画（総合計画等）はともに指針性を有する点で共通するため、その位置付けについてはあらかじめ整理しておくことが必要です。

①　地域計画の指針性と総合計画等との整合

○地域計画は、地域の特性を十分に踏まえて策定することが重要であり、地方公共団体において、**総合計画等や関連する他の計画を有している場合には、これも十分に踏まえ地域計画を策定**していくのが効率的・合理的です。

○地域計画の地方公共団体内における計画体系上の位置付けについては、地方公共団体により異なりますが、**どのような位置付けであっても、地域計画は、国土強靱化に係る指針性を有することに留意が必要**です。

○そのため、地域計画策定後においては、地域計画を指針として、強靱化の観点から既存の総合計画等の見直し等について適切に対応することが期待されています。

○なお、地方公共団体の国土強靱化への取組の足掛かりとして、総合計画等に地域計画を策定する旨を位置付けている地方公共団体もあります。

②　総合計画等との同時策定や一体的な策定

○総合計画等と地域計画は、どちらも指針性を有し、分野ごとの施策を示し、施策の進捗を管理していくなど親和性があります。従って、同時に策定、又は一体的に策定することで以下のようなメリットが考えられます。

・　共通の指針性を持たせることができる
　同じ地域において指針性を持つ両計画を、同じ方向を向くように策定できる

・　進捗管理（KPI の確認）が同時にできる
施策の進捗管理や KPI の管理も、総合計画等と同時に行うと効率的・効果的である

○総合計画等と一体的に策定する場合には、基本法第十三条の規定により「国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」とされていることから、**基本法第十三条の地域計画であることを明らかにすることが必要**です。

〔参考〕策定済団体の例

● 地域計画を国の基本計画と同様に、いわゆるアンブレラ計画として位置付け策定した例があります。
● また、地域計画を総合計画と整合・調和を図り策定した上で、各分野別計画に対して、地域計画と総合計画を並列の上位計画とした例もあります。
具体的には、地域計画を「国土強靱化に関する指針」、総合計画を「分野別計画の指針」と位置付け、地域計画に「国土強靱化地域計画は、各分野別計画の強靱化に関する部分の指針」と明記しています。
● 地域計画を総合計画と一体的に策定した例もあります。
● 整理すると、以下のようなパターンとなります（パターン 1 は東京都荒川区ほか、パターン 2 は新潟県新潟市ほか、パターン 3 は埼玉県春日部市ほか）。

（イメージ図）

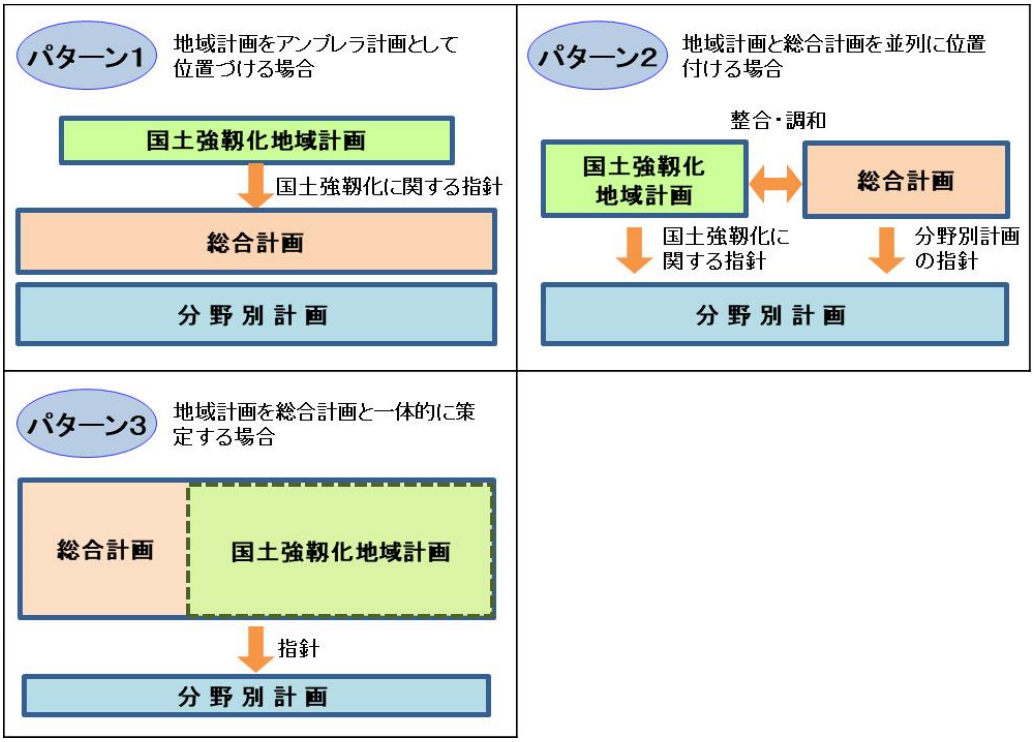

〔参考〕総合計画との一体策定の例

埼玉県春日部市の例

「春日部市総合振興計画」の改訂に合わせて、地域計画を総合振興計画と一体的に策定（平成 30 年３月）しました。

（春日部市総合振興計画より）

春日部市　総合計画の体系

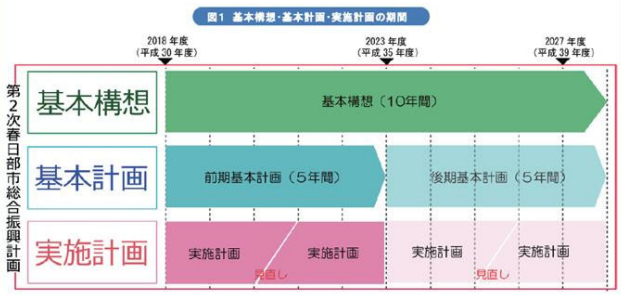

「第2次春日部市総合振興計画」より

総合振興計画　目次

Ⅰ 総論
計画の位置づけ
（地域計画として一体的に策定と明記）

Ⅱ 基本構想

Ⅲ 基本計画
第１章　前期基本計画の概要

第２章　重点プロジェクト

第３章　分野別計画
（国土強靭化に位置付けられる取組を明示）

第４章 国土強靭化
1. 国土強靭化の概要
2. 脆弱性の評価
3. 強靭化に向けた取組

「第2次春日部市総合振興計画」より

各分野（まちづくりの基本目標）における施策と脆弱性評価で設定した 24 の「起きてはならない最悪の事態」の関係を次表の通り整理しました。

強靭化の推進に向けた取組は各施策のページに記載し、 （ゆらりん）マークをつけることで表現しました。

起きてはならない最悪の事態

各分野
（まちづくりの基本目標）

1. 子育て・教育
2. 福祉・保健・医療
3. 市民参加・文化・スポーツ
4. 環境・防災・生活
5. 観光・産業・経済
6. 都市基盤
7. 行財政

「起きてはならない最悪の事態」と「分野別施策」との整理対照表 マトリクス				被害の発生抑制により人命を保護する				救助、救急、医療活動により人命を保護する			
				a-1	a-2	a-3	a-4	b-1	b-2	b-3	
分野		政策	施策	火災や建築物倒壊等により、多数の死傷者が発生する事態	浸水や土砂災害等により、多数の死傷者が発生する事態	列車転覆等の交通機関の被害等により、多数の死傷者が発生する事態	災害対応の遅延等により、多数の要救助者等が発生する事態	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態	医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態	地域の衛生状態が悪化する事態	
基本目標1	子育て・教育	1-1 安心して子どもを産み、楽しく子育てできるまちをつくる	1-1-1 出産や育児に希望が持てる地域社会の確立					●			
			1-1-2 仕事と子育ての両立支援					●			
		1-2 知・徳・体のバランスがとれた子どもを育てるまちをつくる	1-2-1 「生きる力」を育む学校づくりの推進								
			1-2-2 一人ひとりを大切にした教育の推進					●			
			1-2-3 充実した学校環境づくりの推進	●							
		1-3 思いやりの心と夢をもった青少年を育てるまちをつくる	1-3-1 青少年教育の推進								
			1-3-2 青少年健全育成事業の推進					●			

〔参考〕総合計画と一体した進捗管理の例

● 札幌市の例

札幌市では令和元年 12 月に改定した札幌市強靱化計画において、総合計画との一体的な進捗管理ができるよう工夫している。

①総合計画との連携に関する概要

札幌市では、総合計画である「中期実施計画」との連携を図りながら、「札幌市強靱化計画」の改定を行った。

札幌市強靱化計画で示した 143 の「推進事業」を中期実施計画に位置付け、具体性を持った着実な取組とするとともに、推進事業の「事業指標」の設定についても、中期実施計画との整合を図ることで、双方の計画を一体的に進捗管理できることとした。

◆札幌市強靱化計画の概念図

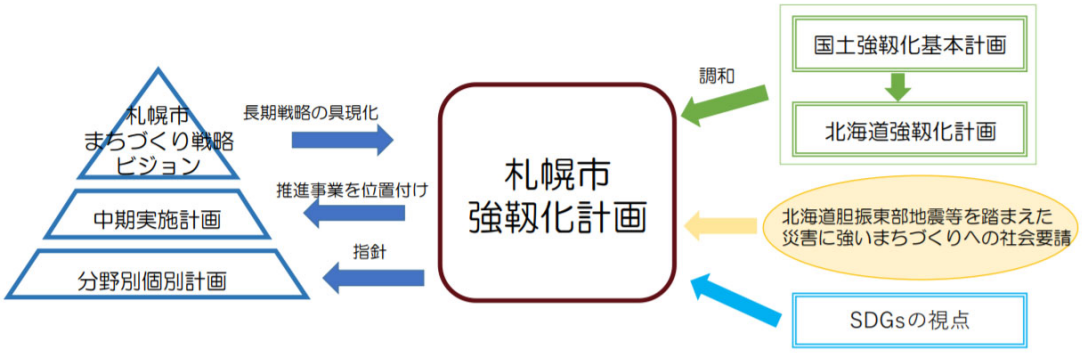

（出典：札幌市強靱化計画）

②総合計画との連携による効果

計画の実行性の担保

札幌市強靱化計画における推進事業を、中期実施計画にも位置付けることで、一体管理による事務作業の負荷軽減だけでなく、財源の裏付けを持った実行性のある計画としている。

● 横浜市の例

横浜市では、平成 31 年に横浜市強靭化地域計画と総合計画を整合・連動して策定し、一体的な進捗管理や強靭化対象事業費の確保を進めている。

①総合計画との連携に関する概要

横浜市では、「横浜市強靭化地域計画」を、総合計画である「横浜市中期４か年計画 2018～2021」と整合・連動して策定した。

強靭化地域計画の策定にあたり、対応方策の検討を、総合計画における新規施策検討とあわせて実施することで、総合計画と施策を連動させ、強靭化地域計画対象事業を総合計画にも位置付けた。

また、強靭化地域計画は、“強靭化に関する取組の方向性を示す計画”として位置付け、進捗管理は総合計画等にて実施している。

なお、計画の推進のため、計画策定時の会議体は、推進強化等に関する情報を庁内共有や議論する場として継続・活用している。

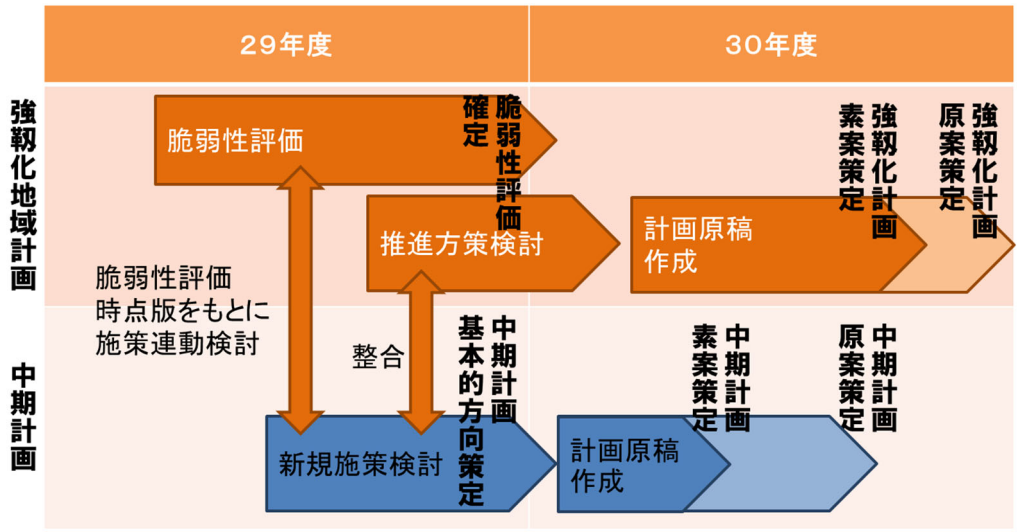

②総合計画との連携による効果

進捗管理に係る各部局の負担軽減

市では複数の計画の進捗管理を実施しており、各部局の管理作業に係る負担が増大している。そのような中、強靭化地域計画に係る事業については、進捗管理を総合計画等に一元化することで、負担軽減を実現した。

厳しい財政状況下での計画対象事業費の確保

厳しい財政状況の中、新規拡充施策についての予算確保は困難となる傾向にあることから、総合計画と連動した策定・進捗管理を行うことで、毎年度の計画対象事業費の確保し、事業を着実に推進している。

(2)地域防災計画との関係

「国土強靱化」と「防災」の違いについては前述（6 頁）の通りですが、地域計画と地域防災計画の違いについてここで説明します。

○**地域計画は**、国土強靱化に係る指針性を有することから、国土強靱化に関しては、災害対策基本法に基づく**地域防災計画に対しても指針**となります。従って、地域計画の策定後は、そこで示された指針に基づき、必要に応じて、地域防災計画の見直しを行う必要があります。

○地域計画は、地域防災計画との比較において、以下の特徴があります。

① 検討のアプローチ

・**国土利用や経済社会システムの強靱性に着目し、地域を、いかなる自然災害等が起ころうとも対応できる体質・構造に変革していく視点**から検討する

② 対象とするフェーズ

・**発災前における（＝平時の）施策を対象**とし、発災時及び発災後の対処そのものは対象としない（ただし、発災時の対処（応急対策）、発災後の対処（復旧・復興）を効果的に行うための事前の備えは対象となる）

③ 脆弱性の評価に基づく対策の検討

・**あらゆるリスクを想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかにする**

・**目標を明確化し、主たるリスクと強靱化すべき分野を特定して脆弱性の評価**を行った上で、これに基づき対策を検討する。その対策は、防災の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対策を内容とするものである

④ 重点化と進捗管理

・**施策の重点化・優先順位付け**を行い、**進捗管理**を適切に実施できるようにする。なお、**個別の事業を記載した場合は、事業についても同様である**

○防災基本計画において求められている、地方公共団体の業務継続計画策定等による業務継続性の確保は、国土強靱化の観点からも重要な取組です。必要に応じて業務継続計画を地域計画の策定に活用してください。

○「地震・津波対策アクションプログラム」等、防災・減災に関する計画等を定めている場合は、必要に応じて地域計画の策定に活用してください。

（地域防災計画との比較）

	国土強靭化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化	○	—

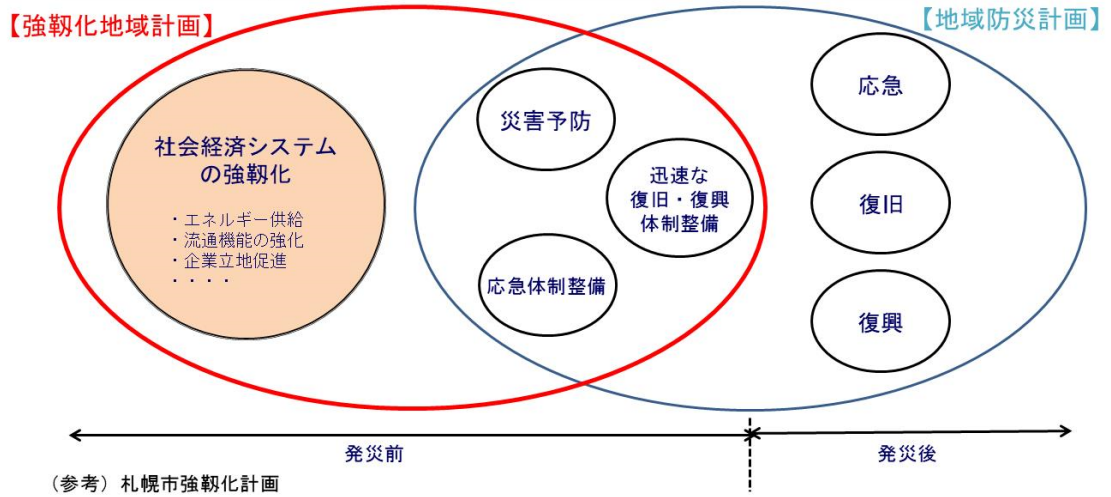

（参考）札幌市強靭化計画

〔参考〕策定済団体の例

● 地域計画と地域防災計画との関係について、策定済、策定中の地方公共団体から、次のような例が示されています。

・施策の範囲に関し、地域防災計画には防災対策を盛り込み、検討中の地域計画においては、防災の他、産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の総合的な対策を盛り込むこととしている。

・地域計画については、発災前における（平時の）施策を記載するとともに、発災時・発災後の対応を円滑に行うための備えとしての位置付けとしている。

・想定するリスクに関し、検討中の地域計画においては、バックアップの観点から当該地方公共団体区域外の大規模自然災害についても対象としている。

・地域計画は、施策の重点化、目標設定を行い、進捗管理を実施することとしているが、地域防災計画の場合は、災害対応や情勢変化等を踏まえ、必要に応じ計画内容の見直しを実施することとしている。

● 地域防災計画そのものではありませんが、地域防災計画の実施計画を地域計画と同一の年度に策定する予定であること、また具体的な数値目標の設定等に係る検討の進め方等が両方の計画において概ね同様であることを理由に、地域防災計画の実施計画に盛り込むべき内容と調和を保ちながら、地域計画の策定に向けた検討を進めた例があります。

(3)地方創生（地方版総合戦略）との関係

多くの地方公共団体で地方創生に取り組まれていることと思います。ここでは、地域の強靱化と地方創生の関係等について説明します。

○地域の強靱化は、**大規模自然災害等の様々な変化への地域の対応力の増進**をもたらし、地域の**持続的な成長**を促すものであり、地域の強靱化を進めることは地域の活性化に寄与するものです。すなわち、いかなる事態が発生しても機能不全に陥らない経済社会システムの確保は、災害等から住民の生命・財産を守り、産業競争力、経済成長力を守ることのみならず、国・地方公共団体・民間事業者それぞれに状況変化への対応力や生産性・効率性の向上をもたらすものであると捉えることが可能であり、中長期的に持続可能な地域の成長を後押しするものでもあると考えられます。

○こうした観点から、**地域の強靱化を進めることは、地域の活性化に結び付く**ものであるといえ、この点を十分に意識して、**地方創生と連携して取り組むべき方向性**を見定めつつ、**地域の強靱化に向けた取組を進めることが肝要**です。

○なお、国では、「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会」の下に設置された「地域活性化連携ワーキンググループ」において、国土強靱化と地域活性化の連携についての基本的考え方等に関して討議が行われ、平成 27 年３月、「地域活性化と連携した国土強靱化の取組について」が同懇談会の提言としてとりまとめられました。

○当該提言では、基本的な考え方として、国土強靱化の取組と地域活性化の取組は、双方とも、地域の豊かさを維持・向上させるという点で同じであり、地域の強靱化の取組の効果を同時に地域活性化に結び付けることが必要である、と記載されています。そのためには、（１）東京一極集中からの脱却、（２）地域での担い手確保と地域コミュニティの役割、（３）産業の創出、活性化と技術開発～国土強靱化は成長戦略そのもの～、の３つの柱で連携の取組を推進する必要がある、と記載されています。併せて、地域における国土強靱化の取組を検討する際に参考となるよう、国土強靱化と地域活性化の連携の具体的内容について、非常時と平時に期待される効果を整理した連携事例集がまとめられました。

○地域計画を策定する際には、**国土強靱化と地方創生を効率的・効果的に連携させるよう**、当該提言や連携事例集等を踏まえ、**地域における非常時と平時の課題を**

同時に解決する「一石二鳥」の発想を持つことが大切です。このため、連携の取組の検討にあたっては、当該事例を参考にしつつ、非常時と平時の両方の視点から効果を検討し、連携の効果の高い取組を地域計画に盛り込み、国土強靱化、地方創生双方の取組を調和しながら推進することが重要です。

○なお、地方創生と国土強靱化が相乗効果を高めるためには、地方創生の地方版総合戦略と地域計画が、調和しながら策定されることが効果的である旨について、平成 27 年 7 月 7 日付事務連絡（国土強靱化地域計画と地方創生の地方版総合戦略について）にて各都道府県及び市町村に情報提供しています。

※「地域活性化と連携した国土強靱化の取組について」及び「事務連絡（国土強靱化地域計画と地方版総合戦略について）」は、内閣官房のホームページにおいて掲載しています。
（「地域活性化と連携した国土強靱化の取組について」
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/resilience/index.html
「国土強靱化地域計画と地方版総合戦略について（事務連絡）」
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/h27_jimurenraku.pdf）

〔参考〕策定済団体の例

- ある都道府県では、地域計画策定のための脆弱性評価の総括として、各種推計で人口減少が予測されていることから「このまま少子化対策を打たなければ、中山間地域の荒廃と水害の増加、インフラの維持管理水準の低下、若年者の減少による担い手不足など、人口減少は県土の脆弱性を加速させる要因となる。『県内から消滅可能性都市をゼロに』を目指す元気づくり総合戦略と国土強靱化地域計画が調和した計画となり、相乗効果を発揮することが不可欠である。」としている例もあります。
- 地域計画の中に「今後のまちづくり」という章立てを行い、その中で、「国土強靱化」と「地方創生」を二本の柱とし、攻めと守りの両面を兼ね備えた総合的なまちづくりを展開する旨を述べている例もあります。

〔参考〕総合戦略との一体策定例

● 千葉県旭市の例

千葉県旭市は国土強靱化地域計画と総合戦略との一体策定を行った（令和２年３月改訂）

①背景・経緯

東日本大震災で甚大な被害を受けたことに伴い、平成 27 年 3 月に全国の自治体や千葉県に先駆けて「旭市国土強靱化地域計画」を策定し、これまで、地域の特性にあった防災施設・資機材等のハード整備や防災教育等のソフト対策を組み合わせ、強さとしなやかさを備えた地域づくりを推進してきた。

また、平時から備えのできたまちづくりを行うために策定した「旭市国土強靱化地域計画」を市の最上位計画として位置付け、さらにまちづくりの総合的な指針とするために策定した、旭市総合戦略の将来都市像の実現に向けて取り組むことで、「地方創生」と「国土強靱化」を二本の柱とした、攻めと守りの両面を兼ね備えた総合的なまちづくりを展開してきた。

令和元年度の両計画の見直しにあたっては、国土強靱化地域計画、総合戦略及び行政改革アクションプランを新たに一体化させることにより、旭市のまちづくりの最上位の指針とし、第 2 期総合戦略として再整理を行った。

第 1 期旭市総合戦略の策定にあたっては、総合戦略に後期基本計画期間中であった総合計画をスライドさせ、基本施策に行政改革アクションプランの一部を溶け込ませて一体化させた総合的な新たなまちづくりの指針として策定している。そのため、第２期総合戦略は、国土強靱化地域計画、総合戦略、総合計画及び行政改革アクションプランを溶け込ませて一体化したものになった。

②一体策定の意義

国土強靱化地域計画の「アンブレラ計画」という指針性と、総合戦略をまちづくりの最上位計画とする方針の両方を満たすことができ、かつ、地方創生との連動の更なる強化が期待できる点が挙げられる。

総合戦略に国土強靱化という視点を加え、国土強靱化と連携しながら地方創生の取組を進めるとともに、これらの計画について一体的に進捗管理を行い、効果的かつ効率的に効果検証等を実施することが可能となることで、地方創生と国土強靱化に関する施策の推進及び進捗管理の効果的・効率的な展開を図っていくことが期待される。

また、市の方針や取組状況など、市民や事業者に知ってほしいことを 1 冊でコンパクトに取りまとめることができた。情報が市民に広く伝わり、広く市民や地域のまちづくりの指針となることが期待される。

（旭市第 2 期総合戦略より）

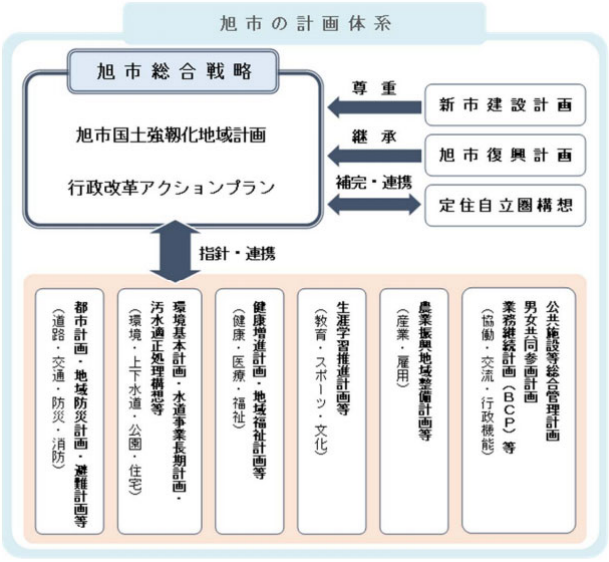

③計画の掲載方法

総合戦略の一編に組み込み

- 第５編「国土強靭化」では、これまでの地域計画を継承し、国の基本計画や県の地域計画との調和を図りながら、国土の強靭性を確保する上で事前に備えるべき８つの目標、27 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」、脆弱性評価結果、推進方針をとりまとめた。

国土強靭化に位置付けられる取組の明記方法

- 第３編「総合戦略」に記載のある施策（重点戦略及び基本施策）について、第５編の「国土強靭化」に関連した取組に「あさピーマーク」を明示した。あさピーマークは、国土強靭化地域計画としても位置付けられる取り組みを示すこととした。

マトリクスの作成

- 総合戦略における施策（重点戦略及び基本施策）と、第５編「国土強靭化」における脆弱性評価で設定した 27 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」との関係をマトリクスとして整理した。
- 横軸が総合戦略における施策、縦軸がリスクシナリオとなっており、リスクシナリオ回避に資する取り組みが含まれる施策については「●」を記した。また、全てのリスクシナリオに対して、漏れなく施策を配置するために、総合戦略には明示されていない、国土強靭化独自の取組については「□」を記している。

（旭市第２期総合戦略より）

総合戦略 ／ 国土強靭化			重点戦略					基本施策															
								魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり				結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり											
			重点施策①	重点施策②	重点施策③	重点施策④	生活再建のまち・あさひ形成事業	施策1	施策2	施策3	施策4	施策5	施策6	施策7	施策8	施策9	施策10	施策11	施策12	施策13	施策14
			地域振興プロジェクト	子育て支援プロジェクト	雇用創出プロジェクト	安心形成プロジェクト		農水産業の振興	商工業の振興	観光の振興	雇用の確保	保健・医療の充実	スポーツの振興	子育て支援の充実	地域福祉の充実	障害者福祉の充実	学校教育の充実	生涯学習の充実	芸術文化の振興・伝統文化の保存	青少年の健全育成	互いに認め合う社会の形成
大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による建物倒壊や火災発生による多数の死傷者の発生				●							●	●			●	●			
	1-2	広域にわたる大規模津波の発生及び河川等開口部からの津波流入による多数の死者の発生				●							●	●			●	●			
	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水				●		●					●				●	●			
	1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生				●							●				●	●			
	1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生		●	●	●						●		●	●	●	●				
	1-6	避難路における通行不能				●															
大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地域での食料・飲料水等、生命にかかわる物資供給の長期停止	●				●						●	●							
	2-2	想定を超える大量かつ長期の避難者への食料・飲料水等の供給不足	●				●		●				●	●							
	2-3	旭中央病院の医療機能の麻痺										●									
	2-4	被災地域における疫病・感染症等の大規模発生		●				●				●		●		●					

(4)インフラ長寿命化基本計画（公共施設等総合管理計画）との関係

地域計画でも老朽化対策は注力すべき分野の一つです。ここではインフラ長寿命化計画との関係について説明します。

○老朽化対策に関しては、「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議：H25.11.29 決定）に基づき、地方公共団体は「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、施設の現状と課題、中長期的な維持管理・更新コストの見通し、取組の方向性等をとりまとめるとともに、「個別施設計画」を策定することとなっています。地方公共団体が策定する「公共施設等総合管理計画」は、この「行動計画」に該当するものです。

○国土強靱化は大規模な自然災害等を対象とした取組であるため、地域計画の策定に係る脆弱性の評価においては、インフラ施設等の老朽化に関する点検・評価を改めて行うことは必ずしも前提としていませんが、**地域計画（脆弱性の評価を含む）及びインフラ長寿命化の行動計画（老朽化に関する点検・評価を含む）の策定及び推進にあたっては、相互に連携して整合性を持ちながら進めることが、効率的・合理的**です。その際、既存の公共施設や公的不動産の集約・用途転換など、公的ストックを有効活用しながら取り組むことが必要です。

〔参考〕国の基本計画における取扱い

- 国の基本計画においては、国土の強靱性を確保する上で事前に備えるべき８つの目標を前提に、45 の『起きてはならない最悪の事態』を設定し、それぞれの事態に対する現状の総合的な評価を行った上で、12 の個別施策分野ごと、５の横断的分野ごとの脆弱性評価を行い、推進方針をとりまとめました。
- この際、インフラ等の老朽化対策については、プログラム・個別施策分野の施策を推進する上で横断的に関わるものであることから、横断的分野の一つとして老朽化対策分野を設定し、「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえて推進方針をとりまとめました。

(5) 他の分野別計画との関係

地方公共団体では、ほかにも様々な分野別計画を策定しています。ここではこれら他の分野別計画との関係についても説明します。

○地方公共団体では、ほかにも様々な分野別の計画を策定しているため、効率性などの観点から、これら他の分野別計画と地域計画とを同時に策定、又は一体的に策定する場合も考えられます。

○地域計画の地方公共団体内における計画体系上の位置付けについては、地方公共団体により異なりますが、**どのような位置付けであっても、地域計画は、国土強靱化に係る指針性を有することに留意が必要**です。

○地域計画を他の分野別計画と一体的に策定する場合には、基本法第十三条の規定により「国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」とされていることから、**基本法第十三条の地域計画であることを明らかにすることが必要**となります。

（イメージ図）

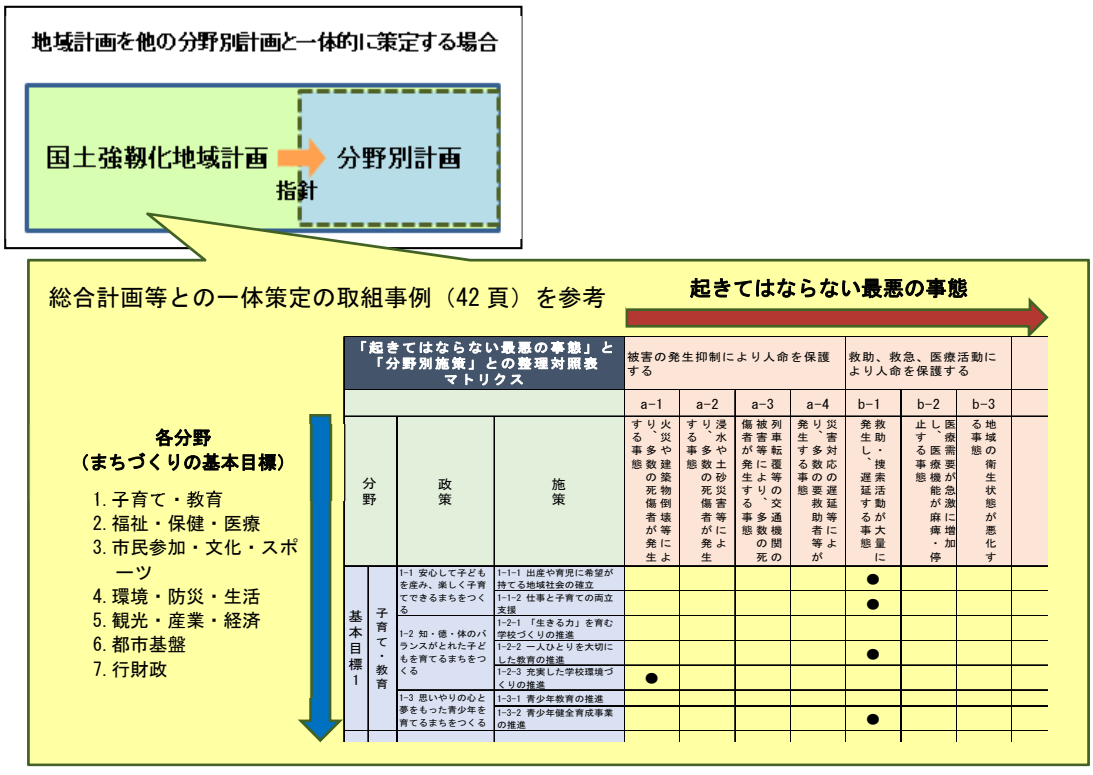

５．　計画の推進と不断の見直し

国土強靱化は地域計画を策定して終了ではありません。地域の強靱化を着実に進めるためには、策定後に PDCA サイクルを回して取組を推進するとともに、策定した地域計画について、不断の見直しを行うことが必要です。

○地域の強靱化の取組の推進に当たっては、「推進体制」を構築した上で、基本法にあるように、国のみならず、地方公共団体・民間事業者・国民を含め全ての関係者の叡(えい)智を結集し、国家の総力をあげて取り組むとともに、地域の民間事業者、住民一人一人が主体的に行動し、実践することが求められます。行政・民間事業者・住民それぞれが連携・協力して、取組を実践していくことが重要です。

○不断の見直しに当たっては、策定後に発生した自然災害や法改正等の知見、取組の進捗状況等を踏まえ、他団体の取組事例等も参考に地域計画を見直し、取組の充実を図っていくことが重要です。

Ⅲ　国への相談等

国土強靱化地域計画は、その策定の手続きにおいて、国の認定等を受けることが必要となるものではありませんが、国との連携・協力を行うと効果的です。相談窓口を設けていますので、活用してください。

○地域計画は基本計画との調和が保たれたものとする必要があり、また、地域計画に国の施策等を位置付けることを検討する場合があると想定されることから、地域計画の策定にあたっては、**地方公共団体と国が十分に連携・協力することが望ましいと考えられます**。

○このため、**国においては、下記の相談窓口を設置**していますので、地方公共団体においては、**地域計画の策定にあたり必要な場合には、ご連絡ください**。

○また、国においては、全国の地域計画の情報を収集し、策定に取り組まれる地方公共団体等へ情報提供しておりますので、**地域計画の策定に着手した場合や地域計画を策定した場合には、内閣官房国土強靱化推進室の相談窓口にご連絡をお願いします**。

【国土強靱化に関する相談窓口】

①　地域計画の策定等に関する全般的な事項

⇒　内閣官房国土強靱化推進室

住所：東京都千代田区永田町１－６－１（中央合同庁舎第８号館）

電話：０３－６２５７－１７７５

②　地域計画の策定等に係る個別の施策・事業に関する事項

⇒　各府省庁の支分部局等（一覧については資料編Ⅳ資料９参照）

○なお、地域計画に国の交付金又は補助金が活用できる事業を位置付けたり、位置付けようとする場合には、国や地方公共団体の担当部局への相談等を行いつつ、進めることが有益と考えられます。関係府省庁によりとりまとめた「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁による支援について」（概要については資料編Ⅳ資料１０参照。詳細については、http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/202104_shien.pdf）に対象となる交付金・補助金、問合せ先を掲載していますのでご活用ください。

【出前講座について】

・国土強靱化の考え方や、地域計画策定の意義・策定方法等について解説し、疑問に答えるため、有識者・内閣官房の職員を研修会等の講師として派遣します

・派遣の申し込みについては、国土強靱化推進室にて随時受付します（派遣日時、会場等については、調整させていただきます）

・詳細については、

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/202003_demaekouzapr.pdf

をご覧ください

（開催イメージ）

Ⅳ　国土強靱化地域計画関連Q&A

Q１　国土強靱化地域計画を策定するメリットは何ですか。

（A）

１．基本法第四条に「地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」と定められており、地域計画を策定することは、この責務を果たす有効な手段です。

２．法定計画である地域計画に位置付けられた施策（事業）は、国土強靱化を推進するために不可欠な施策（事業）であるとの関係者の共通理解が形成されるため、その円滑な推進が期待できます。

３．国土強靱化を推進するために交付金・補助金を活用する場合は、重点配分や優先採択等の「重点化」や「一定程度配慮」の支援がなされることとなっており、強靱化の取組を加速することができます。

４．一般論として、地域計画を策定することで、住民に安全、安心な地域づくりについてアピールできるとともに、民間企業の本社、工場の移転などの投資を呼び込む上で、中長期的には被災による投資リスクが低く競争力が高まるため、地域計画を策定していない地域に比べて地方創生の面からも有利であると考えられます。

Q２　都道府県・市町村にとって、地域計画の策定は義務なのですか。

（A）

１．地域計画について、基本法第十三条では「都道府県又は市町村は、（中略）国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」と定めており策定は義務ではありません。

２．しかしながら、同法第四条では「地方公共団体は、基本法第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」と定められており、地域計画を策定することは、この責務を果たす有効な手段です。

３．なお、現在、全ての都道府県で地域計画が策定済となっていますが、地域の強靱化を進めるためには、広域的な地方公共団体である都道府県とともに基礎的な地方公共団体である市町村の取組も重要です。

４．したがって、市町村においても、地域計画の策定に関する検討を含め、積極的に国土強靱化に関する取組を進めていただきたいと考えています。

Ｑ３　地域計画はどのような構成で何を記述するのですか。

（A）

１．地域計画の基本的な構成としては、国土強靱化基本計画（※）と調和が保たれる必要がありますが（基本法第十四条）、それぞれの都道府県・市町村における地域特性の違いを考慮し、地域計画の構成に一定の柔軟性を持たせることも重要と考えています。

２．基本法においては、地域計画で定める事項について具体的に定められていませんが、本ガイドラインにおいて地域計画の基本的な構成等について検討する際の留意点等をお示ししています。

３．いずれにしても地域計画は、各地方公共団体における国土強靱化の施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画であり、国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものであり、このような位置付けにふさわしい記述を行い、基本法第十三条に基づく計画であることを明確にすることが適当です。

（※）国土強靱化基本計画の構成

第１章　国土強靱化の基本的考え方
第２章　脆弱性評価
第３章　国土強靱化の推進方針
第４章　計画の推進と不断の見直し

Ｑ４　地域計画の策定にあたって脆弱性評価は必要なのですか。

（A）

１．地域計画の策定にあたっては、基本法第九条の規定の趣旨などを踏まえ脆弱性評価を行うことが必要と考えています。

２．この趣旨は、起きてはならない最悪の事態を回避する上で、地域の脆弱性を評価することにより、人命保護などの観点から国土強靱化の推進を図るために必要な取組を明らかにするものであり、地方公共団体の積極的な取組を期待しているところです。

Ｑ５　地域計画で、個別の事業について具体的に言及してもよいのですか。

（A）

１．国土強靱化については、いかなる災害等が発生しようとも、

① 人命の保護が最大限図られること

② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

④ 迅速な復旧復興

などを基本目標として推進することとされています。

２．これらの基本目標に従って、地域の特性を十分に踏まえて、どのような施策が必要かについて検討していただいた上で、施策の推進上、必要となる個別の事業について具体的に位置付けることも考えられます。

Ｑ６　国や他の地方公共団体が行う個別の事業も地域計画に位置付けてよいのですか。

（A）

１．各地域の国土強靱化を推進するためには、地方公共団体自らの施策と併せて、国等の施策も連携して推進する必要がある場合があるものと想定されます。

２．このため、地域計画に、国や他の地方公共団体が行う個別の事業を位置付けることも考えられます。

３．この場合、地域計画の実効性の観点から必要に応じ、国の関係機関等とよく相談していただくことが重要と考えており、本ガイドラインにおいて国の相談窓口をお知らせしているところです。

Ｑ７　複数の市町村で一つの地域計画を策定することは可能ですか。複数の地方公共団体にまたがる施策については、関係する地方公共団体と調整をとった上で地域計画に位置付ける必要がありますか。

（A）

１．複数の市町村で一つの地域計画を策定（合同策定）することは可能です。

２．その際、複数の地方公共団体にまたがる施策については、関係する地方公共団体で調整をとった上で地域計画に位置付ける必要があります（参考：基本法第六条）。

３．その際には、次の点について配慮が必要です。

①　地域計画の記載内容が国土強靱化についてすべての構成団体に共通して指針となるものと、一部の構成団体にのみ指針となるものがあるため、それらの記述を工夫し書き分けることにより、どの記述がどの団体に関係するかの対応を明確に区分する。

②　記載内容の区分は、計画のフォローアップ、改訂の際に支障とならないよう配慮することが重要（例：重要業績指標（KPI）の団体別内訳など）です。

４．また、複数の市町村で最悪の事態の設定、脆弱性の評価、対応方策の検討などの策定作業を行い、市町村ごとに地域計画を策定（共同策定）することもできます。

Ｑ８　市町村における地域計画は、都道府県計画と調和を保つ必要がありますか。また、市町村の地域計画は、都道府県の地域計画が策定された後に策定する必要がありますか。

（A）

１．基本法においては、都道府県が策定した地域計画と市町村が策定した地域計画との調和規定は設けられていません。

２．しかしながら、都道府県や市町村が策定する地域計画は、それぞれが国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない（基本法第十四条）こととされているため、両計画はおのずと調和が保たれたものになります。

３．また、都道府県が地域計画を策定する前であっても、市町村が地域計画を策定することは可能です。

４．いずれにせよ、国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、国土強靱化の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない（基本法第六条）こととされており、市町村においては、都道府県等と十分に調整をとりながら地域計画の策定作業を進めていただくことが肝要と考えています。

（５．なお、平成 30 年度末までに、すべての都道府県で計画策定済となっており、都道府県の地域計画を参考に市町村の地域計画を策定することが可能となっています。）

Ｑ９　具体的な個別施策が国土強靱化に該当する施策か否かをどのように判断するべきなのですか。

（A）

１．国土強靱化については、いかなる災害等が発生しようとも、
① 人命の保護が最大限図られること
② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
④ 迅速な復旧復興
などを基本目標として推進することとされています。

２．上記は国土強靱化基本計画の基本目標ですが、それ以外に、地域の特性に合わせた基本方針や、事前に備えるべき目標を設定することも、地域計画としては重要です。（資料編Ⅳ資料６参照）

３．その目標の実現を妨げるような事態、すなわち地域に「起きてはならない最悪の事態」を特定し、その事態を回避したり、あるいは起きたとしても致命傷を負

わないためにどのような施策が必要か、という観点から検討した上で、判断していただきたいと考えています。

Q10　国土強靱化は公共事業の推進のためのものと理解をしており、必要な公共事業は計画的に実施していますが、地域計画を策定する必要性がありますか。

（A）

１．国土強靱化は、国民の生命、財産等を保護し影響を最小化するためにはハード対策だけでは不十分であり、ソフト・ハードを組み合わせ、重点化・優先順位付けを行い民間資金等も活用しながら、起きてはならない最悪の事態を回避するため、強くしなやかな国づくりを計画的に進めていくものです。

２．したがって、国土強靱化は公共事業の推進のためのものというのは誤解です。
また、公共事業だけでは大規模な災害を防ぐことは困難と考えます。

３．現に策定済の地域計画には、公共事業以外も多く取り入れられています。
具体的には、避難行動要支援者への配慮、自主防災組織の育成、消防団員の確保、風評被害対策、防災訓練の実施、防災教育の実施など多くの対策が盛り込まれています。

国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第８版）
策定・改訂編（案）

令和３年●月

内閣官房国土強靱化推進室

目　次

（頁）

Ⅰ　策定手順とそれぞれの策定手法等 3

１．　策定体制の構築 3
（1）　地方公共団体内に体制を創る 3
（2）　都道府県との連携 7
（3）　地域の強靱化を担う自団体以外の主要な主体との連携・協力 8
（4）　住民の参加と専門家による知見の活用 11
（5）　国土強靱化地域計画に関する手続き 14
２．　国土強靱化地域計画策定の基本的な進め方 15
（1）　目指すべき将来の地域の姿の想定 16
（2）　STEP1　地域を強靱化する上での目標の明確化 17
（3）　STEP2　リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定 18
（4）　STEP3　脆弱性の分析・評価、課題の検討 20
（5）　STEP4　リスクへの対応方策の検討 25
（6）　STEP5　対応方策について重点化・優先順位付け 35
（7）　KPI の設定 36
３．　策定の具体例 39
（1）　目指すべき将来の地域の姿の想定 39
（2）　STEP1　地域を強靱化する上での目標の明確化 40
（3）　STEP2　リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定 42
（4）　STEP3　脆弱性の分析・評価、課題の検討 45
（5）　STEP4　リスクへの対応方策の検討 52
（6）　STEP5　対応方策について重点化・優先順位付け 55
４．　策定時の取組例 57
（1）　住民参加のワークショップを活用 57
（2）　住民アンケートを実施 59
５．　その他の留意すべき事項 60
（1）　国土強靱化地域計画の名称 60
（2）　議会への説明等 61
６．　策定に係る事務の一連の流れ 62
（1）　策定に係る事務の一連の流れ 62
（2）　策定に向けた各プロセスの概要 64

Ⅱ　計画の推進と不断の見直し等 65

１．　計画の推進 66
(1)　推進体制の構築 66
(2)　Action 確認リスト（計画の推進） 70
(3)　計画の推進 71
２．　不断の見直し 84
(1)　Action 確認リスト（不断の見直し） 85
(2)　年次計画（アクションプラン）等の策定 97
(3)　他の計画等の必要な見直し 98
Ⅲ　市町村での策定の推進 99
１．　都道府県から市町村への支援 99
Ⅳ　国への相談等 108

Ⅰ　策定手順とそれぞれの策定手法等

ここでは、国土強靱化地域計画の策定手順と策定手法について説明します。まず「１．策定体制の構築」について説明し、次に「２．国土強靱化地域計画策定の基本的な進め方」を説明します。２．で説明する進め方の具体例を「３．策定の具体例」に示しますので、２．と３．は一体としてご活用ください。そして、それ以外の特徴的な例を「４．策定時の取組例」で紹介し、最後に「５．その他の留意すべき事項」を記載します。

１．　策定体制の構築

具体的な策定に入る前に、どのような体制で策定を進めるかを検討します。策定に関わる主体を選定する重要な手順です。

(1)地方公共団体内に体制を創る

地方公共団体内での担当部局を決め、また庁内会議を発足させるなどして団体内での策定体制を整えます。

○国土強靱化は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能にする平時からの地域づくりです。そのため、**地方公共団体内の広範な部局の所掌にまたがる取組です**。

○このため地域計画の策定にあたり、特に初めての場合は、**地方公共団体内に強靱化に関する総合調整・とりまとめ等を担う部局**（以下「担当部局」という）**を決める必要**があります（強靱化の観点から組織の見直しができれば、より有効です）。
担当部局については、地方公共団体内の組織体制や地域計画の性格をどのように捉えるかにより定まるものであり、首長等のリーダーシップにより担当部局を決定した地方公共団体も見られます。
当該地方公共団体の行政全般に関わる総合的な計画の策定等を所管する**企画担当の部局が担う場合**のほか、**防災担当部局が担う場合**があります。企画担当の部局内に国土強靱化を所掌する組織を新たに設置したり、危機管理、企画、都市建設等の複数の部局が分担、連携しつつ、担当部局を担うことも考えられます。

○次いで、**人命の保護、維持・早期回復が必要な（＝強靱化が必要な）重要な機能を念頭に置き、関係する部局**（例えば企画部局、防災・危機管理部局、保健医療・福祉部局、農林水産部局、産業部局、土木部局、消防、教育委員会等）を強靱化を担う庁内部局として定め、**それぞれが主体としての意識を持ち、連携して、情報を共有しながら進める体制を構築**します。

○そのため担当部局は、**地域における国土強靱化の推進の必要性・重要性や、国等における国土強靱化の推進に係る動き等について、庁内職員の十分な認識、理解を得る**よう努めることも必要です。

○なお、関係する部局は固定的に考えるのではなく、地域計画策定の過程とりわけリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を自由な発想で検討・設定した後に、必要となる部局を改めて検討し適宜補うなど柔軟に考える必要があります。あるいは国における国土強靱化推進本部が全大臣を構成メンバーとしているように、全部局で構成する方法も考えられます。

○『国土強靱化地域計画策定モデル調査事例集』[1] に、実例について、コンパクトにまとめています。

○策定体制の構築にあたって、地方公共団体内で国土強靱化の理解を深めるために内閣官房職員の研修会等への講師派遣（出前講座）を利用することも有効です。

※出前講座の詳細は、内閣官房のホームページにおいて掲載しています。
（http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/202003_demaekouzapr.pdf）

〔参考〕策定済団体の例（担当部局や庁内会議等の策定体制）

山梨県山梨市	【担当部局】防災危機管理課
	【庁内会議】「山梨市国土強靱化地域計画庁内推進会議」を新設 （トップ）　総務統括官 （メンバー）課長補佐、主幹級の担当リーダー24 人で構成 非常勤の防災危機管理アドバイザーを追加
長野県東御市	【担当部局】総務部企画財政課
	【庁内会議】「国土強靱化地域計画庁内連絡会議」を新設 （トップ）　副市長 （メンバー）総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業経済部長、都市整備部長、教育次長、議会事務局長、市民病院事務長
徳島県徳島市	【担当部局】土木部土木政策課
	【庁内会議】「国土強靱化地域計画策定会議」を新設 （トップ）　市長 （メンバー）副市長、部長級職員など 19 人で構成

[1] 平成 28 年 3 月発行。各地方公共団体に配布済。

〔参考〕策定済団体担当者の声

―策定過程で生まれた庁内の交流―

「強靱化計画には部局を超えた取組が必要です。策定にあたって、庁内が一つにまとまることができるのか、少し不安でした。そこでまず、各部局の課長などが集まる連絡会議を発足させました。連絡会議の事務局は、政策地域部政策推進室に置き、会議を全部で 10 回程度実施しました。各部局の責任者が集まって意識が共有されたおかげで、部署の枠を超えて横断的に取り組める雰囲気になりましたね。いつもは他部局の施策にはそれほど関心を持たないのが正直なところなのですが、強靱化という共通の視点で直接話をしたり、他の部局から自分の部局の施策がどう見えるかという点から説明方法を考えたりしました。策定が終わるころには、随分お互いの部局への理解も進んだと思います。」

―集まって、戻って話して意識が浸透―

「各課の副課長たちが集まるかたちで、庁内推進会議を立ち上げました。多忙な中での会議でしたが、毎回 20 名ほどが集まって、『強靱化』という共通の目的に向けて、部課を超えた話し合いができたと思います。年間で全 5 回、約 2 か月に一度のペースで開催しました。副課長たちが、庁内推進会議での内容を各部局へ持ち帰って協議し、またその結果を庁内推進会議に持ち寄るというサイクルを繰り返して、職員全体に『強靱化』への意識づけが広がったと感じます。」

〔参考〕策定済団体の例（職員の理解促進の機会創出）

● 群馬県館林市は、職員のワークショップを実施し、国土強靱化に関する市の現状や課題を整理し、それぞれの立場から率直な意見交換を行う中で、取り組むべき施策の方向性を論議した。また、職員を対象とした、有識者による研修会を開催し、国土強靱化の意義について理解促進に努めた。

（職員ワークショップ）

（有識者による研修会）

〔参考〕策定済団体の例（庁内の体制例）

● 庁内説明会等の開催
  ・ 策定委員会開催前に複数回にわたり町内勉強会や素案作成説明会を開催した。
  ・ 部局間でのコミュニケーションを図るために、庁内にて国土強靭化地域計画に関する説明会を開催した。
  ・ 各部局から個別計画の作成担当者等を集め、計画策定経緯やリスクシナリオの設定についての会議を開催した。
● 庁内における計画内容の調整を実施
  ・ 防災部門において課長会議での周知・説明のほか、脆弱性評価・強靭化施策の各課照会、各課等との調整、及び地域計画の素案作成を行った
  ・ 計画案の骨子等は、幹部会や部課長会において、適宜、庁内幹部に報告した。脆弱性評価内容や強靭化の推進方針などについては、各課担当係長級の職員に個別に照会を実施した。
  ・ 施策担当課に対して個別ヒアリングを実施した。
  ・ 部局間でのコミュニケーションを図るため、個別事業担当部局へのヒアリング実施した。同時に意見交換を行い、地域計画への理解を深め、施策推進を促した。
● 既存のワーキンググループの活用
  ・ 次期総合戦略の策定において設置している庁内ワーキングチームに対し、新たに構成員を追加したうえで全庁的な推進体制を構築した。
● 職員の配置
  ・ 国土強靭化担当の管理職を配置（部長級職員、兼務）した。

「国土強靭化地域計画策定効果に関するフォローアップ調査」より

(2)都道府県との連携

市町村が地域計画を策定する際には、都道府県との連携を図ることが望まれます（基本編Ⅱ１．(4)及び基本編Ⅳの Q８参照）。

○策定体制の構築に際し、例えば都道府県の担当者に、庁内会議や委員会の委員として参画してもらうことで、都道府県の立場から、地域計画への意見やアドバイスをもらうことができ、都道府県の地域計画との調和も図ることができます。

○また、市町村が地域計画の策定を進めるに当たり、適宜、策定方針やスケジュール、検討中の計画案の内容等について、都道府県に対し説明等を行うことも同様に有益です。

○一方、都道府県が市町村に対して、自団体の地域計画（見直し案や見直し途中情報も含む）の説明等を行うことは、都道府県と同様のリスクが想定される市町村の当該計画の策定を推進するとともに、市町村の国土強靱化に対する理解を深める観点から有効であると考えられます。実際に複数の都道府県において、内閣官房の出前講座も活用した市町村向け説明会が実施されています。

〔参考〕策定済団体担当者の声

―県の支援により策定が円滑に進んだ（合同策定の事例より）―

「ワーキンググループでは、各町村より各分野の課長レベルにも参加してもらいましたが、その際に、県の説明やサポートを受けたことで、理解が得られ、その後の庁内調整がスムーズに行えました。また、庁内や議会での説明の際には、策定の意義、効果、必要性等の説明を県に支援してもらいました。さらに、説明方法や質疑応答等が整理された資料の提供を受けて、有効に活用することができました」

「KPI の設定に最も労力を要しました。県の KPI を示してもらい、取捨選択し、町村で現状値を算出できる KPI か、町村が主体の業務なのかをワーキンググループですり合わせを行いました。町村では数値が出せないものは、県に情報提供を受けました。」

(3)地域の強靱化を担う自団体以外の主要な主体との連携・協力

地域の強靱化の効果的な推進のためには、多様な主体との連携・協力が欠かせません。適切な会議体や意見交換会を活用して多様な主体の参画を促します。

○国土強靱化は、土地利用のあり方や、警察・消防機能、医療機能、交通・物流機能、エネルギー供給機能、情報通信機能、ライフライン機能、行政機能等様々な重要機能のあり方を強靱化の観点から見直し、対応策を考え、施策を推進するものであり、**自団体内の関係部署・部局にとどまらず、広範な分野の関係者と連携・協力しながら進めるもの**です。

○このため、維持・早期回復が必要な（＝強靱化すべき）重要な機能を念頭に置きながら、担当部局が中心となって、**例えば、地元組織（自治会、商工会議所等）、民間事業者（交通・物流、エネルギー、情報通信、放送、医療、ライフライン、住宅・不動産等）、都道府県においては自団体内の市町村、隣接する他の地方公共団体、市町村においては包括する都道府県、国の地方支分部局など、強靱化を連携・協力しながら推進すべき主要な主体を決めます**。

○地域計画は、上記の主体が緊密に連携して策定する体制を構築することが重要です。

○また、国の地方支分部局との連携・協力も地域計画の実効性を高める観点等から有益です。

○国の「国土強靱化基本計画(平成 30 年 12 月 14 日閣議決定)」（以下「基本計画」という）においては、関係府省庁が連携する体制を構築しましたが、地域計画においても、より地域に密着した計画とする観点から、できる限り、地方公共団体以外の主体と連携・協力することが重要です。

〔参考〕策定済団体の例より

連携の方法	参画する主体	
外部有識者会議の設置	学識経験者	
	国	関係府省庁の地方支分部局
		内閣官房国土強靱化推進室
	自衛隊	
	警察	
	消防本部	
	民間事業者（ライフライン事業者（鉄道、情報通信、電力・ガス等）、放送事業者・新聞社等）	
書面による意見聴取 意見交換会の実施	地域の関係団体（医師会、自治会連合会、農業協同組合、商工会、校長会、婦人会、消防団等）	
市町村防災会議での意見聴取	市町村の地域防災に関係する、国や都道府県の関係機関、学識経験者、ライフライン事業者等の民間事業者、地域住民の代表等から構成	
総合計画と併せて総合計画審議会で検討を実施	住民、市町村内の公共的団体・各種団体等の代表者、学識経験者、関係行政機関の職員、市町村職員等から構成	
定例会議の活用	周辺市町村（情報共有を行うため）	

※　策定済団体による多様な主体との連携・協力を整理すると、概ね上記のような主体との連携が共通項的に確認できます。地域の実情に合わせて様々な主体との連携・協力を模索することが重要です。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、書面開催とする市町村も見られます。

〔参考〕策定済団体担当者の声

―民間にも強靱化の動き―

「策定の際に、民間の企業や団体などにお声掛けして『検討会議』へ参加していただき、地域計画への意見を出していただきました。その過程で、企業や団体のほうでも自分たちは何ができるか？と考える動きが生まれてきました。たとえば、災害用の食料・水などの備蓄、老朽化した住宅や建物の耐震化、BCP策定をした企業や団体もあります。強靱化の重要性が民間にも波及していると感じています。」

―建設会社BCPに認定制度―

「当県では、建設会社がBCPを策定した場合にその成果と実効性を県の建設業BCP審査会が審査し、県が認定するという仕組みを導入しています。建設会社は、大災害発生時に緊急対応の最前線で行政と協力していくことが求められるからです。この取組によって県内の建設会社のBCP策定率が上昇しています。」

(4)住民の参加と専門家による知見の活用

国土強靭化では自助・共助・公助の組み合わせが重要であることから、住民の参加を得ることはとても大切です。また、専門家による知見の活用も考えられます。それぞれ地域の実情に合わせた方法の検討が必要です。

○住民の参加は、幅広く地域の情報や住民の意見を把握し、計画の検討に反映させる観点から重要となります。また、国土強靭化を地域に根付かせるためには、行政のみならず、住民自らが地域の課題を掘り起し、主体的に解決策を考え、行動することが重要となるため、脆弱性の評価を含め、計画策定段階を通じて**住民の参加を得て検討を進めることが望まれます**。

○計画の策定における住民参加の方法としては、「検討委員会」等の組織への住民の代表の参加のほかに、

・町内会や公民館などの地域ごとに座談会や懇談会を設け、地域の課題等に関する意見を把握する
・住民と行政が合同でワークショップ等を開催し、地域に存在するリスクを抽出する
・住民や自治会等にアンケートを実施する

等地域の実情に合った多様な方法が考えられます（ワークショップやアンケートの実施について後述 13、57～59 頁参照）。

○また、専門家による知見を活用することにより、客観性の確保に努めるとともに、地域計画の内容を充実させることも可能になると考えられます。その際、地域で活動する企業、特に情報通信や物流など、脆弱性をカバーすることが可能な情報やノウハウ等を持っている可能性がある企業の担当者等にも専門家として参加を得ることも有効と考えられます。

○このため、(3)で述べた多様な主体や、住民の代表、専門家などによる「検討委員会」等の組織を設け、節目ごとに意見を聞きながら、脆弱性の評価や計画内容の検討を行うことが効果的であると考えられます。

○　上記の住民の参加や専門家による知見の活用は、計画策定時だけでなく、計画の進捗管理や見直し時にも有用で、望ましい取組です。

〔参考〕策定済団体の例

● 山梨県山梨市は、庁内会議として「山梨市国土強靱化地域計画庁内推進会議」を設置（4 頁参照）したほかに、有識者会議として「山梨市国土強靱化地域計画検討委員会」を設置しました。構成メンバーは以下の通りです。

座長	山梨大学大学院　教授
委員	明治大学　危機管理研究センター　特任教授 山梨市消防団　団長 女性市民代表（山梨市内在住）・タレント 内閣官房　国土強靱化推進室　企画官 山梨県　峡東建設事務所　所長

● 静岡県掛川市は、既存の「掛川市防災会議」を活用しました。防災会議で地域計画（案）の説明と意見交換を行い、区長会長、市民団体代表者等から意見を頂きました。構成メンバーは以下の通りです。

トップ	市長
メンバー	防災関連機関(警察、消防、ライフライン関係事業者等) 区長会長 市議会議長 市議会総務委員長 ボランティア組織代表者 有識者等

● 八戸圏域８市町村（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町）は、学識経験を有する方等から幅広く意見を聴取するために、八戸圏域８市町村国土強靱化地域計画検討会議を設置しました。

座長	八戸工業大学 教授
メンバー	八戸学院大学 地域連携研究センター 准教授 独立行政法人国立高等専門学校機構 八戸工業高等専門学校 教授 東北地方整備局 青森河川国道事務所 副所長 青森県危機管理局 防災危機管理課 課長

〔参考〕策定済団体担当者の声

―まちづくり協議会との連携やワークショップで住民に浸透―

「策定時に、区長、消防団、まちづくり関係者、民生児童委員、日赤奉仕団等とともにワークショップを行ったところ、自治体職員だけではわからない地元ならではの意見が出されました。○○地区のあの川は氾濫したら危ないかもしれないとか、この細い道路は万一の時には崩れそうだと思う、などといった声が上がりました。それらの声を地域計画の中に取り入れたので、結果として庁内で作った案よりも内容を充実させることができました。

またワークショップを実施したことで、より多くの住民の方々に地域計画を知ってもらうことができたのではないかと思います。

最近、まちづくり協議会を各地区で立ち上げていて、ここが主体となって懇親会を開催しています。その懇親会では、もちろん全然関係ないことを話す会もあるのですが、防災や減災に向けたテーマもたびたび取り上げられているようです。全国で度重なる災害のニュースで住民の方々も防災については心配し、意識しているようですね。こういう取組が地元の強靭化につながると思います。今後もこのような取組と連携して、共に地域の強靭化を進めていきたいですね。」

(5)国土強靱化地域計画に関する手続き

地域計画策定の際の手続きについては特に決められていませんが、策定の様々な段階で地域に対する周知等に努めることが望まれます。

○地域計画を定める際の手続きに関して基本法に規定はありませんが、地域計画は住民の人命の保護が最大限図られることなどを基本目標とする計画であり、当該地域における国土強靱化に関する指針となるものです。そのため、**地域内の関係団体や住民への周知が十分に行き渡るよう、計画の最終案のみならず、策定に向けた取組について、自団体の総合計画等の例を参考に、できる限りオープンな形で策定することが大切**です。

〔参考〕策定済団体の例

東京都荒川区	・地域住民等が主体となって組織されている「防災まちづくり協議会」の会合（年３回程度）の場を活用して、幅広く地域の情報や住民の意見等を集約しながら、地域が抱える脆弱性や計画内容を検討した ・東京都及び国土強靱化推進室と個別協議等を実施した ・「地域強靱化計画骨子」（案）、「地域強靱化計画素案」、「地域強靱化計画」の各策定前に（区議会の）震災対策調査特別委員会報告又は同委員への個別説明を行った ・パブリックコメントを実施した ・地域強靱化計画策定後、全議員に計画冊子を配付した
静岡県掛川市	・防災会議にて周知を行い、区長会長、市民団体代表者等からもご意見を頂いた ・市議会全員協議会にて掛川市国土強靱化地域計画(案)の報告、説明を行った

2．　国土強靭化地域計画策定の基本的な進め方

国土強靭化はPDCAサイクルを繰り返して取組を推進します。ここでは、下図の「Plan」についてSTEP1～STEP5のプロセスを説明します。

なお、検討の全体の流れをご理解いただくために、標準的と思われる手順を紹介します。実際には、策定主体により、多様な手順があるものとお考えください。理解を助けるために、必要に応じて次項「３．策定の具体例」（39頁以降）を参照してください。

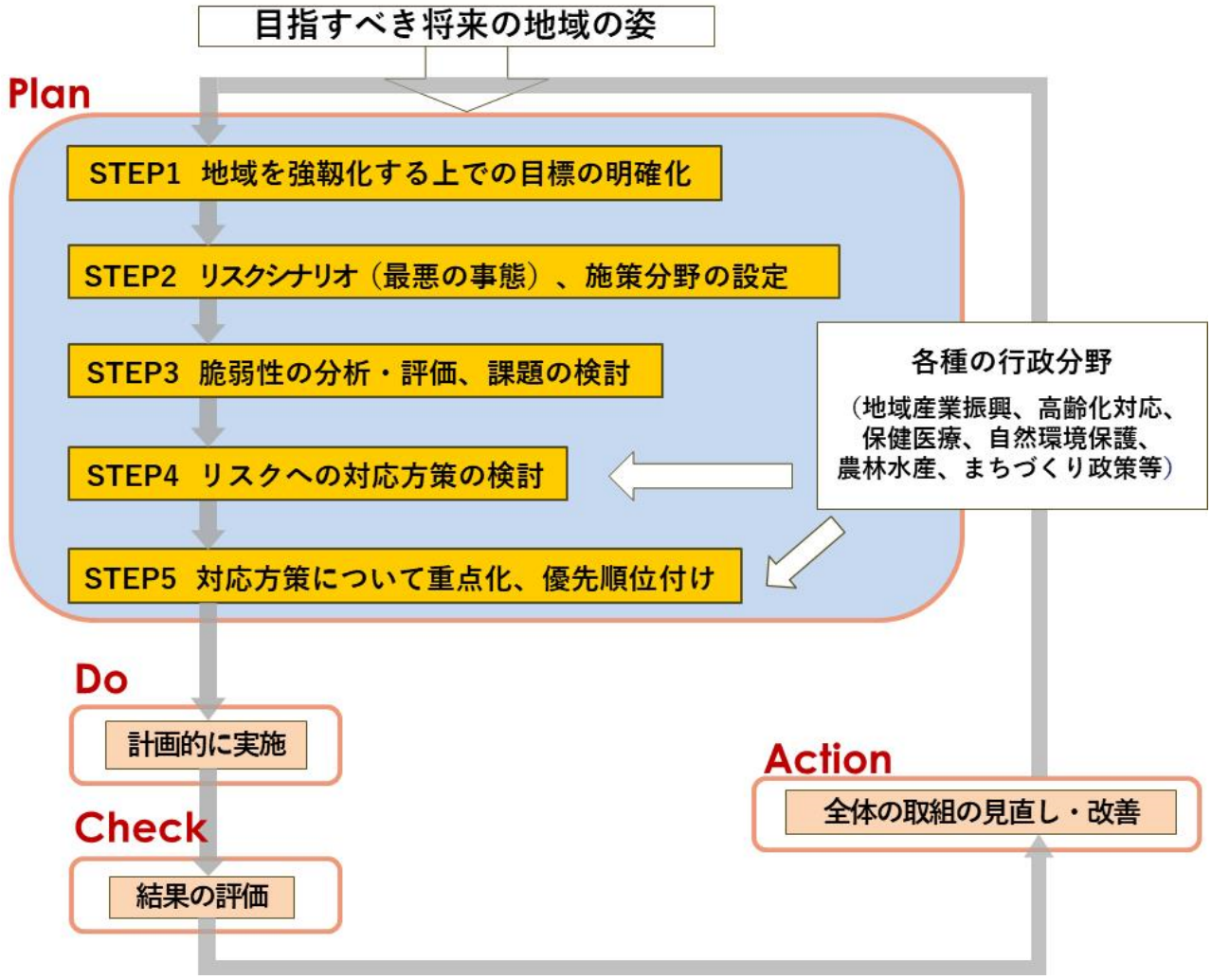

(1)目指すべき将来の地域の姿の想定

各 STEP に入る前に、まず「目指すべき将来の地域の姿」を考えます。すべての STEP はこれを念頭に進める必要があります。

○**STEP1～STEP5 の各プロセスにおいて、地域の強みや弱み等の地域特性を踏まえた、「目指すべき将来の地域の姿」を念頭に置き、検討を進めることが肝要**です。
「目指すべき将来の地域の姿」の実現が、災害によって頓挫しないよう強靱化の取組を進めていくという視点です。
具体的な進め方としては、まずは（STEP1 の前に）、**地域の強靱化を通じて「目指すべき将来の地域の姿」**を想定し、それを念頭に各ステップの検討を行い、**必要に応じその姿を修正しながら検討**することになります。

(2)STEP1　地域を強靭化する上での目標の明確化

国土強靭化を推進する上で最も重要な「目標」を定めます。国の基本計画では４つの「基本目標」と８つの「事前に備えるべき目標」を設定し、計画期間については、期間設定は行わず概ね５年ごとに見直すこととしています（具体例は 41 頁参照）。

①　基本目標の設定

○都道府県においては国の目標（国の目標について後述 40 頁参照）、市町村においては都道府県や国の目標が参考になると思われます。

②　事前に備えるべき目標の設定

○国で定めた８つの事前に備えるべき目標（後述 40、41 頁参照）及び市町村においては都道府県の定めた目標を参考に、自団体の地域特性を踏まえて設定します。具体的には、自団体でも備えるべき目標は採用し、自団体には該当しない目標を削除して、さらに自団体独自の目標があれば追加するなどします。

③　計画期間の設定

○目標の設定と併せて、**地域計画の計画期間**については、基本計画及び市町村においては都道府県の地域計画の計画期間との調和に留意しつつ、地域の実情や災害の切迫性、総合計画等の他の計画の期間等を勘案して、適切に設定します。

○地域計画はその理念から考えると、計画期間が限定されず将来にわたり継続する普遍的計画であるべきともいえます。一方で、地域を取り巻く環境変化に合わせて見直しをする必要があるため、また PDCA を効果的に実施するため、計画期間を設置することを検討してください。

(3)STEP2　リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定

それぞれの地方公共団体の状況を踏まえつつ、以下の手順によりリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を設定していきます（具体例は 42 頁参照）。なお、基本計画ではリスクシナリオを「起きてはならない最悪の事態」としています。

①　自然災害の想定

○自然災害の想定として、
・基本計画と同様に**大規模自然災害全般を対象とする**方法
・その**地域の特性に応じた自然災害を特定する**方法
の２つが考えられます。地域の特性に応じて想定する場合は、過去の災害を参考に検討する方法や、将来の発生予測を基に検討する方法が考えられます。なお、自地域には大きな地震は起こらないといった思い込みには、注意が必要と思われます。

○**最も切迫している災害を先行し、その他については追って拡充する等、段階的に地域計画を策定する**ことも考えられます。
自然災害を特定する際には、自団体の地域防災計画、市町村の場合は都道府県の地域計画が参考になります。具体的には、自団体にも該当する災害は採用し、該当しない災害を削除して、さらに自団体に影響の大きい災害を追加するなどします（策定支援ツールは資料編Ⅰ・Ⅱ参照）。

②　リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）の設定

○基本計画の 45 の起きてはならない最悪の事態(資料編Ⅳ資料５参照)、及び市町村においては、**都道府県のリスクシナリオを参考にしつつ、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、①で想定したリスク(自然災害)及び地理的・地形的、気候的、社会経済的等の地域の特性を踏まえて、リスクシナリオを設定**します。具体的には、自団体に該当するリスクシナリオは採用し、該当しないリスクシナリオを削除して、さらに自団体独自のリスクシナリオを追加するなどします（策定支援ツールは資料編Ⅰ・Ⅱ参照）。

○**リスクシナリオについて、適切な説明を加える**ことで具体性が増し、STEP3 以後の検討や、住民等の理解の促進に有用と考えられます（具体例として 43、44 頁参照）。

○リスクシナリオの設定は、①で想定した自然災害から派生する直接的な被害に必ずしも縛られることなく**想定外の事態をなくす想像力が重要となります。原因が何かではなく、どのような事態になると最悪かを想定する**ことになります。そしてリスクシナリオに応じて、想定する自然災害を見直すことや、STEP1 の目標を見直すという柔軟性が必要です。

③　施策分野の設定

○**②で設定したリスクシナリオを回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策を念頭に置きつつ、地域の状況に応じて施策分野を設定**します。その際、基本計画（12 の個別施策分野と５の横断的分野、44 頁参照）や、市町村においては都道府県の地域計画の施策分野、また、**自団体が行政運営の基本とする総合計画等の施策分野等を参考に**します（策定支援ツールは資料編Ⅰ・Ⅱ参照）。
なお、施策分野の設定には、担当部局を明確にするという視点もあります。

○また、個別施策分野に加えて、部局横断的な取組などを横断的分野として設定することも重要です。

○国土強靱化は長期的視点に立った国づくり、地域づくりを主眼にする点で、従来の防災対策とは異なっています。そのための長期的な施策も横断的分野（国の場合は「研究開発」や「老朽化対策」など）に設定し、将来にわたって取り組むべき施策等の意識づけをすることも地域計画の大きな役割です。

(4)STEP3　脆弱性の分析・評価、課題の検討

脆弱性の分析・評価は、地域の強靭化を進める上でその前提となる、リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）に対する地域の弱点を洗い出すという点で非常に重要なプロセスです。

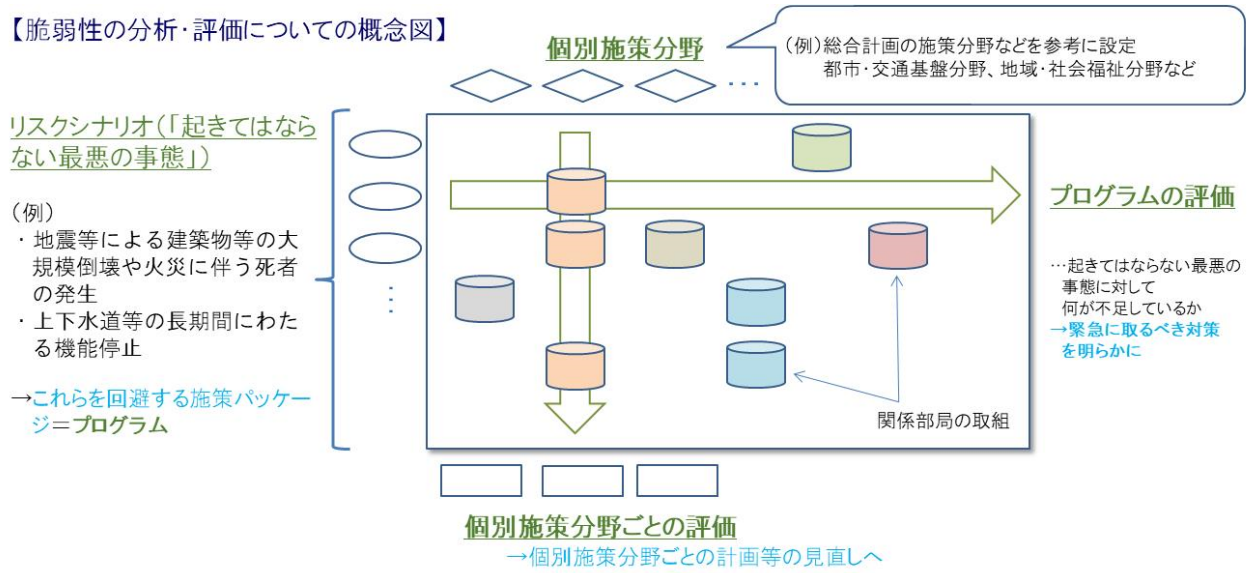

○ここでは、国の脆弱性評価の方法を参考に説明します。

①　マトリクス[1]の作成（既にある施策の整理）

○各々のプログラム[2]及び施策分野について国土強靭化に必要となる施策を検討するために、STEP2 で設定した各リスクシナリオが発生する要因[3]を取り除くための施策の抜けはないか、進捗が遅れている施策はないかを検討します。

1　数学で用いる行列のように、縦と横に複数の項目で展開して分析する手法。行と列が交わるところが要素となり、地域計画策定の際には、脆弱性評価の際に使用する手法となります。

2　「プログラム」とは、それぞれのリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を回避するための施策の集まりを横断的に整理したもので、リスクシナリオと対応するケースが多くなっています。

3　例えば、「大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生」という「起きてはならない最悪の事態」が発生する要因：「耐震基準を満たさない建築物・施設等の存在」や「大規模火災のリスクの高い密集市街地の存在」

（マトリクスのイメージ図）

②STEP2 で設定した「個別施策分野」を入れる

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	行政機能／警察・消防等	住宅・都市	保険医療・福祉	エネルギー	金融
直接死を最大限防ぐ	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生		・公立社会体育施設の耐震化 ・住宅・建築物の耐震化の促進			
	密集市街地や不特					
救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止					
	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生					

①左列に STEP1 で設定した「事前に備えるべき目標」、右列に STEP2 で設定した「リスクシナリオ」を入れる

③一つ一つが「要素」。現在実施している施策の情報を得て、当該施策が関連する要素に記載していく

※総合計画、地域防災計画や個別施策分野ごとの計画から施策（事業）を抽出　等

○その際、縦軸にリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）、横軸に個別施策分野を配置した**「マトリクス」（上記イメージ図参照）を作成し、縦横軸の交差する各枠に既にある施策を記載**していきます。**既にある施策は、例えば、地方公共団体で既に策定されている総合計画、地域防災計画や個別施策分野ごとの計画から施策（事業）を抽出するなどして記載**することができます。
この「マトリクス」の作成により、**個々のリスクシナリオに対する施策を確認（「見える化」）できるため、施策に漏れはないか、関連する施策の進捗状況に齟齬をきたしていないか等の分析を行う際に、極めて有効な手法**であると考えられます（策定支援ツールは資料編Ⅰ・Ⅱ参照）。

○一見、国土強靱化とは関係の無いように見える従来の施策であっても、国土強靱化の観点から見直したとき、いずれかのリスクシナリオが発生する要因を取り除くことにつながる可能性がないか、十分に検討を行います。

○このように施策を整理したマトリクスをリスクシナリオごとに横断的に見ていくと、現時点における当該リスクシナリオに対する施策群（＝プログラム）として確認することができます。

○施策群（＝プログラム）として見ていくと、リスクシナリオが発生する要因に対して不足しているところ（＝脆弱性）が浮かび上がってきます。

②　脆弱性の分析・評価、課題の検討

○それぞれのリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を回避するための施策群を各部局等横断的な「プログラム」として整理し、次に、プログラムごと及び個別施策分野ごとに脆弱性を分析・評価します。その際、プログラムの進捗を把握するために指標を設定することは極めて有用です。

○各部局においては、リスクシナリオを回避するために有効な施策の有無の確認と、有効な施策の進捗状況が設定した目標に比べ著しく遅れていないかなどの視点から、脆弱性の分析・評価を行います。

○担当部局においては、リスクシナリオを回避するために、各部局が実施する現状の施策に不足はないか、関係する施策間で進捗の遅れているものはないかなどの視点から、プログラムとしての脆弱性の評価を行います。また、個別施策分野ごとに施策群を整理し評価します。その際、市町村においては都道府県の脆弱性評価が参考になります。都道府県が脆弱であるとした点については自団体も同様である可能性を考えて評価を行うことも必要です。

○脆弱性の分析・評価の結果、認識できた課題をプログラム単位でとりまとめます（当課題群への対応を検討するのが次の STEP4「リスクへの対応方策の検討」となります）。

○なお、脆弱性の分析・評価は、現状で把握できるデータや施策の進捗状況等を踏まえて行うことを想定しており、個別インフラの点検・調査等を新たに実施することを前提としているものではありませんが、その実施を妨げるものでもありません。地方公共団体において個別のインフラの点検・調査等を実施する場合には、その内容に応じて、例えば、防災・安全交付金や地方債の対象となる場合がありますので、国の相談窓口（108 頁参照）にご相談ください。

○また、脆弱性の分析・評価を行うにあたっては、策定主体となる地方公共団体の区域を超えた、より広域的な観点を踏まえることが重要な場合も考えられます。その場合には、例えば市町村であれば、周辺市町村や都道府県、さらには国の関係機関との間で十分に連携・協力を図ることが必要です。

〔参考〕マトリクスによる脆弱性評価のイメージ

①マトリクスの作成（既にある施策の整理）

まずマトリクスを作成します。既にある施策を対応する要素に記載していくと、施策の充実している要素と施策が少ない要素や施策が全くない要素が出てきます。

【イメージ】

目標・リスクシナリオ		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・生活環境分野	都市・交通基盤分野
	○○○○…						
1.…	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定		ブロードバンド利用環境整備	教育活動の充実	水位周知河川の指定	
	×××……						
5.…	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保			人材育成を通じた産業の体質強化		漁港施設の耐震・耐津波強化対策
	△△△△…						
6.…	地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定			快適な道路環境の確保
	□□□□…						

②マトリクスを読む

上記のマトリクスをよく見ると、全く施策が記載されないリスクシナリオがあったり、施策が不足している要素があることに気付きます。この気付きのフェーズがとても重要です。

【イメージ】

目標・リスクシナリオ		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・生活環境分野	都市・交通基盤分野
	○○○○…						
1.…	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定		ブロードバンド整備	教育活動の充実	水位周知河川の指定	
	×××……						
5.…	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保			人材育成を通じた産業の体質強化		漁港施設の耐震・耐津波強化対策
	△△△△…						
6.…	地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定			快適な道路環境の確保
	□□□□…						

③部局間でのコミュニケーション（確認・調整）

②での気付きを基に、庁内会議などで現状を確認していきます。国土強靱化の視点に沿った施策が行われていないことや、現状の施策には防災の視点がなかったけれども国土強靱化に役立ちそうな施策、いずれの部局でも施策を実施していない要素などが明らかになります。今後どのような施策が必要かも合わせて話し合い、マトリクスを完成させます。

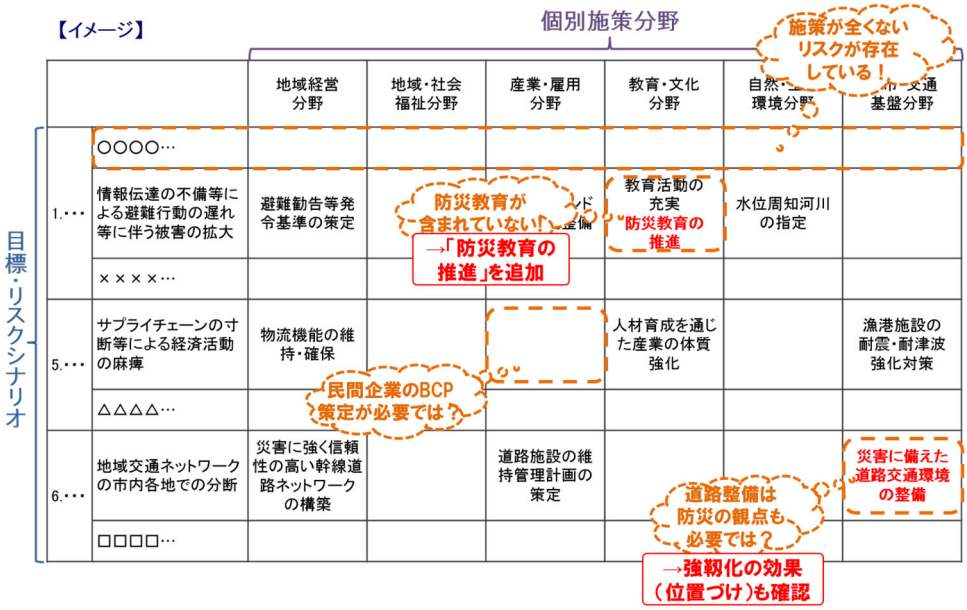

④脆弱性の分析・評価

それぞれのリスクシナリオをプログラムとして整理し、プログラムごとの脆弱性を分析・評価します。施策分野ごとについては、実施する施策をまとめ重複等を除いて整理します。

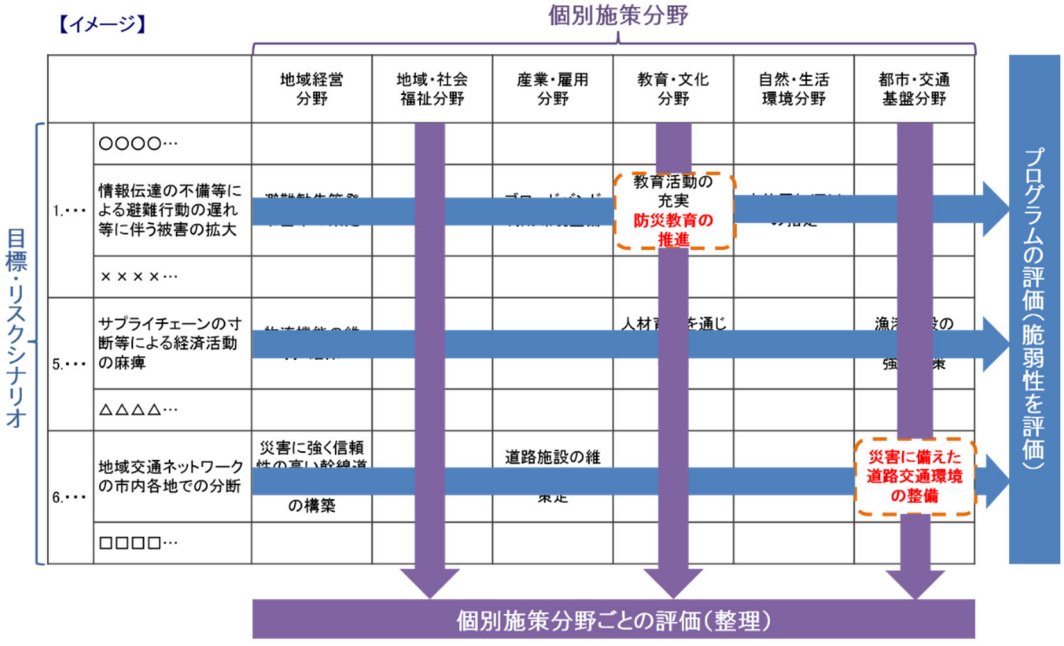

(5)STEP4　リスクへの対応方策の検討

脆弱性評価の結果に基づき、各リスクへの対応方策を検討します。

○地域計画においては、**STEP3 の脆弱性の評価結果に基づき国の手法**（52 頁参照）**を参考に、市町村においては都道府県の対応方策との関連性を考慮して、各々のプログラム及び施策分野について今後必要となる施策を検討し、対応方策（推進方針）として整理**することとします。なお、国の基本計画では「推進方針」としています（策定支援ツールは資料編Ⅰ・Ⅱ参照）。

○また、基本計画においては、計画の指針としての特性を考慮して、原則として、地域を特定した個別の事業については記載していませんが、地域計画では、その国土強靱化に係る指針性を考慮したとしても、地域計画の実効性を向上し、地域の強靱化を計画的に推進する観点から、いつまでにどこで何をするのか、一定の具体性を持たせることが重要になる場合もあることから、**できるだけ地域を特定した個別の事業を記載する**とともに、国や他の地方公共団体等の関係者と十分連携しつつ、**自団体だけでなく国や他の地方公共団体等に係る個別の事業についても記載する**ことや、**個別の事業の実施内容（箇所、期間、総事業費等）についても合わせて記載する**ことが重要です。

○さらに、対応方策（推進方針）として整理するにあたっては、実効性を担保するとともに責任の明確化を図る観点から、**取組主体（国、県、市、部局名等）を明記するなど、対外的に取組主体が分かるようにする**ことが重要です。
例えば自団体の主要な交通ネットワークにおいて県道が重要な役割を持つというような場合、県道に関する県の施策が順調に遂行されることが自団体にとっても重要であるため、地域計画に取組主体が県であることを明記する方法もあります。

○　加えて、地域計画の推進においては、行政のみならず民間事業者、住民も重要な主体であり、様々な主体の取組がどのように地域の強靱化に関わるのか、民間投資や住民の主体的な行動、連携・協力につなげる観点から、**行政以外も含めた取組主体（行政・民間事業者・住民）の明記**や、**施策や個別の事業とリスクシナリオとの関連性を明らかにする**ことも重要です。（後述 26～33 頁参照）

○**上記で整理した取組が、当該地域の強靱化にとどまらず、他の地域や国土の広域にわたる強靱化に資するものである場合は、その旨、記載**することとします。

〔参考〕個別の事業の実施内容の記載イメージ

①地域計画の別表等に記載する場合

事業名	箇所	数量	期間	総事業費	実施主体	5か年対策関係	現況	5年後(2025年)の状況
○○川河川改修事業	○○～○○間	○km	2018～2028	○億円	県	該当	約○%（○年度）	約○%
○○地区ため池改修	○○市○○	1か所	2023～2027	○億円	市	該当	0%（2020年度）	約○%
県道○○バイパス道路	○○～○○間	○km	2017～2033	○億円	県		約○%（○年度）	約○%
○○中学校防災対策	○○中学校	○か所	2021～2022	○億円	市	該当	約○%（○年度）	約○%
○○小学校老朽化対策	○○小学校	○m2	2020～2021	○億円	市	該当	約○%（○年度）	約○%
国道○号線CCTV設置	○○市	○基	2022～2023	○億円	国	該当	0%（2020年度）	100%
当該地域の強靱化に必要な事業費合計　約○億円（うち、5年後（2025年）まで○億円）								

②地域計画で自団体の他の計画等を参照する場合

水産基盤整備事業　　：●●事業計画のｐ○～○参照

児童養護施設耐震化事業：●●事業計画のｐ○～○の表○参照　等

〔参考〕策定済団体の例（実施主体の明記）

【館林市強靱化計画（令和２年３月策定）の場合】

自助・共助・公助の観点から各施策における主体を明確化するため、「市民」「事業者」「行政」のそれぞれについて、脆弱性の分析・評価を行うとともに、主な事業における直接の対象者を上記主体ごとに明記しています。

住宅・建築物等の耐震化

現状【脆弱性の分析・評価】　今後【推進方針・対応方策】

市民　自宅の耐震化、家具の固定を進める必要がある。

事業者　施設の耐震化及び非構造部材等の耐震対策を進めるとともに、什器の固定を進める必要がある。

行政　公共施設の耐震化及び非構造部材等の耐震対策を進めるとともに、住宅の耐震化を支援する必要がある。

推進方針

○市内の住宅や多数の者が利用する建築物について、国の制度を活用した支援や啓発活動の充実等により、耐震化を一層促進する。木造住宅に関しては、人命の保護に重点を置いた部分的な改修による減災化施策をあわせて促進する。また、多数の者が利用する建築物については、吊り天井や照明、内外壁等の非構造部材の耐震対策を促進する。

○学校施設等については、利用者の安全確保はもちろん、災害時に避難場所や避難所として利用されることもあることから、国の交付金等の活用により、建物の耐震化とともに、吊り天井や照明、内外壁等の非構造部材等の耐震対策についても推進する。

○耐震改修等が必要な病院・社会福祉施設については、国の交付金等を周知することによりその活用を促し、非構造部材等を含めた耐震化を推進する。

KPI（重要業績指標）

	現状値	年度	目標値	年度	担当課
◎住宅の耐震化率	82.1%	2016	▶ 95%	2020	建築課
◎多数の者が利用する建築物の耐震化率	88.2%	2016	▶ 95%	2020	建築課

主な事業と対象者

主な事業	市民	事業者	行政	担当課
公立保育園の運営管理			○	こども福祉課
住宅リフォーム資金助成金・多世代同居支援助成金	○			商工課
つつじが岡ふれあいセンター運営		○	○	つつじのまち観光課
木造住宅耐震診断者派遣事業	○			建築課
木造住宅耐震改修補助事業	○			建築課
木造住宅耐震シェルター等設置補助	○			建築課
ブロック塀等撤去工事補助	○			建築課
耐震改修促進計画の推進	○	○	○	建築課
小・中学校・幼稚園施設整備事業	○		○	教育総務課
公民館施設整備事業			○	生涯学習課
文化財保護管理			○	文化振興課
文化施設の維持管理・整備			○	文化振興課
公園競技施設管理運営			○	スポーツ振興課
体育施設管理運営			○	スポーツ振興課
向井千秋記念子ども科学館施設整備事業			○	向井千秋記念子ども科学館

※「主な事業」における直接の対象者を「市民」「事業者」「行政」に分けて、○印を記載しています。

【倉吉市国土強靭化地域計画（令和２年３月策定）の場合】

事業の実施主体として、行政・民間事業者・住民を明記しています。

リスクNo	国土強靭化地域計画「VI強靭化のための取組」の内容を記載	個別事業名	具体的施策内容（対応方策の具体的施策を記載）	総事業費	現状値	目標値	実施主体	備考（担当課）
1-1 7-1	・住宅の耐震化の推進 ・簡易耐震診断の実施推進耐震改修等の推進	住宅・建築物安全ストック形成事業空き家対策総合支援事業狭あい道路整備等促進事業	住宅の耐震化（除却・建替え含む）に要する経費の補助。	21,312千円（令和元年度）	耐震化率74.9%（平成27年度）	耐震化率88.5%（令和2年度）	・倉吉市 ・住民	（建築住宅課）
1-1 3-1	・市庁舎の耐震化の推進 ・公立小中学校の耐震化の推進社会教育施設の耐震化の推進 ・多数の者が利用する住宅以外の建築物の耐震化の推進 ・社会福祉施設の耐震化の推進 ・耐震改修等の推進	住宅・建築物安全ストック形成事業	特定既存耐震不適格建築物の耐震化（除却・建替え含む）に要する経費の補助。	55,100千円（令和元年度）	耐震化率87.2%（平成27年度）	耐震化率91.8%（令和2年度）	・鳥取県 ・倉吉市 ・民間事業者	（建築住宅課）
1-1 7-1	・避難路や不特定の者が通行する道路に面した安全性に問題のあるブロック塀等の解消の推進	住宅・建築物安全ストック形成事業	所有者等が行うブロック塀の除却又は改修に要する経費の補助。	5,000千円（令和元年度）	10件/年（平成30年度）	10件/年	・鳥取県 ・倉吉市 ・住民	（建築住宅課）

〔参考〕策定済団体の例（個別の事業について）

①資料編、別表等として巻末に整理

【東大阪市国土強靭化地域計画（令和２年３月策定）の場合】

「別表」で、具体の事業を「脆弱性の評価を踏まえて推進する施策（分野別整理）」として、施策分野ごとに明記しています。

土木部

施策	具体の事業・取組
重要路線に架る橋梁の修繕・補強	重要路線に架る橋梁の修繕・補強
市計画道路の整備	高井田長堂線整備
	太平寺上小阪線整備
	小阪稲田線整備
	足代荒川線整備
	北山麓線整備
	大阪瓢箪山線（恩智川以東）道路拡幅
駅前交通広場の整備	永和駅前交通広場整備
連続立体交差事業の推進	連続立体交差事業関連側道（近鉄奈良線の高架化に伴う側道事業）
道路の維持管理・補修	道路橋定期点検事業
	管理橋梁の維持管理・補修
	道路路面空洞調査
	○道路照明灯点検事業
受援体制の整備	○道路啓開関係部局の個別マニュアルの整備・運用
私有林の保全	私有林の保全
緊急避難場所の整備	花園中央公園（広域避難場所）の整備
	布施公園（一時避難場所)整備事業
	都市公園安全安心対策緊急総合支援事業(一時避難場所の都市公園バリアフリー化)
	公園施設長寿命化対策支援事業（一時避難場所の機能を有する都市公園の改修)
	○都市公園における災害用トイレ等災害対策整備事業
農業用水路の改修	六郷水路改修事業
治水施設の整備	淀川水系大川都市基盤河川改修事業
	河川改修事業
土砂災害防災支援	がけ地近接等危険住宅移転事業

建築部

施策	具体の事業・取組
密集住宅市街地整備促進	防災道路拡幅事業
	木造賃貸住宅不燃化事業
市営住宅の耐震化	公営住宅等長寿命化計画に基づく市営住宅の耐震化
市立施設の耐震化	市有建築物耐震化整備計画に基づく市立施設の耐震化
管理不全な空き家の発生・放置予防対策	空き家の適正管理及び流通・利活用等の啓発の推進
	空き家の所有者特定の徹底及びデータベース化
民間建築物の耐震化促進	民間建築物耐震化促進補助金事業
	要緊急安全確認大規模建築物耐震化促進補助金事業
宅地耐震化の推進	○大規模盛土造成地の変動予測調査（1.5次及び 2 次スクリーニング）

○：脆弱性の評価を踏まえて、必要な事業・取組みに○を付した。

【松江市国土強靭化地域計画（令和２年３月策定）の場合】

「別冊」で、具体の事業を「リスクシナリオを回避するための具体的な事業一覧」として、総事業費(億円)も含め、リスクシナリオごとに明記しています。

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

事業名	事業期間	総事業費（億円）	個別施策分野				
			行政機能	住環境	保健医療福祉	産業	国土保全交通
ニュースポーツ公園グラウンドゴルフ場整備	R1~R5	0.3		○			
松江市営陸上競技場改修工事	R1~R10	16.6		○			
松江市営補助競技場改修工事	R2~R4	2.6		○			
松江市営野球場改修工事	R1~R10	8.6		○			
松江市営庭球場改修工事	R3~R9	0.4		○			
松江市北庭球場照明設備整備事業	R2~R3	0.4		○			
東出雲複合施設整備事業	検討中	未定	○				
島根複合施設整備事業	検討中	未定	○				
テルサ大規模改修	H30~R5	3.4		○			
松江市国際交流会館改修事業	R2~R4	0.7		○			
玉湯幼稚園改築事業	H30~R3	3.6		○			
公営住宅等ストック総合改善事業	H30~R10	10.6		○			
橋梁点検・長寿命化事業	随時	未定					○
橋梁耐震化事業	H23~	未定					○

※事業期間及び総事業費については、中期財政見通しに基づき記載する。なお、総事業費については R2 年度以降に事業費が発生するものに限って記載する。

【上三川町国土強靭化地域計画（令和２年２月策定）の場合】

「別紙」で具体の事業推進のための「上三川町地域強靭化実行計画」を作成し、７つの個別施策分野ごとに現状値・目標値、担当課等を明記しています。

推進方針	概要	取り組み事項	担当課(複数の場合は建制順)	施策の実績（現状）	指標・目標の名称	現状(R1)	目標(R3)	実行計画（具体的な事業）
（6）農林水産								
①農業共同利用施設管理体制の整備	農業共同利用施設（農産物倉庫、農産物集出荷施設、種苗生産施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図ります。また、平時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努めます。	・農業共同利用施設の管理体制の強化	農政課	定期的な点検に基づく平常時からの適切な施設管理	定期的な点検の実施	実施	実施	ＪＡと連携を密にし、管理体制の強化を図る
②生産基盤等の災害対応力の強化	食料の安定供給を確保するとともに、生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、水利施設等の整備・耐震化などの防災対策を推進します。	・農道の整備	農政課	定期的な点検に基づく施設の改修工事等	農道の定期的な点検	1 回/年	2 回/年	都市建設課と連携した道路点検
		・農業にかかる生産基盤等の災害対応	農政課	定期的な点検に基づく施設の改修工事等（県単土地改良事業等）	土地改良施設維持管理計画（長寿命化計画）の作成	未作成	作成	土地改良区と連携した土地改良施設維持管理計画（長寿命化計画）の作成
③森林の適切な整備保全	災害の発生や被害の抑制を図るため、森林等が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動を推進します。	・地域の共同活動による森林の保全活動の推進	農政課	里山林整備事業実施団体数：2 団体	里山林整備事業実施団体数	2 団体	3 団体	里山林整備事業に係る普及啓発

【豊田市国土強靭化地域計画（令和２年３月策定）の場合】

「別紙」で具体の事業を「重点化」「要件化」等関連施策一覧として、リスクシナリオごとに該当する国土強靭化予算、取組指標の現状値・目標値、事業期間、総事業費等を明記しています。

（強靭化予算の「重点化」「要件化」等関連施策一覧＜建設部関係以外＞）

リスクシナリオ	個別具体的施策名	施策内容	該当する国土強靭化予算	取組指標の現状値	取組指標の目標値	事業期間	総事業費（百万円）
1-1	ブロック塀等撤去奨励補助事業	ブロック塀等撤去補助	防災・安全交付金	件数 44 件（2019 年度）	対策が必要なブロック塀等の減少 75 件（20 20 年度）	2020 ～ 2022 年度 ※以降も継続	12(2020 年度)
	建築物耐震診断、耐震改修補助、解体補助事業	・木造建築物耐震診断、耐震改修補助、解体補助、耐震シェルター補助 ・非木造建築物耐震診断、耐震設計、耐震改修補助	防災・安全交付金	住宅の耐震化率 93.6%（2019 年）	住宅の耐震化率 9 5%（20 20 年）	2016 ～ 2020 年度※以降も継続	219
	がけ地近接等危険住宅移転補助事業	がけ地に近接した危険住宅を移転する場合、移転等にかかる費用の一部補助	防災・安全交付金			2016 ～ 2020 年度※以降も継続	8
	住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業	土砂災害特別警戒区域に建っている住宅等の土砂災害対策改修に係る費用の一部補助	防災・安全交付金	土砂災害特別警戒区域指定箇所 5,468 箇所（2019 年度）		2017 ～ 2020 年度※以降も継続	1
	小中特別支援学校校舎・屋内運動場の新増改築事業	小中特別支援学校校舎・屋内運動場の新増改築工事	学校施設環境改善交付金		中学校 1 校（2019~2021 年度）		
	地域・学校連携施設整備事業	他の文教施設や福祉施設等との複合化工事	学校施設環境改善交付金		中学校 1 校（20 20 ～ 2022 年度）		
	防災機能強化事業	・建築非構造部材の耐震対策工事（保全改修工事） ・児童生徒等の安全を確保する上で必要な工事	学校施設環境改善交付金		小学校 2 校（2020 年度） 小学校 6 校（2021 年度）中学校 3 校（2021 年度）		
	地震防災対策事業	構造上危険な学校建物の改築や補強工事	学校施設環境改善交付金		中学校 1 校（2019 ～ 2021 年度）		
	ブロック塀等撤去奨励補助事業	ブロック塀等撤去補助	防災・安全交付金	件数 44 件（2019 年度）	対策が必要なブロック塀等の減少 75 件（20 20 年度）	2020 ～ 2022 年度 ※以降も継続	12(2020 年度)
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	市街地整備事業	土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業	防災・安全交付金	6 地区施行中(2019 年)	完了（20 25 年）	2019~2023 年
		消防防災施設整備事業	消防防災施設（耐震性貯水槽等）整備	消防防災施設整備費補助金	消防水利整備率 78 .2%（2019 年）	消防水利整備率 10 0%（2037 年）	
		緊急消防援助隊設備整備事業	緊急消防援助隊設備（緊急消防援助隊登録車両及び各種資機材等）整備	緊急消防援助隊設備整備費補助金	緊急消防援助隊登録車両 17 台	緊急消防援助隊登録車両 17 台	

【綾町国土強靭化地域計画（令和２年７月策定）の場合】

「別表」で具体の事業を主要な施策・事業の一覧として、リスクシナリオごとに該当する事業費、事業期間、成果指標等を明記しています。

（主要な施策・事業の一覧）

目標	リスクシナリオ	方策	番号	計画書頁番号	要素事業名	概要	主管課	事業内容	数量（延長等）	事業費（百万円）	事業実施期間 R2:1年目	R3:2年目	R4:3年目	R5:4年目	R6:5年目	成果指標
①大規模自然災害等が発生したときでも人命の保護が最大限図られること	1-1 大規模地震等による建物の大規模倒壊や、不特定多数が集まる施設の倒壊による多数	1-1-①防災上必要な施設（公共施設）の耐震化等	①		緊急避難場所耐震化事業（方策 1-1-①の⑦事業を活用）	地域防災計画における緊急避難場所に指定されている公民館等の耐震化工事の実施。	教育	耐震工事	29 棟	—	△	△	◎	◎	◎	20%（6 棟）
			②		公共施設等総合管理計画の推進	各施設の補修計画に基づく計画的な補修の実施及び予算確保の徹底を図るもの。	各課	維持補修	一式	—	◎	◎	◎	◎	◎	—
			③		個別管理計画の整備及び推進	個別管理計画の整備を図り、その後、それに基づき適宜管理を実施。	各課	維持補修	一式	—	◎	◎	◎	◎	◎	—
			④		【文部科学省】学校施設環境改善交付金 ①小学校校舎の非構造部材の耐震化事業	地域防災計画における緊急避難場所に指定されている学校等の耐震化工事を実施。	教育	耐震工事	1 棟	未定		△	◎			100%（1 棟）
					【文部科学省】学校施設環境改善交付金	地域防災計画における緊急避難場所に指定されている	教育	耐震工事	1 棟	未定		△		◎		100%（1 棟）

	の死傷者や、自立脱出困難者が発生する事態				②小学校体育館の非構造部材の耐震化事業	学校等の耐震化工事を実施。											
					【文部科学省】学校施設環境改善交付金 ③中学校附属棟の非構造部材の耐震化事業	地域防災計画における緊急避難場所に指定されている学校等の耐震化工事を実施。	教育	耐震工事	1棟	未定		△		◎		100% (1棟)
					【文部科学省】学校施設環境改善交付金 ④中学校体育館の非構造部材の耐震化事業	地域防災計画における緊急避難場所に指定されている学校等の耐震化工事を実施。	教育	耐震工事	1棟	未定		△			◎	100% (1棟)
			⑤		【厚生労働省】 社会福祉施設等整備費補助金 ①民間事業所強靱化対策等事業	障害者施設等の安全・安心を確保するため、耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備整備等の施設整備に対して支援を行う。	福祉	耐震等	—	—			△			—
			⑥		【厚生労働省】保育所等整備交付金 ①公立保育所耐震化事業	「子育て安心プラン」に基づく認可保育所等の整備より、保育所の耐震化等の整備に対して支援を行う。	福祉	工事	—	—	△					—
					【厚生労働省】保育所等整備交付金 ①民間保育園等耐震化事業	「子育て安心プラン」に基づく認可保育所等の整備より、保育所の耐震化等の整備に対して支援を行う。	福祉	耐震工事	—	—			△			—
			⑦		【農林水産省】農山漁村振興交付金のうち農山漁村活性化整備対策（方策 1-1-①の①事業に充当）	災害時の避難所として活用される地域間交流拠点施設等の防災・減災対策に対して支援を行う。	教育	方策 1-1-①の①緊急避難場所耐震化事業」と内容は同じ。								—
			⑧		【国土交通省】防災・安全交付金公営住宅等ストック総合改善事業	老朽化となった町営住宅の改修を行う。	総務	改修工事等	－	－			整備	整備	整備	—
			⑨		【国土交通省】防災・安全交付金公営住宅等整備事業	町営住宅の新規整備の検討及び整備を図る。	総務	検討整備	2棟	－	検討	検討	整備	整備	整備	2棟

【資料編、別表等として巻末に整理したその他の主な事例】

北海道	○北海道強靱化計画（令和２年３月改定）では、具体の事業を「【別表２】北海道強靱化のための推進事業一覧」として、部局ごとに明記しています。
青森県	○青森県では、国の「国土強靱化基本計画」の見直しを踏まえ、現行の青森県国土強靱化地域計画に記載されていない取組を地域計画の追補版（令和元年８月策定）として取りまとめました。追補版では、具体の事業を「参考１　別紙」で、「青森県国土強靱化地域計画に関連する主な事業」として、施策ごとに明記しています。
群馬県	○群馬県国土強靱化地域計画（令和２年３月修正）では、具体の事業を「別冊　令和２年度において国土強靱化のために実施する主な事業一覧」として、施策分野ごとに明記しています。
滋賀県	○滋賀県国土強靱化地域計画（令和２年３月改定）では、「別紙３」で、具体の事業を「施策分野別事業一覧」として、施策分野・施策ごとに明記しています。
兵庫県	○兵庫県国土強靱化地域計画（令和２年３月改定）では、「別紙２」で、具体の事業を「強靱化を推進する主な事業」として、施策分野ごとに明記しています。
佐賀県	○佐賀県国土強靱化地域計画（令和２年３月一部変更）では、「別紙５」で、具体の事業のうち施策分野「県土整備・交通」に係るものを「施策分野「県土整備・交通」における個別事業一覧」として整理しています。
鹿児島県	○鹿児島県地域強靱化計画（令和２年３月改定）では、別紙５で、具体の事業を「地域強靱化推進方針に基づく取組等一覧（計画期間：令和２年度～令和６年度）」として、施策ごとに明記しています。

熊本県 天草市	○上天草市国土強靱化地域計画（令和２年３月策定）では、具体の事業を「第７章　上天草市国土強靱化地域計画実施事業（ハード・ソフト事業）」として、リスクシナリオ・施策ごとに明記しています。

②対応方策の指標として明記

【徳島県国土強靱化地域計画（令和元年 11 月改定）の場合】

「Ⅳ 県土強靱化の推進方針」で、個別の事業を施策の KPI の一部として、リスクシナリオ・施策ごとに明記しています。

＜救援物資等の輸送確保対策＞

～するとともに、複数のルートを確保するため、緊急輸送道路を補完する県管理道や農林道の整備を推進する。

・四国横断自動車道(徳島ＪＣＴ～徳島東間)の整備
　工事促進中（H30） → 供用（R３）
・四国横断自動車道立江・櫛渕地区への追加ＩＣ設置
　調査設計中（H30）→ 用地買収推進中（R４）
・地域高規格道路阿南安芸自動車道（桑野道路）の整備
　用地買収中（H30）→ 用地買収促進中（R４）
・地域高規格道路阿南安芸自動車道（海部野根道路）の整備
　調査中（H30）→ 用地買収促進中（R４）
・徳島自動車道（阿波ＰＡ付近延長 7.5km）の付加車線設置
　工事促進中（H30）→ 供用（R２）
・一般国道５５号牟岐バイパス（延長 2.4km）の整備（再掲）
　工事施工中（H30）→ 工事促進中（R４）
　　⋮

＜河川整備等の推進＞

大規模水害による被害を最小限にするため、河道掘削や築堤、既設ダムの施設改良・柔軟な運用等による機能強化など、治水対策を推進する。

・県管理河川(重点対策河川)の整備の推進
　70%（H30）→ 80%（R４）
・吉野川加茂第二地区の整備の促進
　工事施工中（H30）→ 工事促進中（R４）
・吉野川沼田地区の整備
　用地買収中（H30）→ 工事促進中（R４）
・県管理ダムの施設改良（対象全２ダム）
　工事施工中（H30）→２設備（R４）
・県管理河川（緊急点検河川）の整備の推進
　２河川工事着手（H30）→ ５河川工事着手（R２）
　　⋮

【丸亀市国土強靭化地域計画（令和２年３月策定）の場合】

「Ⅴ 丸亀市の国土強靭化の推進方針」で、個別の事業を施策の KPI の一部として、リスクシナリオ・施策ごとに明記しています。あわせて国、県事業についても明記しています。

（個別の事業を施策の KPI の一部として明記）

指標		現状	目標	リスクシナリオ
橋梁点検事業等（整備率）		0%	100%（R5）	1-1,2-2,2-4,3-1,5-1,6-3
市道幸町中津線外２線橋梁修繕事業（整備率）		0%	100%	
市道丸亀臨港線外 11 線橋梁修繕事業（整備率）		0%	100%（R4）	
市道西土器南北線	１期区間（500m）（整備率）	92%	100%（R2）	1-3,2-2,6-3
	２期区間（150m）（整備率）	0%	100%（R7）	
市道南三浦上分線（390m）（整備率）		14%	100%（R14）	
市道郡家東西２号線（180m）（整備率）		0%	100%（R5）	
市道原田金倉線　１期区間（820m）（整備率）		26%	100%	
今津･西汐入川･中府排水区浸水対策事業（床上浸水解消率）		0%	100%(R5)	1-4、8-4

（国、県事業の明記）

名称 等	箇所･工区名 等	事業種別･工種内容等	事業規模 等	事業期間		実施主体	リスクシナリオ
				事業着手	完了予定		
土器川直轄河川改修事業	丸亀市土器町東八丁目他	河川改修（一級河川）	河床掘削、引堤、堤防整備、設備更新、洗掘対策 L=2.0km	H21	R12	国	1-4, 3-1, 7-3
国道 11 号	東かがわ市、さぬき市、高松市、宇多津町、丸亀市、三豊市 交通安全対策	交差点改良 歩道環境整備	交差点改良：6 箇所 歩道環境整備：1 箇所	－	－	国	1-1,6-3
丸亀停車場線	丸亀市 山北	交通安全(歩道)	L=0.75km	H30	R6～R10	県	1-1,6-3
岡田丸亀線	丸亀市 岡田西	交通安全(歩道)	L=0.44km	R1	R6～R10	県	
丸亀三好線	丸亀市 一里屋	交通安全(交差点改良)	L=0.30km	R2	R4	県	
丸亀詫間豊浜線外	県内全域 香川	交通安全（自転車通行空間の整備）	L=320km	R1	R3	県	1-1,2-5
情報基盤	県内一円	水防情報システム改修	水防情報システム改修 1 式	H19	－	県	1-3, 2-2, 4-1, 7-2
情報基盤	県内一円	砂防情報システム改修	砂防情報システム改修 1 式	H24	－	県	
赤山下川	丸亀市飯野町	砂防堰堤	砂防堰堤 1 基、渓流保全工 70m	H27	R3	県	1-5
汚水処理事業 広域化･共同化計画	県及び 8 市 9 町	広域化･共同化計画策定検討	香川県汚水処理事業の効率化に向けた広域化共同化計画策定	R1	R4	県	2-1, 6-2
国道 438 号	丸亀市 飯山バイパス	バイパス	L=5.13km	H9	R4	県	2-1,6-3
国道 438 号	丸亀市 綾歌	現道拡幅	L=0.70km	H27	R8	県	
丸亀港	富士見	物揚場改良	L=300m	R1	R5	県	2-2, 2-4, 5-1, 6-3
丸亀港	蓬莱	護岸補修	L=450m	R2	R6	県	
西汐入川	丸亀市新浜町	水門耐震化	水門 N=1 基	R2	R7	県	1-3,2-2,3-1,5-2,7-3,8-4
大束川	丸亀市飯山町	河川改修(広域河川)	L=1,700m	H13	R4	県	
丸亀港	本港	護岸の耐震化	L=2,678m	H26	R6	県	
中讃流域下水道	大束川処理区	水処理施設増設	水処理施設増設 5,000m3/日(予定)	H30	R4	県	6-2
中讃流域下水道	大束川浄化センター	長寿命化	下水道ストックマネジメント計画に基づく改築	H30	R4	県	
中讃流域下水道	金倉川浄化センター	長寿命化	下水道ストックマネジメント計画に基づく改築	H30	R4	県	

③対応方策の具体的な施策として明記

【長崎市国土強靭化地域計画（令和２年３月策定）の場合】

「第５章　長崎市地域計画の推進方針」で、具体の事業を「関連個別事業」として、リスクシナリオ・施策ごとに明記しています。

＜住宅・建築物の耐震化＞
～を進めるため、公営住宅等整備事業、住宅地区改良事業、公営住宅等ストック総合改善事業、改良住宅等ストック総合改善事業及び住宅・建築物安全ストック形成事業（建築物の耐震化及びブロック塀等の安全対策）を推進する。 ・ブロック塀等除去費補助 ・宅地のがけ災害対策費補助 ・安全・安心住まいづくり支援事業（木造戸建住宅耐震化事業） ・民間建築物耐震化推進費補助 ・公営住宅等整備事業（県・市公営住宅の建替え工事） ・住宅地区改良事業（県・市改良住宅の建替え工事） ・公営住宅ストック総合改善事業 ・改良住宅ストック総合改善事業 ・公営住宅等ストック総合改善事業に関わる地域住宅政策推進事業 ・子育て応援住宅支援事業 ⋮
＜海岸堤防等の老朽化対策の推進＞
海岸堤防等の倒壊等による、浸水被害等の発生を抑えるため、海岸堤防等の施設の点検・整備を行うなど老朽化対策を推進する。 ・漁港施設小規模改良事業費 漁港（総合事務所） ・【道路新設改良事業】 ：江平浜平線、中川鳴滝 3 号線、虹が丘町西町 1 号線、相川町四杖町 1 号線 、清水町白鳥町 1 号線、土井首町磯道町線、川上町出雲線、大橋町赤迫 1 号線 ・【改修事業】：長崎港/伊王島港/神ノ浦港/池島港 ・【高潮対策事業】：長崎港海岸/東望港海岸/形上海岸/年崎海岸 ・高島海岸老朽化対策事業 ⋮

○対応方策（推進方針）の検討にあたっては、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な対応を理念としているため、**地域産業の振興や高齢化対策、自然環境の保護等、防災・減災の推進以外の各種の行政分野も十分勘案**することが重要です。そして、その結果を、STEP1～STEP3 の各ステップでの取組にフィードバックさせ、適宜、軌道修正を図る必要があります（この点は STEP5 においても同様です）。

○また、対応方策（推進方針）を検討する上で、当該地域の強靱化を効率的に推進する観点から、想定するリスクが必ずしも地域計画の策定主体の区域内においてのみ生じるとは限らないことを考慮する必要があります。例えば、行政情報システムの共通化、標準化又は共同化のような連携策を、複数の地方公共団体の間で推進することが有用であるということが挙げられます。また、行政機能等のバックアップを設けるといった場合には、同時被災を避ける観点から、隣接していない地方公共団体の間で連携・協力を図ることがより効果的であると考えられます。

○さらに、対応方策（推進方針）検討の過程で、**地域計画の策定主体がなすべき取組と、当該策定主体のみでは困難な取組等とに仕分け**を行い、後者に係る取組を推進すべき**他の主体（国をはじめとする行政・民間事業者・住民）との間で、十分に対話・相談を重ねることが重要**で、**地域の強靱化をスパイラルアップさせる良い機会**となります（自助・共助・公助について基本編Ⅰ２.(3)参照、他の主体との連携・協力について 26 頁参照）。

○プログラムごとの対応方策（推進方針）は、地方公共団体の部局を横断しての方向性を示すものであり、一つの部局で実現できるものではありません。また、施策分野ごとの対応方策（推進方針）は、分野間に相互依存関係があります。このため、計画の実施にあたっては、現行の体制にこだわらず、関係する部局間で推進体制を構築して、データや工程管理を共有する等により、目標の実現に向けて施策推進の実効性・効率性が確保できるよう十分に留意する必要があります。

（完成イメージ）

【イメージ】

個別施策分野

目標・リスクシナリオ		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・生活環境分野	都市・交通基盤分野	評価	対応策
1.…	○○○○…							脆弱性の評価	対応方策の検討
	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定		ブロードバンド利用環境整備	防災教育の推進	水位周知河川の指定			
	××××…								
5.…	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保			人材育成を通じた産業の体質強化		漁港施設の耐震・耐津波強化対策		
	△△△△…								
6.…	地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定			災害に備えた道路交通環境の整備		
	□□□□…								
評価		個別施策分野ごとの評価							

(6)STEP5　対応方策について重点化・優先順位付け

対応方策について、各リスクの影響の大きさ・重要性・緊急度等から重点化と優先順位付けを行います。

○地域計画においては、それぞれの**地域が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ又は重要性、緊急度等を考慮して、プログラム（又は施策や事業）の重点化**[1]**・優先順位付け**を行います。その際、STEP1 で設定した目標の達成に係る貢献度についても配慮することが必要です。地域計画において、施策ごと又は事業ごとの対応方策（推進方針）を盛り込む場合には、個別の施策又は事業についても、地域特性を踏まえつつ、重点化・優先順位付けを行うことが重要です（策定支援ツールは資料編Ⅰ・Ⅱ参照）。

○なお、個別の施策又は事業について重点化・優先順位付けを行うにあたっては、上記の影響の大きさ又は重要性、緊急度等を考慮するほか、**直面するリスクが一の地方公共団体のみに限られない場合があることを踏まえ、例えば、当該場合に近隣の地方公共団体に比して著しく進捗が遅れてないかどうか、といった観点を考慮に入れる**ことも考えられます。

○重点化・優先順位付けは、できる限り客観的に行うことが望まれます。

（完成イメージ）

【イメージ】

個別施策分野

目標・リスクシナリオ		地域経営分野	地域・社会福祉分野	産業・雇用分野	教育・文化分野	自然・生活環境分野	都市・交通基盤分野	評価	対応策	影響度 重要度 緊急度
	○○○○…							脆弱性の評価	対応方策の検討	✓
1.…	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等に伴う被害の拡大	避難勧告等発令基準の策定		ブロードバンド利用環境整備	防災教育の推進	水位周知河川の指定				✓ 重点化・優先順位付け
	×××……									
5.…	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺	物流機能の維持・確保			人材育成を通じた産業の体質強化		漁港施設の耐震・耐津波強化対策			
	△△△△…									
6.…	地域交通ネットワークの市内各地での分断	災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築		道路施設の維持管理計画の策定			災害に備えた道路交通環境の整備			
	□□□□…									✓
評価				個別施策分野ごとの評価						

1　影響の大きさや緊急度等の観点から、今後当面重点的に取り組むべきと判断されたプログラムを明示し優先的に取り組むこと。

(7) KPI[1]の設定

進捗管理のためにKPI（重要業績指標）を導入することは有用です。

○国土強靱化は、強靱な国づくり・地域づくりであり、**長期的な視野をもつことが重要**ですが、他方、大規模自然災害等はいつ起こるかわかりません。従って、長期的な視野を持ちつつも、**分野によっては１年ごとの成果を見るという短期的な視点**も持ちながら、施策の実施及び計画の進捗管理を行うことも重要です。

○プログラムごとに**わかり易い指標（数値化した指標など）及び目標を設定**することが、施策の進捗管理を容易にする観点から、また、住民の理解を深める上でも有効と考えられます（指標の具体例について資料編Ⅳ資料７参照）。

○市町村の目標設定においては、例えば、目標を短期と長期に分けて記載することや、短期的な目標については国や都道府県が設定している KPI を設定すること、地域の特性に応じた固有の数値指標等を追加して記載することが考えられます。また、個別事業についても、完成又は達成の目標年次について記載することも考えられます。

○目標設定においては、地域計画の計画期間に合わせる短期的な目標だけでなく、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年12月11日閣議決定。以下「５か年加速化対策」という。）のように、**中長期の視点に立った期間設定及び目標を検討する**ことも重要です。

〔参考〕５か年加速化対策における中長期の目標設定の例

・流域治水対策（河川）
　１級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率
　　現状：約65%（令和元年度）　中長期の目標：100%（令和27年度頃）
　２級河川における近年災害の洪水等に対応した河川の整備率
　　現状：約62%（令和元年度）　中長期の目標：100%（令和27年度頃）
・道路施設の老朽化対策
　地方公共団体が管理する道路の緊急又は早期に対策を講ずべき橋梁の修繕措置率
　　現状：約34%（令和元年度）　中長期の目標：100%（令和35年度）　等
・公立小中学校の老朽化対策
　全国の公立小中学校（約 2.8 万校）のうち、吊り天井等以外の非構造部材（天井材、照明 器具、窓ガラス、外装材、内装材等）の耐震対策実施率
　　現状：48.2%（令和２年４月）　中長期の目標：100%（令和10年度）　等

[1] 重要業績指標（Key Performance Indicator）。組織の目的達成の度合いを計るのに役立つ指標のこと。

〔参考〕策定済団体の例（中長期の目標設定について）

愛知県豊田市	雨水管渠改修延長 0.1km（2015） → 1.4km（2038）
滋賀県彦根市	道路整備率（幹線市道、都市計画道路） 55.0%（R1） → 59.1%（R9） 市民一人あたりの都市公園面積 12.9㎡（R1） → 15.9㎡（R12）
茨城県大子町	住宅の耐震化率（推計） 54%（2018） → 70%（2025）
石川県輪島市	1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物量を除く） 502ｇ（H30） → 480ｇ（R9）
滋賀県日野町	上水道管路の耐震化率 1.7%（H29） → 11.9%（R10）

〔参考〕策定済団体の例（KPI について）

- 病院・社会福祉施設等の耐震化率
- 避難所開設訓練実施率
- 太陽光発電を設置している公共施設の数
- 耐震性防火水槽の設置及び既存防火水槽の耐震補強の整備率
- 地籍調査の対象面積に対する進捗率

〔参考〕策定済団体の例（KPI の整理・掲載方法について）

【鳥取市国土強靭化地域計画（平成 31 年３月策定）の場合】

「資料編」として施策プログラム単位で指標を整理しており、現状値・目標値、事業主体、個別施策分野との対応を記載しています。

（【1-1】地震による建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生（住宅密集地、不特定多数施設含む））

重要業績指標（ＫＰＩ）	現況(H30)	目標(H35)	再掲	事業主体			個別施策分野				
				県	市	その他	行政機能	住環境	保健医療福祉	産業	国土保全交通
（拠点施設、学校等の耐震化等）											
市有特定既存耐震不適格建築物の耐震化率（%）	93.8	100	3-1		○		○				
災害拠点病院（県立中央病院・鳥取赤十字病院）の耐震化率（%）	100	取組推進	2-4	○		民間			○		
公立小中学校の耐震化率（%）	100	取組推進			○			○			
防火・準防火地域の指定基準の作成	取組中	策定	7-1		○			○			
防火・準防火地域の指定率（%）	指標なし	-	7-1		○			○			
避難場所表示看板の設置（基）	163	267			○			○			

鳥取市公園長寿命化計画により老朽化した公園施設の計画的な更新	策定済	取組推進	横断③		○			○			
（道路・鉄道インフラ耐震化）											
緊急輸送道路に指定されている市道２路線の道路施設の安全性を高める。（橋梁の耐震化及び舗装など）整備率（%）	0	100	2-1 2-2 5-1 5-2 5-3 6-3 7-1		○						○
緊急輸送道路と避難所を結ぶ、鳥取市緊急輸送路補助路線の指定	取組中	取組推進	2-1 2-2 5-1 5-2 5-3 6-3 7-1		○						○
鳥取市緊急輸送路補助路線の整備（橋梁の耐震化及び舗装など）率（%）	指標なし	-	2-1 2-2 5-1 5-2 5-3 6-3 7-1		○						○
鳥取砂丘コナン空港の耐震化率（%）	100	取組推進	8-4	○							○
JR 西日本主要駅舎の耐震化率（鳥取駅）（%）	100	取組推進	5-2 8-4			民間					○
市道沿危険ブロック塀等安全計画策定	未実施	取組推進			○						○
市道沿危険ブロック塀等の解消	指標なし	-				民間					○
（建築物の耐震化）											
住宅の耐震化率（%）	84 （H29）	95				民間		○			
多数の者が利用する住宅以外の建築物の耐震化率（%）	74.8 （H27）	95				民間		○			
医療施設(病院)の耐震化率（%）	92.9 （H27）	取組推進		○	○	民間			○		
社会福祉施設の耐震化率（%）	100 （H27）	取組推進		○	○	民間			○		
耐震性貯水槽数（箇所）	69	70			○			○			

【佐賀県多久市国土強靭化地域計画（令和２年３月策定）の場合】

「別紙」として指標を整理しており、現状値・目標値（計画期間内において１年ごとの数値）、リスクシナリオとの対応を記載しています。

指標	単位	現状（19年）	20年	21年	22年	23年	24年	25年	対応するリスクシナリオ
消防団員数	人	360	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	1-1、1-2、1-3、1-5、 2-3、4-5、5-3
防火水槽設置数	カ所	261	263	265	267	269	271	273	1-1、4-5
ハザードマップの整備・更新	—	全戸配布	必要に応じ見直し修正を実施し、周知を行う						1-1、1-2、1-3、1-5、 2-1
防災行政無線の機能強化	—		工事	必要に応じ運用方法の検討、機能強化を図る					1-4、2-3、3-2
消防防災ヘリコプターを活用した 航空消防防災体制の整備	—	拠点施設調査・設計	隊の発隊準備	運航開始					2-3
学校施設個別施設計画に基づく 大規模修繕等実施箇所数	カ所	計画策定	計画策定	1	1	1	1	1	1-1、1-2、1-3、1-5
河川愛護事業活動人数	人	795	810	825	840	855	870	885	1-2、1-3、4-7
大規模建築物耐震化率（累計）	%	100	100	100	100	100	100	100	1-1、2-1、2-4、4-1、4-2、 4-4、5-1

3．　策定の具体例

各 STEP での国や地方公共団体の例を示します。自団体で策定する際には、これらを参考にしつつ地域の実情を十分踏まえた検討を行ってください。

(1)目指すべき将来の地域の姿の想定

まず「目指すべき将来の地域の姿」を想定します。この想定によって、以後の各 STEP の内容が決まります。

〔参考〕策定済団体の例

● 下記は、各団体で想定した目指すべき将来の地域の姿の例です。総合計画等（長期ビジョンなど）に記載されている事項を参考にして検討する団体もあります。

岐阜県	・ これまでの成果を活かし、大規模自然災害に備えた取組を強化する ・ 「清流の国」「木の国・山の国」の源である農山村、中山間地域を守る ・ 日本の真ん中、東西・南北交通の要衝の地域として国全体の強靱化に貢献する ・ 自助・共助及び公助による災害対応力の強化を図る
静岡県	防災・減災と地域成長、自然との共生、環境との調和を図り、「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり」を目指す
愛知県	・ 巨大リスクである大規模自然災害等が発生した場合にも、県民の生命・財産と県民生活や地域産業を守るとともに、迅速な復旧・復興を果たし、愛知・名古屋を核とした中部圏の社会経済活動を確実に維持すること ・ 平時における世界トップクラスの産業競争力を有する中部圏の持続的成長を促進するための県土づくりを実現し、国全体さらには世界に貢献すること ・ 国全体の強靱化に大いに寄与すること
新潟県 新潟市	・ 足元の安心安全の強化 ・ 救援・代替機能の強化
静岡県 掛川市	誰もが住みたくなる、強く、安心のまちづくり計画

(2)STEP1　地域を強靭化する上での目標の明確化

①　基本目標の設定

【国の基本計画の場合】

いかなる災害等が発生しようとも、

ⅰ　人命の保護が最大限図られること

ⅱ　国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

ⅲ　国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

ⅳ　迅速な復旧復興

〔参考〕策定済団体の例

● 地域計画では、国の基本計画に即して基本目標を設定している例が多くある一方、国の基本計画における基本目標を一部変更したり、独自の目標を追加して設定したりする例もあります。市町村で策定する場合は、都道府県の目標も参考になります。

● 下記は、地方公共団体が独自の目標を設定した例です。

北海道	・ 大規模自然災害から道民の生命・財産と北海道の社会経済システムを守る ・ 北海道の強みを活かし、国全体の強靭化に貢献する ・ 北海道の持続的成長を促進する
香川県	・ 四国の防災拠点としての機能を果たす
北海道札幌市	・ 経済の成長 ・ SDGs の視点を踏まえた社会課題解決への寄与
青森県むつ市	・ 「むつ市の孤立化」を回避すること ・ 人命保護を最優先に、「逃げる」という発想を重視すること
東京都荒川区	・ 災害で一人の犠牲者も出さない安全・安心のまちづくり
愛知県名古屋市	・ 他地域や他団体との連携を強化する ・ 中部圏の中心都市として強靭化に貢献する

②　事前に備えるべき目標の設定

【国の基本計画の場合】

ⅰ　直接死を最大限防ぐ

ⅱ　救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

iii　必要不可欠な行政機能は確保する
iv　必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
v　経済活動を機能不全に陥らせない
vi　ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
vii　制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
viii　社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

〔参考〕策定済団体の例

● 下記は、国の基本計画の８つの事前に備えるべき目標に加えて独自の目標を設定した例です。

静岡県	・ 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり
長崎県	・ 大規模自然災害が発生したとしても、孤立離島の発生の抑制と長期化を回避する
長野県松本市	・ 観光文化都市の維持
兵庫県神戸市	・ 協働と参画による地域力の向上と配慮の必要な方への対応
奈良県橿原市	・ 的確な情報処理を実施する
静岡県浜松市	・ 防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり
埼玉県さいたま市	・ 首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする
神奈川県横浜市	・ 災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できるよう、環境を整備する
香川県坂出市	・ 香川県の防災拠点の一つとして機能
長崎県長崎市	・ 離島・半島の孤立地域の発生を回避する

③　計画期間の設定

【国の基本計画の場合】
○期間設定は行わず概ね５年ごとに計画内容の見直しを行うこととしています。また、毎年度年次計画（アクションプラン）を策定し進捗管理を行っています。

〔参考〕策定済団体の例

● 計画期間を５年間としている例や次期総合計画等の改定時期に合わせている例があります。
● また、アクションプランを策定して年度ごとに進捗管理を行い、必要に応じて見直しを行う例もあります。

(3)STEP2　リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定

①　自然災害の想定

【国の基本計画の場合】
国土の広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害全般を当面想定

〔参考〕策定済団体の例

- まず切迫する地震災害を想定した地域計画を策定し、引き続き、翌年度に風水害等を想定した地域計画の策定（拡充）を行った地方公共団体もあります。
- 地域特性に応じた特定の自然災害を設定している例もあります。
  （特定の自然災害の例）地震（巨大地震）、津波、豪雨・洪水・高潮などの風水害、土砂災害、液状化、火山噴火、暴風雪・雪害、猛暑、渇水、林野火災（フェーン）、竜巻、突風、複合災害
- 自然災害に伴う二次災害・複合災害として、以下のリスクシナリオを設定している例もあります。
  原子力施設からの放射性物質の放出、有害物質の大規模拡散・流出、原子力発電所の過酷事故による放射性物質の放出・拡散、新型インフルエンザの蔓延、コンピューターシステムの停止、ダムの決壊又は異常洪水時防災操作による下流域地区の浸水等、大規模停電、住宅密集地及び工業地域等の大規模火災、防犯・交通安全、国民保護事案

②　リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）の設定

【国の基本計画の場合】
①で想定した大規模自然災害等により引き起こされることが想定され、STEP1 の事前に備えるべき目標の妨げとなる事態として、仮に起きれば国家として致命的な影響が生じると考えられる 45 の「起きてはならない最悪の事態」（資料編Ⅳ資料５参照）を設定

〔参考〕策定済団体の例

● 地域の特性を踏まえたリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）が設定された例が多くあります。以下はその一部です。

市町村	独自のリスクシナリオ(例)	設定の意図
北海道札幌市 石川県小松市 など	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生/豪雪に伴う被害の拡大（1-ｃ）	雪の多い地域では、豪雪による被害が想定されます
三重県南伊勢町 和歌山県那智勝浦町　など	観光客等の帰宅困難者の発生（2-c）	観光客の多い地域では、帰宅困難者の対応が必要になる事態が想定されます
静岡県小山町 山梨県山梨市 など	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態（2-e）	地域の道路網の状況によっては孤立等も想定されます
愛知県名古屋市 静岡県掛川市 など	被災者の住居や職の確保等の遅延による生活再建が大幅に遅れる事態（8-a）	生活再建が遅れる被災者が相当規模に上ると地域経済へのダメージが大きくなり得ます
静岡県掛川市 静岡県小山町 など	企業・住民の流出等による地域活力の低下（B-a）	住民の流出は、地域にとっては大打撃となる可能性があります

※国の 45 のリスクシナリオと、策定済地方公共団体のリスクシナリオから網羅的に抽出したものを基に作成したのが「地域独自のリスクシナリオを含む参考用リスクシナリオ」（資料編Ⅳ資料６参照）です。この中から自団体に当てはまるリスクシナリオを抽出することもできます。上記の表の（）内の番号は、地域独自のリスクシナリオに番号を付けたもので、資料６にある記載と同じです。

※上記以外に、都道府県でも独自のリスクシナリオを設定しています。その設定意図については資料６の表の後に掲載しています。

● リスクシナリオに説明を加えることで解釈の統一や、住民等の理解の促進を図った事例もあります。

市町村	設定したリスクシナリオ	想定される発災事例とされた内容
長野県 東御市 （一部抜粋）	住民や不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生	・住宅密集地における大規模火災の発生 ・公共施設、商業施設等の倒壊、火災の発生 ・電柱類・ブロック塀の倒壊による人的被害の発生

		・都市ガス等の破断により発生する火災・延焼の被害
	河川の氾濫に伴う住宅等の建築物の浸水	・集中豪雨に伴う河川等の氾濫

③　施策分野の設定

【国の基本計画の場合】
②で設定したリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を回避するために必要な施策分野として、以下の 12 個別施策分野と 5 横断的分野を設定

〔個別施策分野〕
ⅰ行政機能／警察・消防等／防災教育等、ⅱ住宅・都市、ⅲ保健医療・福祉、ⅳエネルギー、ⅴ金融、ⅵ情報通信、ⅶ産業構造、ⅷ交通・物流、ⅸ農林水産、ⅹ国土保全、ⅺ環境、ⅻ土地利用（国土利用）
〔横断的分野〕
ⅰリスクコミュニケーション[1]、ⅱ人材育成、ⅲ官民連携、ⅳ老朽化対策、ⅴ研究開発

〔参考〕策定済団体の例

- 国の基本計画の施策分野の統合等や国の基本計画の施策分野にはない分野を独自に設定した地方公共団体もあります。
  （独自の施策分野の例）少子高齢化、地域振興、産学官民・広域連携、若者定住、安全安心、教育文化、耐震化、防災危機管理
- 総合計画等の施策分野を参考に、地域計画の施策分野を設定することもできます。その際、「横断的分野」について同様のものが総合計画等になければ、追加することもできます。下記は特徴的な横断分野を独自に設定した例です。

市町村	独自の横断分野	主な内容
東京都荒川区	荒川区民総幸福度（GAH）	区の強靭化により、不安を減らすとともに安心感を増やし、区民の幸福度を向上させるとして設定
三重県南伊勢町	地域振興	地域コミュニティ強化に加え、地域の活性化に必要な施策や仕組みを検討していく枠組として設定
	若者定住	

[1] リスクに関わる情報や意見を交換し共有しあうこと。例えば、国土強靭化について教育・訓練・啓発等による双方向でのコミュニケーションを行うことなど。

(4)STEP3　脆弱性の分析・評価、課題の検討

①　マトリクスの作成（既にある施策の整理）

【国の基本計画の場合】

○国の基本計画においては、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」を回避（リスクの一部低減を含む）するための府省庁横断的な施策の束を「プログラム」として整理しました。

○この際、脆弱性の分析・評価に係る一覧性、効率性を確保する観点から、縦軸に45の「起きてはならない最悪の事態」、横軸に12の個別施策分野を設けた「マトリクス」を作成し、それぞれの事態と施策分野（縦軸と横軸）が交差する要素ごとに、府省庁における施策（施策ごとの進捗等を含む）をあてはめました。

〔参考〕策定済団体の例

（マトリクスの一部の例①）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		施策分野		
				①行政機能	②住環境	③保健医療・福祉
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	施設等の倒壊・火災及びそれに伴う多数の死傷者、交通麻痺等、甚大な被害の発生	○防災訓練の実施 ○消防団の強化 ○緊急消防援助隊の広域活動拠点施設の整備 ○消防水利確保、消防車両等の更新等、消防力の向上 ○協定締結の強化	○建築物等の安全対策 ○密集市街地の整備 ○大規模盛土造成地の安全対策 ○マンホール浮上対策	
		1-2	大規模津波等による多数の死者の発生	○職員の災害対応力及び関係機関との連携強化 ○市有施設の津波対策	○避難場所等の整備	○災害時要援護者の支援体制の整備 ○福祉避難所の強化
		1-3	広範囲かつ長期にわたる浸水被害により市街地等の脆弱性が高まる事態	○職員の災害対応力及び関係機関との連携強化	○下水道整備 ○樋門操作の自動、遠隔操作化	
		1-4	土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態	○消防による雨量計観測、重機・特殊車両等の整備などの豪雨対策		
		1-5	情報伝達の不備等による被害の拡大	○防災訓練の実施 ○情報通信の多重化 ○消防指令センターと署所間の情報通信の多重化 ○消防機関における県域での情報通信網の整備 ○電力の確保		○災害時要援護者に支援体制の整備 ○外国人に係る支援体制の整備

（マトリクスの一部の例②）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態		施策名	施策分野		
					①行政機能	②住環境	③保健医療・福祉
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	施設等の倒壊・火災及びそれに伴う多数の死傷者、交通麻痺等、甚大な被害の発生	○防災訓練の実施	○		
				○消防団の強化	○		
				○緊急消防援助隊の広域活動拠点施設の整備	○		
				○消防水利確保、消防車両等の更新等、消防力の向上	○		
				○協定締結の強化	○		
				○建築物等の安全対策		○	
				○密集市街地の整備		○	
				○大規模盛土造成地の安全対策		○	
				○マンホール浮上対策		○	
		1-2	大規模津波等による多数の死者の発生	○職員の災害対応力及び関係機関との連携強化	○		
				○市有施設の津波対策	○		
				○避難場所等の整備		○	
				○災害時要援護者の支援体制の整備			○
				○福祉避難所の強化			○
		1-3	広範囲かつ長期にわたる浸水被害により市街地等の脆弱性が高まる事態	○職員の災害対応力及び関係機関との連携強化	○		
				○下水道整備		○	
				○樋門操作の自動、遠隔操作化		○	
		1-4	土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態	○消防による雨量計観測、重機・特殊車両等の整備などの豪雨対策	○		
		1-5	情報伝達の不備等による被害の拡大	○防災訓練の実施			
				○情報通信の多重化	○		
				○消防指令センターと署所間の情報通信の多重化	○		
				○消防機関における県域での情報通信網の整備	○		
				○電力の確保	○		
				○災害時要援護者に支援体制の整備			○
				○外国人に係る支援体制の整備			○

〔参考〕策定済団体担当者の声

―マトリクスで他部局と情報共有―

「今までは庁内でも、他部局が何を行っているのかしっかりとは把握していませんでした。しかし、国土強靭化地域計画をつくるにあたり、脆弱性評価のための情報シートを作り、それぞれがどのような施策を行っているのかを集めてマトリクスで一覧にしました。そのマトリクスを全体で共有したことによって、今までは知らなかった他部局等での取組を知る機会となりました。『他部局ではこういうことをやっているんだな』と知ることによって、『じゃあ私たちはどうしたら良いか、こう

いうのをやってみようかな』とも考えるようになりました。脆弱性評価がきっかけとなって、お互いに他部局と情報共有ができるようになりました。」

②　脆弱性の分析・評価、課題の検討

【国の基本計画の場合】

○各プログラムを構成する個別施策ごとの課題を分析するとともに、この分析をもとに各プログラムの達成度や進捗を把握して、現状の脆弱性を総合的に分析・評価しました。その上で、プログラムごとの分析・評価により新たに顕在化した課題等を踏まえ、改めて、中長期的視点も入れながら施策分野ごとに現行の施策の脆弱性の分析・評価を行いました。（例えば、帰宅困難者対策と交通施設の耐災害性向上など同時に進める必要のある施策の連携や、密集市街地対策のような中長期的に取り組む必要性について記述）

※国における脆弱性の評価結果については、内閣官房のホームページにおいて掲載しています。
「大規模自然災害等に対する脆弱性の評価の結果」
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/hyouka.html

○ここで、個別施策の課題分析にあたっては、できる限り進捗状況を示す指標を設定し、定量的に分析・評価に努めました。また、プログラムごとの達成度・進捗の把握にあたっては、プログラムとの関連性や客観性等に着目して、プログラムごとにKPI（重要業績指標）をできる限り選定しました。

○より詳細に説明すると、12 の個別施策分野ごとの脆弱性の評価の内容は、単に個々の施策分野ごとに、様々な「起きてはならない最悪の事態」に対応できているかどうかを検討すれば足りるというものではありません。「起きてはならない最悪の事態」を回避するためのプログラムの評価は、個別施策分野が横断的に連携することにより、効率的・効果的な対応が可能になることも踏まえる必要があるからです。したがって、ある施策分野において、仮にその中に含まれる関係府省庁の取組施策がすべての「起きてはならない最悪の事態」に対応していると判断できたとしても、限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進める観点から、特定の施策分野に偏っていないか、施策分野の間で連携して取り組むべき施策が存在しないか、などの点を確認する必要があります。そのために、各プログラムの脆弱性評価を経た上で、個別施策分野ごとの脆弱性評価を行っています。

○このほか、国では５つの横断的分野（リスクコミュニケーション、人材育成、官民連携、老朽化対策、研究開発）ごとに脆弱性を評価しました。

〔参考〕策定済団体の例

徳島県	① 庁内での作業として「起きてはならない最悪の事態」ごとに、それを回避するために庁内の各部局が取組を進めている施策を、５つの施策分野に分けて抽出。併せて、横断的分野についても抽出。 ② 担当部局から、県内市町村、民間事業者及び国等に対し、アンケートにより、取組を進めている施策に関する概要の提出を依頼。 ③ 担当部局において、①及び②のとりまとめを実施。 ④ 「起きてはならない最悪の事態」ごとの施策群について、庁内各部局が、それぞれの施策について、脆弱性評価及び重要業績指標の設定を実施。 ⑤ 担当部局において、④についてのとりまとめ（評価結果の集約・精査等）を行い、その後、各部局に対して確認依頼を実施し、評価結果を確定。 ※　この際、県の施策のみならず、県内市町村、民間事業者、国の施策を把握し、抽出・整理しています。

〔参考〕策定済団体担当者の声

―やって良かった脆弱性評価。意外な盲点を発見―

「当市は、複数の市町が合併して誕生しています。脆弱性評価を行ったところ、それぞれの市や町で合併前に建設した設備が「老朽化」の時期に来ているということが改めて浮き彫りとなりました。これまでの行政計画は、どちらかというと、新たな事業を推進するものが中心だったということですかね。古いものをどうするか、という点は、先へ先へと意識が向いていると抜けてしまうのかもしれません。脆弱性評価でそこに気づいたのはとても良かったです。

また、非常時における飲料水の確保という対策はかなり進んでいたのですが、トイレや風呂に使用する生活用水という点からすると脆弱だということが明らかになりました。上水道の耐震化が平成25年度時点でも9.4%しか進んでいなかったのです。これはまずいということでここも重点化することにしました。

逆に、これまで重点課題かと思っていた項目が実は、かなりしっかり対策がとられていることに気付きました。例えば、情報インフラ対策については、既に防災通信機器の設置などが進んでいることがわかったので、重点化施策からは除きました。

このように、脆弱性評価を部局横断の視点で行うことで、見過ごしていた課題がはっきりとして、共通課題として庁内全体で取り組むことができています。」

―認識と現状の差異を再認識―

「計画策定時には、施設等の脆弱性について、認識と現状の差異を再認識することにつながり、より正確な現状分析を行うことができました。

計画の見直しに当たり、脆弱性評価を再び実施しましたが、海岸防護施設、避難場所である学校等や道路橋梁の健全性調査などのハード面での対策は順調に進んでいました。一方、平成30年７月豪雨や、令和元年東日本台風、令和元年房総半島台風の被害状況等を分析しましたが、ソフト面（自助・共助意識の醸成、要支援者・情報弱者の避難行動促進など）の更なる対策が必要であることが分かりました。」

〔参考〕策定済団体担当者の声

―施策・事業の抜け漏れをチェックし、市の脆弱性を明らかにした―

地域計画は、本市の強靭化に関する指針となるため、幅広い分野に関連することから、施策・事業の洗い出しや広範囲にわたる脆弱性評価、庁内のとりまとめに苦労しました。

また、国による支援内容が示されたことで、関係府省庁の交付金・補助金に係る重点化等の条件を満たすためには、早急に策定をする必要があったため、時間的な制約の中で、策定作業を進めました。

策定にあたっては、ガイドラインに沿って作業を進めたこと、国土強靭化推進室の出前講座や、地域計画策定支援ツール(機能追加版)を活用したことで、施策の洗い出しや脆弱性評価を効率的に実施することができました。

また、ガイドラインに示された国の国土強靭化基本計画や、県の国土強靭化地域計画をベースに本市の地域特性を踏まえた検討を行ったことに加え、他の自治体の地域計画を参考としながら作業を進めることで、施策・事業の漏れがないかのチェックや本市の地域特性の再確認等を行うことができました。

〔参考〕策定済団体の例

● 横浜市の例

横浜市では、脆弱性評価フロー図を導入し、細分化したリスクごとの評価・統合により脆弱性評価を実施しています。

①リスクを細分化した脆弱性評価フロー図の導入

「発災」から「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に至るまでの発生プロセスを表した脆弱性評価フロー図を作成した。

脆弱性評価フロー図は、リスクシナリオを引き起こす要因を時間軸で分析し、全体の流れを可視化するもので、発生プロセスと施策を対応させて施策の抜け漏れを判断するとともに、追加施策の必要性をより明確に説明できるようにしている。

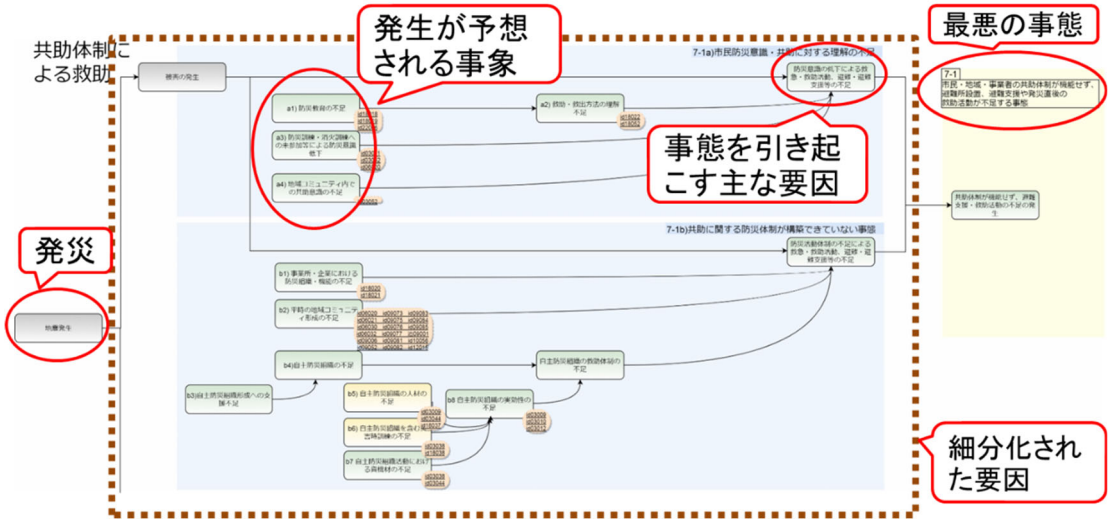

脆弱性評価フロー図の作成にあたり、「起きてはならない最悪の事態」を引き起こす“主な要因”を「中リスク」、リスクシナリオを引き起こす原因となる“事象”の最小単位を「小リスク」として、全 37 のリスクシナリオを 228 の小リスクに細分化した。

その後、庁内の事業部局への施策照会を行い、小リスクの回避に寄与する施策・事業を分類・整理した。

リスクを細分化

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		脆弱性評価単位（中リスク（案））		脆弱性評価単位（小リスク（案））	
リスクシナリオ		中リスク		小リスク	
1-1	住宅・建物の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	1-1-a	住居全壊・半壊	1-1-a1	住居全壊・半壊
		1-1-b	屋内での被災	1-1-b1	家具の転倒
		1-1-c	避難経路の安全未確保	1-1-c1	屋内から屋外への避難経路における安全性未確保
				1-1-c2	避難所への避難経路における安全性未確保
		1-1-d	不特定多数が集まる施設の倒壊・損傷等	1-1-d1	不特定多数の集まる施設の損傷・破壊
				1-1-d2	事業所・企業における防災組織・機能の不足
				1-1-d3	鉄道施設における避難対策不足
		1-1-e	社会福祉施設・学校等公的施設の倒壊・損傷等	1-1-e1	社会福祉施設の倒壊・損傷
				1-1-e2	学校施設の倒壊・損傷
				1-1-e3	学校児童の避難行動の遅れ
				1-1-e4	学校児童の避難行動中の負傷
				1-1-e5	その他市所有公的施設の倒壊・損壊
				1-1-e6	施設管理者の避難訓練等の不足

②細分化した小リスクごとの評価と、評価の統合によるリスクシナリオの評価

細分化した小リスクごとに評価を行い、それを一定の基準で統合する形でリスクシナリオ全体の評価を行っている。これにより、リスクシナリオごとの課題感をわかりやすく見えるようにしている。

小リスクに対する現状の施策の対応度に関しては、以下の４段階の評価を行った。

◎：効果的な施策があり、十分な成果が出ている
〇：対応する施策があり、計画どおりの成果が見込めることから、引き続き推進していく
△：対応する施策があるが、見直し・拡充・促進等を行う必要がある
×：対応する施策がないため、新たに検討していく必要がある

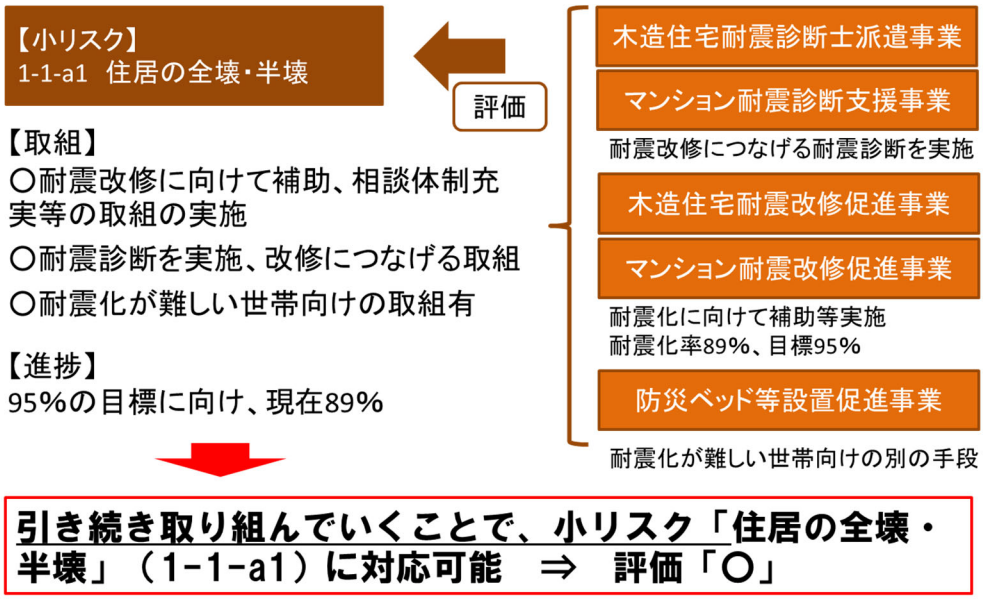

引き続き取り組んでいくことで、小リスク「住居の全壊・半壊」（1-1-a1）に対応可能　⇒　評価「〇」

最後に、それぞれの小リスク評価を総合して中リスクを評価し、中リスクを総合して、リスクシナリオ全体の評価を行った。

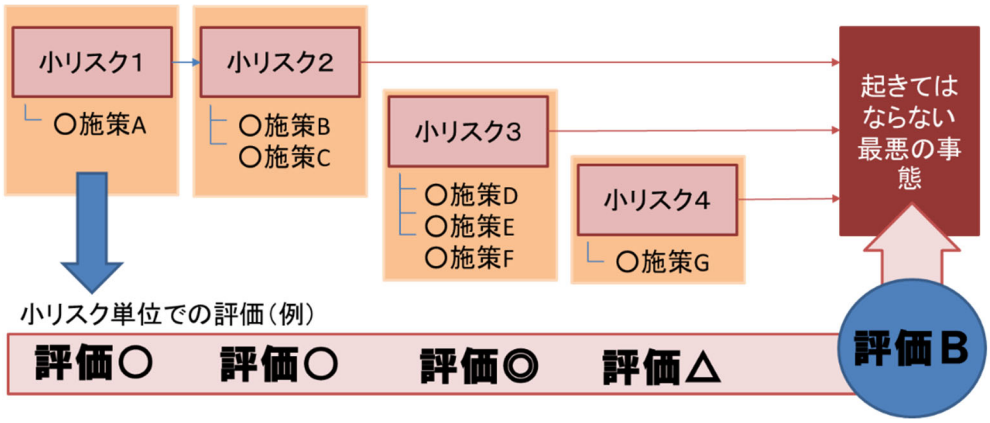

こうした評価に加えて、全体評価として「対応のポイント」や「効果がある評価された取組」、「評価の過程において指摘された現状・課題」をとりまとめたほか、全体評価の基礎となる「中リスクごとの評価」、評価に用いた「重要業績指標（KPI）」も併せて記載した。

(5)STEP4　リスクへの対応方策の検討

【国の基本計画の場合】

○国の基本計画においては、STEP3 のプログラムごとの脆弱性評価の結果に基づき、それぞれの起きてはならない最悪の事態ごとに、これを回避するために何をすべきかを念頭に置きながら、プログラムの推進方針をとりまとめました（国では対応方策を「推進方針」としました）。また、効果的な取組を実現するためには、各府省庁において、各々の施策分野において必要な強靱化の取組を見定めることも必要になることから、これらのプログラムの推進及びより長期的な観点からの推進に必要な取組について、施策分野ごとに、指針を検討し、推進方針として整理しました。このことにより、各府省庁において、国土強靱化に係る他の計画等の見直しに活かされ、施策の実現が図られることになります。

〔参考〕策定済団体の例

- 例えば、北海道の場合、STEP3 で実施した脆弱性評価の結果を踏まえ、強靱化施策の取組方針を示す「北海道強靱化のための施策プログラム」を策定しました。設定した 21 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、その事態を回避するため、北海道のみならず国、市町村、民間事業者等の各取組主体が適切な役割分担と連携のもとで取り組むべきソフト・ハード両面からの施策を、とりまとめました。また、個別施策の進捗を定量的に把握するため、数値目標（可能な限り直近の現状値を起点とし、目標年次を明記した値による）を設定（北海道、市町村、民間事業者、国等の各取組主体が共有する努力目標としての位置付け）しています。
- 千葉県旭市の場合、対応方策を「推進計画」として各プログラムに掲げ、プログラムごとに KPI を設定するとともに、取り組むべき主体も明示しています。ここでは、旭市独自のプログラム「食料等の安定供給の停滞」について地域計画から転載します。

5-3 食料等の安定供給の停滞
・農業産出額が千葉県内第 1 位で全国でも有数の農産物の産地である旭市は、平時はもちろん、有事でも首都圏に向けた食料供給機能を維持するため、産地における物流インフラの整備、物流コストの削減、遊休農地対策などを実施し、産業全体の体質強化を推進し、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靱化に努める。【農業者】【生産者団体】【千葉県】【市】

・大規模自然災害後であっても食料の安定供給を維持するため、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、南堀之内バイパス等の計画路線の早期整備、緊急輸送道路に指定されている路線の計画的な整備・維持管理、東総広域農道の適正管理を進めるとともに、銚子連絡道路及び清滝バイパスの整備を促進する。【千葉県】【市】
・南堀之内バイパスの整備（H21 年度～R5 年度　500 百万円）【市】
・台風等の自然災害で被災した施設・設備（機械）の復旧を支援し、早期に営農を再開するための体制の整備を促進します。【千葉県】【市】
・首都直下地震等、首都圏への食料・飲料水などの供給を想定し、災害協定の締結など、緊急時の食料供給体制の整備を促進する。【市】
・大規模自然災害による全国的な食料不足に備え、首都圏の食料供給基地として良好な農地環境の保全、低コスト化に向けた整備、担い手の育成対策など、強靭な農業生産基盤の整備を促進する。【農業者】【生産者団体】【千葉県】【市】

【重要業績指標（KPI）】
・銚子連絡道路の整備(供用済み延長)：6km（H30）→ 早期延伸（2024）
・道路ストックの計画的な維持管理：実施（H30）→ 実施（2024）
・農業産出額：582 億円（H30）→ 590 億円（2024）
・認定農業者数：790 経営体（H30）→ 800 経営体（2024）
・漁獲量：17,402 t （H30）→ 17,500t（2024）
・国県への要望（国・県道の整備促進）：実施（H30）→ 実施（2024）
・緊急輸送道路の指定：7 路線（H30）→ 必要に応じて追加（2024）
・南堀之内バイパスの供用開始延長：0.5km（H30）→ 1.1km（2024）
・清滝バイパスの整備(供用延長)：0（H30）→ 早期完成（2024）

〔参考〕策定済団体担当者の声

―地域計画に施策を掲げて推進も順調―

「当自治体の地域計画にある施策の一つに、「民間企業との災害協定の締結数増」を掲げています。その甲斐あって、担当部局が順調に取組を進めていて、策定後の１年で６件の協定を新たに結ぶことができました。

例えば、ゴルフ場とは、クラブハウスに避難者や一時滞留者を受け入れる協定を結びました。クラブハウスには、食堂や入浴施設が整っていますし、ヘリポートとしての広さも十分にあります。当自治体では以前からゴルフ場との協定を進めていて、これで周辺すべてのゴルフ場と協力体制ができたことになります。また、老人福祉施設とは高齢者や要支援者のための福祉避難所としての利用について、地元のホームセンターが立ち上げた NPO 法人とはビニールシートなどの物資供給について、地元企業の一つとは救援物資と避難施設の提供について、そして段ボール製品の製造をしている企業とは段ボールでできたベッド等の提供をしていただく件について協定を結びました。最後の一つは災害時の協定ではないのですが、電柱に看板を出す権利と引き換えに、避難所の表示もしていただくという契約を結びました。これで、当自治体としては無償で避難所の表示を増やすことができます。そういう協力も進めていけたら良いなと思っています。」

(6)STEP5　対応方策について重点化・優先順位付け

【国の基本計画の場合】

○国の基本計画においては、国土強靱化を実現するために重要なプログラムとして 45 のプログラムを設定し、この上で、国の役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点を踏まえつつ、有識者等の意見も聞きながら、重点化すべき 15 のプログラムを選定しました（資料編Ⅳ資料５参照）。

〔参考〕策定済団体の例

● 各団体において、影響度や緊急度などの観点を設定し、重点化すべきプログラムを選定しています。

北海道	21 の各プログラムを構成する 64 の施策項目について、ターゲットとする自然災害リスクを明確化した次の３つの施策分野に体系付けを行い、効果的・効率的な施策展開を推進。 ・ 道内における自然災害リスクに対し、「北海道自らの脆弱性を克服」するための施策分野 ・ 首都直下地震など道外における自然災害リスクに対し、「北海道の強みを活かしたバックアップ機能を発揮」させる施策分野 ・ これら２つの施策分野を下支えする「道内及び全国の強靱化を支えるネットワークの整備」に向けた施策分野 なお、各施策項目の推進に当たっては、 ・ 「施策の進捗」 ・ 「影響の大きさ」 ・ 「平時の効用」 ・ 「各種災害に係る被害想定等の見直し状況」 等を勘案し、毎年度、計画に基づく推進方策（アクションプラン）を策定し、機動的に対応
岐阜県	・ 「効果の大きさ」 ・ 「緊急度・切迫度」 ・ 「施策の進捗状況」 ・ 「平時の活用」 ・ 「国全体の強靱化に対する貢献」 という視点により総合的に勘案し、特に重点化すべき施策項目を設定

静岡県	・　「県の役割の大きさ」 ・　「影響の大きさ」 ・　「緊急度」 の観点から、40 のプログラムのうち、12 の重点化すべきプログラムを選定。併せて、平成 25 年度に策定した『地震・津波対策アクションプログラム 2013』等により実施している 112 の取組を、重点化すべきプログラムごとの主要な取組として位置付け
徳島県	直面するリスクを踏まえ、 ・　「人命の保護」を最優先として、 ・　「４つの基本目標に対する効果」、 ・　「効率性」、 ・　「事態が回避されなかった場合の影響の大きさ」、 ・　「緊急度」、 ・　「国の基本計画との一体性」 等を考慮し、39 のプログラムにつき、13 の重点化すべきプログラムを選定
千葉県旭市	・　「市の役割の大きさ」 ・　「影響の大きさ」 ・　「緊急度」 の観点から、27 のプログラムのうち 12 の重点化プログラムを選定

４．　策定時の取組例

前述２．及び３．で説明した地方公共団体の例は標準的な方法となりますが、地域計画はその策定手法においても地域独自の手法をとることが可能です。ここでは取組団体は少ないものの、有効と考えられる策定時の取組を紹介します。

(1)住民参加のワークショップを活用

リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）や地域で取りうる施策の検討などについて、行政での検討のみならず、地域住民や地元組織を巻き込んでワークショップを実施してアイデアを出し合うことも考えられます。

（長野県飯田市におけるワークショップの様子）

〔参考〕策定済団体の例（市民団体へのヒアリング）

東京都国分寺市では、市民主体による地域防災力の向上を図るため、自主的に防災活動に取り組む人材（市民防災推進委員）の育成・認定や地区単位で活動する自主防災組織（防災まちづくり推進地区）を指定し、協定を締結しています。地域計画の策定にあたって、市民防災推進委員会事務局員及び防災まちづくり推進地区代表者を対象にヒアリングを実施し、市民の考え方や意見等を聞く機会を設けました。

市民団体ヒアリングの内容	・国が示す国土強靱化の考え方や、市の地域計画の骨子案、リスクシナリオ案の説明を実施 ・お住いの地域における脆弱性や日頃からの防災上の気づき等をヒアリングシートに記載してもらう ・全体発表を行い、参加者全員で共有
参加者	・国分寺市民防災推進委員会事務局員、国分寺市防災まちづくり推進地区代表者（約 30 名）
市民団体ヒアリングの結果	・施策の重点化を図るうえで、市民団体ヒアリングの意見をリスクシナリオごとに整理した。 ・その結果を「施策重点化の視点」の一つとして考慮した。

〔参考〕策定済団体の例（住民ワークショップ）

長野県東御市では、地域計画の策定にあたって住民ワークショップを実施し、市民の意見を参考にしました。

ワークショップの目的	市民を交えてワークショップを実施することにより、災害に対する意識の向上と「起きてはならない最悪の事態及び想定される発災事例」の多様な視点からの洗い出しを実施
参加者	区長、消防団、民生児童委員、日赤奉仕団、地域づくり関係者（約 50 名）
ワークショップの結果	ワークショップを踏まえ、下記の観点を追加して検討を実施 ・　電柱類の倒壊による人的被害の発生 ・　都市ガス等の破断により発生する火災・延焼等の被害 ・　情報伝達経路の多重化の促進 ・　地域における危険箇所の点検監視体制の構築

（ワークショップの様子）

(2)住民アンケートを実施

地域で想定される災害について日ごろから意識しているか、災害時に備えてどのようなことをしているか、など住民の防災に対する意識についてアンケートを実施し、その結果を地域計画の策定における基礎資料や進捗確認のための KPI とすることが考えられます。また、アンケートは住民の意識向上にも役立ちます。

〔参考〕策定済団体の例

山梨県大月市では、地域計画の基礎資料とするため、策定に際して住民アンケートを実施し、その結果を地域計画に掲載しています。

（アンケート票）

（資料）一般用アンケート

Ⅱ　強靭な地域への方策に関することについてうかがいます。

問6 あなたは、あなたの住んでいる地域が災害に対し安全だと感じていますか。それとも危険だと感じていますか。（1つに○）

1 安全	2 ある程度安全
3 安全とも危険ともいえない	4 多少危険
5 危険	6 わからない

問7 今後起こりうる大規模自然災害として、脅威に感じる災害を2つまで選んでお答えください。（2つまでに○）

1 地震
2 富士山の噴火
3 土砂災害
4 豪雨災害※2
5 豪雪災害
6 その他（　　）
7 わからない

※2 この場合の豪雨災害とは、極めて短時間に降る集中豪雨により発生する災害とする。

問8 大規模自然災害に事前に備えるべき目標として、優先度が高いと思われる目標を2つ選んでください。（2つに○）

1 災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られること
2 災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
3 災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保すること
4 災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保すること
5 災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないこと
6 災害発生後であっても、生活・事業活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
7 制御不能な二次災害を発生させないこと
8 災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

（アンケート結果）

問　大規模自然災害に事前に備えるべき優先度が高いと思われる目標(N=862)

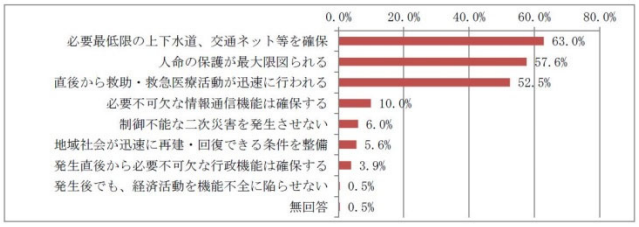

3　強靭な地域に関する各家庭の取り組み

問　災害に備えて、水・食料などの備蓄として準備するもの(N=1308)

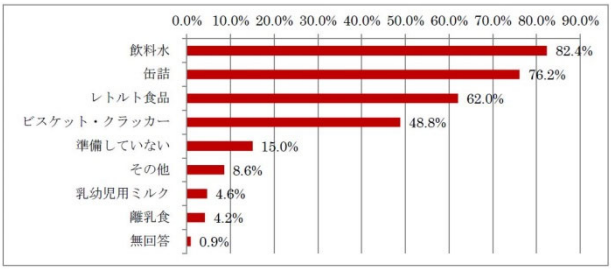

（出典：大月市強靭化地域計画）

5．　その他の留意すべき事項

前述のほかに、策定の際に留意すべき事項として、地域計画の名称、議会への説明について紹介します。

(1)国土強靱化地域計画の名称

地域計画には、独自の名称を付けることが可能です。

○**地域計画の名称は、計画の顔**というべき性質を有するものです。
基本法においては、「国土強靱化地域計画」という名称が使用されていますが、当該名称を活用しなければならないというものでは必ずしもありません。また、例えば、当該名称を主題として活用するとともに、副題を付すことも考えられます。

○地域計画の名称は、**策定主体が、計画に込めた思い、メッセージ等を体現するには、いかなる名称が適当か、という観点から検討すること**が考えられます。

○地域計画は、地域の住民の生命・財産等を守るための計画であり、広く住民に提示され、その理解が得られるよう、**地域計画の名称が分かりやすいか、親しみやすいか、簡潔なものかなどの点に配慮することが考えられます**。既に策定された計画では、副題でこれらの工夫をしている例があります。

○なお、いずれの名称を用いるとしても**基本法第十三条に基づき策定した計画であることを計画中に明記することが適当**です。

(2)議会への説明等

地域住民への周知と事業の円滑な実施のために議会へ説明等を行うことが多くなっています。

○１．の(5)　(14 頁参照) でも述べたように、**域内の関係団体や住民への周知が十分に行き渡るよう**、地域計画の策定に向けた検討の過程及びその内容を、自団体の総合計画等の例を参考に**できる限りオープンにすることが大切**です。

○とりわけ、**議会に対しては**、地域計画に記載された施策や事業の円滑な実施を期するため、**検討内容等の報告等を、適時適切に行うことが望ましいと考えられます**。

○また、**議会においても自発的に**議会常任委員会の所管事務調査として**地域計画の制度を調査する例も見られます**。

〔参考〕策定済団体の例

● 議会に対しては、ほとんどの地方公共団体が説明、報告を行い、又は行う予定です。地域計画を条例により議会の議決対象計画として位置付けた地方公共団体の例も見受けられます。

香川県	平成 27 年 11 月議会で、香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例に基づく議決対象となる計画として議決を得た。
青森県むつ市	平成 27 年 8 月 10 日 計画（案）の公表に先立ち、議会に対して計画内容を報告。
三重県南伊勢町	議会に対し、資料提出、内容説明を行うこととしており、議会からの意見を得た上で検討を進めている。 平成 25 年 12 月の議会において、「町長が考える『強靱な南伊勢町』とはどのような町なのか」「国土強靱化と防災計画の違いは何か」との一般質問が出され回答した。平成 26 年 6 月には、「南伊勢町地域強靱化計画策定委員会設置条例」の議決が議会にて行われている。 平成 27 年 5 月に議会全員協議会で、計画案に関して説明を実施した。 平成 27 年 10 月に計画最終案を議会全員協議会へ報告、説明を行った。

6．　策定に係る事務の一連の流れ

(1)策定に係る事務の一連の流れ

ここでは、本ガイドラインでこれまでに示してきた策定に係る事務についての全体像を把握できるよう、一連の流れとして下図のように整理しました。なお、これは、あくまで標準的な流れとして示したものであり、このとおりに行えば計画策定が円滑に進められるということではありません。策定体制や各ステップの手順などの詳細については、画一的に行うのではなく、自団体の状況に応じて柔軟に取り組むことが重要です。

（策定に係る事務の一連の流れ）

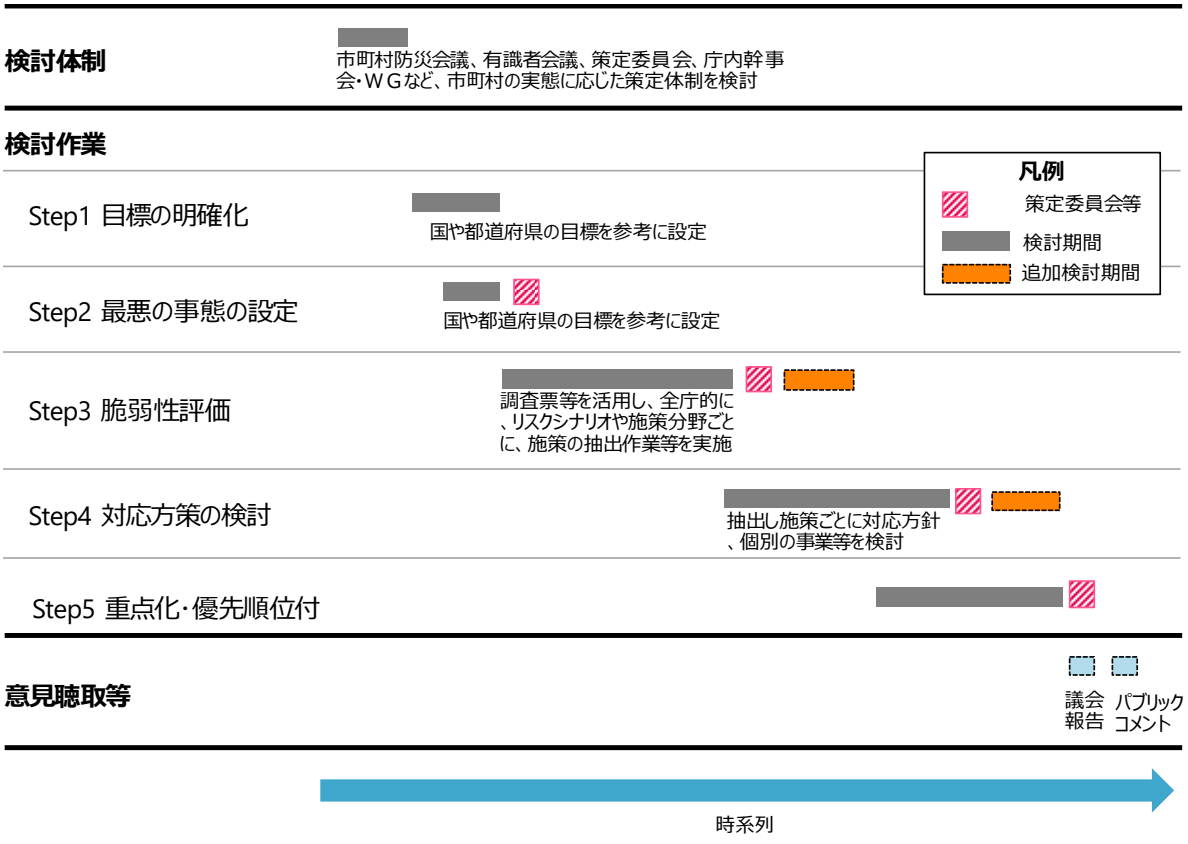

（注）住民によるワークショップの開催や、地区別懇談会などの開催を取り入れ、複数年度にわたって計画策定に取り組むことも考えられます。

〔参考〕策定済団体の例

―新潟市国土強靭化地域計画策定スケジュール―

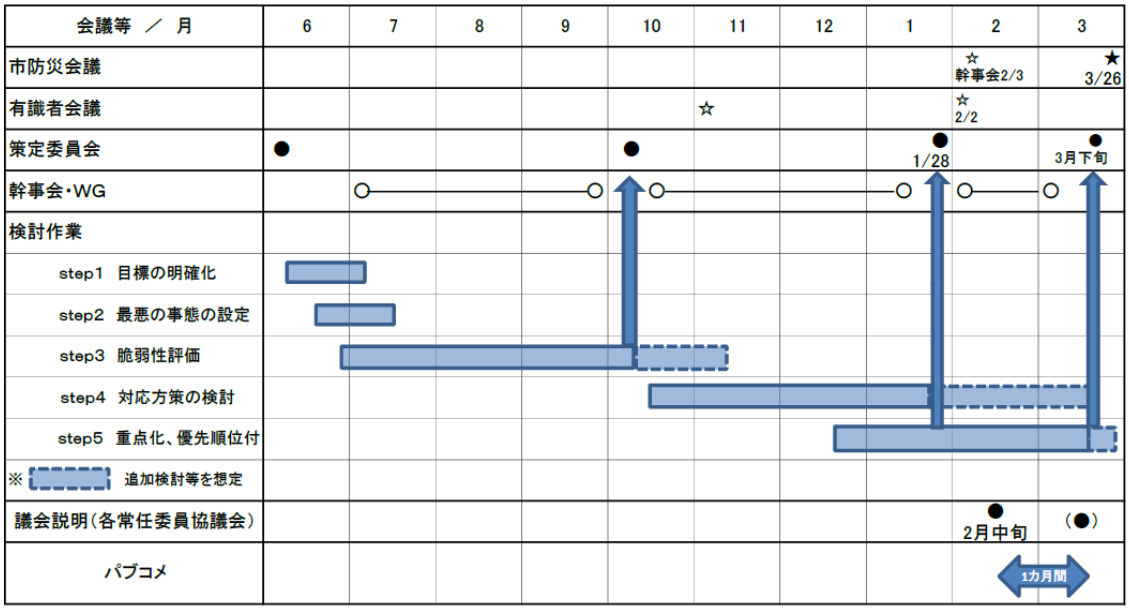

（出典：第２回　新潟市国土強靭化地域計画策定委員会　資料）

(2)策定に向けた各プロセスの概要

本ガイドラインで示した策定に係る事務について、それぞれの検討内容、作業内容を下図のように整理しました。

本ガイドラインの項目		検討内容、作業内容
1 策定体制の構築	(1)地方公共団体内に体制を創る（3～6頁）	市町村の実態に応じた庁内会議を発足させるなどして団体内での策定体制を整備。 例）庁内連絡会議、幹事会 全庁横断的な調整事項や所属する組織の意見集約等を実施。主に幹部や役職者で構成する組織。 例）ワーキンググループ 実務的視点から検討を行えるよう庁内各課の実務担当者による検討会議を設置し、より詳細な検討を実施。
	(2)都道府県との連携（7頁） (3)地域の強靭化を担う自団体以外の主要な主体との連携・協力（8～10頁）	計画の検討に専門的な見地等から幅広く助言を受けるため、有識者や地域の関係団体等から構成する策定委員会や有識者会議等を設置。また、新たに策定委員会等を設置するのではなく、既存の市町村防災会議を活用する場合も考えられる。 例）策定委員会 市町村議会からの意見聴取や住民の意見などを踏まえ、専門的かつ幅広い意見等を聴取し、計画案を検討。 例）有識者会議 学識経験者や国・都道府県の関係機関等の外部有識者により専門的見地からの意見等を聴取。 例）市町村防災会議 市町村の地域防災に関係する、国や都道府県の関係機関、学識経験者、ライフライン事業者等の民間事業者、地域住民の代表等から幅広い意見を聴取。
2 国土強靭化地域計画策定の基本的な進め方	STEP1　地域を強靭化する上での目標の明確化（17頁）	①基本目標の設定 ②事前に備えるべき目標の設定 ③計画期間の設定
	STEP2　リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定（18、19頁）	①自然災害の想定 ②リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）の設定 ③施策分野の設定
	STEP3　脆弱性の分析・評価、課題の検討（20～24頁）	①マトリクスの作成（既にある施策の整理） ②脆弱性の分析・評価、課題の検討
	STEP4　リスクへの対応方策の検討（25～34頁）	脆弱性評価結果を基に、都道府県の対応方策との関連性を考慮して、各々のプログラム及び施策分野について今後必要となる施策を検討し、対応方策（推進方針）として整理。
	STEP5　対応方策について重点化・優先順位付け（35頁）	地域が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ又は重要性、緊急度等を考慮して、プログラム（又は施策や事業）の重点化・優先順位付けを実施。
5 その他	(2)議会への説明等（61頁）	議会に対しては、地域計画に記載された施策や事業の円滑な実施を期するため、検討内容等の報告等を、適時適切に実施。

Ⅱ　計画の推進と不断の見直し等

地域の強靭化は、地域計画を策定すれば終わりではなく、「目指すべき将来の地域の姿」を念頭に、人命の保護を最大限図る等の地域を強靭化する上での明確な目標のもと、地域の活性化の観点も意識しながら、行政のみならず民間事業者や住民が主体的に行動し、連携・協力して、その実現に向けて取り組んでいくことが必要です。そして国土強靭化地域計画の推進のためには、PDCA サイクルを繰り返すことが重要です。ここでは、下図の Check・Action に当たる過程について説明します。

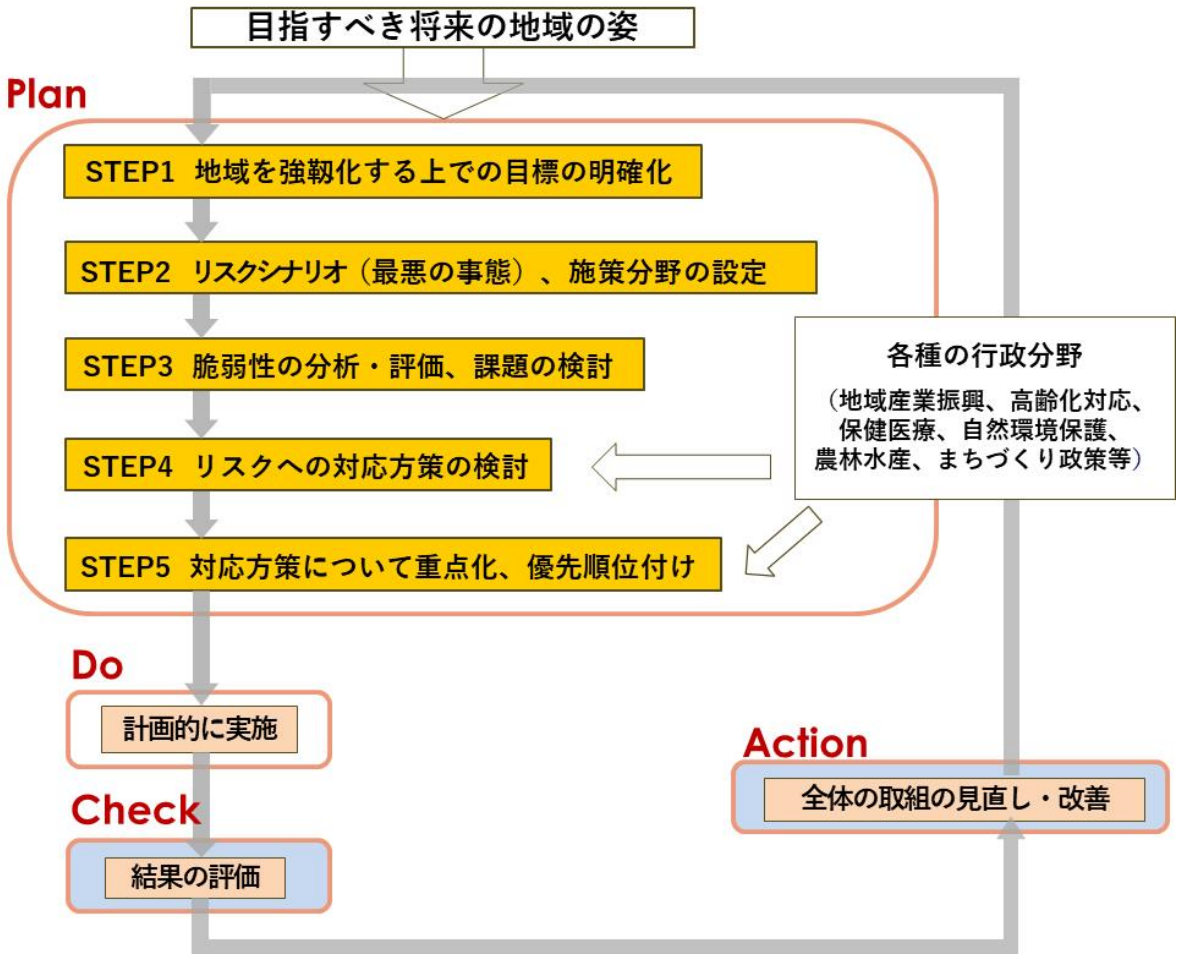

１．　計画の推進

地域の強靱化を着実に進めるためには、地域計画に基づく取組の推進が必要です。地域の強靱化の取組の推進に当たっては、以下の「推進体制」を構築した上で、基本法にあるように、国のみならず、地方公共団体・民間事業者・国民を含め全ての関係者の叡智を結集し、国家の総力をあげて取り組むとともに、地域の民間事業者、住民一人一人が主体的に行動し、実践することが求められます。行政・民間事業者・住民それぞれが連携・協力して、取組を実践していくことが重要です。

(1)推進体制の構築

地域の強靱化を効果的に推進するためには、地域計画を策定する際に構築した「策定体制」と同様に「推進体制」を構築することが必要です。

○庁内の関係する部局が連携して、情報を共有しながら進める体制を構築したり、地域計画に定めている施策や KPI の進捗状況を定期的に首長と情報共有する機会を設けることも考えられます。年次計画（アクションプラン）を策定し、情報共有を図っている団体もあります（年次計画（アクションプラン）については後述）。

○また、Ⅰ１．(3)で述べた多様な主体や住民の代表、専門家などによる外部有識者会議の設置や定期的な意見交換の実施なども考えられます。

○構築した「推進体制」における情報共有等は、進捗管理の結果を次年度予算へ反映すること等を考慮して、時期を工夫することも重要です。

○地域計画は、住民の人命の保護が最大限図られることなどを基本目標とする計画であり、自団体がそういった国土強靱化の取組を行っていることを住民に知ってもらうことも大切です。地域計画の策定後に、周知を目的として住民向けのワークショップや説明会を行っている団体、地域計画の概要版や市民向け・事業者向けのパンフレットを作成し全戸配布した団体もあります。

○自助や共助の取組を推進するために、地方公共団体と民間企業や NPO が合同で訓練を行うなどしている団体もあります。

〔参考〕策定済団体担当者の声

―関係機関と情報交換して毎年チェック―

「国土強靱化地域計画の策定段階で、県とも連携しながら意見交換会を実施しました。この意見交換会に参加してくれたのは市の防災会議の参加者で、具体的には、ガス、電気、鉄道などのインフラ関係の企業、放送関係の企業、県の担当部局、国の出先機関などでした。これらの皆さんに意見を伺いながら地域計画を策定しました。

そして策定から１年たったので、参加者の皆さんに、現状の地域計画に追加・変更して何か盛り込みたいことはないかを伺う文書を送って意見照会しました。本当は会議を開催できれば良いのでしょうけれど、なかなか難しいですから、今年は書面だけになりました。結果的には、まだ１年しか経っていないので特に追加する点などはあげられませんでした。しかし、こういったことを毎年実行して地域計画の内容をブラッシュアップしていきたいです。また、定期的に地域計画の内容を関係者に確認してもらう機会を設けることで、地域計画の取組についての共有もできると思います。庁内だけではなくて、他の主体とも関係を続けて、一緒に地域の強靱化を進めていけると良いと思います。」

―進捗状況調査を毎年度実施―

「地域計画の進捗状況調査を毎年度実施していますが、この作業を通じて、他の計画の状況把握では見えてこない、国土強靱化についての市の総合的な状況と課題が見えてきました。」

―分野別事業の進捗状況等を毎年チェック―

「既存の個別計画等に位置付ける分野別事業や長寿命、耐震化に係る取組、また地震対策のアクションプログラムに位置付けられた事業等について、各部課における進捗状況及び今後の実施計画を毎年確認しています。庁内で統一された進行管理基準に基づき、事業の進行状況を管理することができ、統一的な検討を進めることができた点が大きな効果であったと思われます。」

―評価結果を全庁に共有―

「進捗状況を 3 段階（A、B、C）で評価していただき、全庁に通知することで意識の高まりや情報の共有化ができています。進捗状況が C である項目については、ヒアリングを実施することで、施策・議題の明確化を浮き彫りにしています。」

〔参考〕策定済団体の例（地域への周知）

群馬県館林市では、市民・事業者の理解を深めるため、「市民・事業者と共に進める館林市強靭化計画概要版リーフレット」を作成し、全戸配布しました。

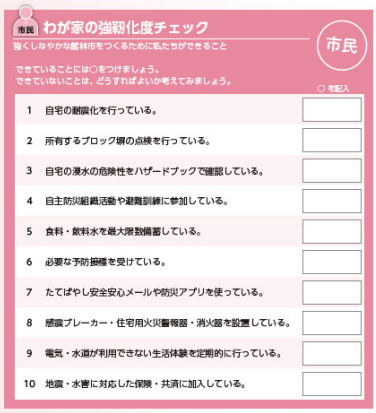

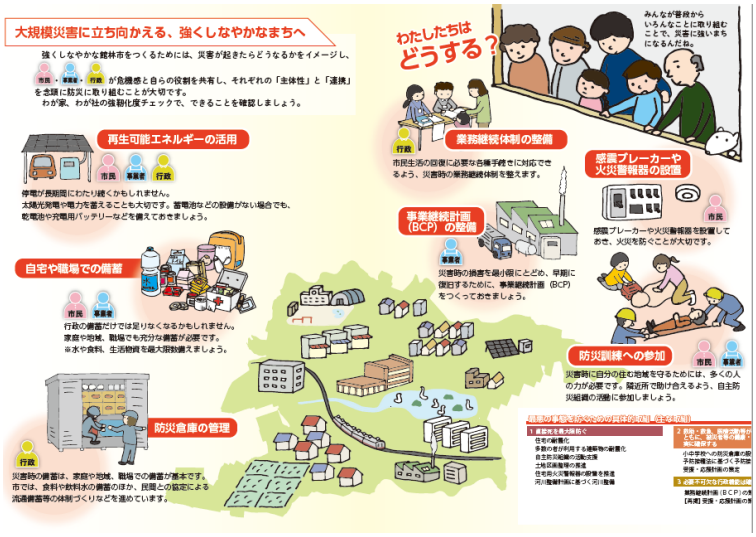

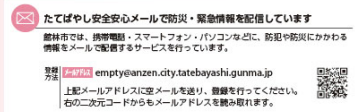

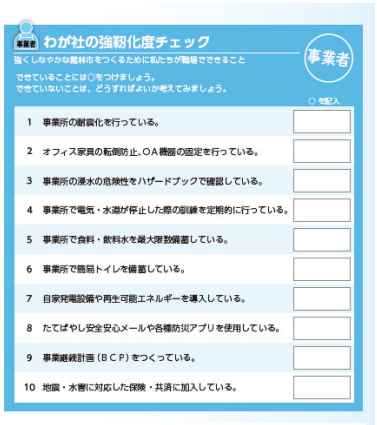

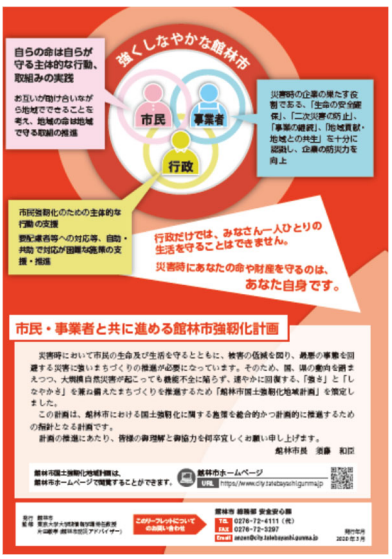

〔参考〕策定済団体の例（民間事業者との防災協定の締結）

- 熊本県八代市は、株式会社肥後銀行を含め 21 事業者と「防災井戸の利活用に関する協定」を締結しています。

協定締結の経緯	熊本地震の際の断水の経験から、発災時の生活用水確保に備えるため
平時の取組	防災井戸が有事の際にすぐに使用できるよう、月に一度、各設置場所において水の色や臭い、その他、不具合がないかの点検を実施
災害時の対応	・発災時の地域の給水拠点として住民に開放 ・災害時に断水した場合、防災井戸に容器を持ち込んだ地域住民に井戸水を提供 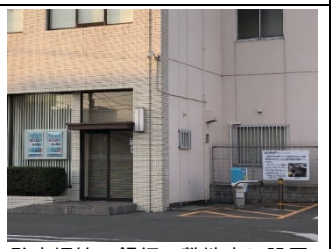 駐車場等、銀行の敷地内に設置
地域計画への記載方法	推進方針の主な取組において、民間事業者との連携推進を以下のように記載。 “市内事業所との防災井戸に係る協定締結”

- 山形県山形市は、株式会社ヤマコンが所属する山形県コンクリート圧送協会及び山形中央生コンクリート協同組合と協同で「災害時における消防活動応援に関する防災協定」を締結しています。

協定締結の経緯	上記組合から、東日本大震災原発事故や糸魚川の大規模火災においてコンクリートミキサー車等による消防活動業務が有効であったことから、大規模火災等の災害が発生した場合の消防活動への支援の申し出を受け、災害時の円滑な消防活動の推進と災害対策の充実強化を図るため平成 29 年 7 月 27 日に協定を締結するに至った。
平時の取組	毎年防災の日に開催する合同訓練に参加し、地域の方や他団体と交流を深めるとともに、コンクリートポンプ車が消火活動等に対応できることを広く紹介 防災訓練において放水するコンクリートポンプ車
災害時の対応	・地震等により消火栓が使用できなくなった場合に貯水槽に給水を行うことや、消防車と協力して消火活動 ・コンクリートポンプ車は吸引も可能であるため、集中豪雨時の排水活動に貢献
地域計画への記載方法	「施策分野ごとの施策推進方針」において、民間事業者との連携強化を以下のように記載。 “災害発生時に速やかに応援体制を構築できるよう、災害に関する応援協定を締結する団体と平常時から情報交換や訓練等を行い、連携体制の強化を図る。”

(2)Action 確認リスト（計画の推進）

これまでの地域計画の推進状況や成果等をヒアリングした結果に基づき、推進に必要と思われるポイントを確認リストとして下記
のようにまとめました。自団体が地域計画の推進に十分に取り組めているか、本リストを活用してチェックしてみてください。

視点		チェック項目 No.	チェック項目 内容	該当の欄に〇をつけてください	
①	首長のリーダーシップについて	1	地域計画に定めている施策や KPI の進捗状況について、首長と共有できているか。	できていない	できている
②	全庁体制について	2	地域計画の推進に際して、全庁での推進体制を構築できているか。	できていない	できている
③	多様な主体の連携・協力について	3	地域計画の推進に際して、自団体以外の主要な主体（地元組織、民間事業者など）、住民、専門家などの参加を得ているか。	得ていない	得ている
		4	自団体が国土強靱化の取組を進めていることを住民に知ってもらうための積極的な活動ができているか。	できていない	できている
		5	民間企業や住民、NPO などと協定を結んだり、合同訓練を行ったりするなどの「共助」の体制を構築できているか。	できていない	できている

〇のついた項目について、推進体制の構築を検討してください。

引き続き取組を進めてください。

不断の見直し
チェックフローへ

(3)計画の推進

地域の強靭化を着実に進めていくためには、地域計画に基づく取組を推進していくことが必要であり、先行して取り組んでいる地方公共団体の取組事例における具体的な展開方法、そのポイントや効果などを把握し、参考とすることは、自団体におけるより効果的な施策や事業の推進につながります。

このためここでは、先行して取り組んできた地方公共団体の事例を紹介します。

策定済団体における地域計画策定の効果：①和歌山県（平成 27 年 9 月策定）

地域計画策定により「大規模建築物の耐震化」を推進

- 本県においては、地域計画に「大規模建築物の耐震化」について記載しており、目標値を設定することで事業を推進した。
- 指標として、「耐震診断を義務化された避難所等の機能を有する大規模建築物の耐震化率」と設定し、国の交付金を活用して耐震診断から設計・改修のすべてにおいて支援を行った結果、2019 年度には 95%の大規模建築物を耐震化することができた。

（大規模建築物の耐震化の進捗管理表）

指標	現状	目標	実施主体
耐震診断を義務化された避難所等の機能を有する大規模建築物の耐震化率	0%（H26 ） （耐震診断完了 40% 実施中 50%）	95%（H32）	県 施設管理者

県独自の仕組みを構築

- 本県においては地域計画に基づき、災害発生時に迅速な避難を促すよう、以下２つの県独自の仕組みを構築した。
  1. 和歌山県津波予測システム
  2. 和歌山県防災ナビアプリ

（和歌山県津波予測システムによる情報伝達）

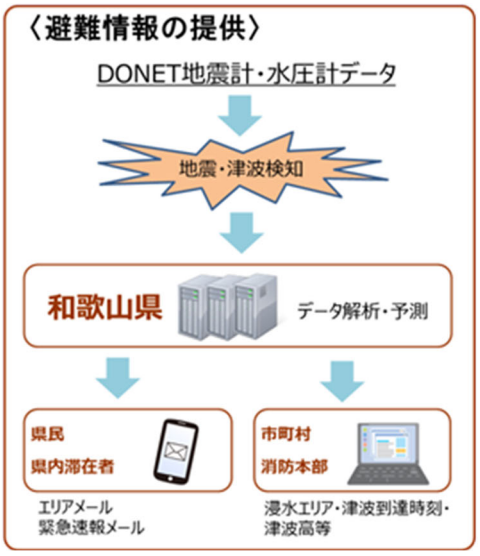

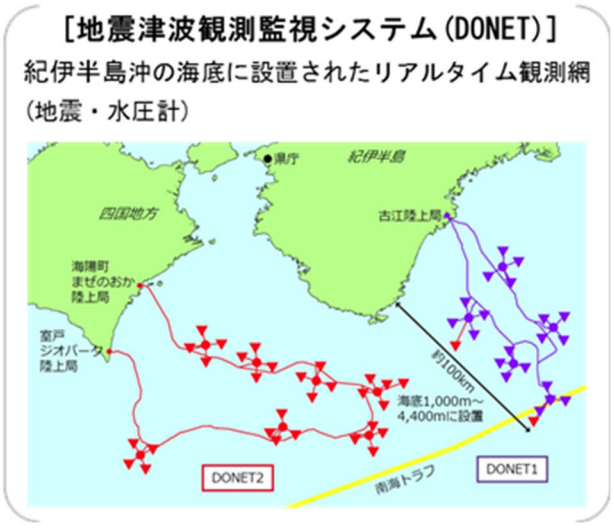

大規模災害への事前の備えとなる「復興計画の事前策定の手引き」を作成

- 本県では、南海トラフ地震等の大規模災害が想定される中、復興の遅れが県民の再建気力の喪失や、地域経済の停滞による地域活力の喪失に繋がるおそれがあるため、迅速な復興を可能とするよう「復興計画事前策定の手引き」を作成した。
- この手引きに基づき、市町村による計画策定の支援を行っている。

（復興計画事前策定の手順）

1　まちの現状把握と復興計画事前策定対象地区の選定

↓

2　復興計画事前策定対象地区の現状分析とポイント整理

（1）興計画事前策定対象地区の現状分析
（2）復興計画事前策定対象地区の特性および課題の抽出・分析

↓

3　復興計画事前策定における基本的な方針

（1）命を守るまちづくり
（2）暮らしやすさを高めるまちづくり
（3）産業を守るまちづくり

↓

4　「復興まちづくりイメージ」の作成

（1）復興まちづくりのパターン
（2）「復興まちづくりイメージ」の作成事例

↓

復興計画の事前決定

あらかじめ取り組むべきこと

（1）地籍調査の推進
（2）復興まちづくり利用適地の抽出
（3）応急仮設住宅用地や災害廃棄物処理用地等の広域調整
（4）復興まちづくりに向けた体制の整備等
（5）復興まちづくりの事業手法の整理
（6）地域産業の強化支援
（7）公共施設の高台移転等事前の取組
（8）計画策定における合意形成

市町村の避難勧告等の発令基準の見直しを行った

- 本県は、最大の危機として南海トラフ巨大地震を想定しており、また、近年台風や集中豪雨等により、河川の氾濫等による市街地等の浸水リスクが高まっているが、土砂災害危険個所が 18,487 箇所（全国 6 位）と多い。
- 本県においては、住民の早期避難を促すため、「和歌山県避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」に基づく市町村の避難勧告等の発令基準の見直しを一層促進し、平成 27 年度に全市町村の見直しが完了した。その後も随時見直しを行っている。

※　令和３年の災害対策基本法の改正により避難勧告・避難指示の一本化等が行われたため、今後改正を踏まえた対応を予定。

策定済団体における地域計画策定の効果：②北海道釧路市（平成 30 年 3 月策定）

市の最上位の指針「釧路市まちづくり基本構想」と整合を図り計画を策定

- 「釧路市まちづくり基本構想」では、地域内のさまざまな主体がテーマを共有し、それぞれの強みや地域資源を生かしながら付加価値の創造や地域課題の解決に向けて行動する考え方である「域内連関」を基本構想の中心となる理念としている。
- 本市の国土強靭化地域計画は、基本構想のもとで、釧路市地域防災計画との役割分担を図りながら、国土強靭化に係る個別計画の指針として策定し、自然災害リスクに対する地域社会の強靭化を行う計画として位置付けることとした。
- また、防災というテーマのもと、地域コミュニティ活動や地域防災活動など日常的な活動の中からつながりや信頼関係を築くことで「人と人とがつながる、災害に強い地域社会・地域経済の実現」を目指し、基本構想で示されている「域内連関」の取組を地域計画においても進めている。地域計画の施策プログラムを推進するため、「①地域コミュニティの醸成」、「②地域コミュニティの防災力向上」を重点化施策に位置付けた。

（釧路市強靭化計画における域内連関）

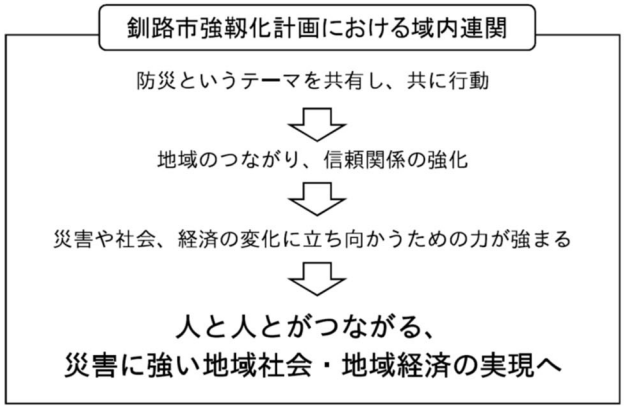

（域内連関のイメージ図）

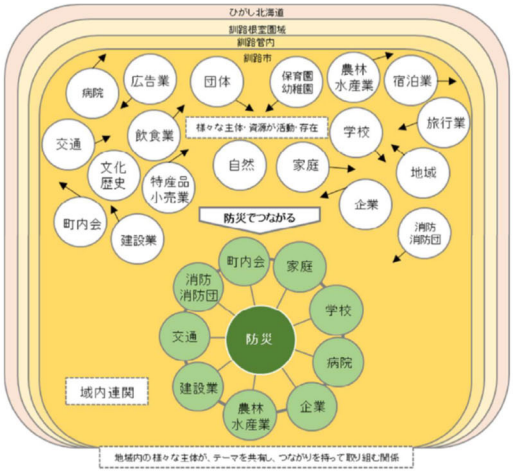

域内連関の取組を進める施策

- 地域計画において、基本構想で定めた「域内連関」の理念を重点化施策として明確に位置付けることで、防災分野のみならず、自立的な発展と信頼でつながる地域社会の構築を目指している。これにより、基本構想で掲げるまちづくりの方向性と絶えず連携を図りながら、地域計画で定めた施策の着実な推進と、目指すべきまちづくりの理念の実現につながっている。

（主な重点化施策）

地域コミュニティの醸成	釧路市連合町内会と釧路市との連携基本協定、釧路市における町内会への加入促進に関する協定、子どもたちの健全育成のための域校連携共同宣言
地域コミュニティの防災力向上	避難行動要支援者対策、災害時における福祉的支援、地域防災活動の推進、消防団の活動体制の強化、防災教育の推進

策定済団体における地域計画策定の効果：③北海道岩見沢市（令和元年５月策定）

新たに７事業を開始

- 岩見沢市強靱化計画の策定に伴い、新たに以下の７つの取組を事業化した。
  1. 民間住宅に係る耐震改修等の助成制度を拡充し、ブロック塀等の耐震診断、耐震改修（除却・新設・改修）を助成対象に追加
  2. 災害現場の「見える化」に向けた資機材の計画的な整備
  3. 災害時の機動力や電源の確保対策として、公用自動車に電気自動車等を導入
  4. 指定避難所における非常用電源設備の整備や、地域の会館等への発電機等の配備
  5. 罹災証明の発行を速やかに行うための「被災者生活再建システム」の導入
  6. 在宅で医療機器を使用する障がい者等に対する非常用電源装置等の購入助成制度の創設
  7. 「災害廃棄物処理計画」の策定

新たに事業化した事例の背景・経緯

- 策定当初の構想には上記 3,4 の電源対策に関する取組は含まれていなかったが、策定を進めている期間に発生した「北海道胆振東部地震」での経験を踏まえ、追加することとした。
- また、地域計画では、「大阪府北部地震におけるブロック塀の倒壊事故を踏まえた対策」、「北海道胆振東部地震におけるブラックアウト発生の教訓を踏まえた対策」、「災害の現場の「見える化」の実現」などを明記し、新規事業の実施に向けた根拠とした。
  新たに発生した災害等の教訓を踏まえ、脆弱性の評価（施策の現状分析・評価等）を行うことにより、本市における国土強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することにつながることから、国土強靱化を推進する上で意義のあるプロセスとなった。

実現した取組

- 事業化した災害現場の「見える化」については、令和元年度に無人航空機（ドローン）を 2 台導入、災害時の機動力や電源の確保対策については、令和元年度にプラグインハイブリッド自動車（PHEV）を 1 台導入、令和元年度に拠点となる避難所のうち 3 施設に非常用電源設備を整備するとともに、非常用電源設備の整備等については、避難所のうち 9 施設にポータブル発電機を配備、町会等には 86 台のポータブル発電機を貸与した。

- 建設を進めてきた文化交流施設の供用開始（令和３年１月）により、拠点となる避難所すべての電源対策を完了した。
- 災害により生活基盤に著しい被害を受けた住民が早期に生活再建をすすめることができるように、罹災証明の発行を速やかに行うための被災者生活再建システムを導入した。
- 電気式の医療機器を使用している障がいのある方が、電気が使えないときでも安心して生活ができるように、非常用電源装置等の購入助成制度を令和２年６に創設した。
- 災害ごみの処理を円滑・適正に行い、速やかに復旧・復興を進めるため、岩見沢市災害廃棄物処理計画を令和２年 11 月に策定した。

（在宅で医療機器を使用する障がい者等に対する非常用電源装置等の購入助成制度）

非常用電源装置の購入費用を助成　6月1日(月)から

市は、電気式の医療機器を使用している障がいのある方が、電気が使えないときでも安心して生活ができるように、非常用電源装置の購入費用を助成します。

災害に備えて、ラジオや懐中電灯、非常食、水などの必需品を準備しておくことと同じように、非常用電源装置があると、電気式の医療機器を使用している障がいのある方の安心につながります。

助成対象者

市内で在宅生活をしており、人工呼吸器、酸素濃縮器などの電気式の医療機器を使用している、次のいずれかに該当する方

- 呼吸器機能障害により、身体障害者手帳の交付を受けている
- 北海道が実施する「在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業」の認定を受けている
- 生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を使用する障がい者などで、必要と認められる

注意事項

- 申請は助成対象者１人につき１回限りです
- 交付決定前に購入したものは助成の対象外です
- 多くの精密医療機器は、発電機やポータブル電源などを使用した場合の動作保証がされていないため、必ず外付けの専用バッテリーなどに充電してから使用してください
- 購入した発電機などを使用したことによる各医療機器の故障・不具合などに、市は一切の責任を負いません

種類	正弦波インバーター発電機	ポータブル電源（蓄電池など）	カーインバーター
	※助成限度額内であれば、複数の種類を組み合わせて申請できます。		
機能	ガソリンやガスボンベなどで作動するインバーター発電機	蓄電池機能を有する正弦波交流の電源装置や医療機器に使用可能な予備バッテリー	自動車からの電気を変換・供給する装置
助成割合	９割（市民税非課税世帯・生活保護受給世帯は 10 割助成） ※助成限度額の範囲内。		
助成限度額	市民税課税世帯　108,000 円 市民税非課税世帯・生活保護受給世帯　120,000 円		
購入先	市に届け出のあった市内事業者。詳しくは市ホームページをご覧ください		
申込方法	福祉課障がい者福祉グループで配布または市ホームページからダウンロードした申請書を提出		

策定済団体における地域計画策定の効果：④青森県むつ市（平成 27 年 12 月策定）

地域計画策定において「市民満足度調査」の分析から優先施策の 4 分野を抽出

- むつ市では、平成 27 年 12月に「むつ市国土強靱化地域計画　～孤立化を防ぎ犠牲者ゼロを目指す～」を策定した。施策分野の設定にあたり青森県と合同ワーキングにより検証を行い、「市民満足度調査(平成 26　年度実施)」において要望の高かった分野に視点を置き、優先順位の高い以下の 4 分野を施策分野として位置付けた。
  1. 主要幹線道路ネットワークの健全化「交通・物流」分野
  2. 防災公共の推進(避難所の機能確保)
  3. 新体育館、むつ総合病院耐震化構想
  4. リスクコミュニケーション
- これらの４分野については、ハード事業とソフト対策のベストミックスによる優先的かつ着実な事業の推進を図ることとした。

ハード事業とソフト対策を組み合わせた国土強靱化の推進

- 平成 27 年６月のむつ市総合体育館の用途廃止を受け、防災機能の強化、地域戦略による地域振興を図るため、以下の構想の下、新体育館の早期建設を平成 30 年より進めているが、同構想の策定には、地域計画策定時に行った救援物資集積所及び救護所に関する「脆弱性評価」における二次集積所機能を有する既存施設の欠如、被災者を受け入れる救護所スペースの確保が必要であるとの結果が活かされている。
  1. 救援物資の二次集積所及び救護所等の防災機能を有する施設
  2. 子供、高齢者、障がい者など多くの市民が利用できる施設（競技スポーツ拠点、健康づくりの拠点）
  3. 教育の向上に繋がる施策（むつ市の将来を担う子供たちのための施策）

（救援物資集積所及び救護所の「脆弱性評価」と具体施策の進め方）

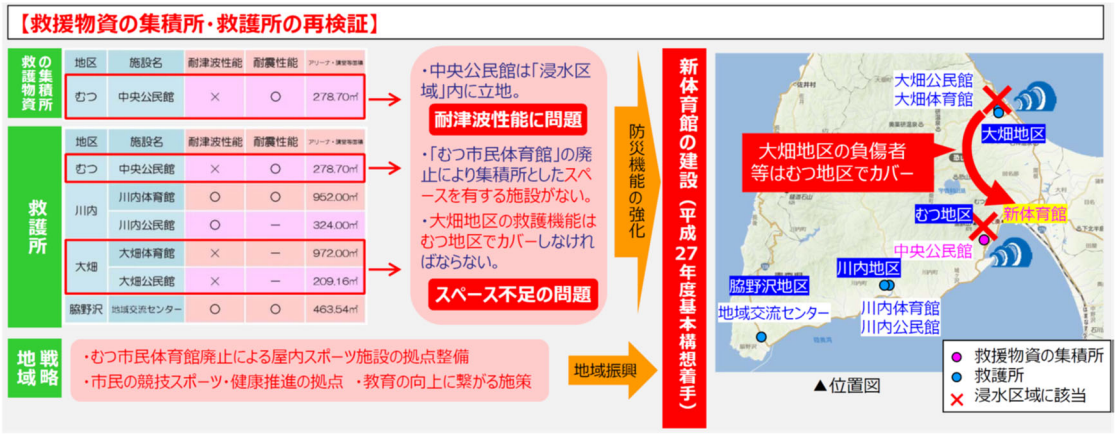

策定済団体における地域計画策定の効果：⑤山梨県道志村（平成 29 年 3 月策定）

脆弱性評価等の策定プロセスにおいてハード・ソフト両面での課題を抽出

- 脆弱性評価のプロセスにおいて、防災・減災にかかる取組の状況などの調査を行い、課題の分析・評価を実施した。ハード・ソフト両面での施策を検証し、優先的に取り組む施策抽出も行った。
- これらの脆弱性評価の結果として、災害協定や防災備蓄などのソフト対策、非常用発電装置などのハード対策の整備の検討を進めることとなった。

KPI の設定による効果

- 推進方針の検討の際には、それぞれの目標に対して KPI を設定した。その中で、災害協定の締結数や防災備蓄品の状況、避難所機能の状況などの現況を取りまとめた。災害協定については、策定当時は締結数が 12 件だったが、その後毎年 1 件ずつのペースで協定の締結数を増やしている。
- 非常用発電機については、設置台数から連続稼働時間などを把握することで、避難所機能の確保に関する課題を見出すことが可能となった。
- KPI を設定することにより、目標達成のために何をどうしなければいけないのかを明確にでき、KPI の実現に向けて、具体的な成果も得られている。

策定済団体における地域計画策定の効果：⑥山梨県富士河口湖町（平成 30 年 3 月策定）

地域計画に取組を明記

- 火山噴火は風水害に比べ頻繁には発生しないものの、一旦発生すれば多くの人命被害に結びつくことが想定され、かつ社会的影響も非常に大きい。富士河口湖町は富士山噴火による被害が想定される地域であり、溶岩流、火砕流・火砕サージ、融雪型火砕泥流、噴石、降灰、降灰後の降雨による土石流等の現象が想定されている。
- 噴火の対策については、該当エリアが広く、単独市町村で実施できるものではないため国・県・市町村が連携していく必要があった。
- そのため、本町の国土強靭化地域計画に国への要望の実施を明記することとした。

（富士河口湖町国土強靭化地域計画）

脆弱性評価結果	富士北麓地域 7 市町村により富士山火山噴火対策砂防事業を促進するための期成同盟会を設立しています。今後は、「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の早期策定、山梨県側の国直轄化、事業実施、実践的な支援体制の構築等について、関係市町村、県とともに国に要望を行い、富士山火山噴火減災対策を促進する必要があります。
推進方針	本町も参画する富士山火山噴火対策砂防事業を促進するための期成同盟会として、富士砂防事務所、静岡県及び山梨県による「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の早期策定、富士山火山対策の国直轄化について、国に要望を行います。

地域計画での取組の記載が国の事業実施につながる

- 富士山火山噴火対策のための砂防事業の国（国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所）による実施についてはこれまでも要望してきたところ、地域計画に記載し事業の重要性を明記したことが、国による事業実施を決定する際の検討要素の一つとなった。

地域計画に記載した取組の実現

- 本事業を国が取り組むことになり、火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、ソフト対策とハード対策からなる緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、被害をできる限り軽減（減災）することを目指している。
- また、平成 30 年 3 月に富士砂防事務所、静岡県及び山梨県によって「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」が改定された。

策定済団体における地域計画策定の効果：⑦京都府京都市（平成 30 年３月策定）

地域計画策定と防災対策の総点検を同一委員で同時開催

- 本市では、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災計画の弱点を洗い出したうえで、より一層の防災対策の充実強化を図るため、平成 23 年度に「京都市防災対策総点検委員会」を設置し、同委員会から受けた 137 項目について取組を進めた。
- 平成 29 年度には、法令改正への対応や熊本地震等から見えてきた新たな課題への対応が必要となったことから、「京都市第２次防災対策総点検委員会」（以下「総点検委員会」）を設置し、137 項目の進捗評価と新たな課題への対応等の検討を行った。
- また、「京都市国土強靭化地域計画」（以下「地域計画」）を策定するに当たり、平成 29 年度に「京都市国土強靭化地域計画策定委員会」（以下「地域委員会」）を設置して検討したが、総点検委員会と同一委員で同時開催の形で行った。
- 第２次防災対策総点検の実施と地域計画を同時に行ったことで、災害に強いまちづくりの実現に向けた取組のより一層の推進を図ることができた。

地域防災計画と連動した脆弱性評価を実施

- 本市では、「京都市地域防災計画」（以下「防災計画」）に基づいて防災対策を実施しており、地域計画策定にあたり上記のとおり２つの委員会を同一委員で構成することで、防災計画の項目と照らし合わせることが容易となり、効率的に脆弱性評価を行った。
- これにより、地域計画は、防災計画や第２次防災対策総点検等の本市の国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として明確に位置付けられるようになった。

（地域委員会と総点検委員会の相互関連）

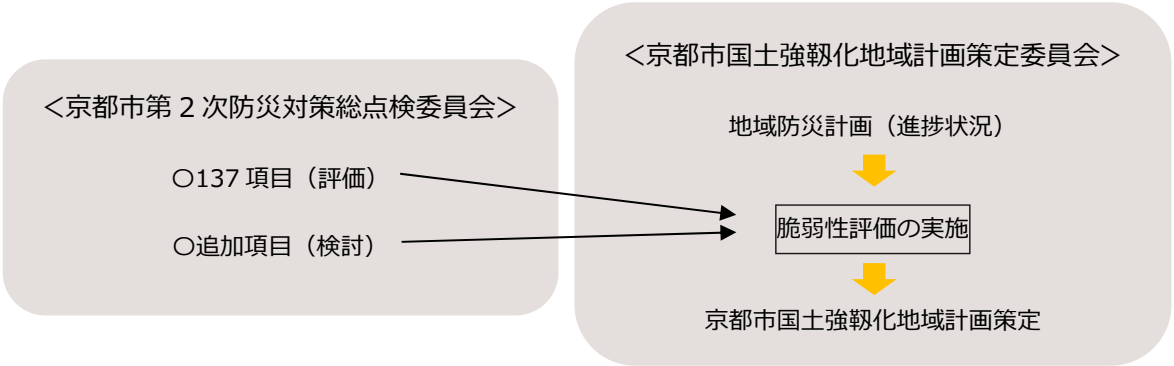

策定済団体における地域計画策定の効果：⑧大阪府東大阪市（令和２年３月策定）

脆弱性評価により課題を抽出

- 地域計画の策定において脆弱性評価を実施し、市施設としての備蓄倉庫、また市の物資集積拠点ともなり得る倉庫の必要性が顕在化してきた。
- 東大阪市では第一次避難所（小中学校等）の備蓄倉庫以外に、民間施設の一部を主に備蓄倉庫として利用している。しかし、借用部分は１年更新であるとともに、元々倉庫としての建築物ではないため、部屋や通路の形状が荷物の搬入・搬出作業には不向きであった。

防災倉庫の整備検討を早期に実施

- 地域計画の策定を受けて、市内において最大震度６弱が想定されている南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきていることも踏まえ、事業検討を早期に行うこととした。
- 令和２年度に入り、防災倉庫の建設に向けた検討を始め、令和３年１月から防災倉庫の建設にかかる庁内会議を開始しており、今後も協議を重ね、速やかな事業の完了を目指している。

期待される効果

- 現在の施設と比べて、物資の搬入・搬出の手間が各段に向上する。特に、物資運搬車が配置場所の近くまで進入できるようになるため、救援物資の荷下ろしや避難所等への物資配送の積み込み等にかかる時間も短縮され、被災者への迅速な物資提供が実現できる。
- 市に一番大きな被害をもたらすとされている生駒断層帯地震が発生した場合、想定避難所避難者数である 97,444 人、そして在宅避難者や自治会館等地域での避難者を考慮した際、救援物資を受け入れる場所は現状の物資拠点以外の場所も確保する必要がある。災害時の受援を考えると当防災倉庫を物資拠点の候補（物資拠点に格上げもしくは代替場所）となることも想定できる。

策定済団体における地域計画策定の効果：⑨和歌山県広川町（平成 27 年 7 月策定）

被害の最小化を目指した方針を設定

- 広川町は、安政南海地震（1854 年）による津波が町を襲った際、濱口梧陵が稲むらに火をつけ、津波から逃げ遅れた村人を高台へ導いて、多くの命を救った逸話「稲むらの火」の舞台となった地域である。新たな拠点施設として平成 19 年に「稲むらの火の館 濱口梧陵記念館・津波防災教育センター」が完成し、多くの観光客を集客している。
- 地域計画で想定したリスクシナリオ（大規模津波等による多数の死者の発生）を回避するための方策として、「浸水区域内に不特定多数が集まる施設の新設などを制限」することを明記した。

浸水区域外への施設整備を促進

- 町の「なごみ交流センター」における図書室の機能拡張を検討していたところ、浸水区域内にある当該施設の拡張には地元の同意が得られず、事業の円滑な実施にハードルが生じていた。
- そこで、国土強靭化地域計画において「浸水区域内に不特定多数が集まる施設の新設などを制限」していたことから、浸水区域外に整備を計画していた「観光・地域交流センター」に対して図書コーナーを付随させたことで、図書コーナーを浸水区域外に整備でき、さらには新たに整備する「観光・地域交流センター」の魅力向上にも繋がっている。

策定済団体における地域計画策定の効果：⑩徳島県小松島市（令和２年３月策定）

大規模自然災害による様々な事態を想定した脆弱性評価及び推進方針の検討

- 地域計画において、南海トラフ巨大地震やスーパー台風等の集中豪雨、津波、河川氾濫及び土砂災害等により、電力供給が長期間にわたり途絶することや、道路網が寸断され、落橋、道路への倒木等により孤立集落が発生するなど、様々な事態を想定し、脆弱性評価及び推進方針を検討した。

民間事業者等との災害協定の締結の促進

- 災害時の電力供給等に役立つ、ハイブリッド自動車の貸し出しで、自動車販売会社との協定を締結した。
- ドローンを使用し、災害時における被災状況等の確認や、情報収集並びに被災者の捜索や救助の支援を目的とした協定を、民間会社と締結した。小松島市内で大規模な災害が発生した際に、ドローンを活用し、被害状況の調査や被災者の捜索などに役立てることが期待できる。また、ドローンは、その小回りの良さを活かして防災ヘリでは入れない狭隘な場所でも捜索ができるほか、あらかじめ録音した音声を飛行中に再生することで、上空から行方不明となった被災者の方への呼びかけも行うことが期待できる。

2．　不断の見直し

国土強靭化は地域計画を策定して終了ではありません。策定後に PDCA サイクルを回して取組を推進するとともに、策定した地域計画について、策定後に発生した自然災害や法改正、新たな制度の展開等の知見、取組の進捗状況等を踏まえ、不断の見直しを行うことが必要です。ここでは、見直しの際に必要となるポイントについて説明します。

まずは下記のチェックフローに沿って、毎年度自団体の現状を確認してください。Action で確認するリストは次頁にあります。

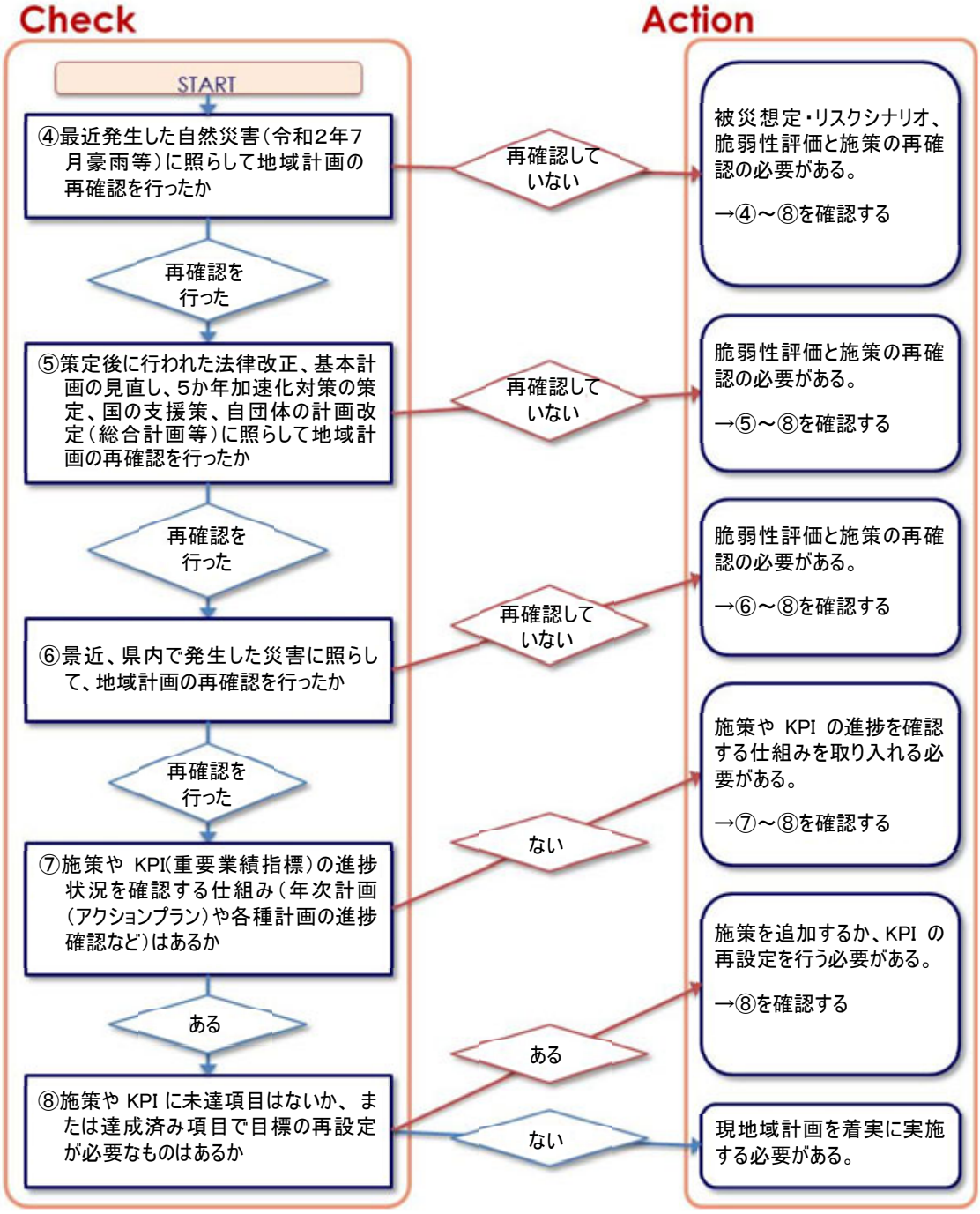

(1)Action 確認リスト（不断の見直し）

視点		チェック項目 No.	チェック項目 内容	該当の欄に〇をつけてください	
④	最近発生した大規模自然災害について	6	全国で発生した災害と同様の災害が自団体に起こる可能性があるか、あるとして地域計画で想定しているか。 ・令和３年福島県沖を震源とする地震 ・令和元年山形県沖を震源とする地震 ・平成 30 年北海道胆振東部地震 ・平成 30 年大阪府北部を震源とする地震 ・令和２年７月豪雨 ・令和元年東日本台風 ・令和元年房総半島台風 ・令和元年８月の前線に伴う大雨　など	可能性はあるが、想定していない	可能性はない、又は想定している
⑤	策定後の知見について	7	策定後の知見を参照して地域計画の内容をチェックしているか。 ・法律改正 ・基本計画の見直し ・５か年加速化対策の策定 ・被災想定の改定　など	チェックしていない、又はチェックして見直しの必要あり	チェックして、見直しの必要なし
⑥	県内で発生した自然災害について	8	計画策定後に県内で発生した自然災害は、現地域計画で想定している想定災害に含まれていたか。	含まれていなかった	含まれていた
		9	計画策定後に県内で発生した自然災害による被害について、現地域計画で想定している「最悪の事態」に含まれていたか。	含まれていなかった	含まれていた
⑦	進捗の確認について	10	施策や KPI の進捗を確認するための仕組みを構築してあるか。 ・年次計画（アクションプラン）の作成 ・各種計画の進捗の共有　など	構築していない	構築してある
⑧	施策や KPI について	11	施策や KPI で設定した目標値を達成したものについて、目標値を上方修正したり、新たな施策・KPI を設定したりする必要はないか。	必要がある	必要はない
		12	施策や KPI の目標値が達成できていないものは、施策の追加等の見直しを行う必要はないか。	必要がある	必要はない

※本表の視点・チェック項目は 70 頁の表の続きである

〇のついた項目について、脆弱性評価・対応方策などの見直しを検討してください。

引き続き取組を進めてください。

PDCA サイクル

【視点④のチェックのための参考】

地域計画策定後に発生した大規模自然災害を参考に地域計画を見直すことが考えられます。同様の災害が自地域で発生した場合の対応、リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）の設定、脆弱性の評価や対応方策について検討します。

地震	令和３年福島県沖を震源とする地震	最大震度６強を観測し、死者１人、負傷者 187 人、住家全壊 69 棟、半壊 729 棟、一部破損 19,758 棟などの被害が発生した。
	令和元年山形県沖を震源とする地震	最大震度６強を観測し、住宅の屋根瓦が落下する被害や観光需要の落ち込み、各種公共土木施設の被害等が確認された。重軽傷者 43 名、家屋の半壊等 1,654 棟の被害が発生した。
	平成30年北海道胆振東部地震	厚真町では強振動による丘陵地での土砂崩れが多発し、37 人が犠牲になった。また、地盤の液状化による噴砂、陥没などが多数発生し、甚大な被害をもたらした。さらに、北海道全域の電力供給が全てとまるブラックアウトが発生した。
	平成30年大阪府北部を震源とする地震	朝の通勤ラッシュ時に発生し、出勤困難に加え、交通網の回復が遅れて、帰宅の足に大きな影響が出た。また、ライフラインの脆弱性、ブロック塀の倒壊、エレベーターの閉じ込めなど、都市型災害の課題が顕在化した。
	平成 28 年熊本地震	一部の市町村庁舎で損壊等が発生し、仮設庁舎等に役場機能を移転。また、震災関連死が地震の直接的な影響による死者数を上回った。
	平成 23 年東日本大震災 （災害関連死）	18,000 人を超える死者・行方不明者に加え、震災関連死が 3,700 人を超えた。そのうち約９割が高齢者、約半数が発災後３カ月以内に亡くなっている。
風水害・土砂災害	令和２年７月豪雨	７月３日から７月 31 日にかけて、各地で大雨となった同期間の総降水量は、長野県や高知県の多い所で 2,000 ミリを超えたところがあり、九州南部、九州北部、東海、及び東北の多くの地点で、24、48、72 時間降水量が観測史上 1 位の値を超えた。死者 82 名、行方不明者４名、住家の全半壊等 4,558 棟、住家浸水 13,934 棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生した。
	令和元年東日本台風	広い範囲で記録的な大雨となり、関東・東北地方を中心に計 142 箇所で堤防が決壊するなど、河川が氾濫し、国管理河川だけでも約 25,000ha が浸水した。宮城県、岩手県、神奈川県、福島県等の 20 都県で土砂災害が発生した。

	令和元年房総半島台風	9 月 9 日に千葉市付近に上陸し、関東の一部では観測史上 1 位の最大風速、最大瞬間風速観測。重軽傷者 150 名、家屋の全半壊等約 77,000 棟の被害が発生した。千葉県を中心として最大約 934,900 戸（9 月 9 日時点）の停電が発生し、解消に時間を要した。また、高波により護岸が倒壊し、工業団地内に大規模浸水が発生し、背後の事業所に甚大な被害が発生した。
	令和元年 8 月の前線に伴う大雨	佐賀県、福岡県、長崎県では、8 月の降水量の平年値の 2 倍を超えるなど、記録的な大雨となり、大雨特別警報も発表された。死者 4 名、重軽傷者 2 名、家屋の全半壊等 1,031 棟、家屋浸水 5,656 棟の被害発生。佐賀県大町町では、大量の油（約 11 万ﾘｯﾄﾙ）が住宅地や農地に流出した。
	平成 30 年台風第 21 号	強風による高波やタンカーの連絡橋への衝突などにより神戸港等の浸水被害や関西国際空港が孤立する被害が発生した。また、多くの電柱が倒れて、広域停電が発生した。
	平成 30 年 7 月豪雨	大雨特別警報が 1 府 10 県に発表されるなど西日本から東海地方を中心に広範囲で記録的な大雨となり、岡山県・広島県・愛媛県を中心に河川の氾濫、土砂災害等が多数発生した。死者・行方不明者数が 200 名を超えた。
	平成 29 年九州北部豪雨	線状降水帯の影響により、多数の河川の氾濫や土砂災害が発生。一部の地域では河川氾濫前の避難勧告等が間に合わなかった。
	平成 28 年台風第 10 号（岩手県）	河川の氾濫により、要配慮者利用施設が浸水。避難勧告等が間に合わない地域があった。
	平成 28 年北海道豪雨災害	８月に複数の台風が北海道に上陸・接近し、河川の氾濫や土砂災害が発生。また、北海道を中心に多額の農業被害が生じた。
	平成 27 年関東・東北豪雨（長時間の浸水）	避難の遅れ等により、多くの住民が取り残された。広範な市街地で長時間排水できない被害が生じた。隣接市の避難場所の一部を開放した。
	平成 26 年広島土砂災害	線状降水帯の影響により、多数の土砂災害が発生。避難勧告等が間に合わなかった地域があった。
風害（火災）	平成 28 年糸魚川大規模火災	強風により火災が同時多発的に発生し、広範囲の市街地が焼失。市街地中心部の機能が失われた。
雪害	平成 30 年 2 月大雪	福井県等で記録的な大雪により、高速道路や幹線道路等で通行止め等の交通障害が発生。
火山	平成 26 年御嶽山噴火	予測困難な突然の水蒸気噴火により多数の死者を出す事態となった。

※各災害の詳細については資料編Ⅲを参照。

【視点⑤のチェックのための参考】

地域計画策定後に法律改正や被災想定の変更があった場合には地域計画を見直すことが考えられますので、内容を確認する必要があります。

- 令和３年特定都市河川浸水被害対策法等の改正
  …水防災に対応したまちづくり、住まい方の工夫、国有地の活用も含めた雨水貯留対策の強化、リスク情報空白域の解消等を推進し、「流域治水」の実効性を高めるため、流域治水関連法を整備した。
- 防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策（令和２年 12 月 11 日閣議決定）の策定
  …「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和７年度までの５か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずることとした。
- 大規模噴火時の広域降灰対策検討 WG の報告（令和２年４月）
  …富士山の宝永噴火規模の噴火をモデルケースに、降灰分布とそれによる交通機関やライフライン等への影響、大規模噴火時の広域降灰対策の基本的な考え方について検討した。各分野で生じる影響については、過去の火山噴火における被害状況や、類似のほかの災害事例の状況、実験結果などから、堆積厚を基本に閾値を整理するとともに、「住民等の行動の基本的な考え方」及び「対策の検討に当たっての留意事項」についても整理した。
- 令和２年エネルギー供給強靱化法の施行
  …「電気事業法」と「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）」と「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（JOGMEC 法）」という、3 つの法律をパッケージにして改正したものである。強靱かつ持続可能な電気の供給体制を確立するため、送配電事業者に対する災害時連携計画の策定義務、再生可能エネルギーの新たな導入支援制度の創設の追加をはじめとする措置を講じた。
- 南海トラフ地震の長期評価に基づく、津波の地域ごとの発生確率の公表
  …政府の地震調査委員会は、将来発生する可能性がある津波の地域ごとの発生確率を公表した。今後 30 年以内に南海トラフ沿いで大地震が発生した場合、海岸の津波の高さ（津波高）が「非常に高い」確率（26%以上）の地域が、10 都県 71 市区町村となった。
- 令和元年中小企業強靱化法の施行
  …中小企業・小規模事業者の事業継続に大きな影響を及ぼす大規模な自然災害が頻発したことを背景に、中小企業が策定する防災・減災に係る取組を事業継続力強化計画等として認定をし、認定事業者に対して低利融資や税制などの支援を行う制度を定めた。

- 平成 30 年国土強靱化基本計画の見直し
  …平成 26 年６月に策定された「国土強靱化基本計画」に沿って、政府は国土強靱化の取組を推進してきたが、平成 30 年度は策定から約 5 年が経過することに鑑み、社会情勢の変化や策定以降の災害から得られた教訓、施策の進捗状況などを踏まえ、平成 30 年 12 月に「国土強靱化基本計画」の見直しを行った（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）。
  （参考：内閣官房ホームページ
  https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kihon.html）
- 平成 30 年道路法改正
  …平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、国際海上コンテナ車（40ft 背高）の特車通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度を創設した。
  （参考：国土交通省ホームページ
  https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001158.html）
- 平成 31 年日本海溝沿いの地震活動の長期評価の改定
  …青森県東方沖から房総沖にかけての日本海溝沿いの海域で、今後 30 年間にマグニチュード（M）7.0～7.5 程度の大地震が起きる恐れが高いとの予測を公表した。
  （参考：地震調査研究推進本部ホームページ
  https://www.jishin.go.jp/evaluation/long_term_evaluation/subduction_fault/）
- 「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始
  …中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は平成 29 年 11 月 1 日から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始した。その後、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に新たな防災対応が定められた令和元年５月 31 日より、「南海トラフ地震に関連する情報」は、「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」として発表している。
  （参考：気象庁ホームページ
  https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/nteq/forecastability.html）
- 平成 29 年港湾法改正
  …熊本地震の発生後、通常の貨物船に加え自衛隊・海上保安庁等の支援船舶が集中したことにより、港湾が過度に混雑し港湾利用者との円滑な調整等に支障が生じたことから、非常災害が発生した場合において、港湾管理者からの要請に基づき、国土交通大臣が港湾施設の管理を行うことができる制度を創設した。
  （参考：国土交通省ホームページ
  http://www.mlit.go.jp/report/press/port01_hh_000183.html）
- 平成 29 年水防法改正
  …平成 27 年関東・東北豪雨や平成 28 年台風 10 号等で逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生したことから、「逃げ遅れゼロ」実現と「社会経済被害の最小化」を目指す。

（参考：国土交通省ホームページ
http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizukokudo02_tk_000001.html）

- 平成 29 年土砂災害防止法改正
  …水防法等の改正と合わせて土砂災害防止法を改正し、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成と避難訓練の実施を義務付けた。
  （参考：国土交通省ホームページ
  http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html）
- 令和２年８月土砂災害防止対策基本指針改定
  …土砂災害警戒区域等の指定を早期に完了させ、土砂災害警戒区域等の認知度向上を図ることや、土砂災害警戒区域等の指定基準を満たす箇所の抽出精度の向上を図るため、今後の基礎調査において数値標高モデル等のより詳細な地形図データを用いること、また、現地に標識を設置することなどにより、土砂災害に対する住民等の理解を深め、避難の実効性を高める方針等が追加された。
  https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_tk_000048.html
- 平成 29 年千島海溝沿いの地震活動の長期評価の改定
  …北海道東岸沖にある千島海溝で想定される海溝型地震について、巨大地震発生の可能性と規模が拡大された。
  （参考：地震調査研究推進本部ホームページ
  http://www.jishin.go.jp/evaluation/long_term_evaluation/subduction_fault/）
- 国の交付金・補助金
  …地域計画に基づく取組の推進に向け、国が関係府省庁による支援をとりまとめている。毎年度予算により内容が異なるので、政府予算案決定時や予算決定時に確認する必要がある。
  （参考：「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対する関係府省庁の支援について」資料編Ⅳ資料１０）

【視点⑥のチェックのための参考】

全国的に影響する大規模自然災害でなくても、地域として課題が見つかるような災害があった場合は、被災想定やリスクシナリオを見直すことも考えられます。

【視点⑦のチェックのための参考】

国と同様に、年次計画（アクションプラン）を策定する方法も考えられます。詳細は後述の「(2) 年次計画（アクションプラン）等の策定」を参照してください。

〔参考〕策定済団体の例（地域計画の見直しについて）

● 令和２年度における見直し実施都道府県と改訂内容

都道府県名（策定年度）	改訂内容							
	国の計画改訂に伴う見直し	リスクシナリオの見直し	指標・施策の見直し	施策分野の見直し	個別事業の見直し（設定・明記）	脆弱性の再評価	総合計画等の他計画との整合性のための見直し	アクションプランの作成
岩手県（平成 28 年２月）			○	○				
宮城県（平成 29 年４月）		○	○			○		
山形県（平成 28 年３月）	○	○				○		
茨城県（平成 29 年２月）	○	○	○	○				
栃木県（平成 28 年２月）	○		○	○				
千葉県（平成 29 年１月）	○				○			
新潟県（平成 28 年３月）	○				○		○	○
石川県（平成 28 年３月）	○							
三重県（平成 27 年７月）	○				○			
滋賀県（平成 28 年 12 月）					○			
京都府（平成 28 年 11 月）	○	○					○	
奈良県（平成 28 年５月）	○		○					
鳥取県（平成 28 年３月）	○	○	○			○		○
岡山県（平成 28 年２月）	○		○					
広島県（平成 28 年３月）	○							
徳島県（平成 27 年３月）	○							
高知県（平成 27 年８月）			○	○			○	
長崎県（平成 27 年 12 月）	○		○		○	○		

● 令和２年度における主な見直し実施市町村と改訂内容

市区町村名	改訂内容						
	国及び都道府県の計画改訂に伴う見直し	リスクシナリオの見直し	指標・施策の見直し	個別事業の見直し（設定・明記）	脆弱性の再評価	総合計画等の他計画との整合性のための見直し	アクションプランの作成
北海道江差町（平成 30 年 10 月）	○				○		
北海道せたな町（平成 30 年 10 月）	○			○		○	
青森県むつ市（平成 27 年 10 月）	○		○	○		○	
静岡県浜松市（平成 31 年３月）			○			○	
愛知県名古屋市（平成 28 年３月）	○					○	
滋賀県近江八幡市（令和２年３月）	○		○	○	○		
滋賀県野洲市（令和元年 12 月）			○				
京都府宇治田原町（令和２年３月）						○	
和歌山県和歌山市（平成 28 年２月）		○	○		○		
和歌山県有田市（令和元年 12 月）				○		○	
和歌山県日高川町（平成 30 年３月）						○	
愛媛県西条市（令和元年 12 月）			○			○	
愛媛県大洲市（平成 30 年３月）				○			
愛媛県西予市（令和２年３月）	○		○	○			○

● 令和２年度における主な改訂内容と具体例

改訂内容	具体例
国及び都道府県の計画改訂に伴う見直し	【都道府県】平成 30 年の国土強靭化基本計画の変更を反映 【市区町村】国や北海道の変更に伴うリスクシナリオ等を見直し 【市区町村】国の基本計画や県の地域計画の修正に準じて修正
リスクシナリオの見直し	【都道府県】国土強靭化基本計画の見直し（平成 30 年 12 月）や近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、「起きてはならないはならない最悪の事態」を見直し 【都道府県】大規模災害と感染症のまん延が同時期に発生するなど、これまで想定されていなかったリスクを追加 【市区町村】土砂災害特別警戒区域の設定に伴うリスクを見直し 【市区町村】事業進捗状況等の見直しによりリスクシナリオを改訂 【市区町村】リスク想定に新型コロナウイルス感染症等の感染症を追加
指標・施策の見直し	【都道府県】重要業績指標等に関する目標年度、目標値を更新等 【市区町村】他自治体の計画等と比較し、施策を追加・修正 【市区町村】改訂期までに発生した災害を考慮して施策を追加・変更 【市区町村】重点化施策を見直し・追加
施策分野の見直し	【市区町村】行政機構を踏まえた施策分野ごとの推進方針を見直し 【市区町村】新たに想定される施策分野を設定 【市区町村】脆弱性の分析・評価
個別事業の見直し（別表・別冊の整理等）	【都道府県】「国土強靭化予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靭化の取組支援」に対応 【都道府県】地域計画に基づき実施する主な事業の一覧（別冊）を追加 【都道府県】個別事業リストを更新等 【市区町村】補助金等申請時における個別事業を追加 【市区町村】各個別事業の指標値の更新と目標値未達の事業についての原因分析等 【市区町村】予算の「重点化」「要件化」「見える化」への対応として事業名等を明記予定 【市区町村】施策項目別事業一覧の内容を更新（完了事業の削除、完成目標時期、計画期間事業費等の更新） 【市区町村】個別事業について別冊で取りまとめ
脆弱性の再評価	【都道府県】現行施策の対応力について再評価 【市区町村】計画期間経過に伴う PDCA サイクルに基づいた脆弱性評価等を見直し 【市区町村】施策プログラムの脆弱性評価
総合計画等の他計画との整合性のための見直し	【都道府県】県総合計画改定の反映（柱立ての整理等） 【市区町村】総合計画と整合をはかる必要があるため、連動して見直し 【市区町村】地域防災計画との整合 【市区町村】総合計画と一体化するかたちで改訂 【市区町村】総合戦略と国土強靭化地域計画がより密接に連携・協力して取り組んでいけるように、一体化の深化を図る
アクションプランの作成・アクションプランとの整合性のための見直し	【市区町村】アクションプラン編を延長 【市区町村】各所属で行うべき防災・減災の取組みを見直したアクションプランの修正内容を踏まえて改訂 【市区町村】年次計画（アクションプラン）の策定により、計画本文も修正 【市区町村】推進方針に基づく「具体的な施策・事業」と「重要業績指標」を定めた「国土強靭化地域計画アクションプラン」を作成
その他	【市区町村】「国土強靭化策定ツール」を利用して再度全体的に見直し

● 北海道の例

北海道では、平成 27 年３月に策定した「北海道強靭化計画」が、令和元年度に推進期間（概ね５年）の最終年度を迎え、また、国において平成 30 年 12 月に「国土強靭化基本計画」の見直しが行われたことから地域計画の改定を行った。

改定にあたって、これまでの取組結果の反映、計画策定後に発生した自然災害で得られた知見の反映等を行うことにより、強靭化施策のさらなる推進を図ることとしている。

<table>
<tr><th colspan="2">改定計画の特徴</th></tr>
<tr><td>施策推進の手段である推進事業の掲載</td><td>〇施策プログラム一覧に、施策推進の手段である「推進事業」※をリスクシナリオ別に掲載した。（併せて、別表の「推進事業一覧」に、各事業の事業概要とともに、対応するリスクシナリオ番号を掲載）
※推進事業：施策に関連する具体的な事業を指す。施策推進に必要な手段を「見える化」し、着実な進捗を図るものである。</td></tr>
<tr><td>地域の実情や特性に応じた施策展開の掲載</td><td>〇広大な北海道の強靭化に向けて、道内各地域の特性に応じた取組を推進するため、北海道総合計画に基づく６つの地域ごとに「主な自然災害リスク」、「地域特性等」、「主な施策の展開方向」を掲載した。
主な自然災害リスク
当該地域における特徴的なリスクについて、主な災害事象（地震・津波、火山噴火、豪雨・暴風雨）ごとに掲載。
地域特性等
強靭化の観点である北海道の強み（食料供給力、エネルギーポテンシャル）や交通ネットワーク等から、特に留意すべき特性や課題を掲載。
主な施策の展開方向
上記の「主な自然災害リスク」「地域特性」を踏まえ、特に留意すべき施策の具体的な方向性を３つのい施策分野※ごとに掲載。
※自然災害に対する北海道自らの脆弱性を克服するための施策分野
国全体の強靭化に貢献するバックアップ機能を発揮するための施策分野
北海道の強靭化、全国の強靭化を支える交通ネットワークを整備するための施策分野</td></tr>
<tr><td>サブタイトル（副題）の挿入（表紙）</td><td>〇北海道強靭化計画は、「道民の生命と財産を守るための防災・減災対策を推進する」という役割と、『北海道バックアップ拠点構想』の理念を引き継ぎ、「道外の大規模自然災害に対し、北海道がその強みを活かしたバックアップ機能を発揮し、国全体の強靭化に貢献する」という２つの役割を担うことを広く道内外に発信するため、サブタイトル（副題）「道民の安全・安心を守り、国全体の強靭化に貢献するバックアップ機能を発揮するために」を設定した。</td></tr>
<tr><td>ＳＤＧｓの達成に向けた施策の推進</td><td>〇北海道強靭化の取組がSDGsの取組に資するものである旨を、関連するSDGsのロゴマークとともに明記した。</td></tr>
</table>

● 札幌市の例

札幌市では、北海道胆振東部地震の教訓等を踏まえ、平成 28 年１月に策定した計画を令和元年 12 月に改定しました。ブラックアウトというこれまでに経験したことのない状況が発生したこと等から、災害に強いまちづくりへの社会的要請に応えるために、当初は５年計画としていたものを１年前倒しで改定しました。

また、改定後の計画では、強靱化の取組を温暖化対策や経済成長などにもつなげ、将来世代が安心して暮らせる社会づくりに向けて、「SDGs」の視点を持って取り組むこととしています。

主な見直し内容	
基本目標の見直し	○北海道胆振東部地震の被災を踏まえ、「迅速な復旧復興」を果たすための事前の備えに取り組む姿勢を明確化 ○災害に強いまちづくりを進めることにより人や企業、投資を呼び込むことで「経済の成長」を目指すことを記載 ○強靱化施策の実施においては、平時にも効果を発揮し、同時に様々な社会課題の解決につなげるという考えに基づき「SDGｓの視点を踏まえた社会課題解決への寄与」を目標に追加
リスクシナリオの見直しと脆弱性評価	○北海道胆振東部地震で明らかとなった課題や国土強靱化基本計画の改定を踏まえ、リスクシナリオの見直しを実施し、以下を追加 ➢ 旅行者を含む大量の帰宅困難者の発生 ➢ 避難所の開設・運営の不備による避難所環境の悪化 ➢ 市民・地域コミュニティの防災活動、防災教育の不足による被害の拡大 ➢ 災害対応体制整備の不備による被災者支援の遅れ ➢ 貴重な文化財や観光資源の喪失 ○脆弱性評価においては、これまでの計画で位置付けた施策プログラム、推進事業を振り返り、進捗状況や課題を分析するとともに、北海道胆振東部地震の経験を踏まえて評価を実施
重点方針の設定	○改定後の計画では、北海道胆振東部地震の教訓を活かして取組を推進するため、大規模停電対策、インフラの強靱化等の３つの「重点方針」を掲げた。 （札幌市強靱化計画における重点方針）

重点方針１	大規模停電対策
取組①	都心におけるエネルギー供給環境の強化
取組②	多様なエネルギー源の活用
取組③	市有施設等の非常用電源の整備
取組④	確実な廃棄物処理体制の構築
重点方針２	建築物、インフラ、大規模盛土造成地の対策
取組①	建築物の強靱化
取組②	インフラの強靱化
取組③	大規模盛土造成地の安全性評価
重点方針３	市民や観光客等に安全・安心を提供する環境づくり
取組①	避難場所機能の強化
取組②	市民や観光客等への情報発信の強化

● 鳥取県の例

鳥取県は、平成 28 年３月に「鳥取県国土強靭化地域計画」を策定し、概ね５年（2015-2020）を計画期間として強靭化に資する施策を推進しています。平成 30 年度は、中間評価として個別施策毎の重要業績指標の進捗状況を評価するとともに、計画策定後に発生した鳥取県中部地震や平成 30 年７月豪雨等により明らかとなった新たな課題を加え、より実効性のある計画に見直すこととしました。

計画の見直し方針	
○強靭化関連施策の中間評価結果を反映 ○当初計画策定後に発生した大規模自然災害に対する脆弱性評価を行い、必要な追加施策等を検討 ○「平成 30 年７月豪雨を教訓とした安全・避難対策のあり方研究会」の提言を反映	
主な見直し内容	
想定する大規模自然災害の追加	○当初計画策定後に発生した次の大規模自然災害を追加 ・平成 28 年熊本地震　・平成 28 年鳥取県中部地震 ・平成 28 年台風 10 号豪雨　・平成 29 年 1,2 月の県内での大雪 ・平成 29 年７月九州北部豪雨　・平成 30 年７月西日本豪雨
脆弱性評価による新たな課題等の抽出	○地震災害 ・特定天井等非構造部材の損傷　・防災リーダー不在 ・車中泊、地震関連死　・救援物資の滞留 ・建築基準法違反ブロック塀　・ブラックアウト ・スマートフォン等の充電対策　・大規模盛土造成地の液状化 ・外国人観光客の避難対応　・文化財の被災、風評被害　など ○豪雨・土砂災害 ・要配慮者の避難体制確保　・流木による河道閉塞 ・バックウォーター現象　・ダム緊急放流 ・農業用ため池の決壊　・ハザードマップ ・正常性バイアス　・災害廃棄物など ○豪雪災害 ・道路機能マヒ　・支え愛活動　など
追加施策の検討と重要業績指標（KPI）の見直し	○新たな課題の対応施策の検討を行い KPI を見直し ・KPI の新設（新たな課題への対応等）９項目 ・目標値の上方修正（目標の達成等）12 項目 ・目標値の下方修正（条例との整合等）３項目

● 岩手県の例

岩手県は、平成 28 年の台風 10 号の被害状況を踏まえて地域計画を見直しました。具体的には、災害で起こった事象をリスクシナリオごとに整理し、該当するリスクシナリオにある施策について課題を洗い出し、課題があるとされた施策について施策の内容を再検討しました。

（「岩手県国土強靭化地域計画」の見直しの概要）

https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/011/435/minaosinogaiyou.pdf

● 長崎県の例

長崎県では、平成 28 年４月の熊本地震を受けて地域計画を見直しました。具体的には、熊本地震に伴う県の防災対策についての課題検証結果を受け、リスクシナリオに２項目を追加し、これらに対応する推進方針を新たに盛り込みました。

（長崎県の計画策定手順（概要））

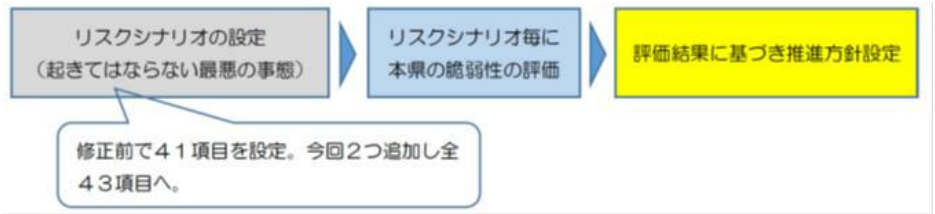

（追加したリスクシナリオ）

・避難所等の機能不全などにより被災者の生活が困難となる事態

・住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2019/05/1559293773.pdf

(2)年次計画（アクションプラン）等の策定

国で策定しているような年次計画（アクションプラン）等を策定することで進捗を管理する方法もあります。

○国においては、法定計画である基本計画を策定した後に計画の進捗管理（PDCA サイクル）を行い、実効性を確保する観点から、各プログラムの推進方針に重要業績指標の目標値を加えたものなどを、基本計画とは別に、年次計画（国土強靭化アクションプラン）としてとりまとめ、平成 26 年度から毎年度策定しています。
地方公共団体においても、地域計画を策定しただけで終わらせないようにすることが重要であり、**そのツールとして国の年次計画（国土強靭化アクションプラン）に相当する内容を地域計画の中に盛り込む、又は別途地域計画の年次計画（アクションプラン）を策定することが極めて有効**です。
毎年度の年次計画（アクションプラン）は、内閣官房のホームページ（http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kihon.html）において掲載しています。

○上記年次計画（アクションプラン）には以下のような事項を掲載しています。
・プログラムごとの進捗状況（達成度・進捗を把握・評価）
・プログラムの推進計画（進捗状況に応じて計画を見直し）
・プログラム推進のための主要施策（進捗状況に応じて見直し・新規追加）

〔参考〕策定済団体の例（年次計画（アクションプラン）等について）

三重県	取組結果や課題、今後の取組方向などを毎年度報告 「三重県国土強靭化地域計画実績報告書」
大分県	地域計画と別に年次計画を策定 （地域計画を推進するためアクションプランを策定していたが、令和２年度より国に準じ「大分県地域強靭化年次計画」と改称） 「大分県地域強靭化年次計画 2020」
愛知県田原市	地域計画と別にアクションプランを策定 「アクションプラン第１次（2016～2020）」

(3)他の計画等の必要な見直し

地域計画の持つ指針性から、自団体の他の計画等について、地域計画の方向性に合わせた見直し等を実施します。

○**地域計画は国土強靱化に係る地方公共団体の他の計画等の指針**であり、他の計画等の基本的方向や施策等が、国土強靱化の観点からも推進されることを通じて、地域の強靱化が総合的かつ計画的に進められることになります。

○このため、地域計画を基本として、国土強靱化に係る自団体の他の計画等について、必要に応じて計画内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正をしかるべき時期に行うことが求められます。

Ⅲ　市町村での策定の推進

1．　都道府県から市町村への支援

地域の強靱化を実効あるものとするため、都道府県には、市町村において地域計画が早期に策定されるよう積極的に支援することが望まれます。

○地域計画の策定に取り組むことにより、国土強靱化に関する市町村の施策の把握や担当部署の明確化、庁内意識の共有、事業の効果的かつ円滑な展開などの効果が期待できることから、**未策定の市町村においては、まず地域計画の策定作業に着手し、国土強靱化の取り組みを「キックオフ」することが重要**です。

○一方、市町村での地域計画策定にあたっての課題としては、庁内の共通認識や人員、知見の不足など、策定前の段階で都道府県から情報提供を行うだけでは解決が難しいものが挙げられます。そのため、**市町村での計画策定が軌道に乗るまで、都道府県による継続的で、積極的な支援が必要**です。

○さらに、市町村の計画は、都道府県の計画と調和が図られていることが望ましいものであるため、市町村がゼロベースで計画を策定するだけではなく、都道府県の計画を援用する方法をとることにより、策定を合理的に進めることも可能と考えられます。そのため、**策定前、策定途中の各段階で、都道府県計画についての情報提供や、都道府県が保有するツールやデータなどを市町村に提供**することが有効な支援策となります。

○**策定後の段階である市町村での計画見直しにあたっても、こうした都道府県からの支援は効果的**です。

○また、都道府県の計画を推進する上でも、市町村の計画策定の各段階で連携を図ることが効果的です。市町村との連携により、都道府県が実施すべき取組や役割を明確にできるとともに、地域における共通目標を設定・共有し、目標達成に向けた取組を継続的に実施することで、取組の更なる効果が期待されます。

〔参考〕市町村への支援の例

策定前	策定に向けた働きかけ	・ 首長等への直接訪問、首長会議、副市長村長会議、担当課長会議等で策定の必要性を説明 ・ 市町村担当者向けの説明会（都道府県主催）を開催 ・ 情報提供（都道府県の計画を活かして市町村が策定する方法の紹介、県内市町村の策定状況など）
	プロジェクトチームの構築を主導	・ 都道府県が市町村内でのプロジェクトチームの立ち上げを主導し、策定を支援
	勉強会の開催	・ 策定手順を具体的に解説する策定演習を実施
	都道府県庁内での協力体制の構築	・ 都道府県の庁内ワーキンググループにおいて市町村の策定支援への協力を依頼し、KPI 等の設定に必要な都道府県保有データを提供
	策定の負担を軽減するためのツール等の提供	・ 都道府県の計画をベースとした、市町村版素案（計画のひな形）を作成 ・ 都道府県計画で設定しているKPIのうち、市町村で該当するものを抽出したものを標準KPI一覧として作成 ・ 都道府県が策定した際のツールを提供
策定途中	計画策定途中における助言・支援	・ 都道府県のリスクシナリオをベースに、市町村が容易に設定できるように支援 ・ 市町村の計画策定時また運用管理を行う際の予備知識として有効であるため、都道府県の KPI の説明を市町村の各部署に実施 ・ KPI に関する都道府県保有データを提供
	策定に参画	・ 委員・オブザーバーとして策定に参画（都道府県の危機管理監が市町村有識者会議に委員として参加した、学識経験者を有識者会議の委員として紹介したなど）
	計画のレビュー	・ 市町村が作成した計画案への助言や都道府県計画との整合性を確認
策定後	地域（域内市町村）の取組状況の把握、助言等	・ 域内市町村の国土強靱化の取組状況を把握し、課題整理や技術的助言等を実施 ・ 都道府県と市町村の関係者による進捗共有等の場を設置
	計画見直しに活用可能な情報等の提供	・ 法令改正や被災想定の改定、他地域で発生した自然災害などの計画策定後の知見等や、都道府県において計画を見直した際のツールやデータを提供

● 北海道の場合

・ 道内市町村向けに道の計画をベースとしたひな形に解説を加えた「国土強靭化地域計画策定マニュアル」を作成し、各市町村の事務担当職員を集めての説明会を開催

・ マニュアルには国や道、策定済み市町村の施策やKPIをとりまとめた比較表を参考資料として添付

・ 北海道の強靭化の取組を紹介する「レジリエンスHOKKAIDOニュース」を年４回程度作成し、全市町村に配布

（レジリエンスHOKKAIDOニュース）

レジリエンス HOKKAIDO ニュース
強く、しなやかな北海道を目指して！

令和2年12月（vol.17）

【問合せ先】
北海道総合政策部政策局計画推進課
011(231)4111（内線23-736）

北海道
その先の、道へ。北海道

１．「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」の決定

国は、近年の気候変動の影響により、気象災害が激甚化・頻発化しているなどの課題に対応するため、令和３年度（２０２１年度）から５年間の新たな対策として、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」を閣議決定（１２月１１日）しました。

事業規模としては、概ね１５兆円となっており、重点的に取り組む対策として、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」が１２．３兆円、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」が２．７兆円、「国土強靭化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」が、０．２兆円となっています。

なお、対策の初年度は、令和２年度の第３次補正予算として措置されます。

道としても、このような国の対策を最大限活用し、本道の強靭化を着実に進めていく考えです。

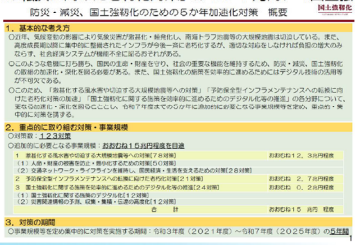
防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策　概要

２．国土強靭化地域計画に関する説明会等の開催

国土強靭化地域計画の策定を支援するため、道内市町村に個別に訪問して説明会等を実施しました。

鷹栖町と音威子府村の説明会では、庁内関係課の担当職員に集まってもらい、国土強靭化の理念や計画の策定方法について説明するなど、策定に向けた庁内関係者の意識の醸成につとめました。

また、佐呂間町と滝上町では、策定を担当する職員に対して、地域計画策定マニュアルを用いて策定の方法や策定に当たっての留意点について説明しました。道では、今後も個別訪問などの計画策定に向けた支援の実施を予定していますので、希望する市町村におかれましてはご連絡ください。

３．新たに３市１１町村が地域計画を策定

前号（９月１日現在）から、新たに３市１１町村（４の表の朱書き）で地域計画が策定され、１２月１日現在、道内９７市町村で計画策定がなされたほか、８２市町村で策定作業を行っているところです。

令和３年度以降も、強靭化の推進に向けて国土強靭化地域計画が策定されていることが、一層重要になりますので、策定中の市町村においては、作業の着実な実施をお願いいたします。

４．国土強靭化地域計画の策定状況（令和2年１２月1日現在）

管内	策定済	策定中	管内	策定済	策定中
空知	夕張市、岩見沢市、芦別市、三笠市、滝川市、南幌町、由仁町、栗山町、奥尻町、北竜町、沼田町	13	上川	旭川市、名寄市、富良野市、東川町、美瑛町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、幌加内町	12
石狩	札幌市、石狩市、新篠津村	5	留萌	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町	–
後志	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、古平町、仁木町、余市町、赤井川村	3	宗谷	猿払村、枝幸町	8
			ｵﾎｰﾂｸ	北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、小清水町、訓子府町、湧別町、大空町	8
胆振	伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町	7	十勝	士幌町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、豊頃町、陸別町、浦幌町	9
日高	日高町、平取町、新ひだか町	4	釧路	釧路市、浜中町、白糠町	5
渡島	函館市、松前町、福島町、鹿部町	7	根室	根室市、中標津町、標津町、羅臼町	1
檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町	–	計	97	82

５．サポートします。地域計画策定！

国土強靭化地域計画を策定予定の市町村へ説明に伺います。
Webによる打合せでも可能です。
ちょっとしたことでも構いませんので、質問等ありましたらお気軽にご連絡ください。

北海道強靭化計画　検索

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です

● 岩手県の場合

・　全市町村の担当者等を集めて説明会を実施したほか、国の職員を講師に招き勉強会を実施
・　県内の広域振興圏ごとに、市町村の担当者等を集めて意見交換会を実施
・　計画策定の意向を示した市町村に対しては、勉強会の講師を派遣したり、県の計画策定の際のツールを提供するなどの支援を実施

（意見交換会の風景）

● 滋賀県の場合

・　県内市町担当者向け説明会を開催（令和元年度２回）、その中で「策定のポイント」（手順）を説明
・　市長会、町村会において、首長に対して計画策定の必要性を説明（令和元年度）
・　市町の財政／土木担当者会議の場においても計画策定の必要性や留意点について説明（令和元年度）
・　県の計画改定に関する状況や関連データを、骨子案（令和元年 11 月）、素案（令和２年１月）、原案（令和２年２月）のタイミングで情報共有
・　個別相談への対応（必要に応じ、国への照会・回答を実施）

● 京都府の場合

・　府内市町村担当者向けに「国土強靱化セミナー」を開催
・　府内市町村長を対象とした「国土強靱化意見交換会」を開催
・　計画の策定に向け、府内市町村担当者を対象とした説明会を開催
・　計画策定に係る府の相談窓口を部局横断型で設置
・　計画策定の一助となるよう国土強靱化地域計画のひな形として府の計画をデータ提供するとともに「京都府版国土強靱化地域計画策定の手引き」を配布
・　国予算「重点化」の動きを踏まえ、計画策定の必要性等を文書にて通知
・　計画の策定に向け、府内副市町村長を集めた説明会を開催

● 兵庫県の場合

・　国土強靱化推進室を招聘し、全市町の強靱化計画担当者を対象に説明会を開催
・　各市町の首長を訪問し、策定の必要性等を説明
・　取組が進んでいない地域での強靱化計画担当者向け説明会の開催
・　改定作業中の県計画の情報、データを提供
・　各市町への個別対応（電話・メール・来課対応）

● 和歌山県の場合

・　和歌山県・和歌山市国土強靱化共同本部を設置
・　県内市町村・民間事業者合同意見交換会の開催
・　副町村長研修会、国土強靱化連携会議、市町村担当課室長会議等で国土強靱化の必要性等を説明
・　県計画策定後に、市町村計画の策定を知事名で依頼
・　振興局長が市町村長を訪問し策定を依頼
・　全市町村を対象として計画策定の意向について調査を実施
・　未策定市町を個別訪問し、策定の趣旨説明及び早期の策定を依頼（17 市町にのべ 23 回訪問)
・　令和２年１月時点で、県内全市町村で計画を策定

● 鳥取県の場合

・　県計画に調和した市町村計画の策定を優先的に進め、底上げを図ることが重要という認識のもの、市町村の計画策定支援を施策の一つの柱として位置づけ
・　知事と首長が参加する行政懇談会において、地域強靱化への連携、市町村版地域計画の策定を要請するとともに、個別訪問による要請を実施
・　都道府県の計画をベースとした、市町村版素案（計画のひな形）を作成し、県内の全市町村に提供
・　県庁内WG会議において市町村計画策定支援体制を構築し、市町村計画策定において県保有データの提供や分野別WGを支援するなど、全庁的な支援を実施
・　合同策定（鳥取県西部７町村国土強靱化地域計画）について県から提案を行い、防災担当者会議及び副町長会での了解を得て、策定の支援に着手（平成 28 年度～29 年度）
・　市町村国土強靱化推進担当者会議による情報共有と計画策定支援により、令和元年度に県内全市町村が計画策定に着手

（鳥取県西部７町村国土強靱化地域計画における鳥取県の支援内容）

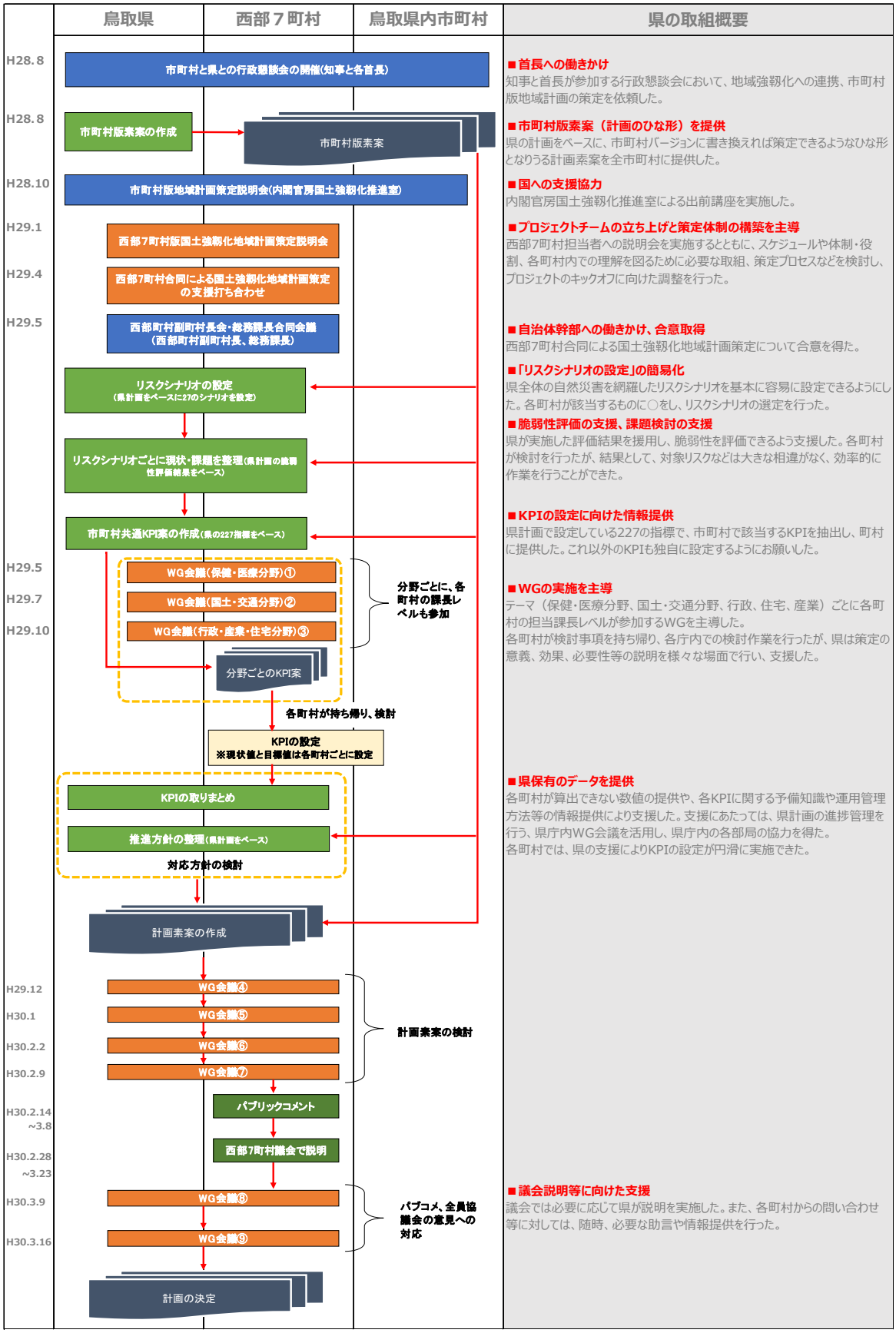

● 島根県の場合

・ 内閣官房国土強靱化推進室に出前講座を依頼し、県内全１９市町村を対象に、国土強靱化地域計画に関する担当者会議を開催
・ 県の地域計画をベースとした、計画のひな形を作成し、県内市町村に提供
・ 県土整備事務所等を通じて、個別に各市町村へ計画策定の必要性等を説明
・ 離島の町村には、web会議システムを使用して、地域計画策定に係る講習会を開催し、計画策定の必要性等を説明
・ 市町村から依頼があれば、計画策定の各段階での協議や、内容の確認を行うなど、計画策定の助言

● 徳島県の場合

・ 県内市町村の防災担当課長会議において地域計画策定の必要性について説明
・ 知事と首長が参加する行政懇談会において地域計画策定の必要性を説明
・ 県内全市町村を対象に、国土強靱化地域計画に関する出前講座（内閣官房国土強靱化推進室）を開催
・ 徳島県の計画をベースとした市町村計画のひな形を作成し、市町村に提供するとともに、説明会を開催
・ 要望のあった市町村に対し、徳島県版出前講座を実施
・ 地域計画策定に関する事務の外部委託に対して、県予算による補助を実施
・ 月１回程度、計画策定状況の個別ヒアリングを行い進捗状況を確認するとともに、判明した課題の解消を積極的に実施

● 香川県の場合

・ 市町長防災トップセミナーや市町防災・減災対策連絡協議会において地域計画策定の必要性について説明
・ 全市町を対象に、国土強靱化地域計画に関する出前講座（内閣官房国土強靱化推進室）を開催
・ 香川県の現行地域計画策定時の資料等を情報提供するなど地域計画の策定を支援
・ 各市町への個別対応（電話・メール・来課対応）

● 佐賀県の場合

・ 知事と県内全市町長による意見交換の場で、知事から地域計画作成の働きかけを行い、県と全市町が一体となって地域計画策定に取り組むことを推進
・ 国の出前講座の活用のほか、県において各市町の策定に向けた進捗状況をこまめに把握するとともに、市町からの求めに応じて個別に訪問し、勉強会を開催し、助言を実施
・ 県計画において見直しを行った各種施策や新たに追加した個別事業リストなど、きめ細かく市町へ情報提供を実施

● 長崎県の場合

・ 依頼があった市町に対し県計画策定当時の会議データや策定作業データ等を提供
・ 国土強靭化推進室に出前講座を依頼、市町の担当者等を集めた説明会を開催
・ 管内市町村で策定済団体のない都道府県に対して国から提供された計画策定支援ツール（機能追加試行版）を全市町に提供
・ 県の計画をベースとした、市町版素案（計画のひな形）を作成し、県内の全市町に提供
・ 策定予定が未定の市町の首長及び市町議会議長に対し、県議会議長及び県計画所管課長が訪問し、計画策定の必要性を説明
・ 市町における会議へ講師を派遣、併せて計画策定支援ツールの操作説明を実施

● 熊本県の場合

・ 市町村に対し、国土強靭化共管３課（知事公室危機管理防災課、企画振興部企画課、土木部監理課）の連名により、計画策定について依頼
・ 国の出前講座を活用し、県内全市町村の担当者等を対象とした説明会を実施
・ 各広域本部・地域振興局で実施する重要事業説明において、土木部から首長等へ直接、計画策定の意義や必要性等を説明
・ 未策定市町村の首長等を個別訪問し、策定の趣旨説明及び早期策定を依頼
・ 各地域ごとに計画策定にかかる勉強会・意見交換会を実施し（市町村担当職員及び県本庁・出先機関職員等で構成）、必要に応じて第２回、第３回と段階的に実施
・ 県計画の電子データを市町村版に置き換えた策定のためのツールを提供
・ 管内市町村で策定済団体のない都道府県に対して国から提供された計画策定支援ツールを全市町村へ配布
・ 希望する市町村の計画素案について、レビューを実施

● 大分県の場合

・　各市町村長を県職員が直接訪問し、地域計画の必要性を説明
・　各市町村の事務レベル職員を集めて説明会を実施
・　全国の市町村の計画策定の概要についてまとめ、各市町村に参考資料として提供
・　県の地域計画の代表指標毎の各市町村状況を調査。県計画の脆弱性評価を市町村レベルで確認することで、調査に協力する市町村にとっては自らの脆弱性を確認することができ、市町村が地域計画を作る際のたたき台として利用できるツールとなっている

（市町村状況調査票）

大分県国土強靭化地域計画の市町村状況調査表

この枠の中の記入できる項目について記入してください

県の地域計画8つの「事前に備えるべき目標」	県の地域計画35の「リスクシナリオ」		想定される施策項目（必要に応じて追加してください）	左記の県担当課	貴市町村での担当部局	課題の現状	貴市町村での取組の方針（実施事業がある場合は事業名）	重要度（3段階）	県の計画への要望・意見
	1-1）	住宅・特定建築物・交通施設等倒壊や住宅密集地しおける火災による死傷者の発生	一般の住宅・建築物の耐震化	建築住宅課					
			一般の住宅・建築物の耐震診断	建築住宅課					
			特定建物（宿泊施設等）の耐震化	建築住宅課					
			避難所の耐震化	地域福祉推進室 施設整備課 教育財務課					
			大規模造成地の等の耐震性	都市・まちづくり推進課					
			交通施設・沿道の工作物等の耐震性	交通政策課 道路保全課					
			災害現場での作業用装備・機材の確保	建設政策課 防災局危機管理課					
			（追加用枠）						
	1-2）	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	津波等の災害から避難する避難所・避難器の整備	防災対策室					
			津波ハザードマップの作成	防災対策室 建設政策課					
			発生頻度の高い津波や高潮に備える浸度保全施設等の整備	農村基盤整備課 漁港漁村整備課					

● 宮崎県の場合

・　内閣官房国土強靭化推進室の担当者を招聘し、市町村の担当課長・担当者向けの研修会を開催
・　県において市町村国土強靭化地域計画のひな形を作成し、市町村に提供。ひな形は県の地域計画の構成をベースとし、序章から第５章までの全４４ページで構成
・　市町村計画は案の段階で県に提出してもらい、各部局確認の上、修正意見を市町村に伝達

Ⅳ　国への相談等

国土強靱化地域計画は、その策定の手続きにおいて、国の確認等を受けることが必要となるものではありませんが、連携・協力を行うと効果的です。相談窓口を設けていますので、活用してください。

○地域計画は国の基本計画との調和が保たれたものとする必要があり、また、地域計画に国の施策等を位置付けることを検討する場合があると想定されることから、地域計画の策定にあたっては、**地方公共団体と国が十分に連携・協力することが望ましいと考えられます**。

○このため、**国においては、下記の相談窓口を設置**していますので、地方公共団体においては、**地域計画の策定にあたり必要な場合には、ご連絡ください**。

○また、国においては、全国の地域計画の情報を収集し、策定に取り組まれる地方公共団体等へ情報提供しておりますので、**地域計画の策定に着手した場合や地域計画を策定した場合には、内閣官房国土強靱化推進室の相談窓口にご連絡をお願いします**。

【国土強靱化に関する相談窓口】

①　地域計画の策定等に関する全般的な事項

⇒　内閣官房国土強靱化推進室

住所：東京都千代田区永田町１－６－１（中央合同庁舎第８号館）

電話：０３－６２５７－１７７５

②　地域計画の策定等に係る個別の施策・事業に関する事項

⇒　各府省庁の支分部局等（一覧については資料編Ⅳ資料９参照）

○なお、地域計画に国の交付金又は補助金が活用できる事業を位置付けたり、位置付けようとする場合には、国や地方公共団体の担当部局への相談等を行いつつ、進めることが有益と考えられます。関係府省庁によりとりまとめた「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対する関係府省庁の支援について」（概要については資料編Ⅳ資料１０参照。詳細については、http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/202104_shien.pdf）に対象となる交付金・補助金、問合せ先を掲載していますのでご活用ください。

【出前講座について】

・地域計画について解説し、疑問に答えるため、有識者・内閣官房の職員を研修会等の講師として派遣します。

・派遣の申し込みについては、国土強靱化推進室にて随時受付します（派遣日時、会場等については、調整させていただきます）。

・詳細については、

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/202003_demaekouzapr.pdf

をご覧ください。

（開催イメージ）

国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第８版）
資料編（案）

令和３年●月

内閣官房国土強靱化推進室

目　次

（頁）

Ⅰ　策定支援ツール 3

１．　策定支援ツールの概要 3
２．　リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定（STEP2） 4
（1）　自然災害の想定シート見本 4
（2）　リスクシナリオの設定シート見本 5
（3）　施策分野の設定シート見本 8
３．　脆弱性の分析・評価、課題の検討（STEP3） 9
（1）　情報収集シート 9
（2）　脆弱性の分析・評価と課題の検討 11
４．　リスクへの対応方策の検討（STEP4） 12
５．　対応方策について重点化・優先順位付け（STEP5） 13

Ⅱ　策定支援ツール（機能追加版） 14

１．　策定支援ツール（機能追加版）を作成した目的 14
２．　策定支援ツール（機能追加版）を使用した計画策定フロー 15
（1）　策定支援ツール（機能追加版）を使用した計画策定フロー 15
（2）　調査票の記入項目例 15
（3）　マクロによる自動化 17
３．　個別の事業一覧作成ツール 18
４．　ツールに関する留意事項 19

Ⅲ　改訂用参考資料 20

Ⅳ　資料編 22

（資料1）強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年十二月十一日法律第九十五号）－抜粋－ 22
（資料2）国土強靱化を推進する上での基本的な方針（国土強靱化基本計画より） 26
（資料3）特に配慮すべき事項（国土強靱化基本計画より） 28
（資料4）国土強靱化基本法における脆弱性の評価に関する規定 －抜粋－ 33
（資料5）国の基本計画におけるプログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態 34
（資料6）地域独自のリスクシナリオを含む参考用リスクシナリオ 36
（資料7）リスクシナリオに対応する KPI の例 45
（資料8）リスクシナリオに対応する対応方策の例 50
（資料9）国への相談等に係る各府省庁の支分部局等一覧 56

（資料10）国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対する関係府省庁の支援について……64
（資料11）“ジャパン・レジリエンス・アワード（強靱化大賞）”……66
国土強靱化地域計画に定める事業における 交付金・補助金を活用した地域の強靱化の取組事例……67

Ⅰ　策定支援ツール

ここでは、実際に策定を進めるために活用できるツールのうち、ガイドライン（第４版）から掲載している「策定支援ツール」について紹介します。

これは原則、市町村での策定を前提とします。

また、ツールはあくまでも参考ですので、策定にあたっては自団体での創意工夫をお願いします。

自団体での事情等に応じて、この策定支援ツールとⅡの策定支援ツール（機能追加版）のいずれか活用しやすい方を活用ください。

なお、電話等でご連絡いただければツールをお送りいたします。

１．　策定支援ツールの概要

策定・改訂編の「Ⅰ　策定手順とそれぞれの策定方法等」の「２．国土強靭化地域計画策定の基本的な進め方」において、STEP1 から STEP5 まで順を追って説明した内容をイメージ図にまとめると、以下のような全体像になります。この手順に沿って策定支援ツールを紹介します。

（全体イメージ図）

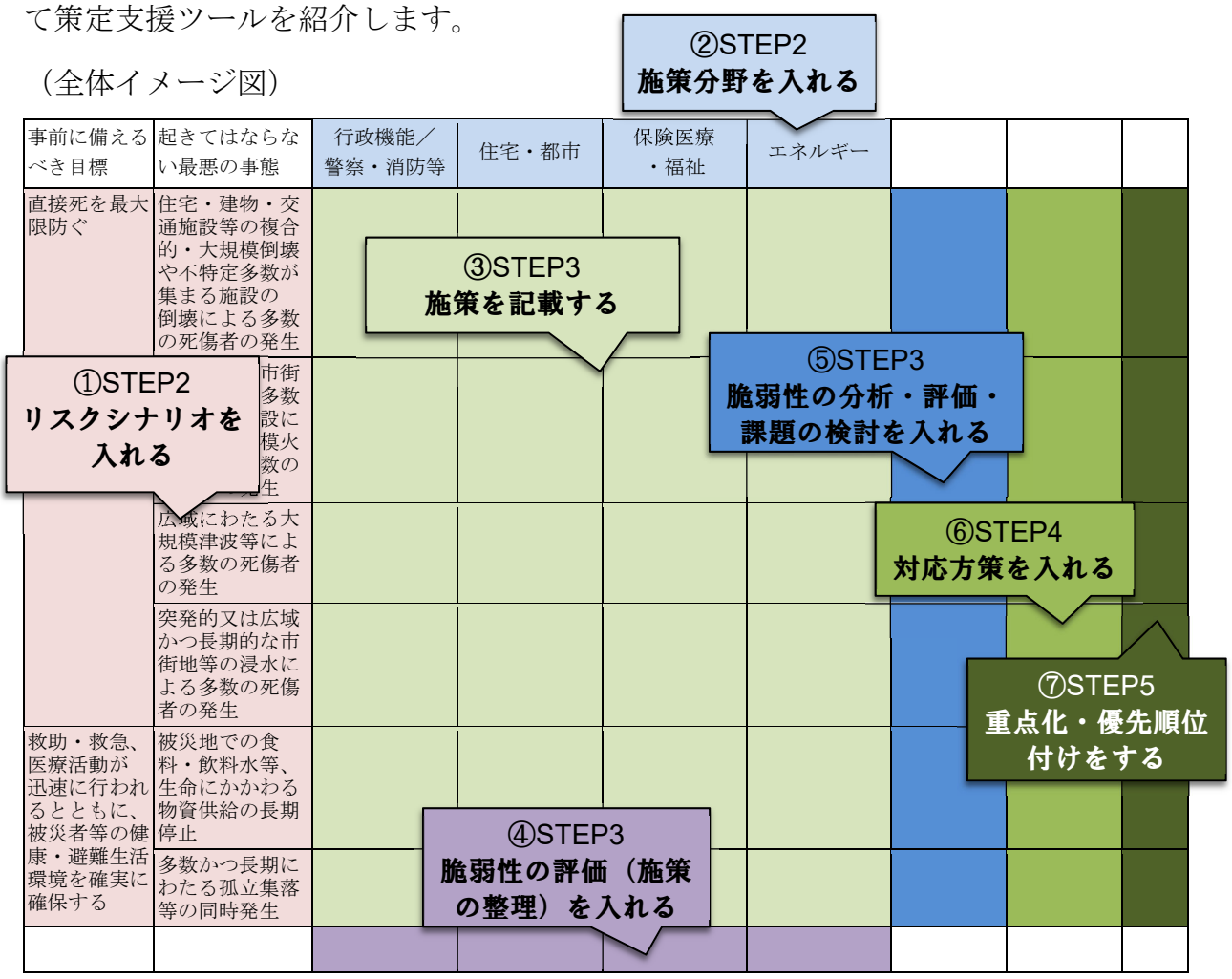

2．　リスクシナリオ（最悪の事態）、施策分野の設定（STEP２）

(1)自然災害の想定シート見本

リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）を考える際の前提となる災害の想定について整理します。市町村で想定を作成する場合は都道府県の想定が参考になりますので、左に都道府県で想定されている災害に〇をつけ、その上で自団体の想定を考えます。自団体の地域防災計画も参考になります。

想定される自然災害	県等の想定	自団体の想定 （特に危惧するものに〇を付ける）
大規模災害全般		
地震(巨大地震)		
津波		
豪雨・洪水・高潮などの風水害		
土砂災害		
液状化		
火山噴火		
暴風雪・雪害		
猛暑		
渇水		
林野火災(フェーン)		
竜巻		
突風		
複合災害		
その他（　　）		

※R3 年 2 月時点策定済団体の地域計画よりリスト化したもの
※想定内容が重複する可能性があるのでよく吟味すること

(2)リスクシナリオの設定シート見本

当該地域のリスクシナリオを設定します。まず、基本計画における 45 のシナリオをベースに、都道府県のリスクシナリオを確認して「県等のリスクシナリオ」の欄に記入し、それを参考に自団体のリスクシナリオを設定してください。各カテゴリーにある 1-a、1-b 等とある空欄は独自シナリオを設定するための欄です。独自シナリオは資料６（36 頁）を参考にしてください。

※以下の表には、国の設定事項が記載されていますが、地域の状況など必要に応じて変更することも必要です。

事前に備えるべき目標（カテゴリー）		リスクシナリオの例	国の基本計画におけるリスクシナリオ	起きてはならない最悪の事態 （カッコ内は市町村で解釈する場合の変更例）	県等のリスクシナリオ	当団体のリスクシナリオ
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生		
		1-2	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生		
		1-3	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生		
		1-4	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生		
		1-5	1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生		
		1-6	1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生		
		1-a	－			
		1-b	－			
		1-c	－			
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止		
		2-2	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		
		2-3	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
		2-4	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱		
		2-5	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺		
		2-6	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生		
		2-7	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
		2-a	－			
		2-b	－			
		2-c	－			

事前に備えるべき目標（カテゴリー）		リスクシナリオの例	国の基本計画におけるリスクシナリオ	起きてはならない最悪の事態 （カッコ内は市町村で解釈する場合の変更例）	県等のリスクシナリオ	当団体のリスクシナリオ
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱		
		3-2	3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全		
		3-3	3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		
		3-a	－			
		3-b	－			
		3-c	－			
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止		
		4-2	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態		
		4-3	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態		
		4-a	－			
		4-b	－			
		4-c	－			
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下（サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下）		
		5-2	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響		
		5-3	5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等		
		5-4	5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響		
		5-5	5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響（基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止）		
		5-6	5-6	複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響（空路の機能停止）		
		5-7	5-7	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響		
		5-8	5-8	食料等の安定供給の停滞		
		5-9	5-9	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響		
		5-a	－			
		5-b	－			
		5-c	－			

事前に備えるべき目標（カテゴリー）		リスクシナリオの例	国の基本計画におけるリスクシナリオ	起きてはならない最悪の事態 （カッコ内は市町村で解釈する場合の変更例）	県等のリスクシナリオ	当団体のリスクシナリオ
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止		
		6-2	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止		
		6-3	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止		
		6-4	6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止		
		6-5	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全		
		6-a	－			
		6-b	－			
		6-c	－			
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生		
		7-2	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生		
		7-3	7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺		
		7-4	7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生		
		7-5	7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃		
		7-6	7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃		
		7-a	－			
		7-b	－			
		7-c	－			
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		
		8-2	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態		
		8-3	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態		
		8-4	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		
		8-5	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態		
		8-6	8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響		
		8-a	－			
		8-b	－			
		8-c	－			
A		A-a	－			
		A-b	－			

(3)施策分野の設定シート見本

リスクシナリオと同様に施策分野を設定します。独自の施策分野については【例】を参考にしてください。

#	施策 分野例	国の 基本計画	施策分野	県等の 施策分野	当団体の 施策分野
個別施策分野	(1)	(1)	行政機能／警察・消防等／防災教育等		
	(2)	(2)	住宅・都市		
	(3)	(3)	保健医療・福祉		
	(4)	(4)	エネルギー		
	(5)	(5)	金融		
	(6)	(6)	情報通信		
	(7)	(7)	産業構造		
	(8)	(8)	交通・物流		
	(9)	(9)	農林水産		
	(10)	(10)	国土保全		
	(11)	(11)	環境		
	(12)	(12)	土地利用(国土利用)		
	(a)	－			
	(b)	－			
	(c)	－			
	【独自の個別施策分野の例】 教育・スポーツ・文化、住民避難・自主防災、消火・救急・救助、避難所の機能確保、病院体育館等の耐震化、防災危機管理、広域連携・行財政運営・協働、首都圏バックアップ、結婚・出産・育児、観光振興と情報発信、安全・安心、国際・文化観光、上下水道、病院、市民生活、港湾、防災公共の推進(避難所の機能確保)、しごと、暮らし、人づくり、地域づくり、行政経営、 危機管理、ライフライン・情報通信、経済・産業、農林、リスクコミュニケーション、長寿命化対策、福祉・医療、都市基盤、生活環境、協働、健康、子育て、伝統・文化の保全、産業・雇用、魅力創造・発信、治水・土砂災害対策、教育施設の機能維持				
横断的分野	(1)	(1)	リスクコミュニケーション		、
	(2)	(2)	人材育成		
	(3)	(3)	官民連携		
	(4)	(4)	老朽化対策		
	(5)	(5)	研究開発		
	(a)	－			
	(b)	－			
	(c)	－			
	【独自の横断的分野の例】 少子高齢化対策、地域振興、平時に活用される施策の有効活用、総幸福度(GAH)、若者定住、産学官民・広域連携、耐震化、情報共有と防災意識の向上、過疎対策、長寿命化対策、まちづくり、将来的課題、離島、共創(市民参画)、文化財保全・研究、過疎対策、地域づくり、人口減少・少子高齢化対策、市民防災リテラシーと地域防災力の向上				

３．　脆弱性の分析・評価、課題の検討（STEP３）

STEP３では、マトリクスを作成した上で、脆弱性の分析・評価、課題の検討を行います。マトリクスの全体的なイメージ図については３頁を参照してください。

(1)情報収集シート

マトリクスを作成するため、現在実施している施策を洗い出す目的で、各部局に情報提供の依頼をする場合は、あらかじめ情報収集のためのシートを準備し、別途趣旨説明を行うと効率的です。ここでは、２種類のシート見本を掲載します。

① １施策で１枚のシートにまとめるバージョン

各部局で実施している施策、その具体的事業等をまとめ、マトリクスに書き換えます。

（情報収集シート）

担当課	

1.本シートで回答する施策について

事態を回避するための施策の名称	
施策分野（個別施策分野/横断的分野）	
事態を回避するための施策の概要	
施策の実績（現状）	
今後の課題等	

2.上記施策の該当箇所（別に参照すべきリスクシナリオや施策分野の一覧表を準備しておく）

事前に備えるべき目標	
起きてはならない最悪の事態 （リスクシナリオ）	

3.上記施策の関連情報

指標の名称（KPI）	
指標の現状値	
指標の目標値	

②エクセル等でまとめるバージョン

１施策を１行にまとめます。マトリクスの完成イメージに近いため、とりまとめ作業は比較的容易です。

（情報収集シート）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		事態を回避するための施策の名称	施策分野	事態を回避するための施策の概要	施策の実績（現状）	今後の課題等	指標の名称（ＫＰＩ）	指標の現状値	指標の目標値	担当課
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生									
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生									

・・・（下まで続く）

(2)脆弱性の分析・評価と課題の検討

(1)で収集した情報を、マトリクス上に記載します。その上で、マトリクスの右側に脆弱性評価のための列を作り、脆弱性の分析・評価と課題の検討の結果を記入します。この時、マトリクスに記載した施策を縦横に確認しながら、部局横断的に脆弱性について話し合うと、非常に効果的です。

（脆弱性の評価・課題記入シート）

事前に備えるべき目標（カテゴリー）		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		施策分野				…	脆弱性評価の結果及び課題
1	直接死を最大限防ぐ	1-1							
		1-2							
		1-3							
		1-4							
		1-5							
		1-6							
		1-a							
		1-b							
		1-c							
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
脆弱性評価の結果									

4．　リスクへの対応方策の検討（STEP４）

STEP３で完成させたマトリクスを基に、各リスクシナリオに対する対応方策を検討します。

※下記の主旨は、「行政が行うこと」「事業者が行うこと」「住民が行うこと」を明示する書き方です。事業者と住民が行わないと、強靭化は実現しないからです。行政の役割は支援です。

（対応方策検討シート）

事前に備えるべき目標（カテゴリー）		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		施策分野				…	脆弱性評価の結果及び課題	対応方策 （完成したマトリクスを基に、各リスクシナリオに対する対応方策・取組主体を記入） ※　これが、国土強靭化のプログラムとなります。
1	直接死を最大限防ぐ	1-1								
		1-2								
		1-3								
		1-4								
		1-5								
		1-6								
		1-a								
		1-b								
		1-c								
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

※市町村が地域の強靭化を推進するためには、対応方策の取組主体（国、都道府県、市町村や、それらの部署等）を明記することが重要ですが、同時にその実践にあたっては、他の主体（行政のみならず、民間事業者・住民）との間で十分に対話・相談することが重要です。地域の計画としてまとめるにあたっては、これらの主体を明確に示すことが重要です。（策定・改訂編Ⅰ２．（５）参照）

5．　対応方策について重点化・優先順位付け（STEP５）

STEP４で検討した対応方策とリスクシナリオ、STEP３で完成したマトリクスを基に、影響の大きさや緊急度から重点化すべき対応方策を決定します。下記の検討項目は一例です。検討の際には○△×、３～１の数値などを埋めていく方法や、有識者会議や庁内会議で意見を集約する方法も考えられます。

（重点化・優先順位付けシート）

事前に備えるべき目標（カテゴリー）		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		施策分野				…	脆弱性評価の結果及び課題	対応方策	検討項目（例）				重点化・優先順位
											影響の大きさ	緊急度	施策の進捗状況	平時の活用	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1													
		1-2													
		1-3													
		1-4													
		1-5													
		1-6													
		1-a													
		1-b													
		1-c													
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

Ⅱ　策定支援ツール（機能追加版）

ここでは、実際に策定を進めるために活用できるツールのうち、ガイドライン（第７版）から掲載した「策定支援ツール（機能追加版）」について紹介します。

これは原則、市町村での策定を前提とします。

また、ツールはあくまでも参考ですので、策定にあたっては自団体での創意工夫をお願いします。

自団体での事情等に応じて、この策定支援ツール（機能追加版）とⅠの策定支援ツールのいずれか活用しやすい方を活用ください。

なお、電話等でご連絡いただければツールをお送りいたします。

１．　策定支援ツール（機能追加版）を作成した目的

地域計画を策定する人手が足りない（事務作業の負担が大きい）、ノウハウが不足している（どのように都道府県計画と調和を図れば良いかわからない、マトリクスまで作成することは難しい）という課題に対し、実際の策定手順を進めるための策定支援ツールを作成し活用できるようにしてきましたが、さらなる事務負担の軽減や作業効率の向上等を図れるよう、策定支援ツールに自動集計機能や地域計画素材の出力機能を付加した「策定支援ツール（機能追加版）」を作成しました。

手順にしたがいツールに必要事項を入力していくことにより、複数部局にまたがる計画内容が整理できるとともに、煩雑な事務作業を自動化することで、担当者の工数を削減するだけでなく、手作業によるミスを防止します。

2.　策定支援ツール（機能追加版）を使用した計画策定フロー

(1)策定支援ツール（機能追加版）を使用した計画策定フロー

策定支援ツール（機能追加版）を使用した作業は、主に以下に示す７つのプロセスによって成り立っています。（以下の説明はフロー図中の番号と対応）

（ⅰ）都道府県においては、市区町村の参考情報として、都道府県計画の「最悪の事態」、「施策分野」等を調査票に事前記入します。

（ⅱ）市区町村では、都道府県計画の参考情報が記入された調査票に対して、まずは主管部署が必要事項を記入します。（ⅲ）その後、各部局に調査票を展開し、各部局が記入した調査票を回収して、（ⅳ）自動集約することで施策データベースを作成します。

（ⅴ）の作業内容を整理したのち、（ⅵ）、施策データベースから「リスクシナリオ別の推進方針・脆弱性評価」や「簡易マトリクス」等の計画素材をマクロで自動出力し、（ⅶ）計画素材等をもとに地域計画素案を作成します。

(2)調査票の記入項目例

前述の通り、市区町村の主管部署には都道府県計画の内容を参考にしながら、「事前に備えるべき目標」や「最悪の事態」等を記入します。

都道府県計画の記入箇所（薄緑色）と、市区町村の記入箇所（オレンジ色）とを色分けしています。（プロセス（ｉ）、（ii））

①事前に備えるべき目標				
No.	都道府県	市町村	各所管部局が変更・追加した場合に○	市町村（各部局の変更案）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

②最悪の事態							
目標No.	No.	都道府県	市町村	各所管部局が変更・追加した場合に○	市町村（各部局の変更案）	都道府県(担当部局)	市町村(担当部局)
1	1-1)						
1	1-2)						
1	1-3)						
1	1-4)						
2	2-1)						
2	2-2)						
2	2-3)						
2	2-4)						
2	2-5)						
3	3-1)						
4	4-1)						
5	5-1)						
5	5-2)						
5	5-3)						
5	5-4)						
6	6-1)						
6	6-2)						
6	6-3)						
7	7-1)						
7	7-2)						
7	7-3)						
8	8-1)						
8	8-2)						
8	8-3)						
8	8-4)						

その後、各部局において、施策単位で「脆弱性評価」、「推進方針」、「施策分野」等を記入し、施策の重点化の有無、緊急性、実現性等についても選択します。（プロセス（iii））

施策レベル																														
施策	担当部局	脆弱性評価結果	推進方針	再掲	施策分野の設定(複数選択可)																	関連計画	ハード／ソフト	重点化施策	緊急性(5段階)	実現性(5段階)	実施状況(5段階)	重要度(5段階)
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20							
手動(手入力)	択一式（ダブルクリックで複数選択画面を表示）	手動(手入力)	手動(手入力)	択一式（ダブルクリックで複数選択画面を表示）	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式（ダブルクリックで複数選択画面を表示）	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式

KPI の設定については、基礎年度、基礎値、目標年度、目標値等と併せて事業主体についても記入します。

KPIレベル									
KPI①									
KPIの設定	指標名	担当部局	単位	目標値がある場合の基礎値年度	目標値がある場合の基礎値	目標値がある場合の目標年度	目標値がある場合の目標値	事業主体		
								市町村	都道府県	その他
択一式	手動(手入力)	択一式（ダブルクリックで複数選択画面を表示）	手動(手入力)	手動(手入力)	手動(手入力)	手動(手入力)	手動(手入力)	択一式	択一式	手動(手入力)

(3)マクロによる自動化

各部局が記入した調査票の集約は、Excel ファイル上の「調査票集約ボタン」を押下することにより、自動で行われます。集約された一覧は、主管部署によって整理を行い、施策データベースとして保存します。

さらに、計画素案の策定に必要となる、各種計画素材の出力も自動で実行されるよう、それぞれのボタンを用意しています。（プロセス（ⅳ）、（ⅴ）、（ⅵ））

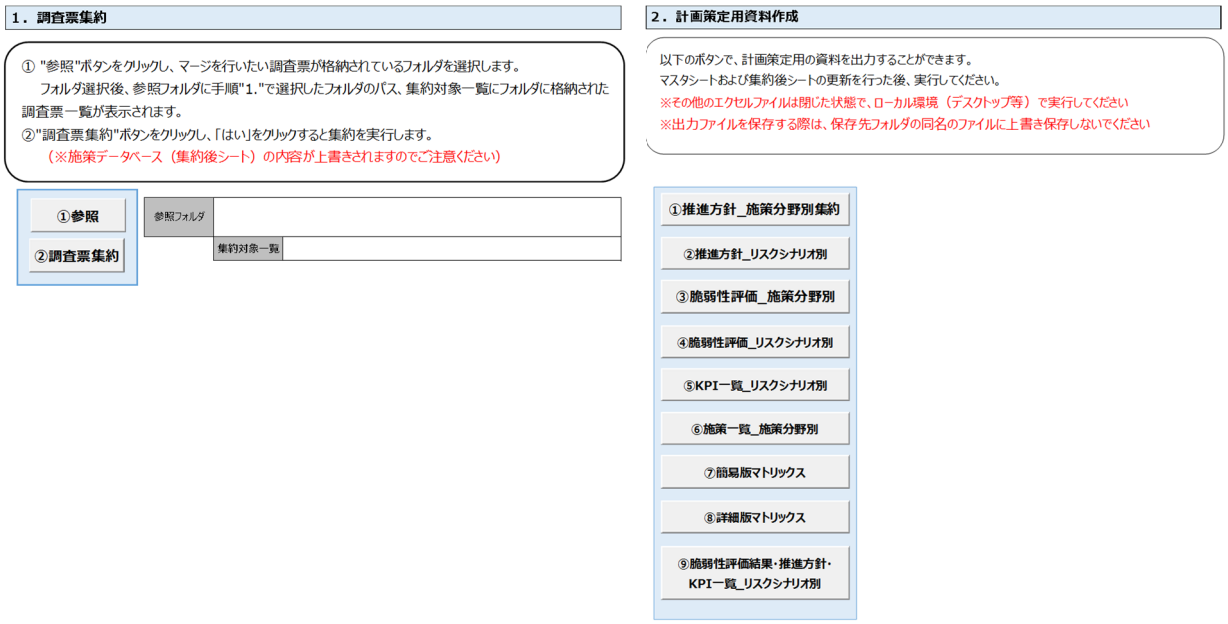

3．　個別の事業一覧作成ツール

地域計画では、一定の具体性を持たせることが重要になる場合もあることから、必要に応じ、地域を特定した「個別の事業」を記載することも考えられます。

そこで、地域計画に記載する「個別の事業」を集約・整理するための「個別の事業一覧作成ツール」を作成しました。

「個別の事業」には、県や国といった関係機関等が主体の事業も含まれます（策定・改訂編Ⅰ２．（５）参照）。

① 個別の事業一覧作成ツールのシート

「個別の事業の策定ツール」では、事業名や事業の概要、施策分野等について、記入します。

マスタシートの記入方法については、策定支援ツール（機能追加版）と同様です。指標ごとの目標値や事業主体についても記入します。

事業レベル																						
				施策分野の設定(複数選択可)																		
個別の事業	担当部局	事業の概要	再掲	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
手動(手入力)	択一式 （ダブルクリックで 複数選択画面を表示）	手動(手入力)	択一式 （ダブルクリックで 複数選択画面を表示）	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式	択一式

指標レベル										
指標①										
								事業主体		
指標の設定	指標名	担当部局	単位	目標値がある場合の基礎値年度	目標値がある場合の基礎値	目標値がある場合の目標年度	目標値がある場合の目標値	市町村	都道府県	その他
択一式	手動(手入力)	択一式 （ダブルクリックで 複数選択画面を表示）	手動(手入力)	手動(手入力)	手動(手入力)	手動(手入力)	手動(手入力)	択一式	択一式	手動(手入力)

計画素材としては、「施策分野別の『個別の事業』一覧」、「リスクシナリオ別の『個別の事業』一覧」を自動で出力することが可能です。

※上記の項目は記入が考えられる項目の一部であり、詳細は策定支援ツール（機能追加版）の説明資料及び記載要領をご確認ください。

４．　ツールに関する留意事項

　これらのツールは、事務負担の軽減や効率性の向上を目指し、作成したものです。計画策定に必要な全ての手段を提供しているわけではないため、策定に当たっては、市区町村での創意工夫をお願いします。

　ツールで出力した計画素材と、市区町村への策定支援として都道府県から提供された都道府県計画をベースとした市区町村版素案（ひな形）とを併せて計画策定に活用する際においては、自地域の強靱化に資する計画となっているかについて、十分な検討をお願いします。

Ⅲ　改訂用参考資料

ここでは策定・改訂編の「Ⅱ　計画の推進と不断の見直し等」にある「Action 確認リスト（不断の見直し）」に掲載した災害事案等について、参考になる資料を掲載します。

過去の災害		参考となる資料
地震	令和3年福島県沖を震源とする地震	福島県沖を震源とする地震に係る被害状況等について（内閣府） http://www.bousai.go.jp/updates/r3fukushima_eq_0213/pdf/r3fukushima_eq_higai04.pdf
	令和元年山形県沖を震源とする地震	山形県沖を震源とする地震に係る被害状況等について（内閣府） http://www.bousai.go.jp/updates/r1jishin/index.html
	平成30年北海道胆振東部地震	平成 30 年北海道胆振東部地震災害検証報告書（北海道） http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/saigaikenshouH30.htm 平成 30 年北海道胆振東部地震対応検証報告書（札幌市） http://www.city.sapporo.jp/kikikanri/hokkaido_iburi_earthquake/hokkaido_iburi_earthquake.html
	平成 30 年大阪府北部を震源とする地震	南海トラフ地震対応の強化策について【提言】（大阪府） http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/31241/00296685/190109_teigen.pdf
	平成 28 年熊本地震	熊本地震を踏まえた国土強靱化関係施策の点検について（内閣官房　国土強靱化推進室） https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/resilience/dai30/siryo3_1.pdf 熊本地震の概ね 3 カ月間の対応に関する検証報告（熊本県） https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_19236.html
	平成28年鳥取県中部地震	鳥取県中部地震震災記録誌 https://www.city.kurayoshi.lg.jp/gyousei/pressrelease/v153/g151/
	平成26年長野県北部地震	長野県北部地震における白馬村神城堀之内地区における地域住民が中心となった救助・避難活動について（内閣府） http://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/h26/78/news_01.html
	平成 23 年東日本大震災	防災対策推進検討会議最終報告～ゆるぎない日本の再構築を目指して～（中央防災会議防災対策推進検討会議） http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/suishinkaigi/index.html 災害関連死の死者数等について（復興庁） http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/sub-cat2-6/20140526131634.html
風水害・土砂災害	令和2年7月豪雨	令和2年7月豪雨災害検証報告書（岐阜県） https://www.pref.gifu.lg.jp/page/62510.html
	令和元年東日本台風	令和元年台風第 19 号等による災害からの避難に関するワーキンググループ（中央防災会議 防災対策実行会議） http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/pdf/houkoku/honbun.pdf
	令和元年房総半島台風	令和元年台風第 19 号に係る被害状況等について（内閣府） http://www.bousai.go.jp/updates/r1typhoon19/r1typhoon19/index.html

		令和元年台風 15 号等への県の対応に関する検証（最終報告）（千葉県） https://www.pref.chiba.lg.jp/gyoukaku/shingikai/taifuukensyou/kensyoukaigi.html
	令和元年 8 月の前線に伴う大雨	令和元年８月豪雨への対応（国土交通省 九州地方整備局） http://www.qsr.mlit.go.jp/bousai_joho/saigaijouhou190828.html
	平成 30 年台風第 21 号	南海トラフ地震対応の強化策について【提言】（大阪府） http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/31241/00296685/190109_teigen.pdf
	平成 30 年7月豪雨	平成 30 年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（中央防災会議防災対策実行会議 平成 30 年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ） http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai_dosyaworking/pdf/honbun.pdf
	平成 29 年九州北部豪雨	平成 29 年7月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する今後の取組について（内閣府） http://www.bousai.go.jp/fusuigai/kyusyu_hinan/index.html
	平成 28 年台風第 10 号（岩手県　要配慮者利用施設被災）	平成 28 年台風第 10 号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）（内閣府） http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/guideline_2016.html
	平成28年北海道豪雨災害	平成 28 年8月北海道豪雨災害被災とその影響、そしてこれから（国土交通省） https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/splaat000000otsj-att/splaat000000ougk.pdf
	平成 27 年関東・東北豪雨（長時間の浸水）	水害時の避難・応急対策の今後の在り方について（報告）（内閣府） http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigaiworking/index.html
	平成 26 年広島土砂災害	総合的な土砂災害対策の推進について（報告）（内閣府） http://www.bousai.go.jp/fusuigai/dosyaworking/index.html
風害（火災）	平成 28 年糸魚川大規模火災	糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方に関する検討会報告書（消防庁） http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h29/itoigawa_daikibokasai/06/houkokusyo.pdf
雪害	平成 30 年2月大雪	冬季道路交通確保対策検討委員会（国土交通省） http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/toukidourokanri/index.html
	平成 26 年 12 月豪雪	平成 26 年 12 月5日の豪雪による国道 192 号雪害への対応（国土交通省） https://www.skr.mlit.go.jp/road/saigai/2014_sekisetsu_3-1.pdf
	平成 26 年 2 月豪雪	発達した低気圧による2月 13 日から2月 19 日の大雪、暴風雪等（気象庁） http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/saigaiji/saigaiji_201402.pdf
火山	平成 27 年口永良部島新岳噴火	口永良部島の噴火状況等について（内閣府） http://www.bousai.go.jp/updates/h270529kazan/index.html
	平成 26 年御嶽山噴火	御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について（内閣府） http://www.bousai.go.jp/kazan/suishinworking/index.html

Ⅳ　資料編

（資料１）　強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成二十五年十二月十一日法律第九十五号）－抜粋－

（目的）

第一条　この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下単に「大規模自然災害等」という。）に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条　国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

（国の責務）

第三条　国は、前条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条　地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者及び国民の責務）

第五条　事業者及び国民は、国土強靱化の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する国土強靱化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協力）

第六条　国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第七条　政府は、国土強靱化に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

（基本方針）

第八条　国土強靱化は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一　迅速な避難及び人命の救助に資する体制の確保、女性、高齢者、子ども、障害者等の視点を重視した被災者への支援体制の整備、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び確保、防災教育の推進、災害から得られた教訓及び知識を伝承する活動の推進、地域における防災対策の推進体制の強化等により、大規模自然災害等に際して、人命の保護が最大限に図られること。

二　行政、情報通信、交通その他の国家及び社会の重要な機能の代替性の確保、生活必需物資の安定供給の確保等により、大規模自然災害等が発生した場合においても当該機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。

三　地震による建築物の倒壊等の被害に対する対策の推進、公共施設の老朽化への対応、大規模な地震災害、水害等の大規模自然災害等を防止し、又は軽減する効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりの推進、大規模自然災害等が発生した場合における社会秩序の維持等により、大規模自然災害等に起因する国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。

四　地域間の連携の強化、国土の利用の在り方の見直し等により、地域の活力の向上が図られ、大規模自然災害等が発生した場合における当該大規模自然災害等からの迅速な復旧復興に資すること。

五　予測することができない大規模自然災害等が発生し得ることを踏まえ、施設等の整備に関しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靱化を推進するための体制を早急に整備すること。

六　事前防災及び減災のための取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わされることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。

七　現在のみならず将来の国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに国民生活及び国民経済を守るために実施されるべき施策については、人口の減少等に起因する国民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による当該施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

（施策の策定及び実施の方針）

第九条　国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

一　既存の社会資本の有効活用等により、施策の実施に要する費用の縮減を図ること。

二　施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

三　地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。

四　民間の資金の積極的な活用を図ること。

五　国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を行うこと。

六　人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。

七　科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

（国土強靱化基本計画）

第十条　政府は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）を、国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。

２　国土強靱化基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　国土強靱化基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野

二　国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針

三　前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、国土強靱化基本計画を公表しなければならない。

5　政府は、国土強靱化に関する施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、国土強靱化基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6　第三項及び第四項の規定は、国土強靱化基本計画の変更について準用する。

（国土強靱化基本計画と国の他の計画との関係）

第十一条　国土強靱化基本計画以外の国の計画は、国土強靱化に関しては、国土強靱化基本計画を基本とするものとする。

（国土強靱化基本計画の実施に関する勧告）

第十二条　内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

（国土強靱化地域計画）

第十三条　都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）

第十四条　国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

（資料２） 国土強靱化を推進する上での基本的な方針（国土強靱化基本計画より）

（１）国土強靱化の取組姿勢

① 我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。

② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と EBPM（Evidence-based Policymaking：証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。

③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。

④ 我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

⑤ 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システム的な視点を持ち、制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組むこと。

（２）適切な施策の組み合わせ

⑥ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。

⑦ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。

⑧ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

（３）効率的な施策の推進

⑨ 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。

⑩ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。

⑪　限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること。
⑫　施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
⑬　人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
⑭　科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

（４）地域の特性に応じた施策の推進
⑮　人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
⑯　女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
⑰　地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

（資料３） 特に配慮すべき事項（国土強靱化基本計画より）

（総合的・長期的な視点による国土及び経済社会システムの構築）

平時のみを念頭に置いて過剰な経済効率性を追求することは、リスクが存在する客観的状況下では、我が国の国土及び経済社会システムが毀損され、結果として追求したはずの経済効率性を喪失してしまう危険性の増大につながることがある。

このため、国土及び経済社会システムの構築や改変、改善に当たっては、平時における効率性・合理性の確保という視点だけではなく、各種のリスクの存在並びにそれらを見据えた災害対応力の向上及び長期的な効率性・合理性の確保を意図した総合的な視点を持ち、平時における市場の失敗を是正する規制誘導等の活用などにより取り組むことが重要である。例えば、東京一極集中など、効率性の観点から過度に集中した国土構造のリスクを分散させるため、地方創生の取組とも連携しながら「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促す効果的な方策について検討を行う。

（官民連携の促進と「民」主導の取組を活性化させる環境整備）

国土強靱化を実効あるものにするためにも、国、地方公共団体のみならず、民間事業者等の主体的取組が極めて重要であり、官と民が適切に連携及び役割分担をして推進するものとする。このため、民の自助や共助の活性化や公助への民の力の活用を進める。特に、企業・団体のほか、地域住民、コミュニティ、NPO などの各主体が実施する自助・共助の取組が効果的で持続的なものとなるよう、実践的な訓練・教育、リスクの見える化の取組、平時からのコミュニティの活力維持（コミュニティのレジリエンス）等への支援を行うとともに、災害対応において不可欠である民間のスキル・ノウハウや施設設備等の活用を推進する。

さらに、国、地方公共団体の財政が逼迫している状況の中、国土強靱化の取組に対する民間事業者の資金、人材、技術、ノウハウ等の投入（以下「民間の投資」という。）を促進する。

ハード対策とソフト対策の両面からの総合的な国土強靱化の取組は、各分野における多様なニーズを生み出し、これが新たなイノベーションや更なる民間の投資の拡大をもたらすことにより、生産力の強靱化等、民間事業者の災害対応力の向上を通じて、競争力の強化につながるなど、それ自体が我が国の持続的な経済成長に貢献することが期待できる。

このため、民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携（具体的な被害予測等を含む広報・普及啓発、協議会の開催等）により、国土強靱化に資する自主的な設備投資等（例えば、バックアップの施設やシステムの整備、施設設備の耐

震化等）を促すとともに、PPP/PFI を活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組み（例えば、規制の見直し、税制の活用、経営上優先度が高い事項等とセットにした推進策の設計等）の具体化を着実に進める。また、地方公共団体と地域の民間事業者との双方向のコミュニケーションが積極的に行われるよう、情報提供や啓発を行う。

加えて、大規模自然災害等の発生後に国の経済活動を維持し迅速な復旧復興を可能とするために、中小企業等においては各々の事業形態等を踏まえた実質的な事業継続の取組の普及を図るなどにより民間企業等の事業継続の取組を一層促進するとともに、企業連携型及び地域連携型の事業継続の取組を推進する。

（地方公共団体等における体制の構築）

国土強靱化を効果的に進めるため、国と地方公共団体の間及び地方公共団体相互における十分な情報共有・連携を確保するとともに、統括・調整機能の向上や強靱化を担う人材の育成など地方公共団体等における組織体制の強化及び国土強靱化地域計画（以下「地域計画」という。）の策定の加速化や実施への支援の強化を図る。

また、災害のおそれの状況に応じて、市町村が住民に対して適時的確な対応を取ることができるよう、市町村に対する適切な支援を行う。

（リスクコミュニケーションと人材等の育成）

国土強靱化の担い手は国民一人一人であり、国民と行政が双方向でコミュニケーションを行うこと、国民自らが主体的に国土強靱化について考え、災害によるストレスへの対処法を知り、強靱性を高めること、地域社会、行政機関、企業、団体等におけるリーダーや多様な学術的背景を備えた防災分野の専門家、研究者等の育成・確保等が重要であるため、この育成・確保等及び災害から得られた教訓・知識を伝承・実践する活動を、男女共同参画の視点にも留意しつつ、国民運動として推進する。

（国土強靱化のイノベーション）

国土強靱化の推進を支えていくため、インフラ・防災・減災分野において Society5.0 時代の超スマート社会の実現を目指し、先端技術を活用し社会課題を解決していく。

具体的には、人工知能（AI 技術）、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS（ソーシャル・ネットワークサービス）など、ICT の技術とサービスの両面での進歩・革新を積極的に活用する。あわせて、システムダウンや記憶媒体の損失への対応、情報収集・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を進める。

その中で、豪雨・地震・津波等の規模の予測と情報提供、被害状況の推定・収集、防災機関間での情報共有・分析、被災者・避難者への災害情報の提供等、インフラ・防災・減災のあらゆる場面にICTを活用するとともに、人工衛星（観測・測位・通信）も活用して、リアルタイム・即時性、双方向性、地理空間情報（G空間情報）との連結等の機能を更に高める。

その際、官学の持つ情報に加えて、SNSなど民間が運営・提供する多様な情報サービスの活用など、官民学連携を進めるほか、政府等の所有する情報のオープンデータ化を進める。

これらにより、都市部・地方に関わらず日本全国で、デジタルデバイドがなく平時から使い慣れた、即時性がありスマートで分かりやすいコミュニケーションを実現し、全ての人が安全・安心に暮らせるような社会としていく。

また、これらの先端技術の導入促進による国土強靱化のイノベーション推進とともに、我が国の災害経験に即した最新の技術を海外に輸出展開・貢献するという視点にも留意する。

（「仙台防災枠組2015-2030」の実践等による世界の強靱化の主導）

多くの自然災害を経験してきた我が国は、国際的に見ても国土強靱化を先進的に進めている国の一つであり、国土強靱化に関する様々な分野において国際社会に貢献していくことが重要である。

平成27年3月に第3回国連防災世界会議において採択された「仙台防災枠組2015-2030」（以下「仙台防災枠組」という。）における、「事前の防災投資」や「より良い復興（Build Back Better）」等の趣旨を率先して実行することにより、世界の強靱化をリードする。

具体的には、同年12月、第70回国連総会本会議において全会一致で採択された「11月5日を『世界津波の日』として制定する決議」を受け、世界各地における、「津波に対する意識向上のための啓発活動」や「津波対策の強化」等を通じ、イニシアチブを発揮していくとともに、経済協力開発機構（OECD）とリスク評価等に関する協力協定を結んだ東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）を活用しながら世界をリードしていく役割が求められる。

このような考えに基づき、国土強靱化に関する様々な分野において、情報交換の場づくりや人材の交流等を通じて諸外国との相互理解を深め、高め合いながら、我が国の国土強靱化の取組を一層推進するとともに、その成果を積極的に情報発信することを通じて、国際社会に貢献していく。

（2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた対策）

国土強靱化は我が国を訪れる外国人に対する一種のおもてなしである。我が国の国土の強靱性に裏付けられた安全・安心な 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の実現に向けて、首都強靱化について、東京都を中心とした地方公共団体と緊密に連携を取りつつ、自然災害が発生しても安全・安心な大会の実現や災害時に弱者となる外国人観光客等に必要な対策を計画的かつ総合的に進める。

（平成 30 年６月以降の災害からの教訓を踏まえた対策）

本計画策定の際に行った脆弱性評価の実施中とそれ以降においても、我が国は、大阪府北部を震源とする地震、平成 30 年７月豪雨、平成 30 年台風第 21 号、北海道胆振東部地震等の相次ぐ災害に見舞われた。これらの災害等を受けて実施した「重要インフラの緊急点検」により、生命や財産の保護に加えて、国民の暮らしや経済活動を支える重要なインフラの機能を、災害に対して維持する必要があることについて、以下の具体的事例をはじめとして多くの教訓を得た。

・河川が氾濫した場合に湛水深が深くなり、甚大な人命被害等が生じる恐れのある区間への対応が必要であること
・災害拠点病院等について、診療機能を３日程度維持するための設備の増設等が必要であること
・土砂災害へのソフト対策について、地方公共団体における災害リスク情報の整備や土砂災害に関する情報を改善していく必要があること
・全国の電力インフラについて、各エリアの最大発電所が脱落した場合等においても、一部で運用面での対策を講ずることを前提に、全体としては周波数低下による大規模停電（ブラックアウト）の再発を防止できることが確認されたが、更なる電力供給の強靱化が必要であること
・畜産物の安定供給上重要な畜産関係施設等について、停電時の対応計画を作成していない等の課題に対応する必要があること
・航空輸送上重要な空港等のターミナルビル等について、非常用電源・電気設備への浸水等に対応する必要があること
・幹線道路等の法面・盛土について、鉄道近接や広域迂回など社会的影響が大きい箇所において、土砂災害等に対応した道路法面・盛土対策等を行う必要があること
・豪雨により流失・傾斜の恐れがある鉄道河川橋梁について対応する必要があること
・主要な外貿コンテナターミナルについて、コンテナ流出リスク、電源浸水リスク、地震リスク等の課題に対応する必要があること

・携帯電話基地局について、被害状況の把握から応急復旧の初動対応等の課題に対応する必要があること

さらに、災害を踏まえた検証作業等からも、以下をはじめとする様々な教訓を得た。

・ブロック塀等の倒壊や多発した小規模ため池の決壊等への課題に対応する必要があること
・気象情報や避難情報等の防災情報を、住民の避難行動に確実に結び付ける必要があること

これらの教訓を踏まえて、第３章で定める国土強靱化の推進方針を個別施策に具体化するとともに、第４章で定める３か年の緊急対策や各プログラムの推進方針の具体化に取り組むこととする。

（資料４） 国土強靱化基本法における脆弱性の評価に関する規定 －抜粋－

（施策の策定及び実施の方針）

第九条　国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

一　既存の社会資本の有効活用等により、施策の実施に要する費用の縮減を図ること。

二　施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

三　地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。

四　民間の資金の積極的な活用を図ること。

五　**国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価**（以下「脆弱性評価」という。）**を行うこと。**

六　人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。

七　科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

（国土強靱化基本計画の案の作成）

第十七条　本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、**脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。**

２　本部は、前項の指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

３　脆弱性評価は、**起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行う**ものとする。

４　脆弱性評価は、**国土強靱化基本計画の案に定めようとする国土強靱化に関する施策の分野ごとに行う**ものとする。

５　脆弱性評価は、**国土強靱化に関する施策の分野ごとに投入される人材その他の国土強靱化の推進に必要な資源についても行う**ものとする。

６　本部は、国土強靱化基本計画の案の作成に当たっては、脆弱性評価の結果の検証を受け、作成手続における透明性を確保しつつ、公共性、客観性、公平性及び合理性を勘案して、**実施されるべき国土強靱化に関する施策の優先順位を定め、その重点化を図らなければならない。**

７　本部は、国土強靱化基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県、市町村、学識経験を有する者及び国土強靱化に関する施策の推進に関し密接な関係を有する者の意見を聴かなければならない。

８　前各項の規定は、国土強靱化基本計画の変更の案の作成について準用する。

（資料５）　国の基本計画におけるプログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標			プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態 （網掛けは、重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態）
Ⅰ．人命の保護が最大限図られる Ⅱ．国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される Ⅲ．国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 Ⅳ．迅速な復旧復興	1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
			1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
			1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
			1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
			1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
			1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
			2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
			2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
			2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
			2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
			2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
			2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
			3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全
			3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
			4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
			4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

基本目標	事前に備えるべき目標			プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態 （網掛けは、重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態）
	5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
			5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
			5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
			5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
			5-6	複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
			5-7	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
			5-8	食料等の安定供給の停滞
			5-9	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
			6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
			6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
			6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
			6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
			7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
			7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
			7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
			7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
			7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃
	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
			8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
			8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
			8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
			8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
			8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

（資料６） 地域独自のリスクシナリオを含む参考用リスクシナリオ

・国の基本計画における 45 の「起きてはならない最悪の事態」に、策定済団体（平成 31 年 1 月時点）の設定した独自シナリオを加えて網羅的に作成したものです
・国の基本計画における「起きてはならない最悪の事態」の表現では地方公共団体での事態にそぐわないと思われるものは表現を変更し、又は代替表現を提示してありますので、自団体のリスクシナリオ設定の際に参考としてください

事前に備えるべき目標（カテゴリー）		参考用リスクシナリオ	国の基本計画におけるプログラム	国の基本計画における重点プログラム	起きてはならない最悪の事態 （カッコ内は代替表現の提示）
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	1-1	○	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	1-2		密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	1-3	○	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	1-4	○	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	1-5	○	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
		1-6	1-6		暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
		1-a	－		避難路における通行不能
		1-b	－		地盤沈降に伴う長期的な市街地の浸水
		1-c	－		暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生（豪雪に伴う被害の拡大）
		1-d	－		積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-e	－		広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
		1-f	－		豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-g	－		（亜炭鉱廃坑跡等の）大規模陥没による市街地崩壊に伴う被害の拡大
		1-h	－		河川湖沼の大規模氾濫
		1-i	－		異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
		1-j	－		防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
		1-k	－		列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死傷者が発生する事態
		1-l	－		国民保護事案による死傷者の発生
		1-m	－		弾道ミサイル等の武力攻撃などにより、多数の死傷者が発生する事態
		1-n	－		近隣地域の被害が大きく，多くの市外避難者が集中し，混乱が発生する事態
		1-o			雪崩や建物倒壊に伴う死傷者の発生
		1-p			ダムの決壊又は異常洪水時防災操作による下流域地区の浸水等

		1-q			学校施設の倒壊・災害の発生
		1-r			災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
		1-s			原子力災害による甚大な影響
		1-t			疫病・感染症等による多数の死傷者の発生
		1-u			ため池の損壊による死傷者の発生
		1-v			多数の災害関連死の発生
		1-w			エレベーター停止による閉じ込め等で多数の死傷者の発生
		1-x			猛暑による多数の熱中症患者・死者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	2-1	○	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	2-2		多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	2-3	○	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	2-4		想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	2-5		医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	2-6		被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	2-7	○	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
		2-a	－		多数の避難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所での避難生活が困難となる事態
		2-b	－		災害救助における活動拠点、資機材等の不足
		2-c	－		観光客等の帰宅困難者の発生
		2-d	－		避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態
		2-e	－		緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
		2-f	－		富士山噴火の影響により、飛灰の蓄積・道路通行不良が発生し、県東部エリア及び県外からの避難者受入困難事態
		2-g	－		孤立することにより隣接自治体からの救援援助を受けられない事態
		2-h	－		多数の災害関連死の発生
		2-i	－		救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
		2-j			地域の共助体制の機能不全により、死傷者が増大する事態
		2-k			避難行動要支援者への支援の不足等により、要配偶者に多数の死傷者が発生する事態
		2-l			富士山火山噴火、地震等に伴うスバルライン等の寸断により下山に時間がかかり、富士山五合目以上の区域に多数の滞留者が発生し、水・食料、一時避難場所が確保できない事態
		2-m			消防団員の被災、道路の阻絶・浸水、ポンプ車の故障、防火水槽・消火栓の損壊等により、消防団の機能発揮が困難
		2-n			住民の多数被災、自主防災組織倉庫の被災等により、自主防災組織としての救援・消火活動が殆どできない事態の発生

		2-o			福祉避難所開設のための支援スタッフや救援物資提供の遅延により、民間社会福祉施設を活用した福祉避難所の開設ができない
		2-p			車中泊避難等の多数発生による健康被害の発生
		2-q			市民・地域コミュニティの防災活動、防災教育の不足による被害の拡大
		2-r			災害発生時における斜面市街地等での狭隘な道路や階段が多いことによる避難困難や、消防・救急活動の阻害
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	3-1		被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	3-2		首都圏等での中央官庁機能の機能不全
		3-3	3-3		地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		3-a	-		災害時における病院拠点等施設の倒壊等
		3-b	-		被災者へのきめ細かな支援の不足による心身の健康被害の発生
		3-c	-		災害時における町立病院等の浸水・倒壊等による医療機能の大幅な低下や停止
		3-d	-		災害時における教育センター（教育委員会）の浸水・津波被害と教育の拠点機能の混乱による教育行政機能の大幅な低下や停止
		3-e	-		広域防災拠点の被災による機能の大幅な低下
		3-f	-		東京都内の基盤インフラの崩壊等により、首都機能が麻痺・停止する事態
		3-g	-		防災関係機関や民間企業と連携がとれず災害対策が麻痺
		3-h	-		甚大な被害を受けた近隣の市町村との相互応援体制が麻痺
		3-i	-		災害時の公助の絶対的不足
		3-j	-		職員の違法行為・不祥事・瑕疵・過失等による市の信用失墜
		3-k	-		財政破綻による行政機能の停止・市民サービスの低下
		3-l	-		新型インフルエンザまん延による各機関の業務停止
		3-m	-		電話、通信回線の被害・輻輳等により災害・被害情報の収集が困難となり、初期の情報発信を適切に実施できない事態
		3-n	-		市職員等の被災や長期かつ大量の災害業務の増加、惨事ストレスなどに伴う心身の不調による行政機能の大幅な低下
		3-o	-		市職員の参集困難に伴う初動対応の低下、市町村行政機能の停止
		3-p			災害対応体制整備の不備による被災者支援の遅れ
		3-q			行政の業務継続体制の整備
		3-r			信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-s			電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	4-1		防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	4-2		テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	4-3	○	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		4-a	-		防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

		4-b	-		町防災行政無線施設の損壊による情報提供機能の長期停止
		4-c	-		情報通信の長期停止による災害情報が伝達できない事態
		4-d	-		コンピューターシステムの停止（災害発生、サイバー攻撃、不正アクセス、ウィルスの侵入）
		4-e	-		個人情報漏洩による市の信用失墜
		4-f	-		高齢者等の災害弱者の情報獲得手段が限られていることによる重要情報伝達の不備
		4-g			情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
					郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	5-1	○	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下（サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下）
		5-2	5-2		エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	5-3		コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	5-4		海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		5-5	5-5	○	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響（基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止）
		5-6	5-6		複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響（空路の機能停止）
		5-7	5-7		金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
		5-8	5-8	○	食料等の安定供給の停滞
		5-9	5-9		異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		5-a	-		事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済の停滞
		5-b	-		大規模地震、津波による基幹産業である漁業、農業施設の倒壊等及び被害拡大と長期間にわたる漁業、農業の停滞
		5-c	-		観光業、商工業等あらゆる産業の被害拡大と産業の停滞
		5-d	-		物流機能等の大幅な低下
		5-e	-		福井市ガス工場・福井国家石油備蓄基地の損壊、火災、爆発等
		5-f			大規模商業施設の損壊、火災、爆発等
		5-g			経営資源の被災等により事業継続が不可能となる事態
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	6-1	○	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	6-2	○	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	6-3		汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	6-4		新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	6-5		防災インフラの長期間にわたる機能不全
		6-a	-		避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態

		6-b	－		応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化
		6-c	－		被災者へのきめ細やかな支援の不足による心身の健康被害の発生
		6-d	－		防災拠点、避難場所等（公共施設）における長期間にわたる電気、ガス、燃料の供給停止
		6-e	－		ライフライン（電気、情報通信、燃料等）の長期にわたる機能停止
		6-f	－		農工業用水の長期間にわたる機能停止
		6-g	－		被災者へのきめ細かい支援の不足による心身の健康被害の発生
		6-h			食料の安定供給の停滞
		6-i			電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・機能不全による二次被害の発生
		6-j			信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		6-k			源泉の被災による温泉の供給停止
		6-l			異常渇水等により用水の供給の途絶
		6-m			沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	7-1	○	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	7-2		海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	7-3		沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-4	7-4		ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-5	7-5		有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
		7-6	7-6	○	農地・森林等の被害による国土の荒廃
		7-a	－		避難所等における環境の悪化（エコノミー症候群や精神的な苦痛）
		7-b	－		住宅供給困難な状態が継続することによる長期にわたる避難所生活
		7-c	－		原子力発電所の事故による放射性物質の放出
		7-d	－		防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-e	－		消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
		7-f	－		火山噴火による地域社会への甚大な影響
		7-g			農業や観光に影響を及ぼす風評被害の発生
		7-h			災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-i			風評被害等による国家経済等への甚大な影響
		7-j			ため池、ダム、防災施設等の倒壊・機能不全による経済活動の停滞
		7-k			河川の氾濫、水路等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-l			情報不足による二次災害の発生・拡大
		7-m			避難所、プレハブ生活でのエコノミー症候群や精神的な苦痛
		7-n			再生可能エネルギー事業設備の被害による二次災害の発生
		7-o			地域コミュニティの崩壊、治安等の悪化

8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	8-1		大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	8-2		復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	8-3		広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	8-4		貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	8-5		事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	8-6		国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響
		8-a	－		被災者の住居や職の確保等の遅延による生活再建が大幅に遅れる事態
		8-b	－		応急仮設住宅等の住居確保対策の遅延による避難生活の長期化
		8-c	－		土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
		8-d	－		液状化等の発生により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-e	－		ボランティアの人材、受入れ体制の不足により、市民生活の再建が遅れる事態
		8-f	－		後世に残すべき貴重な文化財建造物等文化遺産の被災
		8-g	－		日光杉並木の倒木による被害の発生
		8-h	－		文化財・観光資源の被災等による観光・MICE 都市としての横浜のブランド力の低下、風評被害等による来街者の大幅な減少
		8-i	－		建設業関連など人材の不足による復旧・復興の遅れ
		8-j	－		液状化や地盤沈下の場所に津波の襲来による長期間の浸水
		8-k			鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-l			市内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-m			復興体制及び復興計画策定の遅れにより、復旧復興が大幅に遅れる事態
		8-n			災害等による京都の文化財等の損壊，喪失等により，京都らしさが失われる事態
A	大規模自然災害が発生したときでも観光地や文化財が保全される	A-a	－		文化財等の被災による、観光客等の死傷者の発生
		A-b	－		後世に残すべき貴重な文化遺産の被災
B	防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地	B-a	－		企業・住民の流出等による地域活力の低下
		B-b	－		離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生

		B-c	－		人口減少・高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態
C	太平洋側の代替性確保に必要不可欠な機能が維持される	C-a	－		太平洋側の基幹的な陸・海・空の交通ネットワークの機能停止
D	復旧・復興段階で、県、広域応援部隊及び近隣市町との連携の拠点として活動し、県全体の復旧・復興に寄与する。	D-a	－		広域応援部隊が使用する燃料等の調達が市の需要と競合し、円滑な救援行動に支障を来たす事態の発生
		D -b	－		市外からの一時避難者の受け入れ態勢が確保できない事態の発生
		D -c	－		ボランティアの受け入れ態勢を十分に確保できない事態の発生
E	的確な情報処理を実施する	E-a	－		コンピューターシステムの停止（災害発生、サイバー攻撃、不正アクセス、ウィルスの侵入）
		E-b	－		個人情報漏洩による市の信用失墜
F	災害に強い人づくり・地域づくりを進めるとともに、大規模自然災害発生後であっても、市民・地域が力を発揮できるよう、環境を整備する	F-a	－		市民・地域・事業者の共助体制が機能せず、避難所設置、避難支援や発災直後の救助活動が不足する事態
		F-b	－		災害時要援護者（配慮を要する高齢者、障害者、乳幼児など）への地域の支援が不足する事態
		F-c	－		避難所開設・運営における住民自主運営体制の不備、女性の視点からの対策が不十分である等により、避難所の生活環境が悪化する事態
G	防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり	G-a	－		企業・住民の流出等により、ものづくりのまち浜松らしさが失われ、地域活力が低下する事態
H	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	H-a	－		復旧・復興を担う人材・機材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		H-b	－		地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
I	文化財が迅速に再建、回復できる条件が整備されること	I-a	－		後世に残すべき貴重な文化財建造物等文化遺産の被災
		I-b	－		日光杉並木の倒木による被害の発生
J	首都機能の維持・復旧をバックアップできるようにする	J-a	－		大量の帰宅困難者が発生し、多数の家族が分断される事態
		J-b	－		東京都内の基盤インフラの崩壊等により、首都機能が麻痺・停止する事態
K	協働と参画による地域力の向上と配慮の必要な方への対応	K-a	－		地域防災力の低下による被害の拡大
		K-b	－		地理的不慣れな観光客など来街者の避難の遅れによる被害の拡大
		K-c	－		災害時要援護者など配慮の必要な方への支援不足による被害の拡大
L	地域住民一人ひとりが防災・減災への備えに取組み、自助・共助に基づく地域防災力を高める	L-a	－		住民一人ひとりの防災意識の低下による被害の拡大
		L-b	－		人口減少、少子高齢化等の進行による地域防災力の低下

M	大規模災害発生直後であっても交通、上水道、汚水処理施設等のインフラが迅速に復旧・整備される	M-a	－		鉄道・道路の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		M-b	－		上水道の長期間にわたる供給停止
		M-c	－		汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止とそれに伴う感染症の発生
		M-d	－		大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
N	四国の防災拠点としての機能を確保する	N-a	－		大規模災害により、高松自動車道を含めた「四国8の字ネットワーク」が被災・分断し、四国における物資の緊急輸送などの役割が果たせなくなる事態
		N-b	－		高松空港の被災により、四国における航空輸送上の機能が果たせなくなる事態
		N-c	－		重要港湾（高松港）の被災により、物資等の緊急輸送など四国の防災拠点としての役割が果たせなくなる事態
		N-d	－		被災により、本市の行政機能が著しく低下し、四国の防災拠点としての役割が果たせなくなる事態
		N-e	－		消防等の被災により、四国における応援・受援の機能が果たせなくなる事態
		N-f	－		本市庁舎や災害拠点病院など、防災上重要な拠点が被災し、施設が使用できなくなる事態
		N-g	－		食料・飲料水等市民の生命に関わる物資供給が長期停止する事態
		N-h	－		発災により医療機能が麻痺し市内の医療活動や四国の医療活動の拠点としての機能が果たせなくなる事態
O	香川県の防災拠点の一つとして機能	O-a	－		番の州地区石油コンビナート等特別防災区域の被災等により、四国のエネルギー拠点としての役割が果たせなくなる事態
P	離島・半島の孤立地域の発生を回避する	P-a	－		離島・半島のインフラ損壊による長期にわたる孤立地域の発生

（注）Ａ～Ｐは地方公共団体が独自に設定した「事前に備えるべき目標」で、「参考用リスクシナリオ」欄の英子文字を付したものは地方公共団体が独自に設定したリスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）である。

（都道府県等が独自に事前に備える目標やシナリオを設定する意図）

- 富山県では「太平洋側の代替性確保」を基本目標に入れ、それに対応するリスクシナリオとして「太平洋側の基幹的な陸・海・空の交通ネットワークの機能停止」を設定しています。
- 山梨県は、「起きてはならない最悪の事態」設定にあたり、踏まえた地域特性を、補足説明として付記（例：地震による建物被害の多くは地震動そのものに伴うものであるが、甲府盆地南部等では液状化による建物被害も発生する可能性がある）されました。

- 静岡県は、平成 25 年度に公表した地震被害想定の中で、発災から時系列を追って、災害対策本部、医療救護、交通、ライフライン、住宅対応など、各分野の状況のシナリオを想定していたため、リスクシナリオ（「起きてはならない最悪の事態」）の具体化による、より詳細な脆弱性の分析・評価につなげていくことができました。また、事前に備えるべき目標として「防災・減災と地域成長を両立させた魅力ある地域づくり」を挙げ、それに対応するリスクシナリオとして「企業・住民の流出等による地域活力の低下」を設定しています。国の視点になくとも地域の視点からは重大なリスクといえます。
- 香川県では「四国の防災拠点としての機能を果たす」を基本目標に入れ、それに対応するリスクシナリオとして他の目標においても挙げられたリスクシナリオを、再掲という形で結びつけています。これにより、リスクシナリオへの対応を強化しています。

（資料７） リスクシナリオに対応する KPI の例

・策定済市町村で実際に設定された KPI から代表的なものを紹介します。ここにあげたものは一例です。必ず設定しなければならないものでもありません。各地域で実情に合った KPI を設定してください。

起きてはならない最悪の事態		KPI 例（代表的なもの）
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	住宅の耐震化率
		市町村施設の耐震化率
		特定天井等非構造部材の定期点検等の対策
		家具などの転倒防止対策実施率
		ハザードマップの作成率
		病院・社会福祉施設等の耐震化率
		橋梁の長寿命化修繕
		家具等転倒防止対策
		津波避難道路の整備率
		避難勧告等判断マニュアルの見直し実施状況 ※令和３年の災害対策基本法の改正により避難勧告・避難指示を一本化
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	市街地再開発の進捗率（全地区）
		観光地の防災拠点の整備
		観光地の管理用道路整備
		緑の基本計画
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	防災ヘリの臨時離着陸場の指定数
		津波避難ビル等で孤立した避難者に対する救助体制整備
		医療機関における災害（津波）対策マニュアルの策定率
		災害発生時医療救護班体制の整備状況
		避難路、緊急輸送道路（国道のバイパス道路）整備率
		地域外へ通じる輸送ルート数
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	避難行動要支援者名簿作成
		避難行動要支援者の個別支援計画の作成数
		がけ地カルテの作成
		観光案内サインの設置数
1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設避難確保計画の作成率
		土砂災害から保全される人家戸数
		火山防災マップの作成
1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	車道除雪機械台数
		雪みちナビカメラ設置台数
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	備蓄量及び備蓄充足率
		災害時応援協定等（含む物資供給協定）の締結数
		緊急時の輸送道路として活用される道路の整備
		基幹管路の耐震管率
		災害時にヘリコプターが発着できるヘリポート数
		孤立可能性のある集落数
		橋梁の耐震化率
		避難所運営委員会の設立数
		基幹管路の耐震適合率
		災害時に活用できる給食サービス施設の数
2-2		緊急輸送道路整備率

起きてはならない最悪の事態		KPI 例（代表的なもの）
	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	中山間地域における臨時ヘリポートの整備数
		道路啓開計画の策定
		非常用食料、物資の備蓄
		住民情報統合システムシステム整備
		孤立集落無線設置地区数
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	消防団員の充足率
		防火水槽総数に対する耐震性防火水槽の割合
		消防分団屯所の耐震化整備率
		消防救急無線のデジタル化率
		自主防災組織に消防が訓練を実施した回数
		防災拠点となる公園の整備
		町内ボランティア団体数、登録者数
		津波避難訓練参加人数
2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定数
		従業員用に３日以上の飲料水を備蓄している企業の割合
		災害用伝言板サービス等の周知
		帰宅困難者向けリーフレットの作成
		帰宅支援ステーション数
		帰宅困難者対策訓練の実施
2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	医療施設の耐震化率
		医療機関における防災医療マニュアル整備状況
		災害対応訓練の実施状況
		医療機関の食料備蓄量
		市内病院、有床診療所の BCP 策定率
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	集団予防接種の接種率
		トイレなどの整備状況
		消毒薬剤の備蓄率
		汚泥再生処理センター整備状況（工事進捗率）
		改修済火葬炉数
		感染症研修会等 開催回数
		下水道・合併浄化槽等の汚水処理人口普及率
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	指定避難場所・福祉避難所の指定数
		避難者等のための食糧品備蓄率
		基幹避難所備蓄庫数
		避難所開設訓練実施率
		避難所運営リーダーの養成
		災害時における飲食料、生活物資の供給協力に関する協定数
		要配慮者避難支援に取り組む地域組織を支援した回数
		福祉避難所の設置運営に関する協定数
3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	犯罪認知件数
		防犯カメラ設置台数
		防犯アドバイザー派遣回数
3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	自治体の業務継続計画（BCP）策定状況
		自治体の受援計画策定状況
		自治体所有施設の耐震化率
		自治体間相互応援協定などの締結数
		災害対策本部非常用電源機能整備
		職員用食糧備蓄率
		業務継続のために必要な発電用燃料の充足度

起きてはならない最悪の事態		KPI 例（代表的なもの）
		災害対策本部の代替機能の整備
		災害対策本部訓練の実施回数
		ICT-BCP の策定状況
		庁舎の室内安全対策実施率
		外部データセンターへ移設したシステム割合
		災害発生時（地震津波時）の職員の初期対応マニュアル策定と職員への配布
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	消防：通信指令センターとの情報通信の多重化（衛星電話等）整備状況
		市民への情報伝達手段の多重化・同報系デジタル防災行政無線等の整備
		太陽光発電を設置している公共施設の数
		通信ビルの電源機能：大容量蓄電池や非常用発電機配備状況
		防災行政無線施設の電源機能：大容量蓄電池、非常用発電機配備率
4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	防災行政無線（固定系）のデジタル化率
		市民への情報伝達手段の多重化
		町保有の衛星携帯数
		防災行政無線施設の地震対策
		情報伝達訓練の実施回数/年
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	BCP 策定支援事業参加企業数
		港湾連絡道路の整備状況
		中小企業の事業継続計画 の策定割合
		都市計画道路の無電柱化事業の進捗状況
		市道路啓開計画策定状況
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	新エネルギー導入量発電容量
		学校施設への太陽光パネル設置数
5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	消防：準特定タンク新基準適合率
		消防：屋外タンクの緊急遮断弁設置率
		消防：コンビナート災害対応 消火薬剤の保有数
		応急活動に必要な燃料の確保状況
		石油等の流出による火災に対する消火対策の検討状況
		港湾湾外縁部、湾口部の地震・津波対策整備状況
5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	緊急輸送道路の整備状況
		耐震補強実施橋梁数
		港湾大規模地震対策施設：耐震強化岸壁整備状況
		空港における基本施設の耐震化率
		インフラ施設の長寿命化の取組状況
		重要橋梁の予防保全型補修工事着手率
		資機材格納施設の高台整備状況
		緊急時輸送道路の整備促進状況
5-7	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響	町内 JA の事業継続計画（BCP 計画）策定率
		自治体の指定金融機関の事業継続計画（BCP 計画）策定状況
5-8	食料等の安定供給の停滞	他自治体との災害時における相互応援協定締結状況
		食料自給率
		農業用排水機場耐震照査率

起きてはならない最悪の事態		KPI 例（代表的なもの）
		農用地のカバー率（多面的機能支払交付金対象農用地面積）
		拠点給水施設の整備率
6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	燃料供給協定締結数
		発電・送電設備の耐震化
		市管理河川における小水力発電施設数
		災害対応型給油所数
		可搬式発電機設置数
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	基幹管路の耐震適合率
		浄水施設の耐震率
		水道：協定書締結数
		上水道の業務継続計画の整備
		水道施設耐震技術研修会実施
		応急給水研修実施
		地域住民との連携や効果的な訓練の実施数
		災害応急用井戸に指定されている事業場数
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	下水道の耐震化率
		下水道業務継続計画（BCP）の策定状況
		合併浄化槽導入率
		災害時応急トイレの整備数
		下水道圧送管バックアップシステム整備率
6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	緊急輸送道路の整備率
		適切な維持管理・補修を要する橋梁の整備率
		自治体運営交通機関施設における耐震性能の確保率
		電線類の地中化実施路線数
		障害物除去等応援対策業務に関する協定数
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	地域設置消火器数
		D 級・C 級ポンプ配備数
		老朽木造住宅の除却助成件数（累計）
		都市防災不燃化促進事業における建替助成件数(累計)
		耐震性防火水槽の設置及び既存防火水槽の耐震補強の整備率
		感震ブレーカー等の普及率
		地震時等に著しく危険な密集市街地の解消面積
		１人当たり公園面積
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	消防：屋外タンクの緊急遮断弁設置率
		建設：樋門操作従事者による作動点検実施状況
		船舶給油タンク耐震化数
7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	住宅の耐震化率
		新規津波避難道路の整備率
		自治体の応急危険度判定員会員数
		空き家件数
		道路啓開に必要な重機、車両等の格納施設の高台整備数
7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	整備・更新等を実施したポンプ所数
		農業用ため池の点検、診断実施数
		防災施設維持管理マニュアルの策定状況
		土地改良区の排水機場の改修工事実施箇所数
		砂防、治山、地すべり、急傾斜の基礎調査の実施率
		ため池ハザードマップ作成状況
7-5		消防：救助工作車及び避難誘導に活用できる車両の配備数

起きてはならない最悪の事態		KPI 例（代表的なもの）
	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	流出防止機能付農業用タンクの設置数
		有害物質の情報把握実施
7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃	土砂災害区域等の指定・周知
		ため池改修計画書の作成数（累計）
		農業用施設の排水設備整備状況
		中山間地域等直接支払制度の集落で地域農業を支える体制づくりに取り組んだ集落数
		農地や農業用水等を保全するため共同活動に取り組んだ活動組織数
		水源涵養機能維持増進森林の割合
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物処理応援協定の締結数
		災害廃棄物処理にかかる応急対策マニュアル:策定済
		災害廃棄物処理計画の策定状況（進捗率）
		仮置場の候補地数
		建設業災害対策協力会における事業継続計画（BCP）策定
		協力協定を締結している団体等の総数
8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	自主防災組織の結成率
		地籍調査の対象面積に対する進捗率
		避難所運営体制検討会の実施避難所数
		道路啓開計画策定
		被災宅地危険度判定士の登録者数
		災害ボランティアコーディネーター養成講座の修了者数
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	定期点検、トンネル補修工事進捗率
		道路啓開計画策定
8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	公園の用地取得
		応急仮設住宅の建設予定地数
		仮設住宅管理等を処理するシステムの導入
8-5	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	風評被害防止にかかる計画の策定
		自治体メールマガジン登録者数
		水産交流人口
		農業交流人口
		正確な情報収集と情報発信する体制づくりを行う県外での観光情報説明会の開催

（資料８） リスクシナリオに対応する対応方策の例

・国土強靭化地域計画は「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、関連する施策を洗い出し、取組状況を整理の上、今後の推進方針を整理することが求められます。以下は地域計画策定済団体における施策の記載事例であり、各市町村においてリスクシナリオごとに施策を整理する際の参考にしてください。

起きてはならない最悪の事態		施策例（代表的なもの）
1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	住宅・建築物の耐震化の促進
		公共施設等の耐震化
		医療・社会福祉施設の耐震化
		多数の人が利用する建築物の耐震化
		災害時に防災拠点となる施設の耐震化の促進
		公営住宅の耐震化の促進
		緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化
		学校の室内安全対策
		建築物等からの二次災害防止対策
		避難路の通行確保対策
		空き家対策の推進
		無電柱化の推進
1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	密集市街地対策
		大規模地震時の電気火災対策の推進
		感振ブレーカーの設置促進
		狭あい道路の拡幅整備
		消防設備等の維持管理
		初期消火力の向上
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	沿岸部の公園の防災機能の強化及び来園者の防災意識の醸成
		住民の津波に対する自助共助、防災意識の醸成
		津波、高潮対策施設の整備、耐震化
		海岸堤防等の老朽化対策の推進
		水門等の効果的な管理運用
		津波避難計画等の住民等への周知及び適切な見直し
		南海トラフ地震防災対策推進計画の策定
		漁船避難ルールづくりの促進
		高潮防御施設、河川堤防等の整備の推進
		津波対策の実施（津波避難施設の整備）
		堤防や全水門の耐震・耐水対策の推進
		陸こうの削減及び遠隔制御システムの導入
1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	安全・安心を実現する国土利用
		洪水ハザードマップの作成
		タイムラインの運用
		治水対策の推進
		都市部における内水浸水対策
		浸水常襲地域や背水影響（バックウォーター）のある支川の対策強化
		浸水対策事業（排水ポンプ車の導入）
		タイムラインの作成・充実・改善
		ダムの緊急放流時における避難対策
		逃げ遅れ防止対策

起きてはならない最悪の事態		施策例（代表的なもの）
		広域的避難の枠組み整備
		集中豪雨等による外水（河川）氾濫対策
1-5	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	火山噴火に対する警戒避難体制の整備
		噴火警戒レベルに基づく避難体制強化
		○○山大規模噴火時の火山災害対策の推進
		火山灰対策
		土砂災害に対する警戒避難体制の整備
		土砂災害に係る避難勧告等の発令基準の策定 ※令和３年の災害対策基本法の改正により避難勧告・避難指示を一本化
		農山村地域における防災対策
		流木災害対策の推進
		大規模盛土造成地の滑動崩落対策
		地すべりや土石流等、土砂災害対策
1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	除雪体制の確保
		暴風雪時における道路管理体制の強化
		雪下ろし事故を防止するための注意喚起
		豪雪災害時の災害救助法適用
		除雪体制の確保（自治会等への除雪機械の導入支援）
		積雪寒冷を想定した避難所等の対策
		路面の凍結防止対策
2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	水道施設等の耐震化等の推進
		物資輸送ルートの確保
		備蓄物資の供給体制等の強化
		応急給水体制の整備
		食料等の備蓄
		民間事業所等との連携強化
		支援物資の供給等に係る広域連携体制の整備
		「道の駅」の防災拠点化
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	孤立集落対策の推進
		孤立可能性地域の災害対応体制の整備
		ヘリコプターによる孤立集落支援
		孤立危険性のある集落との通信手段の確保
		災害に強い路網整備の推進
		孤立集落アクセスルートの確保
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	自衛隊との連携強化
		警察との連携強化
		広域防災拠点の整備
		消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進
		消防職員の災害対応能力の向上
		消防職員の人員確保・車両及び装備資機材等の充実強化
2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	帰宅困難者向けの備蓄の確保
		帰宅困難者の受入体制の確保
		帰宅困難者の情報提供
		Wi-Fi スポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境の整備
		外国人に対する支援
		観光客・来訪者に対する支援（広報・啓発）
		観光客・来訪者に対する支援（輸送手段の確保）
2-5		緊急車両、災害拠点病院に供給する燃料の確保

起きてはならない最悪の事態		施策例（代表的なもの）
	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	市立病院での非常時対応体制の維持
		災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）による福祉的支援の促進
		災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）による医療支援
2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	感染症の発生・まん延防止
		避難所生活での感染症の流行等やエコノミークラス症候群等の疾患への対策の推進
		災害対応時の感染防止
		自宅療養者、濃厚接触者の避難対策の検討
		避難所開設・運営方法の確立
		災害時保健活動及び DHEAT 受援体制の整備
		床上浸水等による衛生環境の悪化への対策
		被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施
2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	避難所となる施設の感染症予防対策
		避難所における衛生管理
		避難所における健康管理
		非常用電源の確保・充実
		要配慮者の避難所における支援体制整備
		在宅・縁故避難の誘導強化
		避難所や家庭における保健衛生活動の準備、避難所における衛生管理
		避難者の健康管理体制の強化
		福祉避難所の指定促進
3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	公共の安全等の秩序維持体制の整備
		地方行政機関等の職員・施設等の被災による機能低下の回避
		道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等
		防犯カメラの設置
3-2	首都圏等での中央官庁機能の機能不全	首都機能バックアップ
		防災上重要な公共建築物等の耐震対策の推進
		行政機関内の情報連絡体制の確保
3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	被災による消防機能低下の回避
		受援体制の構築
		代替庁舎の確保
		会計に関する災害時マニュアルの整備等
		災害対応の長期化に備えた職員へのケア体制
		業務継続に必要な体制の整備
		安否参集確認システムの利用促進
		ＩＣＴ部門における業務継続体制の整備
4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	情報通信システムの電源途絶に対する対応検討
		情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進
		情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等
		地域防災無線による通信
		防災関係機関の情報通信手段の多様化等
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	市民への情報伝達
		情報通信インフラの整備
		災害時における住民への情報伝達手段の強化
		水防テレメータシステムの整備
		道路被害情報共有の強化
4-3		防災教育の充実

起きてはならない最悪の事態		施策例（代表的なもの）
	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	災害時の要配慮者支援の促進
		避難所における電源対策
		観光客に対する情報伝達体制の強化（災害時の情報発信機能等の強化）
		観光客に対する情報伝達体制の強化（平時の情報発信機能の強化）
		情報発信や案内看板等の多言語化
		要配慮者対策の推進
5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	中小企業の強靭化
		民間企業等のＢＣＰの実効性向上（ブラックアウトの想定）
		都市防災力を高める防災技術・製品の実用化支援
		道路機能の維持管理（災害時の機能維持）
		道路等の災害対応力の強化等（緊急輸送道路等）（再掲）
		企業の事業継続計画（ＢＣＰ）の策定促進
		リスク分散を重視した企業誘致等の推進
5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	ライフラインの耐震化の促進、各機関等との連携強化
		エネルギー供給事業者等との連絡強化
5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	海岸保全施設の地震対策等の強化
		産業施設の安全対策の強化
		石油コンビナートの防災体制の充実強化
		産業施設の防災体制の充実強化
5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	海路における物流拠点の機能強化
		海上輸送拠点の耐震化等の促進
5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	幹線交通分断に伴うリスク想定への対応
		交通手段の連携強化
		○○新幹線の整備
		交通網の整備
5-6	複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響（空路の機能停止）	航空ネットワークの維持・拡大
5-7	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響	金融機関等における防災対策の推進（災害リスクの低減）
5-8	食料等の安定供給の停滞	食料生産基盤の整備
		食料生産体制の強化
		被災農林漁業者への金融支援
		緊急物資の輸送体制の構築
		漁港・公設市場の機能保全
		食品流通拠点整備の推進
		農業水利施設の長寿命化・防災減災
5-9	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	節水型都市づくりの推進
		市民の節水の取組のための啓発

起きてはならない最悪の事態		施策例（代表的なもの）
6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	再生可能エネルギーの導入拡大
		石油燃料等供給の確保、石油コンビナート等の防災対策
		電力基盤等の整備
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	給水車の整備
		生活用水の確保
		農業水利施設の耐震化・老朽化対策の推進
6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	下水道施設の耐震化等の推進
		農業集落排水施設の機能保持・老朽化対策の促進
		し尿処理施設の防災対策の強化
		合併処理浄化槽への転換促進
6-4	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止	交通ネットワークの確保の実施
		交通ネットワークの機能保全と強化
		踏切対策事業の推進
		路線バス等地域公共交通の確保
6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	防災インフラの整備
		港湾施設の耐震・耐波性能の強化
		防災インフラの迅速な復旧に向けた取組
7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	消火・救助活動能力の強化
		土地区画整理事業の推進
		都市公園事業の推進
		消防団や自主防災組織等の充実強化
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	重要な産業施設等の安全対策等の強化
		重要な産業施設等の災害に備えた消防力の強化
		石油貯蔵施設等を有する企業連携型業務継続計画等の構築
7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	交通の安全と円滑化
		災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化
		緊急輸送道路等の避難路沿道建築物の耐震化
7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生	ため池の決壊等による被害の防止（ハザードマップの作成）
		ため池の決壊等による被害の防止（改修、廃池）
		土砂災害緊急情報など避難に資する情報伝達体制の整備
7-5	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	有害物質の拡散・流出防止対策の推進
		危険物施設の耐震化の促進
		有害物質の拡散・流出を想定した訓練の実施
		放射線モニタリングの実施
		原子力防災対策の推進
		住宅・建築物のアスベスト対策の促進
7-6	農地・森林等の被害による国土の荒廃	農地・農業用施設等の保全管理の推進
		耕作放棄地の発生防止と再生
		農業用水道の保全管理
		農地等の保全管理
		適切な森林整備
		治山事業の促進

起きてはならない最悪の事態		施策例（代表的なもの）
		鳥獣被害防止対策の推進
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物処理計画の策定、見直し
		ストックヤードの確保
		災害廃棄物処理等に係る協力体制の実効性向上
		がれき処理マニュアルの策定
		震災廃棄物の支援体制構築
		地籍調査の実施
		大規模災害時の災害廃棄物処理体制の整備
8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	災害・復興ボランティアの受入体制の確立
		災害ボランティアコーディネーターの育成
		災害時の応援体制の整備（応急復旧支援）
		災害対応に不可欠な建設業との連携
8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	低地地域の河川施設の耐震化等
		治水対策
		ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進
		海岸・河川堤防等の整備
		液状化危険度の高い地域への住民周知等
		地震ハザードマップの周知等
		液状化対策の実施
8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	地域コミュニティ機能の維持・活性化
		文化財の防災対策の推進
		文化財・観光資源の早期復旧
8-5	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	応急仮設住宅建設候補地リストの更新
		災害時における応急仮設住宅の供給
		災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供
		住宅対策（応急仮設住宅の整備）
		り災証明書の迅速な発行
		応急仮設住宅の建設
		住宅対策（既存ストックの修繕）
		みなし仮設住宅の供給
		震災復興マニュアルの策定等の推進
		迅速な都市復興への取組の強化
8-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響	風評被害等の防止に向けた正確な情報の発信
		各種情報の的確な発信（安全性を含む地域の魅力発信）
		風評被害等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等
		企業の業務継続体制の強化

（資料９）　国への相談等に係る各府省庁の支分部局等一覧

①国土強靱化地域計画の策定等に関する全般的な事項

府省庁名	相談窓口
内閣官房	内閣官房国土強靱化推進室 03-6257-1775 東京都千代田区永田町１－６－１（中央合同庁舎第８号館）

②国土強靱化地域計画の策定等に係る個別の施策・事業に関する事項

府省庁名	相談窓口
内閣府 （防災）	内閣府政策統括官（防災担当）付 東京都千代田区永田町１－６－１　中央合同庁舎第８号館 ①内閣府が作成する被害想定について 参事官（調査・企画担当）付　　03-3501-5693（直通） ②国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係について 参事官（防災計画担当）付　　03-3501-6996（直通） ③上記以外の内容について 参事官（総括担当）付　　03-3501-5408（直通）
内閣府 （防災を除く）	内閣府沖縄総合事務局総務部防災・危機管理課 沖縄県那覇市おもろまち２－１－１　那覇第２地方合同庁舎２号館 098-866-0115（直通）
警察庁	警察庁警備局警備運用部警備第二課災害対策室 東京都千代田区霞が関２－１－２ 03-3581-0141（内線 5764）　　saitaishitsu@npa.go.jp 東北管区警察局総務監察・広域調整部広域調整第二課 宮城県仙台市青葉区本町３－３－１ 022-221-7181（内線 5521）　　tohoku.IPC2@npa.go.jp 関東管区警察局広域調整部広域調整第二課 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１ 048-600-6000（内線 5542）　　kanto.keibi4@npa.go.jp 中部管区警察局総務監察・広域調整部広域調整第二課 愛知県名古屋市中区三の丸２－１－１ 052-951-6000（内線 5530、5511）　　chubu.IPC2@npa.go.jp 近畿管区警察局広域調整部広域調整第二課 大阪府大阪市中央区谷町２－１－17 06-6944-1234（内線 5541、5532）　　kinki.IPC2-2012@npa.go.jp 中国四国管区警察局総務監察・広域調整部広域調整第二課 広島県広島市中区上八丁堀６－30 082-228-6411（内線 5860、5541）　　chugoku.IPC2@npa.go.jp

府省庁名	相談窓口
警察庁	中国四国管区警察局四国警察支局広域調整課 香川県高松市サンポート３－33 087-821-3111（内線 5860、5862）　shikoku.IPC2@npa.go.jp 九州管区警察局広域調整部広域調整第二課 福岡県福岡市博多区東公園７－７ 092-622-5000（内線 5540、5531）　kyushu.IPC2@npa.go.jp
金融庁	金融庁総合政策局総務課 東京都千代田区霞が関３－２－１　中央合同庁舎第７号館 03-3506-6000（内線 3180、2793）
消費者庁	消費者庁消費者政策課 東京都千代田区霞が関３－１－１　中央合同庁舎第４号館 03-3507-9186（直通）
復興庁	復興庁調査・調整班、地域班 東京都千代田区霞が関３－１－１　中央合同庁舎第４号館 03-6328-1111（代表）
総務省 （消防関係）	消防庁総務課 東京都千代田区霞が関２－１－２ 03-5253-5111（内線 42132）　fdma-soumuka@soumu.go.jp
総務省 （情報通信関係）	総務省情報流通行政局地域通信振興課 東京都千代田区霞が関２－１－２ 03-5253-5756　ict-kyoujinka@soumu.go.jp 北海道総合通信局防災対策推進室 北海道札幌市北区北８条西２－１－１　札幌第１合同庁舎 011-747-6451　hokkaido-bousai@ml.soumu.go.jp 東北総合通信局東日本大震災復興対策支援室 宮城県仙台市青葉区本町３－２－23 仙台第２合同庁舎 022-221-0654　touhoku-boutaishitu@ml.soumu.go.jp 関東総合通信局防災対策推進室 東京都千代田区九段南１－２－１　九段第３合同庁舎 03-6238-1790　kanto-boutaishitu@ml.soumu.go.jp 信越総合通信局防災対策推進室 長野県長野市旭町 1108　長野第１合同庁舎 026-234-9961　shinetsu-bousaisuishin@ml.soumu.go.jp 北陸総合通信局防災対策推進室 石川県金沢市広坂２－２－60 076-233-4479　hokuriku-dpo@soumu.go.jp 東海総合通信局防災対策推進室 愛知県名古屋市東区白壁１－15－１名古屋合同庁舎第３号館 052-715-5008　bousai-tokai@soumu.go.jp 近畿総合通信局防災対策推進室 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44 大阪合同庁舎第１号館 06-6942-8504　kinsou-br@soumu.go.jp

府省庁名	相談窓口
総務省 （情報通信関係）	中国総合通信局防災対策推進室 広島県広島市中区東白島町 19－36 082-222-3371　bousai3-chugoku@ml.soumu.go.jp 四国総合通信局防災対策推進室 愛媛県松山市味酒町２－14－４ 089-936-5020　shikoku-bousai@soumu.go.jp 九州総合通信局防災対策推進室 熊本県熊本市西区春日２－10－１ 096-326-7334　bts-kyushu@soumu.go.jp 沖縄総合通信事務所防災対策推進室 沖縄県那覇市旭町１－９カフーナ旭橋Ｂ街区５階 098-865-2300　boutaisuisin-okinawa@ml.soumu.go.jp
法務省	法務省大臣官房秘書課広報室 東京都千代田区霞が関１－１－１ 03-3580-4111（内線 2051）
外務省	外務省 東京都千代田区霞が関２－２－１ ①外務省業務継続計画について 大臣官房総務課危機管理調整室 03-5501-8059（直通） ②防災に関する開発協力に係る施策について 国際協力局地球規模課題総括課 03-5501-8246（直通）
財務省	財務省大臣官房総合政策課政策推進室 東京都千代田区霞が関３－３－１ 03-3581-4111（内線 5162）
文部科学省	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）付 東京都千代田区霞が関３－２－２ 03-5253-4111（内線 2235）
厚生労働省	厚生労働省 東京都千代田区霞が関１－２－２ 03-5253-1111（代表） ①上水道施設の耐震化の推進、ノウハウの強化等について 医薬・生活衛生局水道課　内線:4023　suidougijutsu@mhlw.go.jp ②広域的かつ大規模な災害の際の、適切な医療機能の提供のあり方及び災害拠点病院等の耐震化の推進について 医政局地域医療計画課　内線: 2558 ③福祉施設の耐震化の推進について （ｉ）社会･援護局福祉基盤課　内線：2864 （ii）社会･援護局障害保健福祉部障害福祉課　内線：3035 （iii）老健局高齢者支援課　内線：3927、3928 （iv）子ども家庭局子育て支援課　内線：4960、4961 （Ｖ）子ども家庭局保育課　内線：4837

府省庁名	相談窓口
厚生労働省	④広域的な福祉支援ネットワークの構築について 社会･援護局福祉基盤課　　内線：2864 ⑤予防接種の推進、消毒や害虫駆除等について 健康局結核感染症課　　内線：2375　　SARSOPC@mhlw.go.jp ⑥その他厚生労働省案件 大臣官房厚生科学課　内線：3840
農林水産省	①食料・農業農村整備に関する施策について 東北農政局農村振興部設計課事業調整室 宮城県仙台市青葉区本町３－３－１ 022-263-1111（内線 4343） 関東農政局農村振興部設計課事業調整室 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館 048-600-0600（内線 3571） 北陸農政局農村振興部設計課事業調整室 石川県金沢市広坂２－２－60 076-263-2161（内線 3521） 東海農政局農村振興部設計課事業調整室 愛知県名古屋市中区三の丸１－２－２ 052-201-7271（内線 2626） 近畿農政局農村振興部設計課事業調整室 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 075-451-9161（内線 2523） 中国四国農政局農村振興部設計課事業調整室 岡山県岡山市北区下石井１－４－１ 086-224-4511（内線 2628、2611） 九州農政局農村振興部設計課事業調整室 熊本県熊本市西区春日２－10－１ 096-211-9111（内線 4726） 国土交通省北海道開発局農業水産部農業設計課 北海道札幌市北区北８条西２丁目第１合同庁舎 011-709-2311（内線 5560） 内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 沖縄県那覇市おもろまち２－１－１ 098-866-0031（内線 83341） ②森林・林業に関する施策について （ｉ）国有林について 北海道森林管理局総務企画部企画課 北海道札幌市中央区宮の森３条７－70 011-622-5228（直通） 東北森林管理局総務企画部企画調整課 秋田県秋田市中通５－９－16 018-836-2276（直通）

府省庁名	相談窓口
	関東森林管理局総務企画部企画調整課 群馬県前橋市岩神町４－16－25 027-210-1150（直通） 中部森林管理局総務企画部企画調整課 長野県長野市大字栗田 715－５ 026-236-2515（直通） 近畿中国森林管理局総務企画部企画調整課 大阪府大阪市北区天満橋１－８－75　06-6881-3403（直通） 四国森林管理局総務企画部企画調整課 高知県高知市丸ノ内１－３－30　088-821-2160（直通） 九州森林管理局総務企画部企画調整課 熊本県熊本市西区京町本丁２－７　096-328-3511（直通） （ⅱ）（ⅰ）以外の森林・林業施策について 農林水産省林野庁森林整備部各事業担当課（都道府県林務担当部局経由） 東京都千代田区霞が関１－２－１ 03-3502-8111（内線　計画課 6143、整備課 6172、治山課 6194） ③水産に関する施策について 農林水産省水産庁漁港漁場整備部防災漁村課 東京都千代田区霞が関１－２－１　03-3502-8111（内線 6903）
経済産業省	経済産業省資源エネルギー庁長官官房総務課 東京都千代田区霞が関１－３－１　03-3501-2669（直通） 北海道経済産業局総務課 札幌市北区北８条西２丁目　011-709-1773（直通） 東北経済産業局総務課 宮城県仙台市青葉区本町３－３－１　022-221-4856（直通） 関東経済産業局総務課 埼玉県さいたま市中央区新都心１－１　048-600-0213（直通） 中部経済産業局総務課 愛知県名古屋市中区三の丸２－５－２　052-951-2683（直通） 中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局総務課 富山県富山市牛島新町 11－７　富山地方合同庁舎３階 076-432-5588（直通） 近畿経済産業局総務課 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44　06-6966-6001（直通） 中国経済産業局総務課 広島県広島市中区上八丁堀６－30　082-224-5615（直通） 四国経済産業局総務課 香川県高松市サンポート３－33　087-811-8503（直通）

府省庁名	相談窓口
経済産業省	九州経済産業局総務課 福岡県福岡市博多区博多駅東２－11－１　092-482-5405（直通） 内閣府沖縄総合事務局経済産業部政策課 沖縄県那覇市おもろまち２－１－１ 那覇第２地方合同庁舎２号館 098-866-1726（直通）
国土交通省	①地方整備局関係 東北地方整備局東北圏広域地方計画推進室 宮城県仙台市青葉区本町３－３－１　仙台合同庁舎Ｂ棟 022-225-2171（内線 3156、6132） thr-kou-suishin2@mlit.go.jp 関東地方整備局首都圏広域地方計画推進室 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１さいたま新都心合同庁舎２号館 048-601-3151（内線 3213、3221） ktr-kouiki-shutoken@mlit.go.jp 北陸地方整備局北陸圏広域地方計画推進室 新潟県新潟市中央区美咲町１－１－１　新潟美咲合同庁舎１号館 025-370-6687（直通）　hokuriku-localplan@hrr.mlit.go.jp 中部地方整備局中部圏広域地方計画推進室 愛知県名古屋市中区三の丸２－５－1 名古屋合同庁舎第２号館 052-953-8127（直通）　cbr-cusui@mlit.go.jp 近畿地方整備局近畿圏広域地方計画推進室 大阪府大阪市中央区大手前１－５－44 大阪合同庁舎１号館 06-6942-1141（内線 3116）　kkr-otayori@mlit.go.jp 中国地方整備局中国圏広域地方計画推進室 広島県広島市中区上八丁堀６－30 広島合同庁舎２号館 082-221-9231（内線 3221）　opinionkokudo@cgr.mlit.go.jp 四国地方整備局四国圏広域地方計画推進室 香川県高松市サンポート３－33 087-811-8309（直通）　skr-kokudokyoujin@mlit.go.jp 九州地方整備局九州圏広域地方計画推進室 福岡県福岡市博多区博多駅東２－10－７ 福岡第二合同庁舎 092-476-3543（直通）　qsr-kokudokyoujin@mlit.go.jp 内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課 沖縄県那覇市おもろまち２－１－１ 那覇第２地方合同庁舎２号館 098-866-1901（直通） ②北海道開発局関係 北海道開発局開発監理部開発調整課 北海道札幌市北区北８条西２丁目 011-709-9216（直通）　hkd-ky-infra@gxb.mlit.go.jp ③地方運輸局関係 北海道運輸局総務部安全防災・危機管理調整官　札幌第二合同庁舎 北海道札幌市中央区大通西 10 丁目 011-290-2711（直通）　hkt-kyojinka@gxb.mlit.go.jp

府省庁名	相談窓口
国土交通省	東北運輸局総務部総務課 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町１　仙台第四合同庁舎 022－791－7504（内線 219）　tht-som-akc@ou.mlit.go.jp 北陸信越運輸局総務部安全防災・危機管理課 新潟県新潟市中央区美咲町１－２－１　新潟美咲合同庁舎２号館 025－285－9000（直通）　hokushin-bosai@mlit.go.jp 関東運輸局総務部安全防災・危機管理課 神奈川県横浜市中区北仲通５－57 横浜第２合同庁舎 16 階 045－211－7269（直通）　ktt-som-abk@ou.mlit.go.jp 中部運輸局総務部総務課 愛知県名古屋市中区三の丸２－２－１　名古屋合同庁舎第１号館 052－952－8002（直通）　cbt-som-abk@gxb.mlit.go.jp 近畿運輸局総務部安全防災・危機管理課 大阪市中央区大手前４－１－76　大阪合同庁舎第４号館 06－6949－6412　kkt-kinki-anki@gxb.mlit.go.jp 神戸運輸監理部総務企画部安全防災･危機管理調整官 神戸市中央区波止場町１－１　神戸第２地方合同庁舎 078－321－3473（直通）　kbm-anzen-bousai@gxb.mlit.go.jp 中国運輸局総務部安全防災・危機管理課 広島県広島市中区上八丁堀６－30　広島合同庁舎４号館 082－228－3439（直通） cgt-bousaitantou01@gxb.mlit.go.jp 四国運輸局総務部安全防災・危機管理調整官 香川県高松市サンポート３－33 087－811－9092（直通）　skr-kyojinka1@gxb.mlit.go.jp 九州運輸局総務部安全防災・危機管理課 福岡県福岡市博多区博多駅東２－11－１ 092－472－2312（直通）　qst-anbouhan-gaibu1@gxb.mlit.go.jp 内閣府沖縄総合事務局運輸部総務運航課 沖縄県那覇市おもろまち２－１－１　那覇第２地方合同庁舎２号館 098-866-1836（直通） ④海上保安関係 海上保安庁総務部政務課 東京都千代田区霞が関２－１－３　中央合同庁舎３号館 03-3580-2083（直通）　jcghseimu11-4b4j@mlit.go.jp ⑤その他 国土交通省国土政策局総合計画課 東京都千代田区霞が関２－１－３　中央合同庁舎２号館 03-5253-8356
環境省	環境省 東京都千代田区霞が関１－２－２

府省庁名	相談窓口
環境省	①「自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアル策定の手引き」の提供について 環境保健部環境安全課 03-5521-8259（直通）　ehs@env.go.jp ②自然生態系が有する防災・減災機能の評価について 自然環境局自然環境計画課生物多様性戦略推進室 03-5521-8275（直通）　NBSAP@env.go.jp ③利用者の安全確保及び森林等の荒廃の拡大を防ぐ自然公園等の整備について 自然環境局自然環境整備課 03-5521-8281（直通）　shizen-seibi@env.go.jp ④森林等の荒廃を防ぐための鳥獣管理について 自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 03-5521-8285（直通）　shizen-choju@env.go.jp ⑤災害廃棄物、浄化槽関連の施策・事業について 環境再生・資源循環局総務課 03-5521-9268（直通）　hairi-kikaku@env.go.jp ⑥上記以外の内容について 大臣官房総合政策課企画評価・政策プロモーション室 03-5521-8326（直通）　kikaku-pr@env.go.jp
防衛省	北海道防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 北海道札幌市中央区大通西 12 丁目（札幌第３合同庁舎） 011-272-7571　chouseika@hokkaido.rdb.mod.go.jp 東北防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 宮城県仙台市宮城野区五輪１－３－15（仙台第３合同庁舎） 022-297-8212 北関東防衛局企画部地方協力基盤整備課事態対処支援室 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１（さいたま新都心合同庁舎２号館） 048-600-1800（内線 2707） 南関東防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 神奈川県横浜市中区北仲通５－57（横浜第２合同庁舎） 045-211-7102 近畿中部防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 大阪府大阪市中央区大手前４－１－67（大阪合同庁舎第２号館） 06-6945-4956 中国四国防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 広島県広島市中区上八丁堀６－30（広島合同庁舎４号館） 082-223-7153 九州防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 福岡県福岡市博多区博多駅東２－10－７　（福岡第２合同庁舎） 092-483-8816 沖縄防衛局企画部地方調整課地方協力確保室 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 290－９ 098-921-8181（内線 213、220、237） h-kakuho@okinawa.rdb.mod.go.jp

（資料１０） 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対する関係府省庁の支援について

趣旨等

国土強靱化を実効あるものとするためには、国のみならず地方公共団体等を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠。

地方公共団体による国土強靱化地域計画の策定及び当該計画に基づく取組等の推進に向けた、政府による支援策の一環としてとりまとめ、公表するもの。

概要

○ 関係府省庁の支援方針

令和３年度予算においては、地方公共団体が策定する国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対し、交付金制度の特性に留意し実効性を考慮しつつ、当該年度の採択、予算配分において、令和２年度と同様の枠組みで「重点化」の支援を行う。

支援を講じる交付金・補助金は、以下の関係９府省庁所管の 57 の交付金・補助金。

○ 関係府省庁の支援の内容

・予算配分、採択において、重点配分、優先採択等の重点化

【内閣府】 地方創生整備推進交付金

【警察庁】 都道府県警察施設整備費補助金（警察施設整備関係）、特定交通安全施設等整備事業に係る補助金

【総務省】 放送ネットワーク整備支援事業費補助金、無線システム普及支援事業費等補助金、消防防災施設整備費補助金、緊急消防援助隊設備整備費補助金

【文部科学省】学校施設環境改善交付金、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、国宝重要文化財等防災施設整備費補助金

【厚生労働省】地方改善施設整備費補助金、社会福祉施設等施設整備費補助金、次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金、地域介護･福祉空間整備等施設整備交付金

【農林水産省】農業・食品産業強化対策整備交付金（強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち卸売市場施設整備）、農村地域防災減災事業費補助（農村地域防災減災事業）、農山漁村地域整備交付金、農業水利施設保全管理整備交付金、農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）、鳥獣被害防止総合対策交付金、治山事業、林

業・木材産業成長産業化促進対策、水産物供給基盤整備事業費補助（水産基盤整備事業）、水産資源環境整備事業費補助（水産基盤整備事業）、浜の活力再生・成長促進交付金、海岸保全施設整備事業費補助（海岸保全施設整備事業（漁港海岸））

【国土交通省】防災・安全交付金、住宅市街地総合整備促進事業費補助＜密集市街地総合防災事業、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業＞

【環境省】　自然環境整備交付金、環境保全施設整備交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

・交付金・補助金の交付の判断にあたって、一定程度配慮。

【文部科学省】認定こども園施設整備交付金

【厚生労働省】社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金

【農林水産省】森林整備事業（山村強靭化林道整備事業）、漁村振興対策地方公共団体整備費補助金（漁港機能増進事業）、森林・山村多面的機能発揮対策交付金、海岸保全施設整備事業費補助（海岸保全施設整備事業（農地海岸））

【経済産業省】石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金

【国土交通省】地籍調査費負担金、地籍整備推進調査費補助金、特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助、空港整備事業費補助金、住宅市街地総合整備促進事業費補助＜空き家対策総合支援事業、地域居住機能再生推進事業＞、港湾改修費補助、海岸保全施設整備事業費補助、特定洪水対策等推進事業費補助、特定土砂災害対策推進事業費補助、下水道防災事業費補助、都市安全確保促進事業費補助金、無電柱化推進事業費補助、道路交通安全施設等整備事業費補助、道路更新防災等対策事業費補助、地域連携道路事業費補助、交通連携道路事業費補助、道路交通円滑化事業費補助

【環境省】　循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）、循環型社会形成推進交付金（廃棄物処理施設分）、廃棄物処理施設整備交付金（大規模災害に備えた廃棄物処理体制拠点整備事業）

注：本件「関係府省庁による支援について」の詳細については、

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/202104_shien.pdf

を参照してください。なお、本件「関係府省庁による支援について」に係る交付金又は補助金に関するお問合せ先についても、併せて掲載しています。

（資料１１）　“ジャパン・レジリエンス・アワード（強靱化大賞）”
「国土強靱化地域計画賞」について

「ジャパン・レジリエンス・アワード（強靱化大賞）」は、次世代に向けたレジリエンス社会構築のため、全国から“強くてしなやかな国づくり、地域づくり、人づくり、産業づくりに資する活動、技術開発、製品開発等”を実施している企業・団体を評価・表彰する（一社）レジリエンスジャパン推進協議会の制度です。

国土強靱化基本法が制定されて以来、全国の地方公共団体で国土強靱化地域計画策定が推進され都道府県での策定が終わり、これからは市区町村での策定が本格化することが期待されます。

このような中、今後策定される地方公共団体に国土強靱化地域計画の意義やメリットを理解いただき今後の策定が円滑に進捗して地域の強靱化が進むことを目的に、地域計画策定に工夫して取組み、地域の国土強靱化を推進している先導的な地方公共団体を表彰する「国土強靱化地域計画賞」が新たな賞として設けられ、今年度は、金賞１団体、優秀賞１団体が受賞しました。

ジャパン・レジリエンス・アワード 2021

http://www.resilience-jp.biz/award/

【金賞　受賞団体】　群馬県館林市

団体名	受賞理由
群馬県 館林市	○　職員によるワークショップや研修会の開催など策定における実践的な取組だけでなく、住民・事業者・行政が共に強靱化を進めていくための計画と位置づけ、住民・事業者・行政ごとの取組を明示するなど、強靱化の取組を可視化した計画として高く評価できる。 ○　地域の強靱化に関する広報・啓発の取組も積極的に実施している。

【優秀賞　受賞団体】　愛知県西尾市

国土強靱化地域計画に定める事業における交付金・補助金を活用した地域の強靱化の取組事例

内閣府所管の交付金・補助金を活用した地域の強靱化の取組事例

【事例1】 石川県
（国土強靱化に資する道整備）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生の防止
山間部における孤立集落の発生を防止するため、緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・林道の整備を推進する。

重点化した交付金・補助金

令和2年度 地方創生整備推進交付金
（事業費550百万円／国費275百万円）

事業概要と効果

- 市町村道、広域農道、林道を一体的に整備
- 迂回路・緊急避難路として利用可能な防災・減災、国土強靱化に資する道路ネットワークを構築
- 農林業・観光業の振興、交流人口の拡大

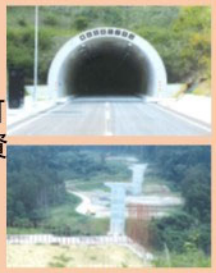

孤立集落の発生防止に資する道路の整備

【事例2】 大分県
（国土強靱化に資する港整備）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 基幹的陸上海上交通ネットワーク構築
大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせないため、海上輸送拠点である港湾の整備など、広域交通網の着実な整備を推進し、輸送の代替性の確保を図る。

重点化した交付金・補助金

令和2年度 地方創生整備推進交付金
（事業費486百万円／国費210百万円）

事業概要と効果

- 地域経済を支える臼杵港に耐震強化岸壁及び緑地を整備
- 災害発生時の緊急物資搬入等の防災機能の強化や災害発生後の迅速な経済活動再開に寄与

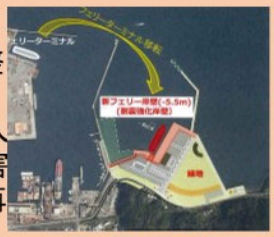

耐震強化岸壁・緑地の整備

警察庁所管の交付金・補助金を活用した地域の強靱化の取組事例

【事例3】 岡山県
（警察施設の耐震化）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 警察・消防庁舎の耐震化等
耐震化が未実施の警察施設は、老朽化・狭隘化が著しいため、建て替えによる耐震化を計画的に進めることで、被災時における警察機能低下の防止及び救助活動拠点の保持を図る。

重点化した交付金・補助金

令和2年度 都道府県警察施設整備費補助金
（事業費 1,931百万円 ／ 国費 398百万円）

事業概要と効果

- 警察本部庁舎の建て替え整備により、庁舎の耐震化及び本部所属の集約化を図り、災害発生時における拠点施設としての運用に寄与

新築庁舎イメージ

【事例4】 愛媛県
（警察施設の耐震化）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 警察、消防施設の耐震化や資機材等の充実
救出・救助活動の中心となる警察、消防について、体制強化等を図るほか、防災拠点となる警察、消防施設の耐震化を進める。

重点化した交付金・補助金

令和2年度 都道府県警察施設整備費補助金
（事業費 24百万円／国費 12百万円）

事業概要と効果

- 愛媛県久万高原警察署庁舎の耐震改修を実施し、警察署庁舎の災害発生時における機能維持、警察職員による迅速な災害対応活動に寄与

耐震改修イメージ

警察庁所管の交付金・補助金を活用した地域の強靱化の取組事例

【事例5】岐阜県（特定交通安全施設等整備事業）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○　交通環境の安定化を図るため、交差点に設置された全ての信号機について、信号機電源付加装置等の整備を進める。
○　地震発生時の信号柱の倒壊による道路交通の寸断等の回避を図るため、老朽化したコンクリート製の信号柱を耐震性の高い鋼管柱に更新する。

重点化した交付金・補助金

令和2年度特定交通安全施設等整備事業に係る補助金
（事業費200百万円／国費100百万円）

事業概要と効果

- 信号機電源付加装置の整備を実施し（9台）、停電時における信号機の機能停止の防止に寄与
- 信号柱を鋼管柱に更新し（220本）、地震発生時の信号柱倒壊による道路交通の寸断及び信号機の機能停止を防止

【整備イメージ】

信号機電源付加装置

更新された信号柱

【事例6】和歌山県（特定交通安全施設等整備事業）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○　緊急交通路の円滑で安全な通行を確保するため、主要な交差点を中心に信号機電源付加装置を引き続き配備する。
○　信号機の停止による交通事故の発生等を抑えるため、信号柱や信号制御機の更新等を引き続き実施する。

重点化した交付金・補助金

令和2年度特定交通安全施設等整備事業に係る補助金
（事業費169百万円／国費84百万円）

事業概要と効果

- 信号機電源付加装置の整備を実施し（3台）、停電時における信号機の機能停止の防止に寄与
- 信号制御機の更新の整備を実施し（88基）、信号制御機の老朽化を解消し、故障に伴う信号機の機能停止を防止

【整備イメージ】

信号機電源付加装置

更新された信号制御機

総務省所管の交付金・補助金を活用した地域の強靱化の取組事例

【事例7】 島根県大田市（ケーブルテレビネットワーク光化）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○　光ケーブル化の推進
安定した通信を確保するため、同軸ケーブルを光ケーブルへ更新する。

重点化した交付金・補助金

令和2年度　放送ネットワーク整備支援事業費補助金
（事業費425百万円／国費212百万円）

事業概要と効果

- 如何なる状況下においても確実かつ安定的な情報伝達を確保し、4K・8Kの視聴環境の構築に資する観点から、FTTH化を行い、耐災害性の強化を図る。

【事例8】 岡山県高梁市（ケーブルテレビネットワーク光化）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○　情報伝達手段の多様化
災害発生時における安定的な情報提供環境の向上を図るため、老朽化したHFC方式ケーブルテレビ網をFTTH方式に施設整備を行う必要がある。

重点化した交付金・補助金

令和2年度　放送ネットワーク整備支援事業費補助金
（事業費236百万円／国費118百万円）

事業概要と効果

- 災害発生危険度を踏まえた局舎所在地の見直し及び水害時の停電の影響を受けにくい伝送路の方式であるFTTH化整備を行う。
- 4K・8Kの視聴環境の構築に資する観点から、FTTH化を行う。

総務省所管の交付金・補助金を活用した地域の強靭化の取組事例

【事例9】 鳥取県江府町
（情報通信機能の確保 ）

国土強靭化地域計画に定めた対応

○ 情報通信機能の確保
行政、情報関係事業者の機能確保を図るため、関連施設の耐震化をはじめ、自家発電施設の設置等の電力供給のバックアップ整備等、通信システムの機能維持を推進する。

重点化した交付金・補助金

令和2年度　公衆無線LAN環境整備支援事業
（事業費2.8百万円 / 国費1.8百万円）

事業概要と効果

- インターネット環境を整備することで、災害発生時にも住民が広く情報収集できる状態を確保する

【事例10】 北海道蘭越町
（避難場所等の指定・整備）

国土強靭化地域計画に定めた対応

○ 避難場所等の指定・整備
関係機関相互の災害情報の共有や住民等への情報伝達体制の強化を目指す。主要な避難所8か所に、公衆無線LANの環境整備を行う。

重点化した交付金・補助金

令和2年度　公衆無線LAN環境整備支援事業
（事業費11百万円 / 国費7.3百万円）

事業概要と効果

- インターネット環境を整備することで、災害発生時にも住民等が広く情報収集できる状態を確保する

総務省所管の交付金・補助金を活用した地域の強靭化の取組事例

【事例11】 高知県高知市
（耐震性貯水槽の整備）

国土強靭化地域計画に定めた対応

○ 大規模な市街地火災や津波火災に対する活動能力を高めるため、消防の体制・装備資機材や訓練環境の充実強化、通信基盤の高度化を図るとともに、必要な消火体制を検討する。

重点化した交付金・補助金

令和2年度　消防防災施設整備費補助金
（事業費27百万円 / 国費11百万円）

事業概要と効果

- 大規模な市街地火災や津波火災に対する活動能力向上のための消防体制の充実強化
- 地震火災、津波火災による市街地の延焼拡大の防止

整備イメージ

【事例12】 岡山県岡山市
（消防車両・資機材等の充実）

国土強靭化地域計画に定めた対応

○ 消防力の充実強化
「消防車両等更新計画」に基づき、非常用車両を含めた消防車両等の順次更新を進めるとともに、悪路走行能力を強化した車両を整備し、災害対応力の強化を図る。

重点化した交付金・補助金

令和2年度　緊急消防援助隊設備整備費補助金
（事業費308百万円 / 国費93 百万円）

事業概要と効果

- 大規模災害時に対応する消防・救急体制の充実
- 常備消防及び緊急消防援助隊としての機能強化

整備イメージ

文部科学省所管の交付金・補助金を活用した地域の強靱化の取組事例

【事例13】 岡山県倉敷市
（避難所の機能継続のためのトイレ整備）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 避難所の機能継続性の確保
避難所として長期使用されることが想定されるエリアにおいて、洋式トイレ・多目的トイレの整備を検討する。

重点化した交付金・補助金

令和2年度　学校施設環境改善交付金
（ 国費74,588百万円の内数）

事業概要と効果

- 災害時には避難所としても使用される公立小中学校について、トイレを洋式化。
- 衛生環境を改善することにより避難所の機能継続性を確保。

10

農林水産省所管の交付金・補助金を活用した地域の強靱化の取組事例

【事例14】 愛知県
（ため池の耐震化対策）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ ため池の防災対策の推進
防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともに、ハザードマップの作成支援など総合的な対策を実施する。

重点化した交付金・補助金

令和2年度　農村地域防災減災事業
（事業費6百万円／国費3百万円）

事業概要と効果

- 自然的、社会的要因で生じた、ため池を含む農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るため、堤体・取水施設・余水吐等の改修を実施し、災害発生の未然防止を図る。

【事例15】 岐阜県羽島市
（農業水利施設の整備・補強）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 農業関連施設の整備
集中豪雨等の異常気象時に内水排除を促し、農地や農業用施設等の被害軽減を図る。

重点化した交付金・補助金

令和2年度　農業水路等長寿命化・防災減災事業
（事業費28百万円／国費14百万円）

事業概要と効果

- 当該地区は排水路樋門の老朽化・維持管理労力の増加が課題。
- このため、樋門の改修と併せて電動化することで、労力軽減を図るとともに、突発的な豪雨等に対して迅速な操作を図るもの。
- 令和2年度7月豪雨においては、迅速な操作を実施し、湛水被害を防止した。

農林水産省所管の交付金・補助金を活用した地域の強靱化の取組事例

【事例16】 福島県福島市
（地域連携販売力強化施設）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○　防災拠点となる「道の駅」の整備
　防災拠点となる「道の駅」の整備により、被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命にかかわる物資・エネルギー供給の停止に備える。

重点化した交付金・補助金

令和2年度　農山漁村振興交付金のうち
農山漁村活性化整備対策
（事業費1,535百万円 / 国費188百万円）

事業概要と効果

- 地域振興施設「道の駅」に直売施設や食材提供施設を整備することで、地域産物の販売額の増加、地域住民の雇用増加を図るとともに都市と農村の交流を図る。

イメージ

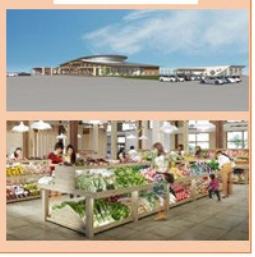

【事例17】 滋賀県東近江市
（ 自然環境保全・活用交流施設）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○　農地・森林等の被害による市土の荒廃
　自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な自然公園の整備を推進する。

重点化した交付金・補助金

令和2年度　農山漁村振興交付金のうち
農山漁村活性化整備対策
（事業費108百万円 / 国費45百万円）

事業概要と効果

- 人々が集い環境学習や森林保全を行える総合案内施設と里山の自然と地形を活かした森林浴遊歩道を整備することにより、都市と農村の交流を図る。
- 本年度は3か年事業の1年目である。

イメージ

農林水産省所管の交付金・補助金を活用した地域の強靱化の取組事例

【事例18】 福島県郡山市
（最適な捕獲機材の導入及び被害防止施設の整備）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○　鳥獣被害防止対策
　野生鳥獣の生息数が依然として増加傾向であると推測されることから、被害防止及び捕獲処分の両面からなる総合的な有害鳥獣対策と市町村の区域を超えた広域的な被害防止対策に取り組んでいく。

重点化した交付金・補助金

令和2年度　鳥獣被害防止総合対策交付金
【鳥獣被害防止総合支援事業】
（事業費25.5百万円 / 国費21.3百万円）

事業概要と効果

- 被害を及ぼす鳥獣（ツキノワグマ、イノシシ、ハクビシン）に最適なわなを選定し、導入することで捕獲を推進。
- 被害防除を目的とした、侵入防止柵の整備。

【事例19】 茨城県笠間市
（ 実施隊による捕獲活動及び効率的な被害防除 ）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○　農業生産基盤の災害対応力の強化
　食料の生産基盤となる農地を確保するため、土地改良事業による優良農地の整備や遊休農地の解消、担い手農家への農地の集積，鳥獣害対策など、ハードとソフトを組み合わせた対策を推進します。

重点化した交付金・補助金

令和2年度　鳥獣被害防止総合対策交付金
【鳥獣被害防止総合支援事業】
（事業費3.1百万円 / 国費3.0百万円）

事業概要と効果

- 農作物被害把握のためのアンケート実施。
- 市で組織した鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動。
- 追い払い、追い上げ活動を効果的に実施するためのデジタル無線機導入。

農林水産省所管の交付金・補助金を活用した地域の強靱化の取組事例

【事例20】 山梨県
（治山施設の整備）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 治山事業による土砂災害対策の着実な推進
山間部の集落周辺の森林の山地災害防止機能を確保するための整備を適切に実施する。更に、山地災害危険地区における治山事業未着手地区の解消を目指す。

重点化した交付金・補助金

令和2年度 治山事業
（事業費35百万円／国費18百万円）

事業概要と効果

- 山地災害危険地区における要配慮者利用施設周辺に治山施設を優先的に整備し、施設や道路等を山地災害より保全

治山施設整備後のイメージ

【事例21】 岩手県
（岸壁の耐震・耐津波対策）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 漁港施設の耐震・耐津波強化対策
災害時において、地域防災計画で海上輸送拠点に位置付けられている漁港が、近隣漁業集落への緊急物資や人員の輸送拠点として役割を果たすことができるよう、漁港施設機能強化事業等により、防波堤及び岸壁等の耐震・耐津波の強化を推進します。

重点化した交付金・補助金

水産基盤整備事業（令和2年度新規採択）
（令和2年度当初 事業費10百万円／ 国費5百万円）

事業概要と効果

- 防災拠点漁港である広田漁港において、岸壁の耐震・津波対策を実施予定。
- 被災時の緊急物資輸送網の確保等に寄与。

農林水産省所管の交付金・補助金を活用した地域の強靱化の取組事例

【事例22】 北海道根室市
（一時避難施設の整備等総合的な防災対策強化）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 食料生産基盤の整備及び生産体制の強化
いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、基幹産業を支える漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。

重点化した交付金・補助金

令和2年度 浜の活力再生・成長促進交付金
（事業費294百万円/国費147百万円）

事業概要と効果

- L1津波を対象とした一時避難施設を整備
- 水産関係者が安心して従事できるよう、総合的な防災対策の強化

イメージ

【事例23】 鳥取県
（農産物輸送路の健全性及び安全性の確保）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 農地整備事業（通作条件整備）
農道橋や農道トンネルの点検診断を行うとともに、機能保全対策面からの更新整備や機能強化対策面からの整備水準の向上を図る保全対策を確実に実施することにより、既存インフラの健全性と安全性を確保する。

重点化した交付金・補助金

令和2年度 農山漁村地域整備交付金
のうち農地整備事業（通作条件整備）
（事業費58百万円 / 国費29百万円）

事業概要と効果

- 農道橋や農道トンネルの点検・診断を実施し、適正な維持管理や保全対策を進めることで、農産物輸送路の健全性及び安全性の確保に寄与。

点検、診断状況

施工前

施工イメージ

農林水産省所管の交付金・補助金を活用した地域の強靱化の取組事例

【事例24】 兵庫県姫路市
（排水機場及び水門の改良・補修による高潮対策）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 県が管理する海岸等の社会基盤施設について、計画的・効率的に老朽化対策を推進し、県土の安全・安心を確保

事業箇所名	事業場所	事業概要
妻鹿漁港海岸	姫路市	白浜排水機場

重点化した交付金・補助金

令和2年度　海岸事業（漁港海岸）
（事業費120百万円 / 国費60百万円）

事業概要と効果

- 妻鹿漁港海岸において、排水機場及び水門の改良工事を実施
- 高潮災害から海岸背後地域を防護

16

国土交通省所管の交付金・補助金を活用した地域の強靱化の取組事例

【事例25】 和歌山県
（道路の冠水対策及び狭隘解消）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 緊急輸送道路等の通行確保
救助・救援のために必要不可欠な緊急輸送道路や地域の幹線道路について、災害時においても円滑な通行を確保するための対策を行う。

重点化した交付金・補助金

令和2年度　防災・安全交付金
（国費764百万円の内数）

事業概要と効果

- 第二次緊急輸送道路である、一般国道169号（和歌山県東牟婁郡北山村）において、北山川の増水時の冠水区間における道路の嵩上げや隘路区間の現道拡幅を実施
- 冠水対策や狭隘区間の解消により、災害時の緊急輸送道路の円滑な通行を確保

【事例26】 和歌山県
（防波堤の粘り強い化）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○ 港湾における防波堤の粘り強い化
津波被害の軽減等を図るため、港湾の既存施設の嵩上げ等、港湾施設の機能強化に資する必要なハード整備を優先的に実施する。

重点化した交付金・補助金

令和2年度　防災・安全交付金
（国費465百万円の内数）

事業概要と効果

- 湯浅広港における粘り強い構造の防波堤の整備
- 津波被害の軽減や早期の復旧・復興に資する港湾機能の確保に寄与

国土交通省所管の交付金・補助金を活用した地域の強靭化の取組事例

【事例27】鹿児島県
（耐震強化岸壁等の整備）

国土強靭化地域計画に定めた対応

○　耐震強化岸壁(防災拠点等)の整備
　大規模自然災害が発生した際に海上からの物資等輸送ルートを確実に確保できるよう、拠点となる港湾の耐震強化岸壁をはじめとする係留施設・緑地・臨港道路等の整備を推進する。

重点化した交付金・補助金

令和2年度　防災・安全交付金
（国費433百万円の内数）

事業概要と効果

- 名瀬港における耐震強化岸壁等の整備
- 災害時における防災拠点として、災害時における緊急物資等の海上輸送機能の確保に寄与

【事例28】 静岡県
（河川及び洪水調節施設等の整備）

国土強靭化地域計画に定めた対応

○　河川及び洪水調節施設等の整備
- 施設整備については、広域にわたり甚大な浸水被害が想定される河川を優先して河道拡幅や遊水地の整備などの予防型対策を着実に推進する。
- 近年浸水被害のあった河川において、再び大きな被害を発生させない災害対応型対策の重点化を図り実施する。等

重点化した交付金・補助金

令和2年度　防災・安全交付金
（国費1,455百万円の内数）

事業概要と効果

- 巴川等において、洪水のピーク時流量の低減を目的とした遊水地の整備などを推進
- 近年浸水被害のあった沼川等において、放水路や護岸、河道掘削等の整備を実施

→異常気象等による市街地等の浸水の軽減に寄与

国土交通省所管の交付金・補助金を活用した地域の強靭化の取組事例

【事例29】 富山県富山市
（公共下水道(雨水)の整備による浸水対策）

国土強靭化地域計画に定めた対応

○　公共下水道(雨水)の整備による浸水対策
　富山市の中心市街地において、都市化の進展及び局地的な集中豪雨による雨水流出量の増加へ対応するため、雨水貯留施設や雨水管の整備を行い、浸水被害の軽減を図る。

重点化した交付金・補助金

令和2年度　防災・安全交付金
（国費1,432百万円の内数）

事業概要と効果

- 富山市の中心市街地における浸水対策のため、雨水貯留施設や雨水管の整備を実施
⇒浸水被害面積を軽減(10年確率降雨時浸水想定面積51.5ha→19.7ha(約62%減))することにより、安心・安全、コンパクトなまちづくりに寄与し、地方創生を後押し

【事例30】 大阪府大阪市
（防潮堤の津波等浸水対策の推進）

国土強靭化地域計画に定めた対応

○　防潮堤の津波等浸水対策の推進
　地震時の堤防、護岸の亀裂、崩壊による二次災害(津波による浸水等)を防止するため、液状化等を考慮した堤防、護岸の耐震補強を行う。

重点化した交付金・補助金

令和2年度　防災・安全交付金
（国費2,849百万円の内数）

事業概要と効果

- 南海トラフ地震により止水機能の喪失が想定される堤防について、南海トラフ地震や直下型地震にも対応できるよう耐震改修を実施する。

→大規模地震の際にも防潮堤の機能を発揮

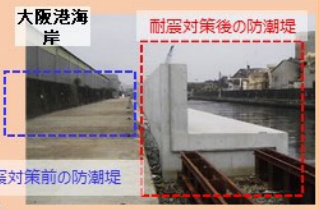

国土交通省所管の交付金・補助金を活用した地域の強靱化の取組事例

【事例31】 愛知県
（都市公園等事業）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○　災害対応の体制・資機材強化
○　自治体等の活動の支援
○　火災に強いまちづくり等の推進

広域避難場所・防災活動拠点等となる県営都市公園の整備を促進し、円滑な救助・救援活動等に必要な環境を整える。

重点化した交付金・補助金

令和2年度　防災・安全交付金
（国費562百万円の内数）

事業概要と効果

- 大高緑地ほか4公園
- 公園の整備を進めることで、災害時の救助・救援活動等に必要な環境を整えるとともに、平時の緑豊かな都市環境の形成を推進する

【事例32】 群馬県
（防災拠点を結ぶアクセス道路の整備）

国土強靱化地域計画に定めた対応

○　緊急輸送道路等の確保

救助・救急活動や緊急物資の輸送等を円滑かつ迅速に行うとともに、災害時の避難路を確保するため、交差点の拡幅、代替道路の整備により緊急輸送道路を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する。

重点化した交付金・補助金

令和2年度　社会資本整備総合交付金
（国費2,388百万円の内数）

事業概要と効果

- 第一次緊急輸送道路である、一般県道南新井前橋線（群馬県北群馬郡榛東村）において、バイパス整備事業を実施
- 重要物流道路を補完し、防災拠点である「陸上自衛隊 相馬原駐屯地」及び「榛東村役場」と、関越自動車道及び国道17号を結ぶアクセス道路として、平常時・災害時の道路ネットワーク強化に寄与